

有価証券報告書

計算期間 自 平成21年1月1日
(第15期) 至 平成21年6月30日

1. 本ファイルは金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織 [EDINET (Electronic Disclosure for Investors' Network)] を利用して金融庁に提出した同法第24条第5項において準用された同条第1項に基づく有価証券報告書の記載事項を、PDF (Portable Document Format) ファイルとして作成したものであります。
2. 本ファイルは上記1の記載事項に目次及び頁を付してPDF化したものであります。

日本プライムリアルティ投資法人
(G03345)

目 次

頁

表紙

| | |
|--------------------|-----|
| 第一部 ファンド情報 | 1 |
| 第1 ファンドの状況 | 1 |
| 1 投資法人の概況 | 1 |
| (1) 主要な経営指標等の推移 | 1 |
| (2) 投資法人の目的及び基本的性格 | 7 |
| (3) 投資法人の仕組み | 9 |
| (4) 投資法人の機構 | 15 |
| (5) 投資法人の出資総額 | 22 |
| (6) 主要な投資主の状況 | 23 |
| 2 投資方針 | 24 |
| (1) 投資方針 | 24 |
| (2) 投資対象 | 30 |
| (3) 分配方針 | 31 |
| (4) 投資制限 | 31 |
| 3 投資リスク | 33 |
| 4 手数料等及び税金 | 45 |
| (1) 申込手数料 | 45 |
| (2) 買戻し手数料 | 45 |
| (3) 管理報酬等 | 45 |
| (4) その他の手数料等 | 56 |
| (5) 課税上の取扱い | 57 |
| 5 運用状況 | 60 |
| (1) 投資状況 | 60 |
| (2) 投資資産 | 62 |
| ① 投資有価証券の主要銘柄 | 62 |
| ② 投資不動産物件 | 62 |
| ③ その他投資資産の主要なもの | 130 |
| (3) 運用実績 | 131 |
| ① 純資産等の推移 | 131 |
| ② 分配の推移 | 132 |
| ③ 自己資本利益率（収益率）の推移 | 132 |
| 第二部 投資法人の詳細情報 | 133 |
| 第1 投資法人の追加情報 | 133 |
| 1 投資法人の沿革 | 133 |
| 2 役員の場合況 | 134 |
| 3 その他 | 135 |
| 第2 手続等 | 145 |
| 1 申込（販売）手続等 | 145 |
| 2 買戻し手続等 | 145 |

| | | |
|-----|-----------------|-----|
| 第3 | 管理及び運営 | 146 |
| 1 | 資産管理等の概要 | 146 |
| (1) | 資産の評価 | 146 |
| (2) | 保管 | 147 |
| (3) | 存続期間 | 147 |
| (4) | 計算期間 | 147 |
| (5) | その他 | 147 |
| 2 | 利害関係人との取引制限 | 154 |
| 3 | 投資主・投資法人債権者の権利 | 156 |
| 第4 | 関係法人の状況 | 160 |
| 1 | 資産運用会社の概況 | 160 |
| (1) | 名称、資本金の額及び事業の内容 | 160 |
| (2) | 運用体制 | 161 |
| (3) | 大株主の状況 | 162 |
| (4) | 役員の状況 | 163 |
| (5) | 事業の内容及び営業の概況 | 165 |
| 2 | その他の関係法人の概況 | 166 |
| (1) | 名称、資本金の額及び事業の内容 | 166 |
| (2) | 関係業務の概要 | 166 |
| (3) | 資本関係 | 166 |
| 第5 | 投資法人の経理状況 | 168 |
| 1 | 財務諸表 | 169 |
| (1) | 貸借対照表 | 169 |
| (2) | 損益計算書 | 171 |
| (3) | 投資主資本等変動計算書 | 172 |
| (4) | 金銭の分配に係る計算書 | 173 |
| (5) | キャッシュ・フロー計算書 | 174 |
| (6) | 注記表 | 175 |
| (7) | 附属明細表 | 183 |
| 2 | 投資法人の現況 | 188 |
| | 純資産額計算書 | 188 |
| 第6 | 販売及び買戻しの実績 | 189 |
| 第7 | 参考情報 | 190 |

[監査報告書]

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成21年 9 月29日 |
| 【計算期間】 | 第15期 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年 6 月30日) |
| 【発行者名】 | 日本プライムリアルティ投資法人 |
| 【代表者の役職氏名】 | 執行役員 金子 博人 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区八重洲一丁目 9 番 9 号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 取締役財務部長 小澤 克人 |
| 【連絡場所】 | 東京都中央区八重洲一丁目 9 番 9 号 |
| 【電話番号】 | 03-3231-1051 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) |

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【投資法人の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

a. 主要な経営指標等の推移

| 期別 日数 | 第6期 (平成16年 12月期) | 第7期 (平成17年 6月期) | 第8期 (平成17年 12月期) | 第9期 (平成18年 6月期) | 第10期 (平成18年 12月期) |
|-----------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|-------------------------|
| | 184日 | 181日 | 184日 | 181日 | 184日 |
| 営業成績 | | | | | |
| 営業収益 (百万円) | 7,685 | 8,503 | 8,587 | 8,588 | 9,088 |
| うち賃貸事業収入 (百万円) | 7,685 | 7,801 | 8,372 | 8,552 | 9,056 |
| うち不動産等売却益 (百万円) | — | 702 | 214 | — | — |
| うち受取配当金 (百万円) | — | — | — | 35 | 31 |
| 営業費用 (百万円) | 4,216 | 4,548 | 4,602 | 4,564 | 4,714 |
| うち賃貸事業費用 (百万円) | 3,672 | 3,768 | 4,044 | 4,013 | 4,151 |
| うち不動産等売却損 (百万円) | — | 235 | — | — | — |
| うち投資有価証券売却損 (百万円) | — | — | — | — | — |
| 営業利益 (百万円) | 3,469 | 3,954 | 3,984 | 4,024 | 4,373 |
| 経常利益 (百万円) | 2,869 | 3,377 | 3,399 | 3,450 | 3,643 |
| 当期純利益 (百万円) | 2,868 | 3,376 | 3,398 | 3,449 | 3,642 |
| 財産等の状況 | | | | | |
| 総資産額 (百万円) | 198,673 | 216,574 | 225,882 | 231,523 | 244,691 |
| 有利子負債額 (百万円) | 93,066 | 83,666 | 90,966 | 97,466 | 109,466 |
| 純資産額 (百万円) | 91,982 | 118,807 | 118,829 | 118,881 | 119,074 |
| 出資総額 (百万円) | 89,113 | 115,431 | 115,431 | 115,431 | 115,431 |
| 1口当たり分配金等の状況 | | | | | |
| 分配総額 (百万円) | 2,868 | 3,376 | 3,397 | 3,449 | 3,642 |
| 配当性向 (%) | 99.9 | 100.0 | 99.9 | 100.0 | 100.0 |
| 発行済投資口の総口数 (口) | 430,000 | 530,000 | 530,000 | 530,000 | 530,000 |
| 1口当たり純資産額 (円) | 213,912 | 224,165 | 224,206 | 224,304 | 224,668 |
| 1口当たり当期純利益 (注1) (円) | 6,671 | 6,599 | 6,411 | 6,508 | 6,872 |
| 1口当たり分配金 (円) | 6,671 | 6,370 | 6,411 | 6,509 | 6,873 |
| 利益分配金 (円) | 6,671 | 6,370 | 6,411 | 6,509 | 6,873 |
| 利益超過分配金 (円) | — | — | — | — | — |
| 財務指標 | | | | | |
| 総資産経常利益率 (注2) (%) | 1.5 | 1.6 | 1.5 | 1.5 | 1.5 |
| 年換算 (%) | 3.0 | 3.3 | 3.0 | 3.0 | 3.0 |
| 自己資本利益率 (注3-1) (%) | 3.1 | 3.2 | 2.9 | 2.9 | 3.1 |
| 年換算 (%) | 6.2 | 6.5 | 5.7 | 5.9 | 6.1 |
| 期首純資産額 (注3-2) (百万円) | 91,728 | 91,982 | 118,807 | 118,829 | 118,881 |
| 期末自己資本比率 (注4) (%) | 46.3 | 54.9 | 52.6 | 51.3 | 48.7 |
| 期末総資産有利子負債比率 (注5) (%) | 46.8 | 38.6 | 40.3 | 42.1 | 44.7 |
| DSCR (注6) (倍) | 9.4 | 9.3 | 9.6 | 9.7 | 8.8 |
| 金利償却前当期純利益 (百万円) | 4,771 | 4,878 | 5,261 | 5,585 | 5,891 |
| 支払利息 (百万円) | 510 | 524 | 545 | 574 | 668 |
| 賃貸NOI (注7) (百万円) | 5,404 | 5,476 | 5,860 | 6,100 | 6,485 |
| 年換算NOI利回り (注10) (%) | 6.0 | 5.4 | 5.6 | 5.9 | 5.8 |
| 賃貸NCF (注8) (百万円) | 4,939 | 5,119 | 5,381 | 5,785 | 6,053 |
| 年換算NCF利回り (注10) (%) | 5.5 | 5.1 | 5.2 | 5.6 | 5.4 |
| 1口当たりFFO (注9) (円) | 9,907 | 8,214 | 8,896 | 9,453 | 9,853 |
| 参考情報 | | | | | |
| 投資物件数 (注11) | 42 | 42 | 42 | 44 | 46 |
| テナント数 | 496 | 459 | 441 | 462 | 479 |
| 総賃貸可能面積 (注12) (㎡) | 273,330.52 | 281,408.97 | 308,205.26 | 315,156.84 | 337,382.05 |
| 稼働率 (%) | 95.1 | 95.4 | 97.2 | 98.0 | 98.6 |

| 期別 日数 | 第11期 (平成19年 6月期) | 第12期 (平成19年 12月期) | 第13期 (平成20年 6月期) | 第14期 (平成20年 12月期) | 第15期 (平成21年 6月期) |
|-----------------------|------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------|------------------------|
| | 181日 | 184日 | 182日 | 184日 | 181日 |
| 営業成績 | | | | | |
| 営業収益 (百万円) | 10,056 | 10,449 | 10,830 | 11,171 | 14,330 |
| うち賃貸事業収入 (百万円) | 9,496 | 10,415 | 10,830 | 11,171 | 11,030 |
| うち不動産等売却益 (百万円) | 530 | — | — | — | 3,300 |
| うち受取配当金 (百万円) | 30 | 34 | — | — | — |
| 営業費用 (百万円) | 4,948 | 5,443 | 5,550 | 5,689 | 7,762 |
| うち賃貸事業費用 (百万円) | 4,315 | 4,816 | 4,909 | 5,022 | 4,961 |
| うち不動産等売却損 (百万円) | — | — | — | 4 | 2,154 |
| うち投資有価証券売却損 (百万円) | — | — | — | — | 38 |
| 営業利益 (百万円) | 5,108 | 5,006 | 5,280 | 5,482 | 6,568 |
| 経常利益 (百万円) | 4,373 | 4,170 | 4,452 | 4,433 | 5,572 |
| 当期純利益 (百万円) | 4,372 | 4,169 | 4,451 | 4,432 | 2,331 |
| 財産等の状況 | | | | | |
| 総資産額 (百万円) | 271,398 | 278,842 | 303,459 | 309,253 | 329,163 |
| 有利子負債額 (百万円) | 92,966 | 99,683 | 123,475 | 129,255 | 150,230 |
| 純資産額 (百万円) | 161,098 | 160,895 | 161,177 | 161,158 | 159,057 |
| 出資総額 (百万円) | 156,725 | 156,725 | 156,725 | 156,725 | 156,725 |
| 1口当たり分配金等の状況 | | | | | |
| 分配総額 (百万円) | 4,372 | 4,169 | 4,451 | 4,432 | 2,331 |
| 配当性向 (%) | 99.9 | 99.9 | 100.0 | 99.9 | 99.9 |
| 発行済投資口の総口数 (口) | 625,000 | 625,000 | 625,000 | 625,000 | 625,000 |
| 1口当たり純資産額 (円) | 257,757 | 257,432 | 257,883 | 257,853 | 254,492 |
| 1口当たり当期純利益 (注1) (円) | 7,223 | 6,671 | 7,121 | 7,092 | 3,731 |
| 1口当たり分配金 (円) | 6,996 | 6,671 | 7,122 | 7,092 | 3,731 |
| 利益分配金 (円) | 6,996 | 6,671 | 7,122 | 7,092 | 3,731 |
| 利益超過分配金 (円) | — | — | — | — | — |
| 財務指標 | | | | | |
| 総資産経常利益率 (注2) (%) | 1.7 | 1.5 | 1.5 | 1.4 | 1.7 |
| 年換算 (%) | 3.4 | 3.0 | 3.1 | 2.9 | 3.5 |
| 自己資本利益率 (注3-1) (%) | 3.1 | 2.6 | 2.8 | 2.8 | 1.5 |
| 年換算 (%) | 6.3 | 5.1 | 5.5 | 5.5 | 2.9 |
| 期首純資産額 (注3-2) (百万円) | 119,074 | 161,098 | 160,895 | 161,177 | 161,158 |
| 期末自己資本比率 (注4) (%) | 59.4 | 57.7 | 53.1 | 52.1 | 48.3 |
| 期末総資産有利子負債比率 (注5) (%) | 34.3 | 35.7 | 40.7 | 41.8 | 45.6 |
| DSCR (注6) (倍) | 8.8 | 8.4 | 8.0 | 7.0 | 7.1 |
| 金利償却前当期純利益 (百万円) | 6,230 | 6,789 | 7,168 | 7,285 | 7,284 |
| 支払利息 (百万円) | 705 | 809 | 897 | 1,048 | 1,024 |
| 賃貸NOI (注7) (百万円) | 6,863 | 7,407 | 7,739 | 7,948 | 7,864 |
| 年換算NOI利回り (注10) (%) | 5.5 | 5.8 | 5.6 | 5.5 | 5.1 |
| 賃貸NCF (注8) (百万円) | 6,476 | 6,826 | 6,917 | 7,346 | 7,109 |
| 年換算NCF利回り (注10) (%) | 5.2 | 5.4 | 5.0 | 5.1 | 4.6 |
| 1口当たりFFO (注9) (円) | 8,839 | 9,566 | 10,031 | 9,977 | 10,015 |
| 参考情報 | | | | | |
| 投資物件数 (注11) | 48 | 49 | 50 | 52 | 51 |
| テナント数 | 491 | 517 | 537 | 499 | 476 |
| 総賃貸可能面積 (注12) (㎡) | 361,574.77 | 373,609.99 | 383,491.03 | 383,215.57 | 393,532.31 |
| 稼働率 (%) | 99.0 | 98.4 | 97.5 | 96.4 | 96.8 |

(注1) 1口当たり当期純利益は、当期純利益を期間の日数による加重平均投資口数で除することにより算定しています。

(注2) 経常利益 / (期首総資産額 + 期末総資産額) ÷ 2

(注3-1, 2) 当期純利益 / (期首純資産額 + 期末純資産額) ÷ 2

(注4) (期末純資産額 / 期末総資産額) × 100

(注5) (期末有利子負債額 / 期末総資産額) × 100

- (注6) 金利償却前当期純利益（不動産等売却損益、投資有価証券売却損及び特別損失は含みません。）／支払利息（投資法人債利息を含みます。）
- (注7) （賃貸事業収入－賃貸事業費用）＋当期減価償却額
- (注8) 賃貸NOI－資本的支出
- (注9) （当期純利益－不動産等売却損益＋投資有価証券売却損＋特別損失＋減価償却費＋その他不動産関連償却費）／期末発行済投資口の総口数
- (注10) 年換算賃貸NOI／物件取得価格、年換算賃貸NCF／物件取得価格
 なお、各期の物件取得価格は以下の通りです。（小数第2位以下を切捨て）
 第6期：1,796.2億円
 第7期：2,034.3億円（第7期中に売却したJPR池袋ビル、JPRパークウエスト高松及びJPRスクエア博多イースト・ウエストを含みます。）
 第8期：2,057.6億円（第8期中に売却したパークイースト札幌及びSK広島ビルを含みます。）
 第9期：2,092.2億円
 第10期：2,224.8億円
 第11期：2,505.6億円（第11期中に売却したツルミフーガ1及びJPR高松ビルを含みます。）
 第12期：2,519.0億円
 第13期：2,751.0億円
 第14期：2,843.1億円（第14期中に売却したNORTH33ビルを含みます。）
 第15期：3,119.1億円（第15期中に売却した明治安田生命大阪梅田ビル及びシュトラッセ一番町を含みます。）
- (注11) 新麹町ビル、福岡ビル、新宿スクエアタワー、ビッグス新宿ビル、新宿三丁目イーストビル、立川ビジネスセンタービル及びJPR梅田ロフトビルは複数回にわたって取得していますが、それぞれ1棟として物件数を計算しています。
- (注12) 契約面積と賃料算定面積が異なる場合、第10期までは賃料算定面積を賃貸面積としていましたが、第11期からは契約面積を賃貸面積としています。
- (注13) 財務指標上の比率の記載については、小数第2位以下を四捨五入（但し、配当性向のみ小数第2位以下を切捨て）して記載しています。

b. 事業の状況

(イ) 当期の概況

① 投資法人の主な経緯

日本プライムリアルティ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に基づき、平成13年9月14日に設立され、平成14年6月14日に発行済投資口の総口数289,600口で株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）不動産投資信託証券市場に上場（銘柄コード8955）しました。その後、平成19年2月に行った3度目の公募増資により、発行済投資口の総口数は625,000口となり、現在に至っています。本投資法人は株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント（以下「本資産運用会社」といいます。）に資産運用業務を委託し、オフィスと商業施設からなる複合型ポートフォリオを効率的に運用することにより投資主価値の最大化を目指してきました。

② 運用環境

世界的に経済が減速するなか、日本経済についても、企業収益の悪化、ひいては雇用環境の悪化へと、その影響が広範囲に拡がっており、一部底打ちの気配は見えつつあるものの、回復には時間を要するものと考えられています。また、景気の悪化、雇用に対する不安から、個人消費は低調に推移しました。

<オフィス賃貸市場>

オフィス市況については、景気の悪化に伴う需要低下の影響は免れず、東京においては空室率の上昇、賃料の下落が生じました。地方都市においても新規供給の拡大が重なった一部の地域は、さらに激しい市況の悪化が見られました。

<商業施設賃貸市場>

小売業界は、全国的な店舗展開の見直しや新規出店の抑制等の動きが顕著で、都市部の好立地店舗においても、引き続き上限賃料の下落や新規テナントの決定の長期化が見られました。

<不動産売買市場>

不動産売買市場への資金流入は依然として減少傾向が続いており、不動産の売却ニーズはあるものの、限定的な需要にマッチングせず、取引量が急激に減少しました。但し、直近の状況としては、資金調達環境に一部緩和の気配も見られ、ある程度の収益低下を織り込んだ水準での売買が見られました。今後は、取引量などの推移を注視する必要があると考えています。

③ 運用状況

<資産の入れ替え>

本投資法人は、主にポートフォリオの収益の安定化を目指し、地域分散、用途分散によるバランスに留意しつつ、昨今の市況変化を踏まえ、地方・商業物件から東京・オフィス物件への資産の入れ替えに注力しています。

当期においては、「オリーナスタワー」（取得価格313億円）を取得し、他方、「明治安田生命大阪梅田ビル」（当初取得価格83億円）、「シュトラッセー番町」（当初取得価格42億円）及び名駅2丁目開発特定目的会社発行の取得済優先出資証券（当初取得価格3.4億円）を売却し、資産の入れ替えを行いました。また、取得予定であった大阪の「（仮称）KM複合ビルプロジェクト商業施設棟」及び名駅2丁目開発特定目的会社発行の優先出資証券の追加取得について解約しました。その結果、平成21年6月末時点における保有資産残高は51物件、2,994億円（取得価格ベース）、総賃貸可能面積は393,532㎡、テナント数476となりました。

<保有資産の運用管理>

テナント満足度調査のフィードバックをはじめブランド戦略に基づくハード・ソフト両面からのサービスレベル向上に努めると同時に、既存テナントからの賃料減額要請には、退室防止の観点から柔軟な対応としつつ、減額幅の縮小にも努めました。また、新規テナント確保のため賃料条件を見直しする等の施策をとってきました。当期末においては高稼働率のオリーナスタワーの取得及びシュトラッセー番町の売却等物件の入れ替えを実施したこともあり、96.8%（前期比0.4%増）の高稼働率を維持することができました。

また、資産価値及びテナント満足度の向上を目指したブランド戦略の一環として実施していたJPR市ヶ谷ビル及び三菱UFJリース名古屋本社ビルの空調改修並びにJPR博多ビルの共用部改修工事が完了し、テナントの高評価を得ています。なお、三菱UFJリース名古屋本社ビルの共用部改修工事及びJPR横浜日本大通ビルの空調改修工事は引続き実施中です。

<資金調達の状況>

本投資法人は、当期においても、資産規模拡大にあたり、物件取得に伴う機動的な借入を行いました。また、将来の金利上昇リスクの回避を意図し、返済・償還期限の分散等に留意しながら、固定金利での長期資金も調達することにより、引き続き安定的な財務体質を維持しています。

この結果、当期末の借入金残高は957.3億円、無担保投資法人債の残高は545億円となりました。全有利子負債の当期末平均金利（注1）は1.7%、有利子負債比率（注2）は48.9%、期末総資産有利子負債比率（注3）は、45.6%となっております。

この内、将来的な金利上昇リスクに対応した返済・償還期限が1年超の長期有利子負債については、有利子負債合計の77.5%であり、平均残存年数（注4）は4.1年となっております。なお、返済・償還期限が1年以内の長期有利子負債残高は177.1億円です。

当期末時点の本投資法人の発行体格付は以下の通りとなっております。

■発行体格付（当期末現在）

| 格付機関 | 発行体格付 (アウトルック) |
|---------------------------------------|----------------------|
| 株式会社格付投資情報センター (R & I) | AA- (安定的) |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's) | A2 (ネガティブ) |
| スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S & P) | 長期：A (安定的) 短期：A-1 |

(注1) 当期末平均金利：当期末現在の金利を、各負債残高に応じて加重平均して算出しています。

(注2) 有利子負債比率(%)：有利子負債額÷(有利子負債額+出資総額)×100
(出資総額：1,567.2億円)

(注3) 期末総資産有利子負債比率(%)：有利子負債額÷期末総資産額×100
(当期末総資産額：3,291.6億円)

(注4) 長期有利子負債の平均残存年数：返済までの期間が1年超の長期有利子負債について、当期末から返済期限までの残存期間を、各負債残高に応じて加重平均して算出しています。

④ 業績及び分配の概要

このような運用の結果、当期の業績は、営業収益14,330百万円、経常利益5,572百万円、当期純利益2,331百万円となりました。当期の分配金については、投資口1口当たりの分配金が1円未満となる端数部分を除く当期末処分利益の全額を分配することとし、この結果、投資口1口当たりの分配金は3,731円となりました。

(ロ) 今後の運用方針及び対処すべき課題

金融危機が実体経済に波及し、景気の悪化が現実のものとなっており、当面の間、回復は期待しにくい状況です。このような困難な運用環境下でいかに運用するかが試される状況にあると思われまます。

オフィス賃貸市場においては、景気の悪化がオフィス需要に与える悪影響は避けられず、その度合いを慎重に見極めていく必要があると思われまます。全般的な需要動向のみならず立地・規模・スペック別の需要動向、都市、地域ごとの新規供給の動向等、従来以上の慎重な運用判断により、収益悪化を極小化していく必要があります。

不動産売買市場においては、資金の供給が今後どのように変化するかを見極めるとともに、優良な物件の取得を行うための情報収集に努めていく必要があります。

以上の状況を踏まえ、景気や金利の動向を注視しつつ、本投資法人は、投資主価値の最大化に向け、以下の点に留意して運営していきます。

① 新規物件の取得

当面の間は、地方・商業物件から東京・オフィス物件への投資に注力することとします。具体的には、将来性があり、かつ競争力のある物件にターゲットを絞り取得していきます。検討にあたっては、綿密な市場調査、物件精査のもとに価格交渉を行い、妥当な条件での取得に努めます。

今後も東京建物株式会社などスポンサー会社を始めとして、情報収集を積極的に行い、市場動向を的確に把握し、将来性を含めた投資価値を精査した上で、投資判断を行っていきます。

② 保有資産の運用管理

テナントからの賃料減額要請が増加するなか、ブランド戦略による差別化、賃貸条件等への柔軟な対応等により、マーケットにおける競争力の維持を図っていきます。

ブランド戦略では、新規にJPRデザイン指針を設け、居心地のよい空間造りを進めていきます。また、テナント満足度調査により把握した、最新のテナントニーズはソフト・ハード両面でフィードバックし、高品質なサービスを提供していきます。

また、テナントニーズや新築物件に見られる社会的トレンドの変化を捉え、環境に配慮し、省エネを考慮した高品質で競争力の高いビルを目指した共用部リニューアル工事や空調システムリニューアル等を計画的に実施することによりテナント満足度を上げるとともに、柔軟かつ粘り強い折衝を行い、賃料の減額幅、退室を最小限に食い止めます。

さらに、新規テナント誘致についてもテナント需要動向を見極めつつ賃料等条件について柔軟な対応をもって稼働率の低下防止を図っていきます。

(ハ) 資金調達

資金調達については、長期の安定的な資金調達と機動性を重視した短期資金調達を効率的に組み合わせるという基本方針に則り、無担保・無保証の銀行借入れや投資法人債の発行による資金の調達を行います。引き続き資金調達先の多様化、満期分散に努めます。

(ニ) 情報開示

本投資法人は、積極的な自主開示の推進を運営方針の一つに掲げており、東京証券取引所の適時開示に加えて、本投資法人への投資判断にあたって有用と考えられる情報を自主的に開示します。こうした自主開示の重要な手段として、インターネットホームページ (<http://www.jpr-reit.co.jp/>) の活用を注いでおり、迅速なパフォーマンス情報の開示や主要物件ムービーの掲載等を行ってきました。今後も更なる充実に努めます。

(ホ) 決算後に生じた重要な事実

該当事項はありません。

(2) 【投資法人の目的及び基本的性格】

a. 投資法人の目的及び基本的性格

本投資法人は、「都市型商業不動産への投資」を基本コンセプトとし、主として優良なオフィス（都市型業務施設。以下、本書において「事務所」ということがあります。）及び繁华性の高い立地に位置する商業施設の建物及びその敷地から構成される不動産等（後記「2 投資方針 (2) 投資対象 a. 投資対象とする資産の種類 (イ)」に規定される特定資産をいいます。以下同じです。）並びにこれらの不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等（以下「資産対応証券等」ということがあります。以下同じです。）（後記「2 投資方針 (2) 投資対象 a. 投資対象とする資産の種類 (ロ)」に規定される特定資産をいいます。）を投資対象とします。また、投資対象のリターンとリスクを考慮した上で、東京だけではなく地方都市への分散投資をはかり、ポートフォリオ運用のメリットを發揮することを基本方針とします（規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 1. 資産運用の基本方針」）。

b. 投資法人の特色

本投資法人は、投信法に基づき、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的とします。本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しが認められないクローズド・エンド型です。本投資法人の資産運用は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「金商法」といいます。）上の金融商品取引業者である株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメントにすべて委託してこれを行います。

（注1）投資法人に関する法的枠組みは、大要以下の通りです。

投資法人は、金融商品取引業者などの一定の資格を有する設立企画人により設立されます。投資法人を設立するには、設立企画人が規約を作成しなければなりません。規約とは、株式会社における定款に相当するものであり、投資法人の商号、発行可能投資口総口数、資産運用の対象及び方針、金銭の分配の方針等を規定する投資法人の根本規則です。投資法人は、かかる規約に沿って運営されます。なお、規約は、投資法人の成立後には、投資主総会の特別決議により変更することができます。

投資法人は、投資口を発行して、投資家より出資を受けます。投資口を有する者を投資主といい、投資主は、投資主総会を通じて、投資法人の意思決定に参画できる他、投資法人に対して一定の権利を行使することができますが、かかる権利は株式会社における株主の権利と必ずしも同一ではありません。投資主の権利については、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 3 投資主・投資法人債権者の権利」をご参照下さい。

投資法人にはその機関として、投資主総会、執行役員、監督役員、役員会及び会計監査人が設置されます。執行役員は、投資法人の業務を執行し、投資法人を代表します。監督役員は、執行役員の職務の執行を監督します。執行役員と監督役員は、役員会を構成し、かかる役員会は、執行役員の一定の重要な職務の執行に対する承認、計算書類等（金銭の分配に係る計算書を含みます。）の承認など、投資法人の業務の執行に係る重要な意思決定を行います。更に、会計監査人は、投資法人の会計監査を行います。これらの執行役員、監督役員及び会計監査人はいずれも投資主総会において選任されます。投資主総会、執行役員、監督役員、役員会及び会計監査人については、後記「(4) 投資法人の機構 a. 投資法人の統治に関する事項」をご参照下さい。

投資法人は、規約に定める額を限度として、借入れを行うことができるほか、投資主の請求により投資口の払戻しをしない旨を規約に定めたクローズド・エンド型の投資法人の場合には、規約に定める額を限度として、投資法人債を引き受ける者を募集することもできます。

投資法人は、投資口及び投資法人債の発行による手取金並びに借入金、規約に定める資産運用の対象及び方針に従い運用します。なお、投資法人がこのような資産の運用を行うためには、内閣総理大臣の登録を受ける必要があります（以下、この登録を受けた投資法人を「登録投資法人」といいます。）。本投資法人の資産運用の対象及び方針については、後記「2 投資方針 (1) 投資方針及び(2) 投資対象」をご参照下さい。

投資法人は、投資主に対して、規約で定めた金銭の分配の方針にしたがって、金銭の分配を行います。本投資法人の投資主に対する分配方針については、後記「2 投資方針 (3) 分配方針」をご参照下さい。

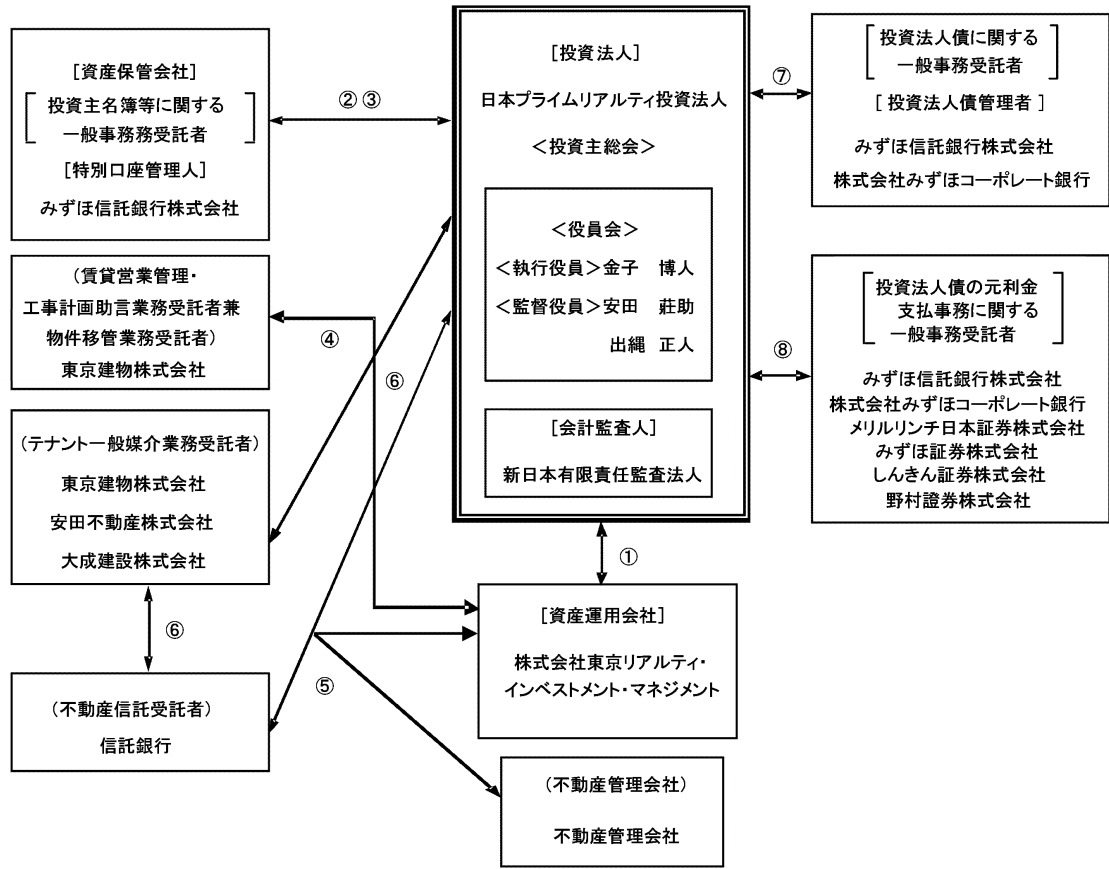
登録投資法人は、投信法上の資産運用会社（内閣総理大臣の登録を受けた金融商品取引業を行う金融商品取引業者（投資運用業を行うものに限り、信託会社を除きます。））にその資産の運用に係る業務の委託をしなければなりません。また、登録投資法人は、信託銀行等の一定の資格を有する資産保管会社にその資産の保管に係る業務を委託しなければなりません。更に、投資法人は、一般事務受託者に発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務並びに投資主名簿等に関する事務その他の事務を委託しなければなりません。本投資法人の資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者については、下記「(3) 投資法人の仕組み」及び後記「第二部 投資法人の詳細情報 第4 関係法人の状況」をご参照下さい。

(注2) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。)の施行日である平成21年1月5日以降、本投資法人の発行する投資口は、電子化が行われ、振替投資口(社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。以下「振替法」といいます。)第226条第1項に定める意味を有します。以下同じです。また、振替投資口である本投資法人の投資口を、以下「本振替投資口」といいます。)となりました。本振替投資口については、本投資法人は投資証券を発行することができず、権利の帰属は振替口座簿の記載又は記録により定まります(振替法第226条、第227条)。なお、以下では、別途明記する場合を除き、本投資法人が発行する投資証券(以下「本投資証券」といいます。)についての記載は、本振替投資口を含むものとします。

また、本投資法人が発行する投資法人債は、平成18年1月10日以後、振替投資法人債(振替法第116条に定める意味を有します。以下同じです。また、振替投資法人債である本投資法人の投資法人債を、以下「本振替投資法人債」といいます。)となっており、決済合理化法の施行による変更はありません。なお、以下では、別途明記する場合を除き、本投資法人が発行する投資法人債券(以下「本投資法人債券」といいます。)についての記載は、本振替投資法人債を含むものとします。

(3) 【投資法人の仕組み】

a. 本投資法人の仕組図



- 【契約の種類】
- ①資産運用委託契約
 - ②事務委託・資産保管業務委託契約
 - ③特別口座の管理に関する契約（注1）
 - ④賃貸営業管理・工事計画助言業務委託契約及び物件移管業務委託契約
 - ⑤不動産管理委託契約（注2）
 - ⑥テナント一般媒介業務委託契約（注3）
 - ⑦投資法人債事務委託契約、投資法人債管理委託契約、登録事務取扱契約
 - ⑧投資法人債元利金支払事務取扱契約

- (注1) 決済合理化法の施行に伴い、同法の施行日である平成21年1月5日までに株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」といいます。）に預託されなかった投資証券に係る投資口を記録する特別口座を開設するために、平成20年12月29日付で特別口座の管理に関する契約をみずほ信託銀行株式会社（かかる立場において以下「特別口座管理人」といいます。）との間で締結しました。
- (注2) 本投資法人の取得した資産が不動産信託受益権の場合、不動産管理委託契約は、原則として、投資法人、資産運用会社、不動産信託受託者、不動産管理会社の四者契約となります。取得した資産が不動産の場合については、投資法人、資産運用会社、不動産管理会社の三者契約になります（上記仕組図とは異なります。）。なお、今後、本投資法人が取得する物件によっては、契約関係及び当事者が上記仕組図と異なることがあります。
- (注3) 本投資法人の取得した資産が不動産信託受益権の場合、テナント一般媒介業務委託契約は、原則として、テナント一般媒介業務受託者、不動産信託受託者間の二者契約となります。取得した資産が不動産の場合、テナント一般媒介業務受託者、投資法人間の二者契約になります。
- (注4) 上記仕組図記載の投資法人債とは、第2回乃至第10回無担保投資法人債のことをいいます。

b. 本投資法人及び本投資法人の関係法人の名称、運営上の役割及び関係業務の概要

| 名称 | 運営上の役割 | 関係業務の内容 |
|-----------------------------|--------------------------------------|---|
| 日本プライムリアルティ投資法人 | 投資法人 | 平成13年9月6日付規約（同年12月19日付、平成14年4月10日付、平成14年5月30日付、平成15年9月4日付、平成17年9月8日付、平成19年9月5日付及び平成21年9月8日付で改正済）に基づき、投資主より募集した資金等を、主として不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に投資することにより運用を行います。 |
| 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント | 資産運用会社 | 平成13年9月27日付で本投資法人との間で資産運用委託契約を、平成17年11月22日付で規約の変更及び本資産運用会社の業務方法書の変更に伴う覚書を、平成19年9月5日付で変更契約を、平成20年3月26日付で規約、本資産運用会社の業務方法書及び法令等の変更に伴う覚書を締結しました。投信法上の資産運用会社として、同契約（付随する覚書を含みません。）に基づき、本投資法人規約並びに同規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、資産の運用に係る業務を行います。本資産運用会社に委託された業務の内容は、① 本投資法人の資産の運用に係る業務（宅地又は建物の売買、交換又は賃借に係る判断の全部を行い、当該判断に基づきこれらの取引の代理又は媒介を行うことを含みます。）、② 本投資法人が行う資金調達に係る業務、③ 本投資法人への報告業務、及び④ その他本投資法人が随時委託する前記①から③に関連し又は付随する業務（以下、上記の業務を総称して「アセット・マネジメント業務」又は「AM業務」といいます。また、かかる業務を行う者を「アセット・マネージャー」又は「AM」といいます。）です。 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 投資主名簿等に関する一般事務受託者、特別口座管理人、資産保管会社 | 平成13年9月14日付で本投資法人との間で事務委託・資産保管業務委託契約を、平成19年9月28日及び平成20年12月29日付で事務委託・資産保管業務委託契約に係る変更合意書を、平成20年12月29日付で特別口座の管理に関する契約書を締結しました。投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号乃至第6号。但し、投資法人債に関する事務を除きます。）として、同契約に基づき、本投資法人の①投資主の名簿に関する事務、②投資口の発行に関する事務、③機関（投資主総会及び役員会）の運営に関する事務、④計算に関する事務、⑤投資主に対して分配をする金銭の支払に関する事務、⑥投資主からの本投資法人に対する権利行使に関する請求、その他の投資主からの申出の受付に関する事務、⑦会計帳簿の作成に関する事務、及び⑧納税に関する事務を行います。また、投信法上の資産保管会社として、同契約に基づき、本投資法人の保有する資産の保管に係る業務を行います。 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 第2回及び第3回無担保投資法人債に関する一般事務受託者、投資法人債管理者 | 平成16年1月29日付で本投資法人との間で、投資法人債事務委託契約、投資法人債管理委託契約及び登録事務取扱契約を締結しました。投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号、第3号及び第6号関係のうち、投資法人債に関する事務）として、同契約に基づき、①発行する投資法人債の名義書換に関する事務、②投資法人債の発行に関する事務、及び③投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務を行います。また、投信法上の投資法人債管理者として、法令及び同契約に基づく権限及び義務を有し、投資法人債管理者としての業務を行います。 |

| 名称 | 運営上の役割 | 関係業務の内容 |
|--|---|--|
| みずほ信託銀行株式会社 メリルリンチ日本証券株式会社 みずほ証券株式会社 しんきん証券株式会社 | 第2回及び第3回無担保投資法人債の元利金支払事務に関する一般事務受託者 | 平成16年1月29日付で本投資法人との間で、元利金支払事務取扱契約を締結しました。投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第6号関係のうち、投資法人債の元利金支払事務）としての業務を行います。 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 第4回乃至第6回無担保投資法人債に関する一般事務委託者、投資法人債管理者 | 平成16年10月21日付で本投資法人との間で、投資法人債事務委託契約、投資法人債管理委託契約及び登録事務取扱契約を締結しました。投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号、第3号及び第6号関係のうち、投資法人債に関する事務）として、同契約に基づき、①発行する投資法人債の名義書換に関する事務、②投資法人債の発行に関する事務、及び③投資法人債権者からの申出の受付に関する業務を行います。また、投信法上の投資法人債管理者として、法令及び同契約に基づく権限及び義務を有し、投資法人債管理者としての業務を行います。 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 みずほ証券株式会社 野村証券株式会社 | 第4回乃至第6回無担保投資法人債の元利金支払事務に関する一般事務受託者 | 平成16年10月21日付で本投資法人との間で、元利金支払事務取扱契約を締結しました。投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第6号関係のうち、投資法人債の元利金支払事務）としての業務を行います。 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 振替投資法人債の発行代理人及び支払代理人業務に係る一般事務受託者（第2回及び第3回無担保投資法人債のうち社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、以下「社振法」といいます。）附則第28条第1項に基づき振替投資法人債とみなされる投資法人債） | 平成18年10月2日付で本投資法人との間で、発行代理人及び支払代理人業務に関する委託契約を締結しました。投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第6号関係のうち、投資法人債の元利金支払事務）としての業務を行います。 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 振替投資法人債の発行代理人及び支払代理人業務に係る一般事務受託者（第4回乃至第6回無担保投資法人債のうち社振法附則第28条第1項に基づき振替投資法人債とみなされる投資法人債） | 平成18年10月2日付で本投資法人との間で、発行代理人及び支払代理人業務に関する委託契約を締結しました。投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第6号関係のうち、投資法人債の元利金支払事務）としての業務を行います。 |

| 名称 | 運営上の役割 | 関係業務の内容 |
|-----------------|-----------------------------|---|
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 第7回無担保投資法人債に関する一般事務受託者 | 平成18年12月4日付で本投資法人との間で、財務及び発行・支払代理契約を締結しました。投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号、第3号及び第6号関係のうち、投資法人債に関する事務）として、同契約に基づき、①投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、②投資法人債券の発行に関する事務、③投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務、及び④投資法人債権者の権利行使に関する請求その他投資法人債権者からの申出の受付に関する事務を行います。 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 第8回及び第9回無担保投資法人債に関する一般事務受託者 | 平成19年7月11日付で本投資法人との間で、財務及び発行・支払代理契約を締結しました。投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号、第3号及び第6号関係のうち、投資法人債に関する事務）として、同契約に基づき、①投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、②投資法人債券の発行に関する事務、③投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務、及び④投資法人債権者の権利行使に関する請求その他投資法人債権者からの申出の受付に関する事務を行います。 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 第10回無担保投資法人債に関する一般事務受託者 | 平成20年5月16日付で本投資法人との間で、財務及び発行・支払代理契約を締結しました。投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号、第3号及び第6号関係のうち、投資法人債に関する事務）として、同契約に基づき、①投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、②投資法人債券の発行に関する事務、③投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務、及び④投資法人債権者の権利行使に関する請求その他投資法人債権者からの申出の受付に関する事務を行います。 |

c. 上記以外の本投資法人の主な関係者

(イ) 東京建物株式会社（「テナント一般媒介業務受託者、物件移管業務受託者、賃貸営業管理・工事計画助言業務受託者」）

平成14年1月18日付でみずほ信託銀行株式会社（旧みずほアセット信託銀行株式会社）、三菱UFJ信託銀行株式会社（旧三菱信託銀行株式会社）それぞれとの間でテナント一般媒介業務委託契約、平成14年6月18日付で三菱UFJ信託銀行株式会社（旧UFJ信託銀行株式会社）との間でテナント一般媒介業務委託契約、平成15年4月30日付で本投資法人との間でテナント一般媒介業務委託契約、平成14年1月18日付で本資産運用会社との間で物件移管業務委託契約及び賃貸営業管理・工事計画助言業務委託契約を締結しました。なお、テナント一般媒介業務委託契約についてはその内容を見直し、平成18年5月8日付で本投資法人、みずほ信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社それぞれとの間で改めて締結し、同日付で住友信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社それぞれとの間で新規に締結しました。

下記（ハ）記載のプロパティ・マネジメント業務の一つであるテナント営業・管理業務と密接に関連するテナント誘致営業業務を本投資法人のために統一的に遂行するため、運用対象とする不動産等の保有者から委託された、不動産賃貸借契約締結の媒介業務（以下「テナント一般媒介業務」といいます。）を行います。

運用対象とする不動産等を保有する信託受託者（本投資法人が直接不動産を保有する場合には本投資法人）に、また、売却した場合には当該不動産の購入者に、運用対象としての不動産等を安全かつ確実に移転するために、①物件移管準備業務、②賃貸状況確認業務、③建物管理、施設維持管理状況確認業務、④権利関係確認業務、⑤物件引渡作業確認業務、及び⑥上記に関連し又は付随する業務（以下、総称して「物件移管業務」といいます。）を、本資産運用会社から受託し、本資産運用会社のために物件移管業務を行います。

本投資法人は、本資産運用会社に対して投資運用業を委託していますが、本資産運用会社は、本投資法人が運用する不動産等につき統一的に資産価値の維持向上を図るために、資産運用業務とは異なる個別不動産の賃貸営業管理及び工事計画業務（以下「リーシングマネジメント／コンストラクションマネジメント業務」又は「LM／CM業務」といいます。）に関する助言を東京建物株式会社に依頼し、東京建物株式会社は、本資産運用会社に対してLM／CM業務に関する助言業務を行います。

(ロ) 安田不動産株式会社、大成建設株式会社（「テナント一般媒介業務受託者」）

平成14年1月18日付でみずほ信託銀行株式会社（旧みずほアセット信託銀行株式会社）、三菱UFJ信託銀行株式会社（旧三菱信託銀行株式会社）それぞれとの間でテナント一般媒介業務委託契約、平成14年6月18日付で三菱UFJ信託銀行株式会社（旧UFJ信託銀行株式会社）との間でテナント一般媒介業務委託契約、平成15年4月30日付で本投資法人との間でテナント一般媒介業務委託契約をそれぞれ締結しました。なお、テナント一般媒介業務委託契約についてはその内容を見直し、平成18年5月8日付で本投資法人、みずほ信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社それぞれとの間で改めて締結し、同日付で住友信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社それぞれとの間で新規に締結しました。

信託受託者及び本投資法人から委託された、運用対象とする不動産等のテナント一般媒介業務を行います。

(ハ) 明治安田ビルマネジメント株式会社、東京建物株式会社、安田不動産株式会社、野村ビルマネジメント株式会社、株式会社サンケイビルマネジメント、株式会社新日鉄都市開発、有楽土地株式会社（「不動産管理会社」）

本投資法人は、不動産を直接又は不動産信託受益権の形態で保有している各物件について、①施設維持管理業務、②テナント営業・管理業務、③資産保全管理業務、④運営計画・報告書作成業務、及び⑤その他上記に関連し又は付随する業務（以下、上記の業務を総称して、「プロパティ・マネジメント業務」又は「PM業務」といい、かかる業務を行う者を「プロパティ・マネージャー」又は「PM」といいます。）を、不動産管理委託契約を締結して不動産管理会社（以下「不動産管理会社」といいます。）に委託します。このようなプロパティ・マネジメント業務の委託は、物件毎に行われます。

各物件の不動産管理会社は、下記「物件毎の不動産管理会社一覧」をご参照下さい。

(物件毎の不動産管理会社一覧)

| | |
|----------------------|--|
| 明治安田ビルマネジメント株式会社(4棟) | JPR人形町ビル、新横浜第二センタービル、田無アスタ、新潟駅南センタービル |
| 東京建物株式会社(42棟) | 兼松ビル、兼松ビル別館、新麴町ビル、MS芝浦ビル、五反田ファーストビル、福岡ビル、JPR市ヶ谷ビル、オーバルコート大崎マークウエスト、新宿スクエアタワー、ビッグス新宿ビル、アクロス新川ビル・アネックス、新宿センタービル、南麻布ビル、品川キャナルビル、JPR渋谷タワーレコードビル、JPR代官山、新宿三丁目イーストビル、有楽町駅前ビルディング(有楽町イトシア)、アルカイースト、JPR千葉ビル、JPR横浜日本大通ビル、立川ビジネスセンタービル、ゆめおおおかオフィスタワー、オリナスタワー、キュポ・ラ本館棟、JPR武蔵小杉ビル、武蔵浦和ショッピングスクエア(注1)、川崎ダイスビル、東京建物本町ビル、JPR博多ビル、JPR那覇ビル、損保ジャパン仙台ビル(注2)、損保ジャパン和歌山ビル(注2)、天神121ビル、JPR名古屋栄ビル、JPR堂島ビル、JPR博多中央ビル、三菱UFJリース名古屋本社ビル、JPR梅田ロフトビル、ベネトン心齋橋ビル、ハウジング・デザイン・センター神戸、JPR茶屋町ビル |
| 安田不動産株式会社(2棟) | JPRクレスト竹橋ビル、JPR上野イーストビル |
| 野村ビルマネジメント株式会社(1棟) | 川口センタービル |
| 株式会社サンケイビルマネジメント(1棟) | JPR神宮前432 |
| 株式会社新日鉄都市開発(1棟) | 武蔵浦和ショッピングスクエア(注1) |
| 有楽土地株式会社(1棟) | ライズアリーナビル |

(注1) 武蔵浦和ショッピングスクエアについては、東京建物株式会社と株式会社新日鉄都市開発が共同してPM業務を行います。

(注2) 損保ジャパン仙台ビル及び損保ジャパン和歌山ビルの不動産管理会社は、平成21年4月1日付で株式会社損保ジャパン・ビルマネジメントから東京建物株式会社に変更されました。

(4) 【投資法人の機構】

a. 投資法人の統治に関する事項

(イ) 機関の内容

本投資法人の執行役員は、2名以内、監督役員は4名以内（但し、執行役員の員数に1を加えた数以上とします。）とされています（規約第18条）。

本書の日付現在、本投資法人の機関は、投資主により構成される投資主総会に加えて、執行役員1名、監督役員2名、執行役員及び監督役員を構成員とする役員会並びに会計監査人により構成されています。

① 投資主総会

投信法又は規約により定められる本投資法人に関する一定の事項は、投資主により構成される投資主総会にて決定されます。投資主総会における各投資主の議決権及び決議方法については、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 3 投資主・投資法人債権者の権利 A. 投資主の権利 (イ) 投資主総会における議決権」をご参照下さい。原則として出席した投資主の議決権の過半数をもって行います（規約第12条第1項）が、規約の変更（投信法第140条）等一定の重要事項については、発行済投資口の総口数の過半数に当たる投資口を有する投資主が出席し、その議決権の3分の2以上による決議（特別決議）を経なければなりません。但し、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなされます（規約第13条第1項）。

本投資法人の資産運用の方針及び基準は、本投資法人規約に定められています。かかる規約中に定められた資産運用の方針及び基準を変更する場合には、上記の通り投資主総会の特別決議による規約の変更が必要となります。

本投資法人の投資主総会は、原則として、2年に1回招集されます（規約第10条第1項）。

また、本投資法人は、本資産運用会社との間で資産運用委託契約を締結し、本投資法人の資産の運用に係る業務を委託しています（規約第38条）。本資産運用会社が資産運用委託契約を解約するためには本投資法人の同意を得なければならず、執行役員はかかる同意を与えるために原則として投資主総会の承認を得ることが必要となります（投信法第205条）。また、本投資法人が資産運用委託契約を解約する場合にも原則として投資主総会の決議が必要です（投信法第206条第1項）。

② 執行役員、監督役員及び役員会

執行役員は、本投資法人の業務を執行するとともに、本投資法人を代表して本投資法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有しています（投信法第109条第1項、同条第5項、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）第349条第4項）。但し、本資産運用会社からの資産運用委託契約の解約への同意、投資主総会の招集、一般事務受託者への事務委託、資産運用委託契約又は資産保管委託契約の締結その他投信法に定められた一定の業務執行については、役員会の承認を得なければなりません（投信法第109条第2項）。監督役員は、執行役員の職務の執行を監督する権限を有しています（投信法第111条第1項）。また、役員会は、一定の業務執行に関する上記の承認権限を有するほか、投信法及び規約に定める権限並びに執行役員の職務の執行を監督する権限を有しています（投信法第114条第1項）。役員会の決議は、法令又は規約に別段の定めがない限り、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって行います（規約第22条）。

本投資法人の役員会規則において、決議について特別の利害関係を有する執行役員又は監督役員は決議に参加することができないこと及びその場合には当該執行役員又は監督役員の数は出席した執行役員及び監督役員の数に算入しないことが定められています。

③ 会計監査人

本投資法人は、新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任しています。会計監査人は、本投資法人の計算書類等の監査を行うとともに（投信法第115条の2第1項）、執行役員の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合における監督役員への報告その他法令で定める職務を行います（投信法第115条の3第1項等）。

(ロ) 内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続

本投資法人は、その役員会規則において、役員会を3ヶ月に1回以上開催することと定めており、実際の運用においては、原則として、1ヶ月に1回程度の頻度で役員会を開催しています。本投資法人の役員会においては、執行役員、監督役員及び機関の運営に関する事務を受託している一般事務受託者が出席するほか、本資産運用会社が臨席します。当該役員会においては、業務執行状況及び本資産運用会社による資産運用状況等について執行役員が報告を行い、本資産運用会社は執行役員が報告を行うにあたり補足説明等の補助的な業務を担うとともに、監督役員から資産運用業務の状況等に関して報告を求められた場合には応じることにより、役員会を通じた管理を行うという内部管理体制を確立しています。また、本書の日付現在、本投資法人の監督役員には、公認会計士1名、弁護士1名の計2名が選任されており、各監督役員は、これまでの実務経験と見識に基づき、執行役員の職務執行につきさまざまな見地から監督を行っています。

(ハ) 内部管理、監督役員による監督及び会計監査の相互連携

① 監督役員による監督

各監督役員は、本投資法人の役員会において、執行役員から業務執行状況並びに本資産運用会社による資産運用状況、コンプライアンス及びリスクに関する事項等につき報告を受け、役員会に臨席する本資産運用会社に必要に応じてこれらの事項について報告を求めます。

② 監督役員と会計監査人との連携

会計監査人は、決算期毎に本投資法人の計算書類等の監査を行い、これらの承認を付議する役員会に先立ち監督役員に対する報告会を開催し、監査内容につき報告を行うとともに、監査実施報告書を各監督役員宛提出しています。

また、会計監査報告書を作成することに加え、その職務を行うに際し執行役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合にはその事実を監督役員に報告する職務を担っています。

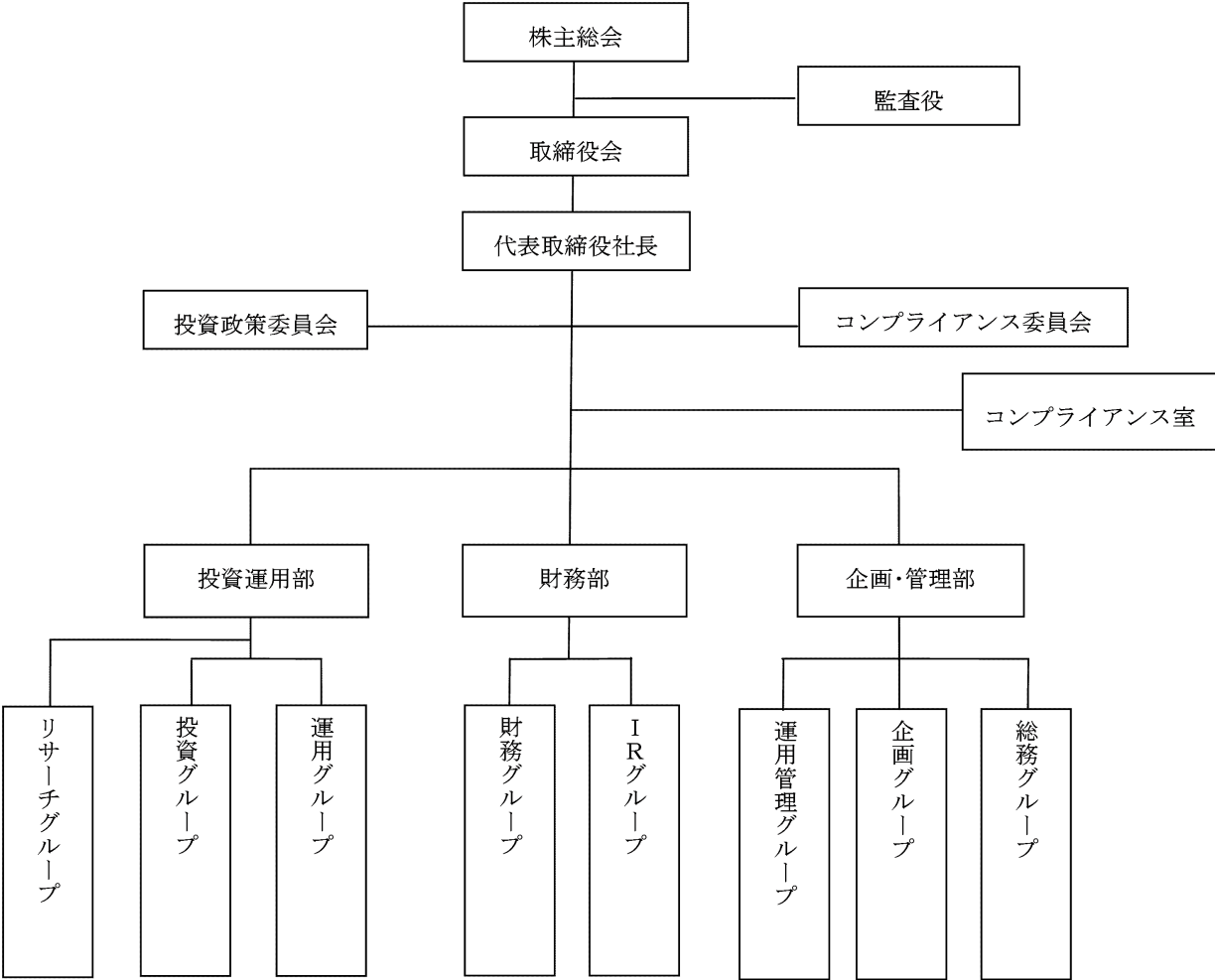
(ニ) 本投資法人による関係法人に対する管理体制の整備の状況

本資産運用会社については、本資産運用会社の利害関係人等との不動産等の取得・売却・管理の委託、不動産の売買の媒介又は代理、工事の発注(1,000万円を超える場合)、一定の条件で物件の賃貸を行う際には当該取引につき投資法人役員会の承認を必要としています。また、運用ガイドライン、取得方針、管理方針の重要な規定、政策の見直し等を行った場合には、本投資法人の役員会に報告されるほか、執行役員が本投資法人の資産運用状況、コンプライアンス及びリスクに関する事項等を報告する際には、本資産運用会社は補足説明等の補助業務を担うとともに監督役員から資産運用業務の状況等に関して報告を求められた場合はこれに応じる体制となっています。

その他の関係法人については、本資産運用会社を通じてその事業の状況についての把握を図っています。

b. 投資法人の運用体制

前記の通り、本投資法人の資産運用は、本資産運用会社に委託して行われます。
本資産運用会社の組織体系は、以下の通りです。



各部室の業務の概略は以下の通りです。

| 担当部署 | 業務の概略 |
|-----------|--|
| 投資運用部 | (リサーチグループ) <ul style="list-style-type: none"> ・ リサーチ計画の策定 ・ 不動産マーケットの調査・分析 (投資グループ) <ul style="list-style-type: none"> ・ 取得方針の策定・検証 ・ 不動産等の取得の立案及び実行に関する業務 (運用グループ) <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理方針の策定・検証 ・ 不動産等の運用業務全般 (売却の立案及び実行、建物の修繕・リニューアルに関する業務を含みます。) |
| 財務部 | (財務グループ) <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務方針の策定・検証 ・ 財務業務 ・ 余資の運用業務 (IRグループ) <ul style="list-style-type: none"> ・ IR方針の策定・検証 ・ IR及びディスクロージャーに関する業務 |
| 企画・管理部 | (運用管理グループ) <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資法人の運用管理に関する業務 ・ 投資法人の経理に関する業務 (企画グループ) <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社事業計画の策定・検証 ・ 株主総会・取締役会に関する事項 ・ 投資政策委員会事務局業務 ・ 社内諸規則、規程及び制度の制定・改廃 ・ 投資法人に対する統括窓口 ・ 苦情処理業務統括 ・ システム開発・保守業務 (総務グループ) <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社経理業務 ・ 会社決算、配当業務及び納税業務 ・ 人事・労務管理・能力開発に関する業務 ・ 総務全般に関する業務 |
| コンプライアンス室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス・プログラムの策定・変更 ・ コンプライアンス委員会事務局業務 ・ 業務全般の法令諸規則等遵守確認等 ・ 法令・社内規程等諸規則に抵触するおそれがある場合の代表取締役等適切な役員への意見具申 ・ 法令・社内規程等諸規則に抵触する行為の執行の差し止め ・ 社内検査・内部監査に関する事項 ・ リスク管理に関する事項 ・ 法務に関する事項 ・ 監査役の職務補助の実施及び監査役との諸業務の連携 |

c. 投資運用の意思決定機構

(イ) 投資運用の意思決定機関

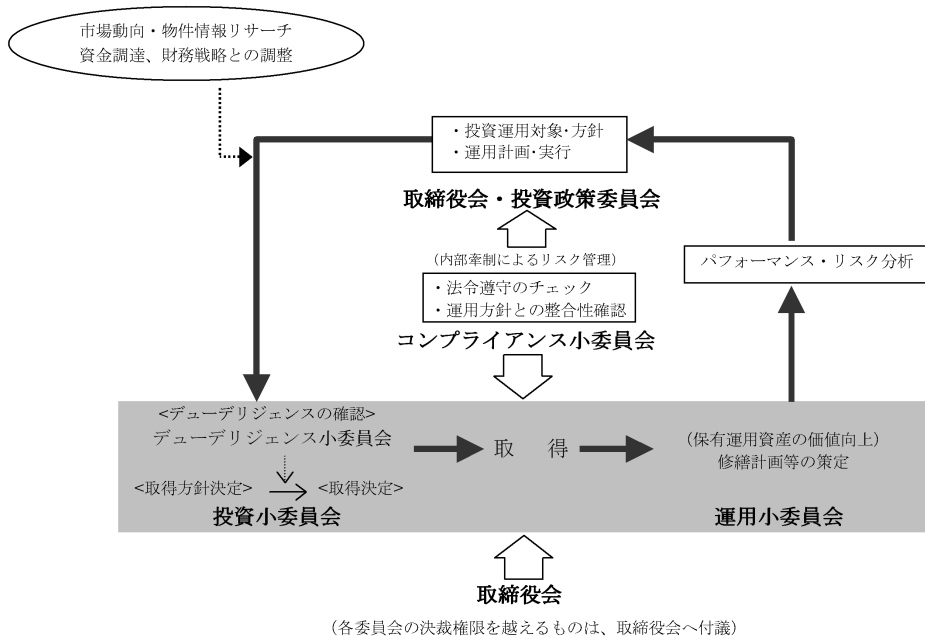
本資産運用会社は、投資運用の意思決定を行う機関として、「投資政策委員会」を設置し、その下部組織として、「投資小委員会（デューデリジェンス小委員会を含みます。）」及び「運用小委員会」を設置しています。これらの委員会は、代表取締役社長、投資運用部長、財務部長、企画・管理部長をもって構成します。但し、デューデリジェンス小委員会については、コンプライアンス室長が加わり、取得検討資産のデューデリジェンスについて遵法性の観点からの確認を強化しています。

投資運用の対象及び方針に関する事項は「取締役会」、運用計画・実行に関する事項は「投資政策委員会」で決定し、個別資産の取得若しくは売却又は運用に関する個別事項は、それぞれ「投資小委員会」又は「運用小委員会」で決定します。

投資小委員会の決定手続は、取得又は売却の方針決定、最終的な取得又は売却の決定という2回の手続を必要としており、確実な手順を踏んだ意思決定を行っています。更に、個別資産の取得又は売却に関しては、取得又は売却方針決定後、「デューデリジェンス小委員会」を開催し、デューデリジェンスの内容審査を強化しています。また、一定額以上の個別資産の取得又は売却に関しては、取締役会に付議し、運用に慎重を期しています。

なお、それぞれの委員会の決定事項及び決定手続が法令、諸規則、本投資法人の規約、社内規程等に違反していないか、各委員会開催の直前にコンプライアンス小委員会を開催して審査し、法令違反や規定への違反の有無についてコンプライアンス室長が各委員会における審議に入る前に報告を行い、更に規程等に則り本資産運用会社の取締役会又は投資法人の役員会への付議又は報告を各部長に指示します。

[系統図]



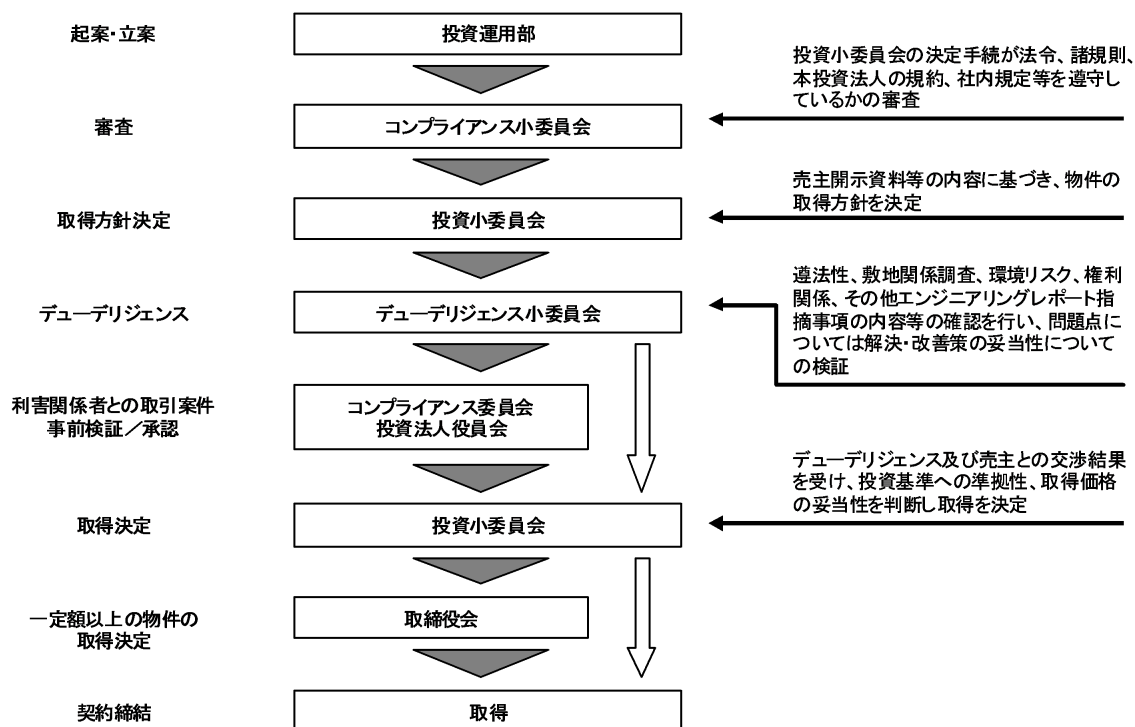
利害関係者との一定の取引（後記「3 投資リスク b. 投資リスクに対する管理体制 リスク管理体制」をご参照下さい。）については、上記に加え、コンプライアンス委員会において、事前にその妥当性や合理性の検証を行っています。

| 委員会 | 決定事項等の概略 |
|---------|-------------------|
| 取締役会 | 投資運用の対象及び方針に関する事項 |
| 投資政策委員会 | 運用計画・実行に関する事項 |
| 投資小委員会 | 個別資産取得及び売却に関する事項 |
| 運用小委員会 | 資産運用に関する個別事項 |

本資産運用会社における物件取得の際の意思決定機構は以下の通りです。

本資産運用会社は、厳正なデューデリジェンス（＝適正評価手続）に基づいた厳格な意思決定プロセスを通じて、追加投資物件の取得可否を決定しています。

<物件取得における意思決定機構>



(ロ) 利害関係者との取引案件等

利害関係者（後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限（二）」をご参照下さい。）との取引案件を含め、各種委員会に付議するすべての案件は、各委員会の直前に開催されるコンプライアンス小委員会（代表取締役社長、企画・管理部長、投資運用部長、財務部長及びコンプライアンス室長にて構成）にて、決定事項及び決定手続が、法令、諸規則、本投資法人の規約、社内規程等に違反していないか等の審査を行い、その結果についてコンプライアンス室長が各委員会の審議に入る前に報告を行います。

上記案件のうち、本投資法人と利害関係者との間の取引案件については、原則として毎月1回開催されるコンプライアンス委員会（代表取締役社長、企画・管理部長、投資運用部長、財務部長、コンプライアンス室長及び特別委員にて構成）にて、対象案件の取引についての妥当性及び合理性について検証を行っています。同委員会には、社外弁護士を特別委員として招聘しています。

コンプライアンス小委員会及びコンプライアンス委員会にて了承された下記の①乃至⑥記載の取引を実行するには、本資産運用会社の株主から独立した役員により構成される本投資法人の役員会の事前承認を必要としており、こうした複数の実効性のある検証を経た上で取引は行われることになっています。

- ① 利害関係者からの物件・資産の取得
- ② 利害関係者への物件・資産の売却
- ③ 利害関係者への不動産管理委託
- ④ 利害関係者による売買の媒介又は代理
- ⑤ 利害関係者に対する工事の発注（1,000万円超の工事の場合）
- ⑥ 利害関係者への物件の賃貸（注）

このような審査、検証及び事前承認という内外の牽制により、利益相反取引に対する厳格な監視態勢を整えています。

（注）利害関係者への物件の賃貸とは、①新規に利害関係者と賃貸借契約を締結する場合（物件に付随する駐車場において同種又は類似条件（月額駐車場使用料及び敷金額）における平均的金額以上、かつ、月5台以下（既存契約分は除きます。）の賃貸は除きます。）、及び②賃貸借契約の更改等において、当該物件における平均賃料（利害関係者を除きます。）を下回る増減額改定又は据え置きの場合をいいます。

なお、以下、利害関係者との取引のうち物件の賃貸に関しては同様の取扱いです。

d. 投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況

本投資法人及び本資産運用会社は、本投資法人の資産運用に関し、以下の検証システムを通じ、実効性のあるリスク管理体制を整備し、最大限の効果の発揮に努めています。本投資法人及び本資産運用会社は可能な限り、投資運用に関するリスクの発生の回避及びリスクが発生した場合の対応に努める方針です。

① 本投資法人の体制

本投資法人は投信法に基づき設立され、執行役員及び監督役員により構成される役員会により運営されています。執行役員は、3ヶ月に1回以上の頻度で役員会を開催することと定められており、実際の運用においては、原則として1ヶ月に1回程度の頻度で役員会を開催しています。役員会においては、法令で定められた事項に加え、利害関係者（資産運用会社に対する出資又は資産運用会社への役員の派遣若しくは従業員の出向を行っている者及びその関連会社をいいます。）との間における一定の取引を承認事項に加え（後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 (二)」をご参照下さい。）、さらに本投資法人の運営及び本資産運用会社の業務遂行状況の詳細な報告を行います。これらの手続等を通じ、本資産運用会社及び本資産運用会社の利害関係者又は法令上の利害関係人等から独立した地位にある監督役員が、執行役員の業務遂行状況を的確に監視できる体制を維持しています。また、当該手続を通じ、本投資法人は、本資産運用会社の利害関係者及び利害関係人等との取引において、利益相反の恐れがあるか否かについての確認を行い、利益相反等に係るリスクの管理に努めています。

本投資法人は、資産運用委託契約上、本資産運用会社から各種報告を受ける権利及び本資産運用会社の帳簿その他の資料の調査を行う権利を有しています。かかる権利の行使により、本投資法人は本資産運用会社の業務執行状況を監視できる体制を維持しています。

また、本投資法人は内部者取引規程を定め、役員のインサイダー類似取引の防止に努めています。

② 本資産運用会社の体制

本資産運用会社は、運用及び管理に係るリスクについて、原則としてレベルの異なる、かつ複数の検証システムを通じてモニターし、管理しています。

- A. 本資産運用会社は、運用ガイドラインを通じ、ポートフォリオ運用基準、投資基準等を定めています。かかるガイドラインを遵守することにより不動産や不動産信託受益権に係るリスクの管理に努めています。
- B. 本資産運用会社は、投資政策委員会規則を定め、本投資法人の資産運用に係る重要な事項の決定プロセスの明確化を図っているほか、不動産の調査、取得、運営管理その他の業務それぞれにおいて事務手順書を作成する等、客観的な業務手順を確立してリスクの管理に努めます。
- C. 本資産運用会社は、コンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルを定めてコンプライアンス室長及びコンプライアンス小委員会による法令遵守の確認、コンプライアンス委員会における利害関係者との取引及び利害関係者とその資産の運用及び管理に係る助言等を行っている会社等と本投資法人との競合取引等についての利益相反の有無の確認を行い、これによって法令違反のリスク、利益相反のリスク防止に努めています。
- D. 本資産運用会社は、内部者取引規程を定めて、本資産運用会社役職員によるインサイダー類似取引の防止に努めています。

(5) 【投資法人の出資総額】

(本書の日付現在)

| | |
|------------|------------------|
| 出資総額 | 156,725,438,600円 |
| 発行可能投資口総口数 | 5,000,000口 |
| 発行済投資口の総口数 | 625,000口 |

最近5年間における出資総額及び発行済投資口の総口数の増減は、以下の通りです。

| 年月日 | 摘要 | 発行済投資口の総口数 (口) | | 出資総額 (円) | | 備考 |
|-----------|---------|-------------------|---------|----------------|-----------------|------|
| | | 増減 | 残高 | 増減 | 残高 | |
| 平成17年2月2日 | 公募増資 | 95,000 | 525,000 | 25,001,815,000 | 114,115,618,600 | (注1) |
| 平成17年3月2日 | 第三者割当増資 | 5,000 | 530,000 | 1,315,885,000 | 115,431,503,600 | (注2) |
| 平成19年2月6日 | 公募増資 | 90,000 | 620,000 | 39,120,570,000 | 154,552,073,600 | (注3) |
| 平成19年3月7日 | 第三者割当増資 | 5,000 | 625,000 | 2,173,365,000 | 156,725,438,600 | (注4) |

(注1) 1口当たり272,440円(引受価額263,177円)にて、短期借入金の返済及び新たな特定資産の取得資金等に充当するため公募新投資口を発行しました。

(注2) 1口当たり263,177円にて、短期借入金の返済及び新たな特定資産の取得資金等に充当するため第三者割当により新投資口を発行しました。

(注3) 1口当たり449,820円(引受価額434,673円)にて、借入金の返済及び新たな特定資産の取得資金等に充当するため公募新投資口を発行しました。

(注4) 1口当たり434,673円にて、借入金の返済及び新たな特定資産の取得資金等に充当するため第三者割当により新投資口を発行しました。

(6) 【主要な投資主の状況】

(平成21年6月30日現在)

| 名称 | 住所 | 所有投資口数 (口) | 比率 (%) (注) |
|---|---|---------------|---------------|
| 日興シティ信託銀行株式会社 (投信口) | 東京都品川区東品川二丁目3番14号 シティグループセンター | 53,438 | 8.55 |
| 日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 39,368 | 6.29 |
| 資産管理サービス信託銀行株式 会社 (証券投資信託口) | 東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタ ワーZ棟 | 37,554 | 6.00 |
| 東京建物株式会社 | 東京都中央区八重洲一丁目9番9号 | 29,300 | 4.68 |
| ノーザントラスト カンパニー (エイブイエフシー) アカウ ントシンガポール クライアンツ (常任代理人 香港上海銀行東京 支店) | 50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号) | 27,246 | 4.35 |
| 学校法人川崎学園 | 岡山県倉敷市松島577番地 | 25,000 | 4.00 |
| 日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口) | 東京都港区浜松町二丁目11番3号 | 24,644 | 3.94 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 | 24,000 | 3.84 |
| 株式会社北洋銀行 | 北海道札幌市中央区大通西三丁目11番地 | 13,546 | 2.16 |
| 野村信託銀行株式会社 (投信口) | 東京都千代田区大手町二丁目2番2号 | 13,384 | 2.14 |
| 合計 | | 287,480 | 45.99 |

(注) 比率とは、発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率をいい、小数第3位以下を切り捨てています。

(投資主、投資口の状況)

(平成21年6月30日現在)

| 区分 | 投資口の状況 | | | | | | |
|-------------------|--------------|---------|------------|--------------|-----------------|-----------|---------|
| | 政府及び 公共団体 | 金融機関 | 特例証券 会社 | その他の 国内法人 | 外国法人等 (うち個人) | 個人 その他 | 計 |
| 投資主数 (人) | — | 103 | 26 | 232 | 259 (3) | 13,950 | 14,570 |
| 比率 (%) (注1) | — | 0.70 | 0.17 | 1.59 | 1.77 (0.02) | 95.74 | 100.00 |
| 所有投資口数 (口) | — | 327,866 | 16,361 | 77,100 | 155,403 (5) | 48,270 | 625,000 |
| 比率 (%) (注2) | — | 52.45 | 2.61 | 12.33 | 24.86 (0.00) | 7.72 | 100.00 |

(注1) 投資主総数に対する投資主数の比率をいい、小数第3位以下を切り捨てています。

(注2) 発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率をいい、小数第3位以下を切り捨てています。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

a. 基本方針

本投資法人は、「都市型商業不動産への投資」を基本コンセプトとし、主として優良なオフィス（都市型業務施設）及び繁華性の高い立地に位置する商業施設の建物及びその敷地から構成される不動産等並びにこれらの不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等(注)を投資対象とします。また、投資対象のリターンとリスクを考慮した上で、東京だけではなく地方都市への分散投資を図り、ポートフォリオ運用のメリットを発揮することを基本方針とします（規約 別紙1 「資産運用の対象及び方針 1. 資産運用の基本方針」）。

更に、一物件に対する投資金額にも留意しつつ、テナント及び物件単位での分散投資を行い、ファンドの中長期的な安定成長を目指すものとします。それぞれにおける投資比率としては、当面の目標として下記「b. 投資態度 (イ) ポートフォリオ運用基準」に定める通りとします。

(注) 不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の定義については、後記「(2) 投資対象 a. 投資対象とする資産の種類」をご参照下さい。

b. 投資態度

(イ) ポートフォリオ運用基準

ポートフォリオ運用の基準となる種類別、地域別、用途別等による投資割合の概要は、下表の通りです。

| 投資対象とする資産の種類 | 投資割合 | |
|--------------|---|--|
| 不動産等 | 用途別 | オフィスと商業施設の組入比率は、投資金額基準で概ね8：2を目標として運用します。 |
| | 地域別 | 「東京」と「地方」の組入比率は、投資金額基準で概ね6：4を目標として運用します。 |
| | 個別のテナントからの賃料収入（複数物件に入居している場合はその総額）の全賃料収入に占める比率は、原則として10%未満とします。 | |
| 資産対応証券等 | 当該投資後における資産対応証券等の保有価格合計金額の本投資法人の自己資本の額に占める比率は、原則として10%未満とします。 | |

① 保有期間

原則として、中長期保有を目的とし、短期売買目的の資産取得は行わないものとします（ここでいう短期とは1年未満の期間をいい、中期とは1年以上5年以下の期間、長期とは5年超の期間をいうものとします。）。

② 用途

i) 本投資法人は、主として優良なオフィス（都市型業務施設）及び繁華性の高い立地に位置する商業施設（当該オフィス又は商業施設の建物の賃借権、それらが立地する土地の賃借権及び地上権、並びにそれらが裏付け資産となっている有価証券及び信託の受益権その他の資産を含みます。）を投資対象とします。それらの組入比率については、その時々々の経済状況、不動産市況動向等を十分に考慮した上で設定します（規約 別紙1 「資産運用の対象及び方針 3. 投資態度 (1)」）。

ii) オフィスと商業施設の組入比率は、投資金額基準で概ね8：2を目標として運用します。

③ 地域

i) 本投資法人は、主として地震リスク、個別市況リスク等を考慮し、また、キャッシュフローの増大を図るために、東京だけではなく地方都市への分散投資を図るものとします。地域別の組入比率については、各地域の経済状況、不動産市況動向等を十分に考慮した上で設定します（規約 別紙1 「資産運用の対象及び方針 3. 投資態度 (2)」）。

ii) 「東京」（下表に定義する「東京都心」及び「東京周辺部」を総称します。）と「地方」の組入比率は、投資金額基準で概ね6：4を目標として運用します。但し、ここでは用途別区分は行いません。地域区分の定義は、下表の通りとします。

| 地域区分 | 地域 |
|---------|-----------------------------|
| 「東京都心」 | 千代田区、中央区、港区、新宿区、品川区、渋谷区 |
| 「東京周辺部」 | 東京都のうち「東京都心」以外、千葉県、神奈川県、埼玉県 |
| 「地方」 | その他の地域 |

④ テナント

個別のテナントからの賃料収入（複数物件に入居している場合はその総額）の全賃料収入に占める比率は、原則として10%未満とします（「賃料収入」には、共益費、駐車料、倉庫使用料等を含みますが、時間外空調費用などの付加使用料は含みません。）。但し、テナント入替えの可能性及び賃貸条件等を総合的に勘案して、上記数値を超過する場合もありうるものとします。

⑤ 不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等

- i) 当該投資後における不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の保有価格合計金額の本投資法人の自己資本の額に占める比率は、原則として10%未満とします。
- ii) 投資判断にあたっては、投資期間満了時における当該資産対応証券等の投資対象となっている不動産等の取得機会が確保できることを前提とします。

⑥ 開発案件への投資方針

本投資法人は、安定的賃貸事業収入又はこれに類する収入が現に生じている又は生じる見込みがある不動産を取得することを原則とします（規約 別紙1 「資産運用の対象及び方針 3. 投資態度 (8)」）。

開発投資（投資法人自ら土地を取得して建物を建築することをいいます。）は、行わないものとします。但し、第三者が建築中の物件については、竣工後のテナントの確保が十分可能と判断され、完工・引渡しリスクが極小化されている場合には、当該建物竣工前においても投資することができます。また、既に取得している物件の建替えについては、建替え後のテナントの確保が十分可能と判断されること及び開発投資ではないことを確認の上、実施します。

⑦ 設備投資の方針

中長期的な視野から物件の競争力維持・向上につながる効率的な修繕計画を物件毎に作成の上、設備投資を行います。実施に際しては、原則として、個別物件の減価償却費の範囲内で行いますが、ポートフォリオ全体の減価償却費も勘案して判断します。但し、共用部分の改修工事については、投資法人としてのテナント営業政策上の観点から早期に実施することとし、耐震補強が必要な物件については、テナントの営業状況に配慮しつつ、補強工事を速やかに行います。

⑧ 付保方針

i) 引受保険会社選定基準

- ・ 適当と認められるブローカーを通じて公正な引受保険会社の選定を行います。
- ・ 引受保険会社の保険格付は、原則としてムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「Moody's」といいます。）及びスタンダード・アンド・プアーズによるA3又はA-以上とします。

ii) 地震保険付保基準

地震保険の付保に関しては、ポートフォリオPMLを基準に、災害による影響と損害保険料とを比較検討して付保の判断を行います。なお、PMLが高い物件については、個々に地震保険を付保します。

（注）PML（Probable Maximum Loss）とは、地震リスク分析における予想最大損失率を意味します。PMLには、個別建築物に関するものと、ポートフォリオに関するものがあります。PMLについての統一された定義はありませんが、本書においては、想定した予定使用期間（50年＝一般的建物の耐用年数）の間に、想定される最大規模の地震（475年に一度起こる大地震＝50年間に起こる可能性が10%の大地震）によりどの程度の被害を被るかを、損害の予想復旧費用の再調達価格に対する比率（%）で示したものを意味します。

⑨ 売却方針

- i) 本投資法人の保有する不動産等又は不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等のうち、売却対象資産の選定については、当該売却対象資産の現状、将来の収益、資産価値の増減等についての予測及びポートフォリオ全体の資産構成等を考慮して、総合的に判断します（規約 別紙1 「資産運用の対象及び方針 3. 投資態度 (3)」）。
- ii) 各決算期に行う資産の評価の結果、その評価額が取得価格の20%を超えて下回った物件については、投資政策委員会において継続保有するか売却するかを検討を行います。また、市場環境等を勘案し、それ以外の物件についても適宜売却検討を行うものとします。売却については、主に以下の観点から判断します。
 - ・ 今後の市況見通し
 - ・ 周辺の開発予測
 - ・ 将来にわたる収益見通し
 - ・ 今後の投資額予測
 - ・ 今後の資産価値の増減見通し
 - ・ ポートフォリオ全体での検討（地域・テナント・用途等の分散の観点及び配当に与える影響等の観点からの検討）

⑩ バリュアアップ不動産

バリュアアップ不動産とは、収益性の向上と資産価値増大が見込める物件で、取得時の収益性が確保されており、かつ、以下のいずれかに該当する物件をいいます。

- ・ 取得時の稼働率が概ね80%以下の物件
- ・ 修繕等の投資効果が十分に見込める物件

なお、バリュアアップ不動産のポートフォリオ全体に占める割合は原則として15%を上限とし（投資金額基準）、バリュアアップ不動産の追加取得にあたっては、物件組入れ後ポートフォリオ全体の稼働率が、90%を下回らないように留意します。

バリュアアップ不動産の運用においては、本資産運用会社のノウハウを駆使し、以下の戦略を重点的に実施していきます。

- ・ リーシングの強化による稼働率の向上
- ・ 効果的なリニューアルの実施によるマーケット競争力の強化
- ・ 管理体制の効率化によるコストダウンの実施

また、バリュアアップが達成できたと投資政策委員会が判断する場合には、以下に定義されるコア不動産に移行します。

また、不動産価値の向上を実現する手段として、バリュアアップ不動産の売却も選択肢の一つとして検討します。

⑪ コア不動産

コア不動産とは、バリュアアップ不動産以外の物件（但し、オフィスのみとします。）をいいます。コア不動産は、ポートフォリオ収益の安定性に寄与する物件として位置付けられています。

(ロ) 投資基準

本投資法人は、個別の不動産等又は不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に投資を行う際、当該不動産（不動産等又は不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の裏付けとなる不動産を含みます。）の現状、将来にわたる収益性、リスク等について、立地、建物及び設備の保守管理状況、劣化又は陳腐化への対応、耐震性、権利関係、入居テナントとの契約内容、環境、地質等を考慮し総合的に判断した上で、投資を行います。

また、不動産等又は不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の取得後も、資産価値及び競争力の維持・向上のために、継続的かつ効果的な設備投資を行うとともに、収入の拡大とコストの削減を行うことにより、収益の安定化と拡大を目指します（規約 別紙1 「資産運用の対象及び方針 3. 投資態度 (3)」）。

本投資法人の主な具体的投資基準は、以下の通りです。

① 地域

投資対象とするのは、以下の都市です。

- i) 3大都市圏：東京都、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、名古屋市、大阪市、京都市、神戸市の中心業務地区
- ii) 3大都市圏を除く政令指定都市：札幌市、仙台市、広島市、福岡市、北九州市等の政令指定都市の中心業務地区
- iii) その他：原則として人口30万人以上の県庁所在地等の中核都市

なお、商業施設への投資決定に際しては、商圈の範囲を適正に認識・設定した上で、当該商圈の人口、人口動態、世帯数、平均所得等多岐にわたる商圈分析を行い、当該商圈が有する潜在購買力、成長性等を的確に把握するとともに、テナント及び当該業態と商圈の適合性についての判定を行います。また、競争力の観点からは、現在の競合状況、近隣地域における今後の競合店出店計画及び将来的な開発余地等を含め、多方面にわたり調査分析を行います。

② 規模

i) オフィス

原則として、延床面積約3,300㎡（約1,000坪）以上、かつ2階以上の標準的なフロア面積が約330㎡（約100坪）以上の建物とします。

ii) 商業施設

物件毎に個別の立地特性による地域性・商圈の規模及び業態毎の標準的な規模、並びに地域の将来性を考慮の上、適正規模を判断します。

③ 設備施設

i) オフィス

貸付床の形状・分割対応、天井高、床仕様、電気容量、空調方式等のスペックを十分に確認し、地域性あるいは取得後における変更の可能性などを総合的に考慮したうえで、物件毎に個別に判断します。

ii) 商業施設

業態別の標準仕様をベースとして、個別の立地特性による地域性並びに商業施設としての汎用性、転用可能性及び来店者の交通手段等の個別要素を総合的に考慮した上で、物件毎に個別に判断します。

④ 耐震性

原則として新耐震基準適合又は耐震補強工事实施済（取得後に工事实施が可能であれば、取得時点で耐震補強工事が未実施の場合を含みます。）の建物であることとします。

⑤ テナント

i) オフィス

1 物件における同一テナント（親子会社の場合は同一とみなします。）の占有率は、50%以下を原則とします。なお、50%を超過する場合は、テナント信用力、適合性、代替性等を総合的に勘案した上で取得をすることができます。

ii) 商業施設

1 物件における同一テナントの占有率の制限は設けませんが、テナント選定にあたっては、テナント信用力、個別店舗の収益力、代替性等を総合的に勘案して判断し、対象となる商圈及び競合状況を分析しつつ、テナント集客力の高い物件を選別するべく厳しい物件精査を行い、取得後はテナントに対するモニターを続けます。

⑥ 権利形態

i) 共有の場合

- ・ 「管理」（賃貸、改良行為等）の自由度を確保するため、共有持分割合は、原則として50%超としますが、他の共有者の属性、信用力、当該物件の特性等を総合的に考慮した上で個別に判断し、持分割合が50%以下であっても当該物件を取得することができます。
- ・ 処分の自由度を確保するため、共有者間特約等による共有者間での優先買取権、譲渡の制限等の制約条件の有無やその内容を確認します。
- ・ 収益の安定性を確保するため、他の共有者の属性・信用力を十分確認の上、可能な限りの仕組上の手当てを行います（共有持分不分割特約の締結、登記の具備及び敷地の相互利用に関する取決めを含みますが、これらに限られません。）。

ii) 区分所有の場合

- ・ 改良行為の自由度を確保するため、原則として75%以上の区分所有者の集会における議決権（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。その後の改正を含みます。）（以下「区分所有法」といいます。）第38条）を確保しますが、他の区分所有者の属性、信用力等を総合的に考慮し、個別に判断します。
- ・ 処分の自由度を確保するため、区分所有者間特約等による区分所有者間での優先買取権、譲渡の制限等の制約条件の有無やその内容を確認します。
- ・ 収益の安定性を確保するため、管理組合の運営状況（積立金、負債比率、付保状況等）を確認し、必要に応じ独自の手当て（投資法人内の積立額増額、管理組合とは別途の共用部付保や敷地権の登記の具備を含みますが、これらに限られません。）を講じます。

iii) 借地の場合

- ・ 原則として、旧借地法（大正10年法律第49号。その後の改正を含みます。）（以下「借地法」といいます。）又は借地借家法（平成3年法律第90号。その後の改正を含みます。）（以下「借地借家法」といいます。）上の借地権を対象とします。
- ・ 底地権者の属性については、慎重に考慮し、地代の改定、借地契約更新時の更新料、建替え時の承諾料又は売却の際の承諾料等が収益性に与える影響を考慮の上判断します。

iv) 担保権・用益権について

- ・ 購入予定不動産上の抵当権等の担保権の有無や購入時の抵当権抹消の可能性等を確認します。
- ・ 第三者による地上権・地役権等の用益権設定の有無やその内容を確認し、収益性に与える影響を考慮の上判断します。

⑦ 投資額

i) 1物件当たりの最低投資額

1 物件当たりの最低投資額（購入金額のみとし、税金及び取得費用等を含みません。）は、原則として10億円以上としますが、次の場合には10億円未満であっても取得することができます。

- ・ 1棟全体の評価額が10億円以上の物件の一部を取得する場合。
- ・ 鑑定評価額は10億円以上であって、交渉によって10億円未満で取得する場合。
- ・ 複数の物件を一括で取得する場合に、当該物件が従たる資産である場合。

ii) 1物件当たりの最高投資額

1物件当たりの投資金額の「当該投資後における本投資法人が保有する不動産等及び資産対応証券等の価格の合計額」に対する割合の上限は、原則として1/3とします。但し、総合的に勘案して妥当と判断される場合には、この割合を超える物件を取得することができます。ここで、「当該投資後における本投資法人が保有する不動産等及び資産対応証券等の価格の合計額」とは、前期までの投資不動産等及び資産対応証券等の評価額合計額、当期における不動産等及び資産対応証券等の購入額（税金及び取得費用等は含みません。）並びに当該投資に係る投資金額（税金及び取得費用等は含みません。）の総額をいいます。

iii) 取得価格の制限

不動産等又は資産対応証券等に投資する際の取得価格については、原則として鑑定評価額の105%を上限とします。但し、次の場合には当該資産の取得によりファンド全体の当期における基準となるNOI利回りを下回らないことを前提として、上記鑑定評価額の上限である105%を上回るができるものとします。

- ・ 長期固定の賃貸借契約によりキャッシュフローの安定的な推移が予測される物件で、かつ中長期的に一定の配当可能利益を得ることが見込まれる物件。
- ・ 物件の規模・立地等総合的な観点からファンド全体のクオリティ向上に寄与されると判断され、かつ一定の配当可能利益を得ることを見込まれる物件。

⑧ 不動産の所有形態の選択基準

投資対象不動産について、当該不動産を直接に取得するのか、当該不動産について信託設定を行った上でその受益権（不動産信託受益権）を取得するのかについては、現所有者の意向及び権利の移転コスト等を総合的に勘案して判断します。

(ハ) 物件関連業務運用基準

物件関連業務とは、PM業務、テナント一般媒介業務、LM/CM業務、物件移管業務をいいます。

上記業務は、主として投資法人の成長を実現させるために必要かつ有効なものであり、以下の基本方針に基づき運用されます。

① AM/PMの重要性

ファンドの成長を実現するためには、AM（資産運用会社）による統一的なマネジメントと、個別物件毎の施設管理・賃貸管理・工事管理を統括するPM（不動産管理会社）による専門的運用が重要です。

AMは、統一的なマネジメントを行うために、個別の投資対象である不動産に関する賃貸営業管理及び工事計画に関する助言を、第三者から受けることができるものとします。当該助言を与える者として、東京建物株式会社（賃貸営業管理・工事計画助言業務受託者）を選任しています。

また、AMは、運営ノウハウの高いPMを選定し、同一地域におけるPMの集約を進めながら、ポートフォリオ全体での均一化された管理を徹底するものとします。AMは、PMの統一管理基準を設け、第三者をしてPMの評価をさせPMの能力向上を図り、投資主の利益を極大化する運用を行うものとします。

PM選定に当たっては、賃貸営業管理・工事計画助言業務受託者である東京建物株式会社及び他のPM会社（テナントとの関係を含めて現場を熟知している取得以前からの既存管理会社、若しくは既に投資法人の他物件の管理受託をしている会社等）を比較検討して選定します。比較検討に当たっては、運営ノウハウ、当該地域におけるPM集約化の状況等を考慮しながら、総合的に判断するものとします。

② テナント一般媒介業務受託者の活用

テナント一般媒介業務については、東京建物株式会社、安田不動産株式会社、大成建設株式会社のほか、他の仲介業者にも委託を行います。

③ 物件売買時の円滑な取引執行

物件売買時の円滑な取引執行のために、必要に応じて、不動産、不動産の賃借権及び地上権の場合のみならず不動産信託受益権の場合においても、賃貸状況の確認、建物・施設維持管理状況の確認、権利関係の整理・確認、引渡の準備・確認等に関する物件移管業務を東京建物株式会社に対して委託します。

(ニ) 財務方針

① 資金運用方針

i) 敷金・保証金

・ 不動産信託受益権の場合

テナントから預かった敷金・保証金は、当面信託勘定内に全額積み立てますが、ヒストリカルデータの蓄積や、コミットメントラインの導入等の手当てを前提として、積立額の減額を検討します。

・ 不動産、不動産の賃借権、地上権の場合

テナントから預かった敷金・保証金は、当面銀行の普通預金口座又は定期預金口座内に全額積み立てますが、ヒストリカルデータの蓄積や、コミットメントラインの導入等の手当てを前提として、安全性を確保

しつづ資金の効率的運用を目指し積立額の減額を検討します。

ii) 信託勘定内現預金（不動産信託受益権の場合）

Moody'sの短期格付P-2以上の銀行の普通預金口座又は定期預金口座に預け入れます。

iii) 投資法人勘定内現預金

投資法人勘定内現預金についてもii)と同様とします。但し、金融機関からの融資実行に関連して実行時又は利払時に使用するために開設する普通預金口座はこれに含まれないものとします。

なお、余裕資金については原則として以下の優先順位で支出を行い、残金については上記と同様の運用を行うものとします。

- ・ 再投資（物件購入資金又は資本的支出をいいます。以下同じです。）
- ・ 投資主への分配（但し、投資主への分配が利益を超える金銭の分配に該当する場合、利益を超える金銭の分配に関する税務の取扱いが現行のままの場合にはこれを行いません。後記「（3）分配方針（二）利益を超えた金銭の分配」をご参照下さい。）
- ・ 借入金の一部返済（但し、金銭消費貸借契約上の返済期限が到来している場合には、この順位にかかわらず、最優先されるものとします。）

iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に係る権利は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとします（規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 3. 投資態度（9）」）。

② 投資口の追加発行

本投資法人は、資産の長期的かつ安定的な成長を目指し、市況を的確に把握し、かつ、投資口の希薄化（新規投資口の追加発行による投資口の持分割合の低下、本投資口の一口当たりの純資産額又は分配金の減少）に配慮した上で、機動的な投資口の追加発行を行うものとします（規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 3. 投資態度（4）」）。

③ 借入れ及び投資法人債発行

i) 基本方針

本投資法人は、長期の安定的な資金調達と、機動性を重視した短期資金調達を効率的に組み合わせることにより、資産規模の積極的な拡大と、投資主への安定的な金銭の分配の維持を目指します（規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 3. 投資態度（5）」）。

ii) LTV（Loan to Value）

LTVとは以下の式により算出された比率をいい、本投資法人の資産総額に対する負債の割合を表します。

$$\text{LTV} = \frac{\text{借入金} + \text{投資法人債}}{\text{資産総額}} \text{（注）}$$

（注）資産総額とは、LTV計算時点における直近の決算期末貸借対照表における資産の部の合計金額をいいますが、そのうち有形固定資産について鑑定評価額又は価格意見書による評価額と期末帳簿価額との差額を当該有形固定資産の期末帳簿価額に加減して求めた金額とします。

LTVは、55%までの運用を原則としますが、資産の取得及び評価額の変動等に伴い、一時的に上記数値を超えることがあります。

(ホ) その他

① 本投資法人は、その有する特定資産の評価額の合計額に占める、特定不動産（不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の評価額の合計額の割合を75%以上とします（規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 3. 投資態度（6）」）。

② 本投資法人は、その有する資産の総額のうち占める租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含みます。）第22条の19に規定する不動産等の評価額の割合が70%以上となるように運用します（規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 3. 投資態度（7）」）。

③ 資金動向、市況動向、一般経済情勢、不動産市場動向等により、上記の比率を変更することがあります（規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 3. 投資態度（10）」）。

④ 組入資産の貸付け（規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 5. 組入資産の貸付け」）

i) 資産の効率的運用を図り、高い運用成果の獲得を目指すため、後記「（2）投資対象 a. 投資対象とする資産の種類」に定める資産のうち、不動産、不動産の賃借権及び地上権について、貸付け（駐車場、看板等の設置を含みます。）を行うことができるものとします。

ii) 上記i)の不動産の賃貸に際しては、敷金又は保証金等これらに類する金銭を受け入れ又は差し入れることがあり、それらの金銭を受け入れた場合には、前記「(二) 財務方針 ① 資金運用方針 i) 敷金・保証金」に記載の方針に基づき運用します。

iii) 資産に属する不動産、不動産の賃借権及び地上権以外の資産の貸付けは行いません。

(2) 【投資対象】

a. 投資対象とする資産の種類

本投資法人は、資産を主として不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に投資します(規約別紙1「資産運用の対象及び方針 2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲」)。

(イ) 不動産等とは以下に掲げるものをいいます。

- ① 不動産
- ② 不動産の賃借権
- ③ 地上権
- ④ 次に掲げるものを信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含みます。)
 - イ 不動産
 - ロ 不動産の賃借権又は地上権
- ⑤ 金銭の信託の受益権(信託財産を主として上記①から③までに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限ります。)
- ⑥ 当事者の一方が相手方の行う上記①から⑤までに掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(以下「匿名組合出資持分」といいます。)
- ⑦ 金銭の信託の受益権(信託財産を主として匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする場合に限ります。)

(ロ) 不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等とは、裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする以下に掲げるものをいいます。

- ① 資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号。その後の改正を含みます。以下「資産流動化法」といいます。)に規定する優先出資証券
- ② 投信法に規定する投資信託の受益証券
- ③ 投信法に規定する投資証券
- ④ 資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券(上記(イ)④、⑤及び⑦に掲げる信託の受益権を除きます。)

(ハ) 本投資法人は、上記(イ)及び(ロ)への投資後の残余の資金の効率的な運用に資するため、以下に掲げる特定資産に投資することができます。

- ① 有価証券(但し、株券については、資産運用の基本方針のため必要又は有用と認められる場合に限ります。)
- ② 金銭債権(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。以下「投信法施行令」といいます。)において定義されるものをいい、預金、大口定期預金及び譲渡性預金(但し、有価証券に該当するものを除きます。)及びコール・ローンを含みます。)
- ③ デリバティブ取引に係る権利(投信法施行令において定義されるものをいいます。)
- ④ 上記①から③号までに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

(ニ) 本投資法人は、上記(イ)から(ハ)に定める特定資産のほか、資産運用の基本方針のため必要又は有用と認められる場合において、以下に掲げる資産に投資することができます。

- ① 商標法(昭和34年法律第127号。その後の改正を含みます。)に基づく商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権
- ② 温泉法(昭和23年法律第125号。その後の改正を含みます。)に定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備等
- ③ 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。その後の改正を含みます。)に基づく算定割合量その他これに類似するもの、又は排出権(温室効果ガスに関する排出権を含みます。)
- ④ その他特定の不動産に付随する資産で、当該不動産と併せて取得することが適当と認められるもの

(ホ) 本投資法人は、本投資法人が運用のために保有する資産以外の資産のうち、本投資法人の商号に係る商標権等その組織運営に伴い保有するものとして適当と認められるものに投資することができます。

(ヘ) 金商法第2条第2項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして、上記(イ)から(ホ)までを適用するものとします。

b. 投資基準及び種類別、地域別、用途別等による投資割合

(イ) 投資基準については、前記「(1) 投資方針 b. 投資態度 (ロ) 投資基準」をご参照下さい。

(ロ) 種類別、地域別、用途別等による投資割合についての詳細は、前記「(1) 投資方針 b. 投資態度

(イ) ポートフォリオ運用基準」をご参照下さい。

(3) 【分配方針】

本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者に対し、原則として以下の方針に従って金銭の分配を行うものとします。

(イ) 本投資法人の資産の運用によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」といいます。）は、本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除して得た額をいいます（規約第30条第1号）。

(ロ) 分配金額は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。以下「租税特別措置法」といいます。）第67条の15（以下「投資法人に係る課税の特例規定」といいます。）に定める本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益」といいます。）の100分の90（但し、法令改正等により配当可能利益の内容又は当該比率に変更があった場合には変更後の内容又は比率）に相当する金額を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とします（但し、分配可能金額を上限とします。）。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金及びこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができます（規約第30条第2号）。

(ハ) 分配可能金額のうち、分配金に充当せず留保したものについては、本投資法人の資産運用の対象及び方針に基づき運用を行うものとします（規約第30条第3号）。

(ニ) 利益を超えた金銭の分配

本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の100分の90に相当する金額に満たない場合又は経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、上記(ロ)に定める分配金額に、営業期間の末日に計上する減価償却額に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した金額を加算した額を、分配可能金額を超えて金銭で分配することができます。また、上記の場合において金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができます（規約第30条第4号）。

本投資法人は、安定配当を重視しますが、利益を超える金銭の分配に関して、かかる分配を受けた投資主がその分配の都度税務上における譲渡損益の算定を自己において行うことが必要とされる限りにおいては、投資主に対して利益を超える金銭の分配は行わないものとします。

但し、本投資法人が「利益配当等の損金算入要件」（後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い c. 投資法人の税務 (イ) 利益配当等の損金算入」の①に記載する要件) を満たすことを目的とする場合等で、利益を超える金銭の分配を行うことが必要であると本投資法人の役員会において判断される場合には、上記の分配方針に従い利益を超える金銭の分配を行うことができるものとします。詳細は、後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

(ホ) 分配金の分配方法

分配金は金銭により分配するものとし、決算期最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、原則として決算期から3ヶ月以内に投資口の所有口数又は登録投資口質権の対象たる投資口の口数に応じて分配します（規約第30条第5号）。

(ヘ) 分配金の除斥期間

分配金は支払開始の日から満3年を経過したときは、本投資法人はその支払義務を免れます（規約第31条第1項）。未払分配金には利息を付しません（規約第31条第2項）。

(4) 【投資制限】

a. 規約に基づく投資制限

(イ) 基本方針

投資主の利益を最優先するものとし、特定の第三者に利益を供することを意図した投資は行いません（規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 4. 資産運用の対象とする資産についての制限 (1)」）。

(ロ) 国内投資限定

投資対象は国内の不動産に限定します。また、外貨建資産への投資は行いません（規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 4. 資産運用の対象とする資産についての制限 (2)」）。

(ハ) 短期売買制限

資産の総額に占める、1年以内の売却を目的として保有する不動産等又は不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の価額の合計額の割合を50%以内とします（規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 4. 資産運用の対象とする資産についての制限 (3)」）。

(ニ) 借入制限（規約第36条）

本投資法人は、以下の条件に従い、借入れを行うことができます。但し、かかる借入れは、金商法に定める適格機関投資家（投資法人に係る課税の特例規定に定める機関投資家に限ります。）からのものに限るものとします。

- ① 借入れの目的
資産の効率的な運用及び運用の安定性を図るために借入れを行います。
 - ② 借入金の限度額
1兆円とします。但し、下記「(ホ) 投資法人債発行制限」に規定する投資法人債と併せて、その合計額が1兆円を超えないものとします。
 - ③ 借入金の使途
資産の取得若しくは修繕等、分配金の支払又は債務の返済（敷金及び保証金の支払、借入金の返済並びに投資法人債の償還を含みます。）等に用います。
 - ④ 担保の提供
上記①から③までの規定に基づき借入れを行う場合、本投資法人は、資産を担保として提供することができるものとします。
- (ホ) 投資法人債発行制限（規約第37条）
本投資法人は、以下の条件に従い、投資法人債（短期投資法人債を含みます。以下同じです。）を発行することができるものとします。
- ① 投資法人債の発行目的
資産の効率的な運用及び運用の安定性を図るために投資法人債の発行を行います。
 - ② 投資法人債発行の限度額
1兆円とします。但し、上記「(ニ) 借入制限」に規定する借入れと併せて、その合計額が1兆円を超えないものとします。
 - ③ 投資法人債の発行により調達した資金の使途
資産の取得若しくは修繕等、分配金の支払又は債務の返済（敷金及び保証金の支払、借入金の返済並びに投資法人債の償還を含みます。）等に用います。
 - ④ 担保の提供
上記①から③までの規定に基づき投資法人債の発行を行う場合、本投資法人は、資産を担保として提供することができるものとします。
- (へ) 他のファンドへの投資
本投資法人は、投信法に規定する投資信託の受益証券及び投信法に規定する投資証券で、裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とするものに投資することができます（規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲 (2) b. 及び c.」）。

b. その他の投資制限

有価証券の引受け及び信用取引

本投資法人は、有価証券の引受け及び信用取引は行いません。

3 【投資リスク】

a. リスク要因

以下には、本投資証券又は本投資法人が発行する投資法人債券への投資に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。但し、以下は本投資証券又は本投資法人債券への投資に関するすべてのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。また、本投資法人が保有する不動産を信託する信託の受益権に係る信託不動産及び不動産に特有のリスクについては、後記「5 運用状況 (2) 投資資産 ② 投資不動産物件」を併せてご参照下さい。

本項に記載されているリスク項目は、以下の通りです。

(イ) 本投資証券又は本投資法人債券の商品性に関するリスク

- ① 本投資証券の市場価格の変動に関するリスク
- ② 金銭の分配に関するリスク
- ③ 収入及び費用並びにキャッシュフローの変動に関するリスク
- ④ 募集投資口の発行時の1口当たりの価値の希薄化に関するリスク
- ⑤ 本投資法人債券の償還・利払等に関するリスク
- ⑥ 本投資証券の市場での取引に関するリスク

(ロ) 本投資法人の運用方針に関するリスク

- ① 地域的な偏在に関するリスク
- ② 不動産を取得又は処分できないリスク
- ③ テナント集中に関するリスク
- ④ 募集投資口の発行、借入れ及び投資法人債による資金調達に関するリスク

(ハ) 本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク

- ① 本投資法人の関係者への依存、利益相反に関するリスク
- ② スポンサーへの依存、利益相反に関するリスク
- ③ インサイダー取引規制等に係る法令上の禁止規定が存在しないことによるリスク
- ④ 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク
- ⑤ 本投資法人の倒産又は登録抹消のリスク
- ⑥ 敷金及び保証金に関するリスク

(ニ) 不動産及び信託の受益権に関するリスク

- ① 不動産の欠陥・瑕疵に関するリスク
- ② 賃貸借契約に関するリスク
- ③ 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク
- ④ 不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク
- ⑤ 不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク
- ⑥ 法令の制定・変更に関するリスク
- ⑦ 売主の倒産等の影響を受けるリスク
- ⑧ 転貸に関するリスク
- ⑨ 賃借人等による不動産の利用・管理状況に関するリスク
- ⑩ 共有物件に関するリスク
- ⑪ 区分所有建物に関するリスク
- ⑫ 借地物件に関するリスク
- ⑬ 借家物件に関するリスク
- ⑭ 開発物件に関するリスク
- ⑮ 有害物質に関するリスク
- ⑯ 不動産等を信託の受益権の形態で保有する場合の固有のリスク
- ⑰ 信託の受益権の準共有等に関するリスク
- ⑱ フォワード・コミットメント等に係るリスク

(ホ) 税制に関するリスク

- ① 導管性要件に関するリスク
- ② 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク
- ③ 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク
- ④ 一般的な税制の変更に関するリスク

(ヘ) その他

- ① 専門家報告書等に関するリスク
- ② 固定資産の減損に係る会計基準の適用に伴うリスク
- ③ 特定目的会社の優先出資証券への投資に係るリスク

(イ) 本投資証券又は本投資法人債券の商品性に関するリスク

① 本投資証券の市場価格の変動に関するリスク

本投資法人は、投資主からの請求による投資口の払戻しを行わないクローズド・エンド型であるため、投資主が本投資証券を換価する手段は、原則として、第三者に対する売却その他の方法による処分に限定されません。

本投資証券の市場価格は、取引所における需給バランスにより影響を受けるほか、金利情勢、経済情勢、不動産市況その他市場を取り巻く様々な要因の影響を受けて変動します。

そのため、投資主は、本投資証券を取得した価格で売却ができない可能性があります。

② 金銭の分配に関するリスク

本投資法人は、その分配方針に従って、投資主に対して金銭の分配を行う予定ですが、分配の有無及びその金額は、いかなる場合においても保証されるものではありません。本投資法人が保有する不動産及び不動産を裏付けとする資産の当該裏付け不動産（以下、本「a. リスク要因」の項において「不動産」と総称します。）の賃貸状況、売却に伴う損益や建替えに伴う除却損等により、期間損益が変動し、投資主への分配金が増減することがあります。

③ 収入及び費用並びにキャッシュフローの変動に関するリスク

本投資法人の収入は、不動産の賃料収入に主として依存しています。不動産に係る賃料収入は、不動産の稼働率の低下等により、大きく減少する可能性があるほか、賃借人との協議や賃借人からの請求等により賃料が減額されたり、契約通りの増額改定を行えない可能性もあります（なお、これら不動産に係る賃料収入に関するリスクについては、後記「(二) 不動産及び信託の受益権に関するリスク ② 賃貸借契約に関するリスク」をご参照下さい。）。個別の資産の過去の収支の状況や賃料総額は、当該資産の今後の収支の状況や賃料総額を必ずしも予測させ又は保証するものではありません。また、当該不動産に関して締結される賃貸借契約に基づく賃料が、一般的な賃料水準に比して適正な水準にあるとは限りません。

一方、収入の減少だけでなく、退去するテナントへの預り敷金及び保証金の返還、大規模修繕等に要する費用支出、多額の資本的支出、本投資法人が保有する不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券の取得等に要する費用、その他不動産に関する支出が状況により増大し、キャッシュフローを減ずる要因となる可能性があります。

また、不動産に関する費用としては、建物減価償却費、不動産に関して課される公租公課、不動産に関して付保された保険の保険料、水道光熱費、設備管理委託費用、警備委託費用、清掃委託費用、造作買取費用、修繕費用等があります。かかる費用の額は状況により増大する可能性があります。

このように、不動産からの収入が減少する可能性があるとともに、不動産に関する支出又は費用は増大する可能性があり、これら双方又はいずれか一方の事由が生じた場合、投資主への分配金額が減少したり、本投資証券の市場価格が下落することがあります。

④ 募集投資口の発行時の1口当たりの価値の希薄化に関するリスク

投資法人は、募集投資口を随時発行する予定ですが、かかる発行により既存の投資主の保有する投資口の持分割合が減少します。また、本投資法人の計算期間中に発行された募集投資口に対して、当該計算期間の期初から存在する投資口と同額の金銭の分配が行われる場合には、既存の投資主は、募集投資口の発行がなかった場合に比して、悪影響を受ける可能性があります。

更に、募集投資口の発行の結果、本投資法人の投資口1口当たりの純資産価格や市場における需給バランスが影響を受ける可能性があります。

⑤ 本投資法人債券の償還・利払等に関するリスク

本投資法人の信用状況の悪化その他の事由により、本投資法人債券について元本や利子の支払が滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。また、本投資法人の財務状態、金利情勢、経済情勢、不動産市況その他の要因により、本投資法人債の市場価格が下落する可能性もあります。

⑥ 本投資証券の市場での取引に関するリスク

本投資証券は、東京証券取引所に上場していますが、本投資法人の資産総額の減少、投資口の売買高の減少その他の東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に抵触する場合には、本投資証券の上場が廃止されます。本投資証券の上場が廃止される場合、投資主は、保有する本投資証券を相対で譲渡する他に換金の手段がないため、本投資法人の純資産額に比して相当に廉価で譲渡せざるを得ない場合や本投資証券の譲渡自体が事実上不可能となる場合があり、損失を被る可能性があります。

(ロ) 本投資法人の運用方針に関するリスク

① 地域的な偏在に関するリスク

本投資法人が不動産等又は不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券の取得を行っていく過程で、本投資法人が保有する不動産が地域的に偏在する可能性があります。かかる場合には、当該地域における地域経済や不動産マーケットの変動、地震・台風等の災害、人口変動等、当該地域に特有な事象によって、本投資法人の収益に悪影響が生じる可能性があります。

② 不動産を取得又は処分できないリスク

不動産は、一般的にそれぞれの物件の個性が強く流動性が低いため、希望する時期に希望する不動産等又は不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券を取得又は処分できない可能性があります。また、本書の日付以後、経済環境等が著しく変わった場合又は売買契約等において定められた一定の条件が成就しない場合等においては、不動産等又は不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券を予定通り取得又は処分することができない可能性があります。取得が可能であったとしても、投資採算の観点から希望した価格、時期その他の条件で取引を行えない可能性等もあります。更に、取得した後にこれらを処分する場合にも、投資採算の観点から希望した価格、時期その他の条件で取引を行えない可能性等もあります。

以上の結果、本投資法人が利回りの向上や収益の安定化等のために最適と考える資産のポートフォリオの構築又は組替えが適時に行えない可能性があります。

③ テナント集中に関するリスク

本投資法人が保有する不動産に係るテナントに占める特定のテナントの割合が大きくなればなるほど、かかる特定のテナントの新規業務提携又はその解消等事業戦略の変更や財務状況の変化等に伴う支払能力の変化、当該不動産からの退去、賃貸条件の変更その他の事情が、本投資法人の収益等に及ぼす影響は大きくなります。特に、本投資法人が投資対象とする商業施設においては、テナントが単独となる場合が多く、そのようにテナントが単独である不動産においては、本投資法人の収益等は、当該単独テナントの事情に大きく左右されます。

また、そのように本投資法人が保有する不動産に係るテナントに占める割合が大きい特定のテナントが退去した際には、大きな空室率が生じるので、他のテナントを探しその空室率を回復させるのに時間を要することがあり、場合によっては賃貸条件を緩和することを求められ、その期間が長期になればなるほど、又は賃貸条件の緩和の度合いが大きい程、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性が高くなります。

④ 募集投資口の発行、借入れ及び投資法人債による資金調達に関するリスク

募集投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行の可能性及び条件は、本投資法人の経済的信用力、金利情勢その他の要因による影響を受けるため、今後本投資法人の希望する時期及び条件で募集投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行を行うことができる保証はなく、その結果、予定した資産を取得できなかったり、予定しない資産の売却を余儀なくされたり、資金繰りがつかなくなる可能性があります。

また、本投資法人が借入れ又は投資法人債の発行を行う場合において、当該借入れ又は投資法人債の発行の条件として、投資主への金銭の分配を制約する等の財務制限条項が設けられたり、運用資産に担保を設定することとなったり、規約の変更が制限される等の可能性があります。このような制約が本投資法人の運営に支障をきたす可能性があります。

更に、借入れ及び投資法人債の金利は、借入時及び投資法人債発行時の市場動向に左右され、変動金利の場合には、その後の市場動向にも左右されます。借入れ及び投資法人債の金利が上昇し、又は、これらの元本額が増加した場合には、本投資法人の利払額は増加します。このような利払額の増加により、投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク

① 本投資法人の関係者への依存、利益相反に関するリスク

本投資法人は、投信法に基づき、執行役員及び監督役員から構成される役員会において重要な意思決定を行い、資産の運用を本資産運用会社に、資産の保管を資産保管会社に、一般事務を一般事務受託者に、それぞれ委託しています。本投資法人の円滑な業務遂行の実現のためにはこれらの者の能力、経験及びノウハウに依存するところが大きいと考えられますが、これらの者が業務遂行に必要な人的・財政的基盤等を維持できない場合、本投資法人の運営に悪影響をもたらす可能性があります。

また、投信法は、投資法人の執行役員及び監督役員並びに投資法人関係者に関する義務及び責任を定めていますが、これらの本投資法人の関係者が投信法その他の法令に反し、又は、法定の措置をとらないときは、投資主や投資法人債権者に損害が発生する可能性があります。

例えば、本投資法人の執行役員及び監督役員が、法令上又は契約上負っている善良な管理者としての注意義務（以下「善管注意義務」といいます。）、本投資法人のために忠実に職務を遂行する義務（以下「忠実義務」といいます。）その他の義務に違反した場合や、本資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者が、法令上又は契約上負っている善管注意義務、忠実義務、利益相反状況にある場合に本投資法人の利益を害してはならない義務、その他の義務に違反した場合には、本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼし、投資主や投資法人債権者が損害を受ける可能性があります。

② スポンサーへの依存、利益相反に関するリスク

本資産運用会社の全発行済株式は、本書の日付現在、東京建物株式会社、明治安田生命保険相互会社、大成建設株式会社、安田不動産株式会社及び株式会社損害保険ジャパンの5社（以下「スポンサー」と総称します。）により保有されており、また、スポンサーは、本資産運用会社の主要な役職員の出向元となっています。スポンサーの利益が本投資法人又は本投資法人の他の投資主の利益と異なる場合、利益相反の問題が生じる可能性があります。スポンサーは、本投資法人がスポンサー又はその関連会社から資産を取得し、又は物件の賃貸若しくはその他の業務を行う場合に、本投資法人に対して影響力を行使する可能性があり、また、本投資法人は、スポンサー又はその関連会社と資産の取得等に関し直接競合した場合に、本投資法人に影響力を行使する可能性があります。かかる場合、本投資法人の業務、財政状態又は経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ インサイダー取引規制等に係る法令上の禁止規定が存在しないことによるリスク

本書の日付現在、投資法人の発行する投資証券は、上場株式等と異なり、金商法に定めるいわゆるインサイダー取引規制の対象ではありません。従って、本投資法人の関係者がインサイダー取引に類似の取引を行った場合には、本投資証券に対する一般の信頼を害し、ひいては市場価格の下落や本投資証券の流動性の低下等の悪影響をもたらす可能性があります。

④ 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク

本投資法人の規約に記載されている資産運用の対象及び方針等の基本的な事項の変更には、投資主総会の承認が必要ですが、本投資法人の役員会又は本資産運用会社の取締役会が定めたより詳細な投資方針等については、投資主総会の承認を経ることなく、変更することが可能です。そのため、本投資法人の投資主の意思が反映されないまま、これらに変更される可能性があります。

⑤ 本投資法人の倒産又は登録抹消のリスク

本投資法人は、破産法（平成16年法律第75号。その後の改正を含みます。）（以下「破産法」といいます。）上の破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号。その後の改正を含みます。）（以下「民事再生法」といいます。）上の再生手続及び投信法上の特別清算手続（投信法第164条）に服する可能性があります。

本投資法人は、投信法に基づいて投資法人としての登録を受けていますが、一定の事由が発生した場合に投信法に従ってその登録が取り消される可能性があります（投信法第216条）。その場合には、本投資証券の上場が廃止され、本投資法人は解散し、清算手続に入ります。

本投資法人が清算される場合、投資主は、すべての債権者への弁済（投資法人債の償還を含みます。）後の残余財産の分配からしか投資金額を回収することができません。このため、投資主は、投資金額の全部又は一部について回収を得ることができない可能性があります。

⑥ 敷金及び保証金に関するリスク

本投資法人は、不動産の賃借人が賃貸人に対し無利息又は低利で預託した敷金又は保証金を不動産等又は不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券の取得資金の一部として利用する場合があります。しかし、賃貸市場の動向、賃借人との交渉等により、本投資法人の想定よりも賃借人からの敷金及び保証金の預託額が少なくなり、又は預託期間が短くなる可能性があります。この場合、必要な資金を借入れ等により調達せざるを得なくなり、その結果、本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

(二) 不動産及び信託の受益権に関するリスク

本投資法人の主たる運用資産は、前記「2 投資方針 (2) 投資対象 a. 投資対象とする資産の種類」に記載の通り、不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券です。不動産を信託する信託の受益権その他不動産を裏付けとする資産の所有者は、その信託財産である不動産又は裏付けとなる不動産を直接所有する場合と、経済的には、ほぼ同様の利益状況に置かれます。したがって、以下に記載する不動産に関するリスクは、不動産を信託する信託の受益権その他不動産を裏付けとする資産についても、ほぼ同様にあてはまります。

なお、信託の受益権特有のリスクについては、後記「⑯ 不動産等を信託の受益権の形態で保有する場合の固有のリスク」をご参照下さい。

① 不動産の欠陥・瑕疵に関するリスク

不動産には権利、地盤、地質、構造等に関して欠陥、瑕疵等が存在している可能性があり、また、かかる欠陥、瑕疵等が取得後に判明する可能性もあります。本投資法人は、かかる場合に備えて、原則として前所有者に対し一定の事項につき表明及び保証を要求し、かつ一定の瑕疵担保責任を負担させることとしておりますが、たとえかかる表明及び保証が真実でなかったことを理由とする損害賠償責任や瑕疵担保責任を追及できたとしても、これらの責任の期間及び責任額は一定範囲に限定されるのが通例であり、また、前所有者が解散したり無資力になっているために実効性がない場合もあります。

これらの場合には、当該欠陥、瑕疵等の程度によっては当該不動産の資産価値が低下することを防ぐために買主である本投資法人が当該欠陥、瑕疵等の修補その他に係る予定外の費用を負担せざるを得なくなることがあります。

また、本投資法人又は信託受託者が不動産を売却する場合、本投資法人又は信託受託者たる宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。その後の改正を含みます。）（以下「宅地建物取引業法」といいます。）上の登録をした信託銀行は、宅地建物取引業法上、宅地建物取引業者とみなされるため、売却の相手方が宅地建物取引業者である場合を除いて、不動産の売買契約において、瑕疵担保責任に関し、買主に不利となる特約をすることが制限されています。従って、本投資法人又は信託受託者が不動産を売却する場合は、売却した不動産の欠陥、瑕疵等の修補その他に係る予定外の費用を負担せざるを得なくなることがあります。

加えて、不動産をめぐる権利義務関係の複雑さゆえに、不動産に関する権利が第三者の権利や行政法規等により制限を受けたり、第三者の権利を侵害していることが後になって判明する可能性があります。

また、不動産登記簿の記載を信じて取引した場合にも、買主は不動産に係る権利を取得できないことがあります。更に、権利に関する事項のみならず、不動産登記簿中の不動産の表示に関する事項が現況と一致していない場合もあります。このような場合、上記と同じく、本投資法人は売主等に対して法律上又は契約上可能な範囲で責任を追及することとなりますが、その実効性があるとの保証はありません。

② 賃貸借契約に関するリスク

a. 賃貸借契約の解約及び更新に関するリスク

賃貸借契約上、賃借人の解約権が排除されている場合等を除き、契約期間中であっても賃貸借契約が終了したり、また、賃貸借契約の期間満了時に契約の更新がなされない場合もあるため、稼働率が低下し、不動産に係る賃料収入が減少することがあります。また、解約禁止条項、解約ペナルティ条項等を置いて期間中の解約権を制限している場合や更新料を定めている場合でも、裁判所によって所定の金額から減額されたり、かかる条項の効力が否定される可能性があります。

b. 賃料不払に関するリスク

賃借人の財務状況が悪化した場合又は破産手続、再生手続若しくは会社更生法（平成14年法律第154号。その後の改正を含みます。）（以下「会社更生法」といいます。）上の更生手続その他の倒産手続（以下、「倒産等手続」と総称します。）の対象となった場合、賃貸借契約に基づく賃料支払が滞る可能性があり、この延滞賃料等の債務の合計額が敷金及び保証金で担保される範囲を超える場合があります。

c. 賃料改定に係るリスク

賃貸借契約の期間が比較的長期間である場合には、多くの場合、賃料等の賃貸借契約の内容について、定期的に見直しを行うこととされています。

したがって、本書の日付現在の賃料が今後も維持される保証はありません。

また、定期的に賃料等を増額する旨の規定が賃貸借契約にある場合でも、賃借人との交渉いかんによっては、必ずしも、規定通りに賃料を増額できるとは限りません。

d. 賃借人による賃料減額請求権行使のリスク

建物の賃借人は、定期建物賃貸借契約において借地借家法第32条に基づく賃料減額請求権を排除する特約を設けた場合を除いて、同条に基づく賃料減額請求をすることができます。請求が認められた場合、当該不動産から得られる賃料収入が減少します。

③ 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク

火災、地震、津波、暴風雨、洪水、落雷、竜巻、戦争、暴動、騒乱、テロ等（以下「災害等」といいます。）により不動産が滅失、劣化又は毀損し、その価値が影響を受ける可能性があります。このような場合には、滅失、劣化又は毀損した個所を修復するため一定期間建物の不稼働を余儀なくされることにより、賃料収入が減少、又は当該不動産の価値が下落する可能性があります。

また、これらのリスクを回避又は低減する目的で当該不動産に対して保険契約の締結を図ったとしても不動産の個別事情により保険契約が締結されない場合、保険契約を締結しても保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合、保険契約で填補されない災害等が発生した場合又は保険契約に基づく保険会社による支払が他の何らかの理由により行われず、減額され若しくは遅れる場合があります。

④ 不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク

不動産を原因として、第三者の生命、身体又は財産等を侵害した場合に、損害賠償義務が発生し、結果的に本投資法人が予期せぬ損害を被る可能性があります。特に、土地の工作物の所有者は、民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含みます。）（以下「民法」といいます。）上無過失責任を負うこととされています。不動産の個別事情により保険契約が締結されない場合には、上記③と同様、本投資法人は悪影響を受ける可能性があります。

また、不動産につき滅失、毀損又は劣化等が生じ、修繕が必要となる場合には、かかる修繕に関連して多額の費用を要する可能性があります。また、かかる修繕が困難又は不可能な場合には、不動産から得られる賃料収入が減少し、不動産の価格が下落する可能性があります。

⑤ 不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク

建築基準法（昭和25年法律第201号。その後の改正を含みます。）（以下「建築基準法」といいます。）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際、原則としてこれらの規定に適合しない現に存する建物（現に建築中のものを含みます。）又はその敷地については、当該規定が適用されない扱いとされています（いわゆる既存不適格）。しかし、かかる既存不適格の建物の建替え等を行う場合には、現行の規定が適用されるので、現行の規定に合致するよう手直しをする必要があり、追加的な費用負担が必要となる可能性があります。また、現状と同規模の建物を建築できない可能性があります。

また、様々な行政法規や各地の条例による規制が不動産に適用される可能性があります。例えば、都市計画法（昭和43年法律第100号。その後の改正を含みます。）（以下「都市計画法」といいます。）、地方公共団体の条例による風致地区内における建築等の規制、河川法（昭和39年法律第167号。その後の改正を含みます。）による河川保全区域における工作物の新築等の制限、文化財保護法（昭和25年法律第214号。その後の改正を含みます。）に基づく試掘調査義務、一定割合において住宅を付置する義務や、駐車場設置義務、福祉配慮設備設置義務、緑化推進義務及び雨水流出抑制施設設置義務等が挙げられます。このような義務が課せられている場合、当該不動産の処分及び建替え等に際して、事実上の困難が生じたり、これらの義務を遵守するための追加的な費用負担が生じる可能性があります。

更に、不動産が含まれる地域が道路設置等の都市計画の対象となる場合には、当該都市計画対象部分に建築制限が付される可能性や、建物の敷地とされる面積が減少する可能性、当該不動産に関して建替え等を行う場合に、現状と同規模の建築物を建築できない可能性があります。

⑥ 法令の制定・変更に関するリスク

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。その後の改正を含みます。）（以下「土壌汚染対策法」といいます。）のほか、将来的に環境保護を目的とする法令等が制定・施行され、過失の有無にかかわらず不動産につき大気、土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務等が課される可能性があります。

また、消防法（昭和23年法律第186号。その後の改正を含みます。）その他不動産の管理に影響する関係法令の改正により、不動産の管理費用等が増加する可能性があります。更に、建築基準法、都市計画法の改正、新たな立法、収用、再開発、区画整理等の行政行為等により不動産に関する権利が制限される可能性があります。

⑦ 売主の倒産等の影響を受けるリスク

本投資法人は、債務超過の状況にある等財務状態が実質的危機時期にあると認められる又はその疑義がある者を売主として不動産を取得する場合には、管財人等により売買が否認されるリスク等について諸般の事情を慎重に検討し、実務的に可能な限り管財人等により売買が否認されるリスク等を回避するよう努めますが、このリスクを完全に排除することは困難です。

万一債務超過の状況にある等財務状態が実質的危機時期にある状況を認識できずに不動産を取得した場合に

は、当該不動産の売買が売主の債権者により取消される（詐害行為取消）可能性があります。また、不動産を取得した後、売主について倒産等手続が開始した場合には、当該不動産の売買が破産管財人、監督委員又は管財人により否認される可能性が生じます。

また、本投資法人が、ある売主から不動産を取得した別の者（以下、本項において「買主」といいます。）から更に当該不動産を取得した場合において、本投資法人が、当該不動産の取得時において、売主と買主間の当該不動産の売買が詐害行為として取消され又は否認される根拠となりうる事実関係を知っていた場合には、本投資法人に対しても、売主・買主間の売買が否認され、その効果を主張される可能性があります。

更に、取引の態様如何によっては売主との間の不動産の売買が、担保取引であると判断され、当該不動産は破産者である売主の破産財団の一部を構成し、又は更生会社若しくは再生債務者である売主の財産に属するとみなされる可能性（いわゆる真正譲渡でないといふリスク）もあります。

⑧ 転貸に関するリスク

賃借人（以下、転借人を含みます。）に、不動産の一部又は全部を転貸する権限を与えた場合、本投資法人は、不動産に入居するテナントを自己の意思により選択できなくなったり、退去させられなくなる可能性があります。また、賃借人の賃料が、転借人の賃借人に対する賃料に連動する場合、転借人の信用状態等が悪化することにより、賃借人からの賃料の支払いが滞る可能性があります。

また、賃貸借契約が合意解約された場合、又は債務不履行を理由に解除された場合であっても、賃貸借契約上、賃貸借契約終了の場合に転貸人の転借人に対する敷金等の返還義務が賃貸人に承継される旨規定されている場合には、かかる敷金等の返還義務が、賃貸人に承継される可能性があります。このような場合、敷金等の返還原資は賃貸人の負担となる可能性があります。

⑨ 賃借人等による不動産の利用・管理状況に関するリスク

賃借人等による不動産の利用・管理状況により、当該不動産の資産価値や、本投資法人の収益に悪影響が及ぶ可能性があります。また、賃借人や賃借権の譲受人の属性によっては、不動産のテナント属性が悪化し、これに起因して建物全体の賃料収入が低下する可能性があります。

⑩ 共有物件に関するリスク

不動産が第三者との間で共有されている場合には、その保存・利用・処分等について単独で所有する場合には存在しない種々のリスクが存在します。

まず、共有物の管理は、共有者間で別段の定めをした場合を除き、共有者の持分の過半数で行うものとされているため（民法第252条）、持分の過半数を有していない場合には、第三者との間で共有されている不動産の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、共有者はその持分の割合に応じて共有物の全体を利用することができるため（民法第249条）、他の共有者によるこれらの権利行使によって、第三者との間で共有されている不動産の保有又は利用が妨げられるおそれがあります。

更に、共有の場合、他の共有者からの共有物全体に対する分割請求権行使を受ける可能性（民法第256条）、及び裁判所により共有物全体の競売を命じられる可能性（民法第258条第2項）があり、ある共有者の意図に反して他の共有者からの分割請求権行使によって共有物全体が処分されるリスクがあります。

この分割請求権を行使しないという共有者間の特約は有効ですが、かかる特約は5年を超えては効力を有しません。また、登記済みの不分割特約がある場合でも、特約をした者について倒産等手続の対象となった場合には、管財人等は、その換価処分権を確保するために分割請求ができるとされています。但し、共有者は、倒産手続の対象となった他の共有者の有する共有持分を相当の対価で取得することができます（破産法第52条、会社更生法第60条、民事再生法第48条）。

他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、共有されていた物件全体について当該共有者（抵当権設定者）の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶことになると考えられています。したがって、運用資産である共有持分には抵当権が設定されていなくても、他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、分割後の運用資産についても、他の共有者の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶこととなるリスクがあります。

共有持分の処分は単独所有物と同様に自由に行えると解されていますが、共有不動産については、共有者間で共有持分の優先的購入権の合意をすることにより、共有者がその共有持分を第三者に売却する場合に他の共有者が優先的に購入できる機会を与えるようにする義務を負う場合があります。

不動産の共有者が賃貸人となる場合には、賃料債権は不可分債権となり敷金返還債務は不可分債務になると一般的には解されており、共有者は他の賃貸人である共有者の信用リスクの影響を受ける可能性があります。

共有不動産については、単独所有の場合と比べて上記のような制限やリスクがあるため、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の減価要因が増す可能性があります。

⑪ 区分所有建物に関するリスク

区分所有建物とは区分所有法の適用を受ける建物で、単独所有の対象となる専有部分（居室等）と共有となる共用部分（エントランス部分等）及び建物の敷地部分から構成されます。区分所有建物の場合には、区分所有法上、法定の管理方法及び管理規約（管理規約の定めがある場合）によって管理方法が定められます。建替決議等をする場合には集会において区分所有者及び議決権（管理規約に別段の定めのない限り、その有する専有部分の床面積の割合）の各5分の4以上の多数の建替決議が必要とされる等（区分所有法第62条）、区分所有法の適用を受けない単独所有物件と異なり管理方法に制限があります。

区分所有建物の専有部分の処分は自由に行うことができますが、区分所有者間で優先的購入権の合意をすることがあることは、共有物件の場合と同じです。

区分所有建物と敷地の関係については以下のようなリスクがあります。

区分所有建物の専有部分を所有するために区分所有者が敷地に関して有する権利を敷地利用権といいます。区分所有建物では、専有部分と敷地利用権の一体性を保持するために、法律で、専有部分とそれに係る敷地利用権を分離して処分することが原則として禁止されています（区分所有法第22条）。但し、敷地権の登記がなされていない場合には、分離処分の禁止を善意の第三者に対抗することができず、分離処分が有効となります（区分所有法第23条）。また、区分所有建物の敷地が数筆に分かれ、区分所有者が、それぞれ、その敷地のうちの一筆又は数筆の土地について、単独で、所有権、賃借権等を敷地利用権（いわゆる分有形式の敷地利用権）として有している場合には、分離して処分することが可能とされています。このように専有部分とそれに係る敷地利用権が分離して処分された場合、敷地利用権を有しない区分所有者が出現する可能性があります。

また、敷地利用権が使用借権及びそれに類似した権利である場合には、当該敷地が売却、競売等により第三者に移転された場合に、区分所有者が当該第三者に対して従前の敷地利用権を対抗できなくなる可能性があります。

このような区分所有建物と敷地の関係を反映して、区分所有建物の場合には、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の減価要因が増す可能性があります。

⑫ 借地物件に関するリスク

借地権とその借地上に存在する建物については、自らが所有権を有する土地上に存在する建物と比べて特有のリスクがあります。借地権は、所有権と異なり永久に存続するものではなく、期限の到来により当然に消滅し（定期借地権の場合）又は期限到来時に借地権設定者が更新を拒絶しかつ更新を拒絶する正当事由がある場合に消滅します（普通借地権の場合）。また、借地権が地代の不払その他により解除その他の理由により消滅してしまう可能性もあります。借地権が消滅すれば、時価での建物買取りを請求できる場合（借地借家法第13条、借地法第4条）を除き、借地上に存在する建物を取り壊した上で、土地を返還しなければなりません。普通借地権の場合、借地権の期限到来時の更新拒絶につき上記正当事由が認められるか否かを本投資法人の物件取得時に正確に予測することは不可能であり、仮に建物の買取請求権を有する場合でも、買取価格が本投資法人が希望する価格以上である保証はありません。

また、本投資法人が借地権を有している土地の所有権が、他に転売されたり、借地権設定時に既に存在する土地上の抵当権等の実行により第三者に移ってしまう可能性があります。この場合、借地権について適用のある法令に従い第三者対抗要件が具備されていないときは、本投資法人は、借地権を当該土地の新所有者に対して対抗できず、当該土地の明渡義務を負う可能性があります。

更に、借地権が賃借権である場合、借地権を譲渡するには、原則として、借地権設定者の承諾が必要となるほか、借地上の建物の新築、改築又は増築等に借地権設定者の承諾が必要となる場合があります。借地上の建物の所有権を譲渡する場合には、当該借地に係る借地権も一緒に譲渡することになるので、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。かかる借地権設定者の承諾に関しては、借地権設定者への承諾料の支払が予め約束されていたり、約束されていなくても慣行を理由として借地権設定者が承諾料を承諾の条件として請求してくる場合があります（なお、法律上借地権設定者に当然に承諾料請求権が認められているものではありません。）。

加えて、借地権設定者の資力の悪化や倒産等により、借地権設定者に差し入れた敷金及び保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があります。借地権設定者に対する敷金及び保証金等の返還請求権について担保設定や保証はなされないのが通例です。

借地権と借地上に建てられている建物については、敷地と建物を一括して所有している場合と比べて、上記のような制限やリスクがあるため、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の減価要因が増す可能性があります。

⑬ 借家物件に関するリスク

本投資法人は、建物（共有持分、区分所有権等を含みます。）を第三者から賃借の上又は信託受託者に賃借させた上、当該賃借部分を直接若しくは信託受託者を通じて保有する建物と一体的に又は当該賃借部分を単独で、テナントへ転貸することがあります。

この場合、建物の賃貸人の資力の悪化や倒産等により、建物の賃貸人に差し入れた敷金及び保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があることは、前記の借家物件の場合と同じです。

加えて、民法上、本投資法人が第三者との間で直接又は信託受託者を通じて締結した賃貸借契約が何らかの理由により終了した場合、原則として、本投資法人又は当該受託者とテナントの間の転貸借契約も終了するとされていますので、テナントから、転貸借契約の終了に基づく損害賠償請求等がなされる可能性があります。

⑭ 開発物件に関するリスク

本投資法人は、規約に定める投資方針に従って、竣工後の物件を取得するために予め開発段階で売買契約を締結することがあります。かかる場合、既に完成した物件につき売買契約を締結して取得する場合とは異なり、様々な事由により、開発が遅延し、変更され、又は中止されることにより、売買契約通りの引渡しを受けられない可能性があります。また、テナントが集まらず、予定された収益を上げられない可能性があります。これらの結果、開発物件からの収益等が本投資法人の予想を大きく下回る可能性があるほか、予定された時期に収益等が得られなかったり、収益等が全く得られなかったり、又は予定されていない費用、損害若しくは損失を本投資法人が負担し若しくは被る可能性があります。

⑮ 有害物質に関するリスク

本投資法人が土地又は土地の賃借権若しくは地上権又はこれらを信託する信託の受益権を取得する場合において、当該土地について産業廃棄物等の有害物質が埋蔵されている可能性があり、その場合には当該土地の価格が下落する可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために土壌の入替えや洗浄が必要となる場合には、これに係る予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人がかかる損害を賠償する義務を負う可能性があります。

なお、土壌汚染対策法によれば、土地の所有者、管理者又は占有者は、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の特定有害物質による土地の土壌の汚染の状況について、都道府県知事により調査・報告を命ぜられることがあり、また、土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、都道府県知事によりその被害を防止するため必要な汚染の除去等の措置を命ぜられることがあります。この場合、本投資法人に多額の負担が生じる可能性があります。また、本投資法人は、支出を余儀なくされた費用について、その原因となった者やその他の者から常に償還を受けられるとは限りません。

また、本投資法人が建物又は建物を信託する信託の受益権を取得する場合において、当該建物の建材等にアスベストその他の有害物質を含む建材が使用されているか若しくは使用されている可能性がある場合やPCBが保管されている場合等には、当該建物の価格が下落する可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために建材の全面的若しくは部分的交換が必要となる場合又は有害物質の処分若しくは保管が必要となる場合には、これに係る予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人がかかる損害を賠償する義務が発生する可能性があります。

⑯ 不動産等を信託の受益権の形態で保有する場合の固有のリスク

信託受託者が信託財産としての不動産、不動産の賃借権又は地上権を所有し管理するのは受益者のためであり、その経済的利益と損失は、最終的にはすべて受益者に帰属することになります。したがって、本投資法人は、不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権の保有に伴い、前記①乃至⑮に記載されたリスクを、信託受託者を介して、不動産、不動産の賃借権又は地上権を直接所有する場合と実質的にはほぼ同様に負担することになります。

信託契約上信託の受益権を譲渡しようとする場合には、信託受託者の承諾を要求されるのが通常です。更に、不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権については受益証券発行信託の受益証券でない限り私法上有価証券としての性格を有していませんので、債権譲渡と同様の譲渡方法によって譲渡することになり、有価証券のような流動性がありません。

信託法（大正11年法律第62号。その後の改正を含みますが、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）による改正前のもの。）及び信託法（平成18年法律第108号。その後の改正を含みます。）上、信託受託者が倒産手続の対象となった場合に、信託の受益権の目的となっている不動産が信託財産であることを破産管財人等の第三者に対抗するためには、信託された不動産に信託設定登記をする必要が

あり、仮にかかる登記が具備されていない場合には、本投資法人は、信託財産である不動産が当該信託の受益権の目的となっていることを第三者に対抗できない可能性があります。

また、信託財産の受託者が、信託目的に反して信託財産である不動産を処分した場合、又は信託財産である不動産を引当てとして、何らかの債務を負うことにより、当該不動産を信託する信託の受益権を保有する本投資法人が不測の損害を被る可能性があります。

更に、信託契約上、信託開始時において既に存在していた信託財産としての不動産の欠陥、瑕疵等につき、当初委託者が信託財産の受託者に対し一定の瑕疵担保責任を負担する場合に、信託財産の受託者が、かかる瑕疵担保責任を適切に追及しない、又はできない結果、本投資法人が不測の損害を被る可能性があります。

⑰ 信託の受益権の準共有等に関するリスク

不動産信託受益権が準共有されている場合、単独で保有する場合には存在しない種々の問題が生じる可能性があります。

準共有者は、原則として、他の準共有者の同意を得ることなく自己の準共有持分を処分することができ、したがって、本投資法人の意向にかかわらず他の準共有者が変更される可能性があります。これに対し、準共有者間の協定書等において、準共有者が準共有持分を処分する場合に他の準共有者に先買権若しくは優先交渉権を与え、又は一定の手続の履践義務等が課されている場合があります。この場合は、本投資法人の知らない間に他の準共有者が変動するリスクは減少しますが、本投資法人がその準共有持分を処分する際に制約を受けることになります。

また、準共有者間で別段の定めをした場合を除き、準共有されている不動産信託受益権の変更にあたる行為には準共有者全員の合意を要し（民法第264条、第251条）、変更にあたらぬ管理は、準共有者の準共有持分の過半数で決定する（民法第264条、第252条）ものと考えられます。したがって、特に本投資法人が準共有持分の過半数を有していない場合には、当該不動産の管理及び運営についての信託受益者の指図に本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。

更に、不動産信託受益権の準共有者が不動産信託受託者に対して有する信託交付金の請求権及び不動産信託受託者に対して負担する信託費用等の支払義務は、別段の合意のない限り、準共有される財産に関する債権債務として不可分債権及び不可分債務であると一般的には解されています。したがって、他の準共有者の債権者が当該準共有者の準共有持分の割合を超えて信託交付金請求権全部を差し押さえる可能性があり、また、他の準共有者が不動産信託受託者からの信託費用等の請求をその準共有持分の割合に応じて履行しない場合に本投資法人が請求された全額を支払わざるを得なくなる可能性があります。これらの場合、本投資法人は、差し押さえられた信託交付金請求権のうち自己の準共有持分に応じた金額の支払や支払った信託費用のうち他の準共有者の準共有持分に応じた金額の償還を当該他の準共有者に請求することができますが、当該他の準共有者の資力の如何によっては、支払又は償還を受けることができない可能性があります。

⑱ フォワード・コミットメント等に係るリスク

本投資法人は、不動産又は不動産信託受益権を取得するにあたり、いわゆるフォワード・コミットメント（先日付の売買契約であって、契約締結から一定期間経過した後に決済・物件引渡しを行うことを約する契約）等を行うことがあります。不動産売買契約が買主の事情により解約された場合には、買主は債務不履行による損害賠償義務を負担することとなります。また、損害額等の立証にかかわらず、不動産又は不動産を信託する信託の受益権の売買価格に対して一定の割合の違約金が発生する旨の合意がなされることも少なくありません。フォワード・コミットメント等の場合には、契約締結後、決済・物件引渡しまでに一定の期間があるため、その期間における市場環境の変化等により本投資法人が不動産取得資金を調達できない場合等、売買契約を解約せざるを得なくなった場合には、違約金等の支払いにより、本投資法人の財務状況等が悪影響を受ける可能性があります。

(ホ) 税制に関するリスク

① 導管性要件に関するリスク

税法上、投資法人に係る課税の特例規定により一定の要件（以下「導管性要件」といいます。）を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、投資法人による利益の配当等を投資法人の損金に算入することが認められています。本投資法人は、導管性要件を満たすよう努める予定ですが、今後、本投資法人の投資主の異動、分配金支払原資の制限・不足、借入金等の定義に係る不明確性、会計処理と税務処理の取扱いの差異、税務当局と本投資法人との見解の相違、法律の改正、その他の要因により導管性要件を満たすことができない可能性があります。本投資法人が、導管性要件を満たすことができなかった場合、利益の配当等を損金算入できなくなり、本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への配額等に悪影響をもたらし、本投資証券の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。なお、導管性要件に関しては、後

記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い c. 投資法人の税務 (イ) 利益配当等の損金算入」をご参照下さい。

② 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク

本投資法人に対して税務調査が行われ、導管性要件に関する取扱いに関して、税務当局との見解の相違により更正処分を受け、過年度における導管性要件が事後的に満たされなくなる可能性があります。このような場合には、本投資法人が過年度において損金算入した配当金が税務否認される結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額等に悪影響をもたらす可能性があります。

③ 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク

本投資法人は、規約における投資方針において、その有する特定資産の価額の合計額に占める特定不動産の価額の合計額の割合を75%以上とすること（規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 3. 投資態度 (6)」）としています。本投資法人は、上記内容の投資方針を規約に定めることその他の税制上の要件を充足することを前提として、直接に不動産を取得する場合の不動産流通税（登録免許税及び不動産取得税）の軽減措置の適用を受けることができると考えています。しかし、本投資法人がかかる軽減措置の要件を満たすことができない場合、又は軽減措置の要件が変更され若しくは軽減措置が廃止された場合には、軽減措置の適用を受けることができない可能性があります。

④ 一般的な税制の変更に関するリスク

不動産、不動産信託受益権その他本投資法人の資産に関する税制若しくは本投資法人に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、公租公課の負担が増大し、その結果本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。また、投資証券に係る利益の配当、出資の払戻し、譲渡等に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、本投資証券の保有又は売却による投資主の手取金の額が減少し、又は税務申告等の税務上の手続面での負担が投資主に生じる可能性があります。

(へ) その他

① 専門家報告書等に関するリスク

不動産の鑑定評価額及び不動産の価格調査による調査価格は、個々の不動産鑑定士等の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものとどまり、客観的に適正な不動産の価格と一致するとは限りません。同じ物件について鑑定、調査等を行った場合でも、不動産鑑定士等、評価方法又は調査の方法若しくは時期によって鑑定評価額、調査価格の内容が異なる可能性があります。また、かかる鑑定等の結果は、現在及び将来において当該鑑定評価額や調査価格による売買の可能性を保証又は約束するものではありません。

建物状況調査レポート及び地震リスク分析レポート等は、建物の評価に関する専門家が、設計図書等の確認、現況の目視調査及び施設管理者への聞き取り等を行うことにより、現在又は将来発生することが予想される建物の不具合、必要と考えられる修繕又は更新工事の抽出及びそれらに要する概算費用並びに再調達価格の算出、並びに建物の耐震性能及び地震による損失リスク等を検討した結果を記載したものであり、不動産に欠陥、瑕疵等が存在しないことを保証又は約束するものではありません。

また、不動産に関して算出されるPML値も個々の専門家の分析に基づく予想値にすぎません。PML値は、損害の予想復旧費用の再調達価格に対する比率で示されますが、将来、地震が発生した場合、予想以上の多額の復旧費用が必要となる可能性があります。

② 固定資産の減損に係る会計基準の適用に伴うリスク

固定資産の減損に係る会計基準の適用により、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合には、一定の条件の下で回収可能額を反映させるように固定資産の帳簿価額を減額する会計処理（減損処理）を行うこととなっており、今後、本投資法人の保有する不動産等の市場価格及び収益状況によっては減損処理を行う可能性があります。

③ 特定目的会社の優先出資証券への投資に係るリスク

本投資法人はその規約に基づき、資産流動化法に基づく特定目的会社とその資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする場合、その優先出資証券への投資を行うことがあります。かかる優先出資証券への投資を行う場合にも、本投資法人は、税法上の導管性要件に抵触することなく保有する意向です。また、規約に基づき中長期の安定運用を図ることを目標として運用を行うため、取得した優先出資証券につき短期間でその売却を行うことは意図しておりません。但し、売却する方が本投資法人にとってより経済的な合理性があると判断される場合、その売却を行うことがあります。しかしながら、優先出資証券については確立された流通市場が存在しないため、その流動性が低く、従って売却を意図してもその売却が困難な場合があり、又は、予定より低い価額での売買を余儀なくされる可能性があります。また、特定目的会社の投資する不動産に係る収益が悪化した場合や当該不動産の価値が下落した場合又は特定目的会社の開発する不動産が予想した価格で売却できない場合、更には導管体である特定目的会社において意図されない課税が生じた場合等には、当該特定目的会社の発行する優先出資証券に投資した当投資法人が当該優先出資証券より得られる運用益や分配される残余財産の減少等により損害を被る可能性があります。

b. 投資リスクに対する管理体制

本投資法人は、以上のようなリスクが投資リスクであることを認識しており、その上でこのようなリスクに最大限対応できるよう以下のリスク管理体制を整備しています。

しかしながら、当該リスク管理体制については、十分な効果があることを保証されているものではなく、リスク管理体制が適切に機能しない場合、投資主に損害が及ぶ可能性があります。

リスク管理体制

本投資法人は、投信法に基づき適法に設立されており、本書の日付現在においては執行役員1名及び監督役員2名から構成される役員会により運営されています。これらの役員は欠格事由にあたらぬほか、監督役員はもとより執行役員を含めたすべての役員が、本資産運用会社又はその利害関係者から独立した地位にあり、投信法の規定する水準以上の透明性の高い運営を行うよう努め、同時にリスク管理に努めています。

本投資法人は、業務執行の意思決定及び執行役員に対する監督機関としての役員会が十分に機能し、執行役員が本投資法人のために忠実にその職務を遂行するよう努めています。役員会においては、本資産運用会社が執行する資産運用にかかる重要な事項は、本資産運用会社からの報告事項とし、さらに利害関係者（後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限（二）」をご参照下さい。）との取引のうち、資産の取得・売却及びその媒介又は代理、不動産管理委託、1,000万円超の工事の発注、物件の賃貸に関しては、役員会の承認事項とすることにより利益相反取引に関して、本資産運用会社への一定の牽制体制を構築しています。

一方、本資産運用会社は、リスク管理規程により本投資法人を取り巻くリスクを認識して、各部門における日常業務遂行上のリスク管理の他に取締役会における運用リスク管理状況報告等を通じてリスク管理体制の構築を図っています。また、このリスク管理体制を補完して日常的にリスクに対応する手法・手段を検討するためにリスク管理委員会を設置しています。

原則として資産の取得や資産の運用にかかわる一定の重要事項については、代表取締役社長、投資運用部長、財務部長、企画・管理部長にて構成される投資小委員会（デューデリジェンス小委員会を含みます。）或いは運用小委員会にて意思決定が行われ、さらに特に重要性が高い事項に関しては本資産運用会社の取締役会において意思決定する旨定めています。

また、本資産運用会社に設置しているコンプライアンス委員会においては、現在は外部の弁護士を特別委員として招聘して、上記に記載の本投資法人と利害関係者間の取引にあたっては、事前にその妥当性や合理性の検証を行った上で本投資法人の役員会の承認を得ることとしています。なお、各委員会の内容につきましては、前記「1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 c. 投資運用の意思決定機構」をご参照下さい。

上記の通り、本投資法人及び本資産運用会社においては、投信法に定める利害関係人等に関連した行為準則の水準を越える厳格な利益相反の防止体制を整え、リスク管理体制を徹底しています。

その他のリスク、例えば不動産投資信託証券市場に関するリスク、商品設計及び関係者に関するリスク、並びに、信託受益権に特有のリスク等についても業務執行や意思決定において、レベルの異なる、複数の意思決定機関に諮ることを原則とし、かかるリスクを可能な限り極小化するよう努め、投資・運用リスクと同様のリスク管理体制を整えています。

このように、投資リスクに対しては、本投資法人及び本資産運用会社の重層的かつ相互牽制的な検証システムを通じ、実効性のあるリスク管理体制を整備し、最大限の効果の発揮に努めています。なお、個別のリスクに関する管理体制については、前記「a. リスク要因」の各記載も適宜ご参照下さい。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

該当事項はありません。

(2) 【買戻し手数料】

本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わないため（規約第7条）、該当事項はありません。

(3) 【管理報酬等】

(イ) 役員報酬

執行役員及び監督役員の報酬は、当該職務と類似の職務を行う取締役等及び監査役等の報酬水準、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として役員会で決定する金額（但し、それぞれの上限を一人当たり月額50万円及び40万円とします。）とし、毎月、当月分を当月の末日までに、当該執行役員及び監督役員が指定する銀行口座へ振込の方法により、支払われます（規約第26条）。

(ロ) 本資産運用会社への支払報酬

本資産運用会社の行う委託業務の報酬は、固定報酬、インセンティブ報酬1、インセンティブ報酬2及びインセンティブ報酬3から構成され、それぞれの具体的な金額又は計算方法及び支払の時期は、下表の通りとし、本資産運用会社の指定する銀行口座への振込の方法により支払われます（規約第39条）。

| 報酬の種類 | 報酬額（報酬額の計算方法）／支払時期 |
|------------|---|
| 固定報酬 | （報酬額）1,250万円/月 （支払時期）3、6、9、12月末 （1～3月分、4～6月分、7～9月分及び10～12月分の各3か月分をそれぞれ3月末、6月末、9月末及び12月末に後払いします。なお、1か月に満たない場合は、実日数による日割計算によります。） |
| インセンティブ報酬1 | （報酬額の計算方法） 決算期にて確定する当該営業期間の総収入額※の2%（但し、1営業期間の総収入額が80億円を超える部分に対しては1.5%）に相当する金額（1円未満切捨て） ※ 総収入額とは、資産のうち、不動産（信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含みます。）から生じる賃料、共益費、駐車場使用料、付帯収益、施設使用料、施設設置料、遅延損害金、賃貸借契約解約に伴う解約違約金又はそれに類する金銭その他賃貸業務から生じる収入、利子・配当収入、及びこれらに類する収益の総額をいいます。 （支払時期）各決算期後3か月以内 |
| インセンティブ報酬2 | （報酬額の計算方法） 決算期にて確定する当該営業期間のインセンティブ報酬2控除前の分配可能金額（規約第30条第1号に規定されるもの。）の3%に相当する金額（1円未満切捨て） （支払時期）各決算期後3か月以内 |
| インセンティブ報酬3 | （報酬額の計算方法） 規約 別紙1 2. に定める不動産等又は不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等を取得した場合において、その取得価格（消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用を除きます。）の0.25%に相当する金額（1円未満切捨て） （支払時期）取得した日が属する月の翌月末まで |

(ハ) 一般事務受託者及び資産保管会社への支払手数料

A. 投資主名簿等の管理に関する事務

一般事務受託者及び資産保管会社がそれぞれ下記の業務を遂行することの対価である事務受託手数料は、以下の通り指定口座への振込の方法により支払われます。

(一般事務受託者の業務)

- i) 本投資法人の投資主の名簿に関する事務
- ii) 本投資法人の投資口の発行に関する事務
- iii) 本投資法人の機関の運営に関する事務
- iv) 本投資法人の計算に関する事務
- v) 本投資法人の投資主に対して分配する金銭の計算及びその支払のための手続に関する事務
- vi) 本投資法人の投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出・届出の受付に関する事務
- vii) 本投資法人の会計帳簿の作成に関する事務
- viii) 本投資法人が納税義務を負う公租公課に関してなすべき納税等に係る事務
- ix) 本投資法人の借入れに係る債権者に対する元利金等の計算及び支払並びに諸費用の計算及び支払に関する事務
- x) 本投資法人の営業報告書、純資産状況表の作成及び監督官庁への提出並びに投資信託協会の規則に基づく定期報告資料及び金商法の規定に基づく財務諸表の作成に関する事務
- x i) 本資産運用会社、不動産管理会社又は資産保管会社等から本投資法人が受領すべき報告書その他書類・資料に関する事務、これらの者に対して行う通知、届出、報告、請求又は連絡をなし、又はこれらを受領する事務
- x ii) 本投資法人が締結する契約及びこれらの契約に基づいて作成、交付される文書に基づく本投資法人又はその他本投資法人の関係者による本投資法人宛の報告義務の履行又は金銭債務の弁済の履行につき、当該契約又は文書との報告内容・金額・履行時期の照合及び合理的な範囲内の確認をする事務
- x iii) 受託事務を処理するために使用した本投資法人に帰属する書類及び未達郵便物の整理・保管に関する事務
- x iv) 法令又は一般事務委託契約により本投資法人が必要とする投資口統計資料の作成に関する事務
- x v) 振替機関により通知される総投資主通知その他の通知の受理に関する事務
- x vi) 受託者が管理する本投資法人の発行総口数と振替機関より通知を受けた本投資法人の振替投資口等の総数の照合
- x vii) 本投資法人の情報提供請求権行使に係る取次ぎに関する事務
- x viii) 振替機関からの個別投資主通知の本投資法人への取次ぎに関する事務
- x ix) 上記に掲げる事務のほか、これらに付随する業務全般

(資産保管会社の業務)

- i) 本投資法人の資産に属する有価証券等の保管に関する業務
- ii) 本投資法人の資産に属する現預金（預金通帳の保管を含みます。）及びその他の資産に係る権利を行使する際において必要とする当該資産にかかる権利を証する書類等の保管にかかる業務
- iii) 本投資法人の指定する各種書類の保管にかかる業務
- iv) 資産保管業務に関する帳簿書類の作成事務
- v) 上記に掲げる事務のほか、これらに付随する業務全般

① 下記②以外の事務受託手数料

手数料計算期間は、本投資法人の営業期間と同じとします。手数料額は、各計算期間における本投資法人の前期末資産額に、下表に定める料率を乗じた額の1/2相当額とします（下表に定める料率は、契約期間延長の際に、別途協議の上、改定される場合があります。）。なお、手数料額の計算においては、1円未満の端数は切り捨て、6か月に満たない場合は、年365日の日割とします。手数料支払期限は、各計算期間終了後30日以内とします。有価証券等の保管を、資産保管会社による保護預り、資産保管会社による常任代理のいずれかの方法による場合の手数料は、別途本投資法人・資産保管会社間で合意した場合を除き、本①及び②に規定する手数料に包含し、資産保管会社は、追加の手数料を徴求しないものとします。

| 前期末資産額 | 適用料率 |
|----------------------|-------|
| 800億円以下の部分 | 0.06% |
| 800億円超1,000億円以下の部分 | 0.05% |
| 1,000億円超1,200億円以下の部分 | 0.04% |
| 1,200億円超の部分 | 0.02% |

② 投資主名簿等事務受託手数料

手数料計算期間は毎月1日から月末までとします。手数料額は、下表により計算した金額とします。手数料支払期限は各計算期間終了日の翌月末とします。また、下表に定める金額は、契約期間延長の際に、別途協議の上、改定される場合があります。

| 項目 | 対象事務の内容 | 計算単位及び計算方法 |
|------------|--|--|
| 基本料 | 1. 投資主名簿の作成、管理及び備置き 投資主名簿の維持管理 期末、中間及び四半期投資主の確定 2. 期末統計資料の作成 (所有者別、所有数別、地域別分布状況) 投資主一覧表の作成 (全投資主、大投資主) | 1. 毎月の基本料は、各月末現在の投資主数につき下記段階に応じ区分計算したものの合計額の6分の1。但し、月額最低基本料を200,000円とします。 (投資主数) (投資主1名あたりの基本料) 投資主数のうち最初の5,000名について-----480円 5,000名超 10,000名以下の部分について-----420円 10,000名超 30,000名以下の部分について-----360円 30,000名超 50,000名以下の部分について-----300円 50,000名超 100,000名以下の部分について-----260円 100,000名を超える部分について-----225円 ※資料提供はWebによります。書面での提供は、別途手数料が必要です。 |
| 分配金支払管理料 | 1. 分配金支払原簿、分配金領収書、指定口座振込票、払込通知書の作成、支払済分配金領収証等による記帳整理、未払分配金確定及び支払調書の作成、印紙税納付の手續 2. 銀行取扱期間経過後の分配金等の支払及び支払原簿の管理 | 1. 分配金等を受領する投資主数につき、下記段階に応じ区分計算したものの合計額。 但し、1回の対象事務の最低管理料を350,000円とします。 (投資主数) (投資主1名あたりの管理料) 投資主数のうち最初の5,000名について-----120円 5,000名超 10,000名以下の部分について-----110円 10,000名超 30,000名以下の部分について-----100円 30,000名超 50,000名以下の部分について-----80円 50,000名超 100,000名以下の部分について-----60円 100,000名を超える部分について-----50円 2. 指定口座振込分については1件につき130円を加算。 3. 各支払基準日現在の未払い対象投資主に対する支払1件につき-----450円 |
| 諸届管理料 | 1. 投資主等からの諸届関係等の照会、受付 (投資主情報等変更通知の受付を含みます。) 2. 投資主等からの依頼に基づく調査、証明 | 1. 照会、受付1件につき-----600円 2. 調査、証明1件につき-----600円 |
| 投資主総会関係手数料 | 1. 議決権行使書用紙の作成並びに返送議決権行使書の受理、集計 2. 投資主総会当日出席投資主の受付、議決権個数集計の記録等の事務 | 1. 議決権行使書用紙の作成1通につき-----15円 議決権行使書用紙の集計1通につき-----100円 但し、1回の議決権行使書用紙集計の最低管理料を50,000円とします。 2. 派遣者1名につき-----20,000円 但し、電子機器等の取扱支援者は別途料金が必要です。 |
| 郵便物関係手数料 | 1. 投資主総会の招集通知、同決議通知、決算報告書、分配金領収証(又は計算書、振込案内)等投資主総会、決算関係書類の封入・発送事務 2. 返戻郵便物データの管理 | 1. 封入物3種まで 期末、基準日現在投資主1名につき---35円 ハガキ 期末、基準日現在投資主1名につき---23円 2. 返戻郵便物を登録する都度、郵便1通につき-----200円 |
| 投資主等データ受付料 | 振替機関からの総投資主通知の受付、新規記録に伴う受付、通知 | データ1件につき-----150円 |

B. 特別口座の管理に関する事務

特別口座管理会社がそれぞれ下記の業務を遂行することの対価である事務受託手数料は、以下の通り指定口座への振込の方法により支払われます。

(特別口座管理人の業務)

- i) 振替口座簿並びにこれに附属する帳簿の作成・管理及び備置に関する事務
- ii) 総投資主報告に関する事務
- iii) 新規記載又は記録手続及び抹消手続又は全部抹消手続に関する事務
- iv) 振替機関から本投資法人に対する個別投資主通知及び本投資法人の振替機関に対する情報提供に関する事務
- v) 振替口座簿への記載又は記録、質権に係る記載又は記録、及び信託の受託者並びに信託財産に係る記載又は記録に関する事務
- vi) 特別口座の開設及び廃止に関する事務
- vii) 加入者情報及び届出印鑑の登録又はそれらの変更の登録及び加入者情報の振替機関への届出に関する事務
- viii) 特別口座の加入者本人及び投資口質権者のために開設された他の口座並びに本投資法人の口座への振替手続に関する事務
- ix) 取得者等による特別口座開設等請求に関する事務
- x) 加入者からの個別投資主通知の申出に関する事務
 - x i) 加入者又は利害関係を有する者からの情報提供請求に関する事務
 - x ii) 前各号に掲げるもののほか、加入者等による請求に関する事務
 - x iii) 前各号に掲げるもののほか、加入者等からの加入者等に係る情報及び届出印鑑に関する届出の受理に関する事務
 - x iv) 加入者等からの照会に対する応答に関する事務
 - x v) 投資口の併合又は分割に関する事務
 - x vi) 合併に関する事務
 - x vii) 前各号に掲げる事務に付随する事務
 - x viii) 前各号に掲げる事務のほか、振替制度の運営に関する事務及び本投資法人と特別口座管理会社が協議の上定める事務

口座管理事務手数料

本投資法人は、口座管理事務手数料として、下表により計算した金額を特別口座管理人に支払うものとし、但し、下表に定めのない事務に係る手数料は、その都度各当事者が協議の上定めます。

経済情勢の変動、口座管理事務の内容の変化等により、前文により難しい事情が生じた場合は、随時各当事者が協議の上口座管理事務手数料を変更し得るものとします。

口座管理事務手数料について、特別口座管理人は毎月末に締切り、翌月20日までに本投資法人に請求し、本投資法人は請求のあった月の末日までにこれを支払うものとします。支払日が、銀行休業日の場合、前営業日を支払日とします。

| 項目 | 主な事務の内容 | 手数料体系 |
|--------|-------------------------------------|---|
| 基本料 | 特別口座の加入者の管理 | <p>毎月の基本料は、各月末現在の口座数につき下記段階に応じ区分計算したものの合計額。但し、月額最低基本料を35,000円とします。</p> <p>(投資主数) (口座1件あたりの基本料)</p> <p>口座数のうち最初の5,000口座について-----150円 5,000口座超 10,000口座以下の部分について-----140円 10,000口座超 30,000口座以下の部分について-----130円 30,000口座超 50,000口座以下の部分について-----120円 50,000口座超 100,000口座以下の部分について-----110円 100,000口座を超える部分について-----100円</p> |
| 口座振替料 | 口座振替の受付 | 口座振替1件につき-----500円 |
| 各種取次ぎ料 | 各種振替機関への取次ぎ (個別投資主通知の申出、情報提供請求等) | 取次ぎ1件につき-----300円 |

C. 投資法人債に関する業務及び手数料

第2回乃至第6回無担保投資法人債

(一般事務受託者及び投資法人債管理者の業務)

i) 投資法人債の元利金支払事務

本投資法人債の元利金支払事務

ii) 投資法人債の管理

本投資法人債の投資法人債権者のための弁済の受領、債権の保全その他本投資法人債の管理

(手数料)

a. 元利金支払事務取扱手数料

イ. 元金支払事務取扱手数料

額面総額の1,000分の1

但し、登録債であって上記手数料率により計算される手数料が1件につき10万円を超える場合は10万円とし、振替投資法人債においては、支払元金の10,000分の0.075とします。

ロ. 利金支払事務取扱手数料

利息総額の1,000分の2

但し、振替投資法人債においては、元金の10,000分の0.075とします。

b. 本投資法人が、本投資法人債の買入消却をする場合の手数料については、上記 a. イ. 本文を準用します。

c. 投資法人債管理手数料

イ. 第2回無担保投資法人債及び第3回無担保投資法人債ともに未償還額面残高100円につき3銭

ロ. 第4回無担保投資法人債、第5回無担保投資法人債及び第6回無担保投資法人債ともに未償還額面残高100円につき2銭

第7回乃至第10回無担保投資法人債

(一般事務受託者の業務)

元利金支払事務その他の財務及び発行・支払代理契約に定める業務

(手数料)

元利金支払手数料

イ. 元金支払の場合 元金の10,000分の0.075

ロ. 利金支払の場合 元金の10,000分の0.075

(二) 会計監査人報酬

会計監査人の報酬は1営業期間につき1,500万円を上限として役員会で決定される金額とし、監査報告書受領後10日以内に、当該会計監査人が指定する銀行口座へ振込の方法により、支払うものとします（規約第35条）。

(ホ) 不動産管理会社報酬

不動産管理会社に対する報酬は、以下の通り不動産又は信託不動産のそれぞれにつき、不動産については本投資法人の財産より、また、信託不動産については管理を委託する信託受託者を通じて信託財産より支払われます。

① 標準報酬として下記 i) の標準報酬 1 と下記 ii) の標準報酬 2 により算出した金額の合計額と下記 iii) の標準報酬最低額のいずれか大きい金額。

i) 標準報酬 1

各物件の当該月の入居テナントの家賃・共益費・駐車料（契約分）・広告料（以下、総称して「賃料等」といいます。賃料等の計算には消費税は含みません。）の合計額に対して各物件毎に下表記載の料率

ii) 標準報酬 2

本投資法人営業期間中の各物件毎の純収益に対してそれぞれ下表記載の料率

（ここで純収益とは、賃料等のほかにアンテナ設置料、解約時違約金その他附帯収入を加えた各物件に帰属するすべての収入から、公租公課、水道光熱費、保険料、修繕積立金、修繕費、管理会社報酬（標準報酬 2 を除きます。）、消耗雑品費など各物件に帰属する全ての費用を控除したものをいいます。なお、純収入の計算には消費税は含まれず、減価償却費は上記の計算上、費用には含まれていません。）

iii) 標準報酬最低額

各期に本資産運用会社がビル毎に設定する基準賃料の単価に倉庫及び貸会議室を除く総賃貸可能面積と本投資法人の営業期間中の月数（1か月に満たない場合は日割計算にします。）を乗じた金額（以下「期中想定賃料収入」といいます。）に対して各物件毎に下表記載の料率

上記の計算において収入・費用は原則として発生主義に基づく会計処理によるものとし、1か月に満たない日数の計算が必要になる場合には日割計算とします。

上記の標準報酬の支払時期は、i) については算定対象期間の翌月20日又は25日までに支払われ、ii) については各営業期間毎に投資法人の計算書類（投信法第129条第1項各号に掲げる書類をいいます。）が役員会の承認を得た月の翌月末日までに支払われるものとします。i) と ii) の合計額が iii) の金額に満たないときは、iii) の金額と i) と ii) の合計額との差額を各営業期間毎に投資法人の計算書類が役員会の承認を得た月の翌月末日までに支払うものとします。

② 下記物件については、上記の基準と異なり下表記載の固定報酬を翌月に支払います。

- ・ 福岡ビル、オーバルコート大崎マークウエスト、新宿スクエアタワー、ビッグス新宿ビル、JPR渋谷タワーレコードビル、JPR代官山、新宿三丁目イーストビル、有楽町駅前ビルディング（有楽町イトシア）、田無アスタ、キュポ・ラ本館棟、JPR武蔵小杉ビル、武蔵浦和ショッピングスクエア、JPR梅田ロフトビル、ベネトン心斎橋ビル、ハウジング・デザイン・センター神戸

| 物件名 | 標準報酬（注1） | | | 固定報酬 （月額） |
|----------------------------------|----------|-------|-------------|--------------|
| | 標準報酬1 | 標準報酬2 | 標準報酬 最低額 | |
| 兼松ビル 兼松ビル別館 | 1.6% | 1.5% | 1.4% | — |
| JPR人形町ビル 新麴町ビル JPRクレスト竹橋ビル | 2.0% | 1.5% | 1.6% | — |
| MS芝浦ビル | 1.3% | 1.0% | — | — |
| 五反田ファーストビル | 2.0% | 1.5% | 1.6% | — |
| 福岡ビル | — | — | — | 20万円 |
| 福岡ビル（第7期追加取得分） | — | — | — | 10万円 |
| JPR市ヶ谷ビル | 1.6% | 1.2% | — | — |
| オーバルコート大崎マークウエスト | — | — | — | 20万円 |
| 新宿スクエアタワー | — | （注2） | — | 20万円 |
| 新宿スクエアタワー （第14期追加取得分） | — | — | — | 5万円 |
| ビッグス新宿ビル | — | — | — | 70万円 |
| アクロス新川ビル・アネックス | 1.8% | 1.5% | — | — |
| 新宿センタービル 南麻布ビル 品川チャンネルビル | 2.0% | 1.5% | — | — |
| JPR渋谷タワーレコードビル | — | — | — | 30万円 |
| JPR代官山 | — | — | — | 18万円 |
| JPR神宮前432 | 1.2% | 1.0% | — | — |
| 新宿三丁目イーストビル | — | — | — | 45万円 |
| 有楽町駅前ビルディング （有楽町イトシア） | — | — | — | 20万円 |
| アルカイースト JPR千葉ビル | 2.0% | 1.5% | 1.6% | — |
| JPR横浜日本大通ビル | 1.8% | 1.2% | — | — |
| 新横浜第二センタービル | 2.0% | 1.5% | 1.6% | — |
| 川口センタービル（注3） | 1.3% | 1.0% | — | — |
| JPR上野イーストビル | 1.8% | 1.0% | — | — |
| 立川ビジネスセンタービル | 1.8% | 1.5% | — | — |
| 立川ビジネスセンタービル （第11期追加取得分） | 2.0% | 1.5% | — | — |
| ライズアリーナビル | （注4） | | | — |
| ゆめおおおかオフィスタワー | 1.8% | 1.5% | — | — |
| オリナスタワー | 1.5% | 1.2% | — | — |
| 田無アスタ | — | — | — | 20万円 |
| キュポ・ラ本館棟 | — | — | — | 20万円 |
| JPR武蔵小杉ビル | — | — | — | 33万円 |

| 物件名 | 標準報酬（注1） | | | 固定報酬 （月額） |
|---|----------|-------|-------------|----------------------|
| | 標準報酬1 | 標準報酬2 | 標準報酬 最低額 | |
| 武蔵浦和ショッピングスクエア | — | — | — | 22.5万円 （本投資法人負担分） |
| 川崎ダイスビル | （注5） | | | |
| 新潟駅南センタービル 東京建物本町ビル | 2.0% | 1.5% | 1.6% | — |
| JPR博多ビル | 1.6% | 1.2% | — | — |
| JPR那覇ビル | 1.8% | 1.2% | — | — |
| 損保ジャパン仙台ビル（注6） 損保ジャパン和歌山ビル（注6） | 2.0% | 1.5% | — | — |
| 天神121ビル | 2.0% | 1.5% | 1.6% | — |
| JPR名古屋栄ビル | 2.0% | 1.0% | — | — |
| JPR堂島ビル JPR博多中央ビル 三菱UFJリース名古屋本社ビル | 1.6% | 1.2% | — | — |
| JPR梅田ロフトビル | — | — | — | 30万円 |
| ベネトン心齋橋ビル | — | — | — | 20万円 |
| ハウジング・デザイン・センター神戸 | — | — | — | 20万円 |
| JPR茶屋町ビル | 1.8% | 1.2% | — | — |

（注1）各標準報酬について上表の料率を乗ずる対象は次の通りです。

標準報酬1：家賃・共益費・駐車料・広告料

標準報酬2：純収益（賃貸収入－賃貸費用、賃貸費用には減価償却費を含みません。）

標準報酬最低額：期中想定賃料収入

但し、標準報酬最低額は標準報酬1と標準報酬2の合計額が当該報酬を下回る場合に適用されます。

（注2）新宿スクエアタワーについては、外注委託費・備品費・消耗雑品費の合計額が前期営業期間の外注委託費・備品費・消耗雑品費の合計額に対し減少した場合、その減少額の50%相当額を標準報酬2として支払うこととなっています。

（注3）川口センタービルについては、不動産管理会社が自ら本件不動産に関してテナント誘致業務を実施することにより、当該テナントとの賃貸借契約が成約した場合、賃貸借契約記載の当初賃料の1か月分を上限とする金額をテナント誘致報酬として支払うこととなっています。

（注4）ライズアリーナビルについては、賃借人である不動産管理会社が転借人より現実に受領した本物件の賃料及び共益費の1.5%相当額をプロパティマネジメントフィーとして支払うほか以下の報酬及び手数料を支払うこととなっています。

なお、プロパティマネジメント報酬には工事管理報酬が含まれています。

- ・不動産管理会社が空室について新規賃貸借契約（増床契約を含みます。）を成約させた場合は、賃料の1ヶ月相当額を成約報酬として支払うこととなっています。
- ・不動産管理会社が新規賃貸借契約（増床契約を含みます。）を締結した場合、賃料の1ヶ月相当額又は100,000円のうち少ない方の金額を契約事務手数料として支払うこととなっています。
但し、仲介業者に対する仲介手数料の支払を要さない場合及び本投資法人が自ら新規賃借人を誘致して成約に至った場合は、契約事務手数料は発生しないものとなっています。
- ・本物件を第三者に売却する場合は、1,000,000円を売却支援業務手数料として支払うこととなっています。

(注5) 川崎ダイスビルについては、賃借人である不動産管理会社に対し以下の報酬を支払うこととなっています。

- ・新たな転借人と賃貸借契約等が開始した場合、原則として賃料の1ヶ月相当額をテナント募集報酬（転借人の入れ替え時を含みます。）として支払うこととなっています。
- ・転借人との転貸借契約が更新した場合には、転借人から受領した更新料及び月額賃料値上げ額の合計額の50%相当額を転貸借契約更新報酬として支払うこととなっています。
- ・本物件の陳腐化防止、売上向上のためのテナント入替え及び3年に1回を目途とした大規模改修を含むリニューアル計画（通常の建物運営上の維持保全・価値保全を目的とした大規模改修は含みません。）を作成した場合、1回の計画作成につき上限金額を金6,000,000円とする金額をリニューアル計画作成にかかる報酬として支払うこととなっています。

(注6) 損保ジャパン仙台ビル及び損保ジャパン和歌山ビルについては、平成21年4月1日付で不動産管理会社が株式会社損保ジャパン・ビルマネジメントから東京建物株式会社に変更されました。

③ テナントから収受する賃料が増額改定された場合、売却予定物件等を除き、原則として改定状況に応じた報酬を不動産管理会社に支払うこととなっています。

④ 不動産又は信託不動産のそれぞれにつき、管理工事、テナント入居工事、大規模修繕工事を実施する場合、不動産については本投資法人の財産から、信託不動産については信託受託者を通じて信託財産から、下表通りの報酬を工事管理報酬として支払うこととなっています。

工事管理報酬の対象となる工事とは、本投資法人の会計処理上修繕費又は資本的支出に計上されるものを指し、消耗品、備品及び雑費計上するものは除きます。工事費の計算に当たっては消費税は含みません。

工事管理報酬は、工事完了報告書を添付のうえ、工事完了日又は管理会社が工事請負業者等から請求書を受領した日の翌月10日（休日の場合は前営業日）までに、不動産については本投資法人に、信託不動産については信託受託者に工事管理報酬額を請求するものとし、本投資法人若しくは信託受託者は管理会社からの請求に従い、請求のあった月の25日までに支払うこととなっています。

| | 1件50万円以下の工事 | 1件50万円を超え、1,000万円以下の工事 | 1件1,000万円を超え、1億円以下の工事 | 1件1億円を超える工事 |
|--|-------------|------------------------|------------------------------|--------------------------------------|
| 兼松ビル 兼松ビル別館 JPR人形町ビル 新麴町ビル JPRクレスト竹橋ビル | — | 工事金額の5% | 50万円+工事金額のうち1,000万円を超える部分の3% | 別途協議のうえ定める |
| MS芝浦ビル | — | 工事金額の3% | 30万円+工事金額のうち1,000万円を超える部分の2% | 210万円+工事金額のうち1億円を超える部分の1% |
| 五反田ファーストビル 福岡ビル JPR市ヶ谷ビル オーバルコート大崎マークウエスト 新宿スクエアタワー ビッグス新宿ビル アクロス新川ビル・アネックス 新宿センタービル 南麻布ビル 品川キャナルビル JPR渋谷タワーレコードビル JPR代官山 JPR神宮前432 新宿三丁目イーストビル 有楽町駅前ビルディング (有楽町イトシア) | — | 工事金額の3% | 30万円+工事金額のうち1,000万円を超える部分の2% | 210万円+工事金額のうち1億円を超える部分の1%を上限に協議して定める |
| アルカイースト JPR千葉ビル | — | 工事金額の5% | 50万円+工事金額のうち1,000万円を超える部分の3% | 別途協議のうえ定める |
| JPR横浜日本大通ビル | — | 工事金額の3% | 30万円+工事金額のうち1,000万円を超える部分の2% | 210万円+工事金額のうち1億円を超える部分の1%を上限に協議して定める |
| 新横浜第二センタービル | — | 工事金額の5% | 50万円+工事金額のうち1,000万円を超える部分の3% | 別途協議のうえ定める |
| 川口センタービル JPR上野イーストビル 立川ビジネスセンタービル | — | 工事金額の3% | 30万円+工事金額のうち1,000万円を超える部分の2% | 210万円+工事金額のうち1億円を超える部分の1%を上限に協議して定める |
| ライズアリーナビル | (注1) | | | |

| | 1件50万円以下の工事 | 1件50万円を超え、1,000万円以下の工事 | 1件1,000万円を超え、1億円以下の工事 | 1件1億円を超える工事 |
|--|-------------|------------------------|------------------------------|--------------------------------------|
| ゆめおおおかオフィスタワー オリナスタワー | — | 工事金額の3% | 30万円+工事金額のうち1,000万円を超える部分の2% | 210万円+工事金額のうち1億円を超える部分の1%を上限に協議して定める |
| 田無アスタ | — | — | — | — |
| キュポ・ラ本館棟 JPR武蔵小杉ビル 武蔵浦和ショッピングスクエア 川崎ダイスビル | — | 工事金額の3% | 30万円+工事金額のうち1,000万円を超える部分の2% | 210万円+工事金額のうち1億円を超える部分の1%を上限に協議して定める |
| 新潟駅南センタービル 東京建物本町ビル | — | 工事金額の5% | 50万円+工事金額のうち1,000万円を超える部分の3% | 別途協議のうえ定める |
| JPR博多ビル JPR那覇ビル 損保ジャパン仙台ビル(注2) 損保ジャパン和歌山ビル(注2) | — | 工事金額の3% | 30万円+工事金額のうち1,000万円を超える部分の2% | 210万円+工事金額のうち1億円を超える部分の1%を上限に協議して定める |
| 天神121ビル | — | 工事金額の5% | 50万円+工事金額のうち1,000万円を超える部分の3% | 別途協議のうえ定める |
| JPR名古屋栄ビル JPR堂島ビル JPR博多中央ビル 三菱UFJリース名古屋本社ビル JPR梅田ロフトビル ベネトン心斎橋ビル ハウジング・デザイン・センター神戸 JPR茶屋町ビル | — | 工事金額の3% | 30万円+工事金額のうち1,000万円を超える部分の2% | 210万円+工事金額のうち1億円を超える部分の1%を上限に協議して定める |

(注1) ライズアリーナビルについては、工事管理報酬はプロパティマネジメント報酬に含まれています。

(注2) 損保ジャパン仙台ビル及び損保ジャパン和歌山ビルについては、平成21年4月1日付で不動産管理会社が株式会社損保ジャパン・ビルマネジメントから東京建物株式会社に変更されました。

(へ) テナント一般媒介業務報酬

各物件毎に新規テナントとの賃貸借契約が成約した場合、当該賃貸借契約に係る賃料の1か月分を上限とする金額（消費税別途）を、不動産については本投資法人の財産より、信託不動産については本業務の委託者である信託受託者を通じて信託財産から賃貸借契約締結後にテナント一般媒介業務に対する報酬として支払われます。

(注) 上記のほか、本投資法人の関係者が受領する報酬は、以下の通りです。

① 賃貸営業管理・工事計画助言業務報酬

賃貸営業管理・工事計画助言業務報酬は、本書の日付現在、月額2,850,000円（消費税別途、以下同じです。）ですが、本件業務の対象となる物件が追加された場合、別途1物件当たり月額50,000円を追加して支払うものとします。本件業務の対象となる物件が売却等により減少した場合、1物件当たり月額50,000円を控除した金額を支払うものとしますが、別段の取り決めがない限り、月額1,200,000円を下回ることはありません。本報酬は本資産運用会社から支払われるものとし、本投資法人からは支払われません。

② 物件移管業務報酬

物件移管業務に対する報酬は、標準的な物件については、1物件当たり金2,000,000円（消費税別途）、標準的な物件以外については、想定される難易度・業務量などを考慮したうえで本資産運用会社と物件移管業務受託者との間で別途合意する金額が支払われます。

なお、この場合における標準的な物件とは、延べ床面積3,000坪（約10,000㎡）程度、築年10年程度、単独所有権、首都圏に所在する物件を指します。

本業務報酬は、業務終了報告書提出後1か月以内に本資産運用会社から物件移管業務受託者に支払われるものとし、本投資法人からは支払われません。

(ト) 手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法

上記手数料等については、以下の照会先までお問い合わせ下さい。

(照会先)

株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 財務部

東京都中央区八重洲一丁目9番9号

電話番号 03-3231-1051

(4) 【その他の手数料等】

以下の諸費用は、本投資法人の負担とします。

① 特定資産の取得・売却及び管理運営に関する費用

- i) 本資産運用会社による特定資産の取得の検討に際し必要とされる物件精査に係る調査費用（本資産運用会社の判断により取得若しくは売却しなかった物件に係る調査費用は、本資産運用会社の負担となります。）
- ii) 特定資産の取得に係る媒介手数料
- iii) 不動産の保有に係る費用及び特定資産が信託受益権である場合の信託報酬
- iv) 本資産運用会社が、やむを得ずその業務の遂行に関連して本投資法人に代わって支払った費用、立替金、前払金等
- v) 投資法人の借入金及び投資法人債に係る費用

② 投資法人の運営に関する費用

- i) 本投資法人の公告に係る費用
- ii) 広告宣伝に係る費用
- iii) 執行役員及び監督役員に係る実費、保険料
- iv) 投資主総会及び役員会等の開催に伴う諸費用

③ 投資口の発行に係る費用

今後行われることのある投資口の発行に係る費用として、投資口申込証、有価証券届出書及び目論見書の作成費用、弁護士及び会計士に支払う費用、投資口募集の広告宣伝費等

④ その他

- i) 一般事務受託者及び資産保管会社の受託事務の遂行に関連して発生する所定の経費及び費用
- ii) 一般事務受託者及び資産保管会社が本投資法人の負担に帰属すべきものを立て替えた場合の立替金

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者又は日本法人である投資主及び投資法人に関する課税上の一般的な取扱いは下記の通りです。なお、税法等の改正、税務当局等による解釈・運用の変更により、以下の内容は変更されることがあります。また、個々の投資主の固有の事情によっては異なる取扱いが行なわれることがあります。

a. 個人投資主の税務

(イ) 利益の分配に係る税務

個人投資主が投資法人から受取る利益の分配は、配当所得として取り扱われ、原則20%の税率により所得税が源泉徴収された後、総合課税の対象となります。配当控除の適用はありません。但し、上場投資法人である本投資法人から受取る利益の分配は、大口個人投資主（発行済投資口総数の5%以上を保有）を除き、上場株式等の配当等に係る以下の特例の対象となります。

- ① 平成23年12月31日までは、10%（所得税7%、住民税3%）、平成24年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の源泉徴収税率が適用されます。
- ② 金額にかかわらず、源泉徴収だけで納税手続を終了させる確定申告不要制度の選択ができます。
- ③ 平成21年分以後の所得税の確定申告においては、総合課税に代えて、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による申告分離課税が選択できます（平成24年1月1日以後の税率は20%（所得税15%、住民税5%）となります）。上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、一定の要件の下、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することができます。
- ④ 平成22年1月1日以後は、上場株式等の配当等を特定口座（源泉徴収選択口座）に受入れることが可能になります。

(ロ) 利益を超える金銭の分配に係る税務

個人投資主が本投資法人から受取る利益を超える金銭の分配は、資本の払戻しに該当するものとして、みなし配当又はみなし譲渡収入として取り扱われます。

① みなし配当

この金額は、本投資法人からお知らせします。みなし配当には、上記（イ）における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。

② みなし譲渡収入

資本の払戻し額のうちみなし配当以外の部分の金額は、株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされます。各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価（注1）を算定し、投資口の譲渡損益（注2）を計算します。この譲渡損益の取扱いは、下記（ハ）における投資口の譲渡と原則同様となります。また、投資口の取得価額の調整（減額）（注3）を行います。

(ハ) 投資口の譲渡に係る税務

個人投資主が投資口を譲渡した際の譲渡益は、株式等に係る譲渡所得等として原則20%（所得税15%、住民税5%）の税率による申告分離課税の適用となります。譲渡損が生じた場合は、他の株式等に係る譲渡所得等との相殺を除き、他の所得との損益通算はできません。但し、本投資法人の投資口を証券会社等の金融商品取引業者等を通じて譲渡等した場合は、上場株式等の譲渡に係る以下の特例の対象となります。

- ① 申告分離課税の上記20%の税率は、平成23年12月31日までの譲渡等については10%（所得税7%、住民税3%）となります。
- ② 平成21年分以後の所得税の確定申告において、上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、一定の要件の下、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することができます。
- ③ 上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額については、一定の要件の下、翌年以後3年間にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得等の金額及び申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から繰越控除することが認められます。
- ④ 特定口座（源泉徴収選択口座）内の上場株式等の譲渡による所得は、源泉徴収だけで納税手続が終了し、確定申告は不要となります。源泉徴収税率は、平成23年12月31日までの譲渡等については10%（所得税7%、住民税3%）、平成24年1月1日以後の譲渡等については20%（所得税15%、住民税5%）となります。
- ⑤ 平成22年1月1日以後、上場株式等の配当等を特定口座（源泉徴収選択口座）に受入れることを選択した場合において、その源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡損失の金額があるときは、その配当等の金額からその譲渡損失の金額を控除した金額に対して源泉徴収税率を適用して所得税の計算が行われます。

b. 法人投資主の税務

(イ) 利益の分配に係る税務

法人投資主が投資法人から受取る利益の分配は、受取配当等として取り扱われ、原則20%の税率により所得税が源泉徴収されます。受取配当等の益金不算入の適用はありません。但し、上場投資法人である本投資法人から受取る利益の分配は特例の対象となり、平成23年12月31日までは7%、平成24年1月1日以後は15%の源泉徴収税率が適用されます。なお、この源泉所得税は、法人税の前払いとして所得税額控除の対象となります。

(ロ) 利益を超える金銭の分配に係る税務

法人投資主が本投資法人から受取る利益を超える金銭の分配は、資本の払戻しに該当するものとしてみなし配当又はみなし譲渡収入として取り扱われます。

① みなし配当

この金額は、本投資法人からお知らせします。みなし配当には、上記（イ）における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。

② みなし譲渡収入

資本の払戻し額のうちみなし配当以外の部分の金額は、株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされま
す。各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価（注1）を算定し、投資口の譲渡損益（注2）を計算しま
す。また、投資口の取得価額の調整（減額）（注3）を行います。

(ハ) 投資口の譲渡に係る税務

法人投資主が投資口を譲渡した際の取扱いについては、有価証券の譲渡として、原則として約定日の属する事
業年度に譲渡損益を計上します。

（注1）投資口の譲渡原価は、次のように計算されます。

譲渡原価の額 = 従前の取得価額 × 純資産減少割合※

※ 純資産減少割合は、本投資法人からお知らせします。

（注2）投資口の譲渡損益は、次のように計算されます。

譲渡損益の額 = みなし譲渡収入金額 - 譲渡原価の額

（注3）投資口の取得価額の調整（減額）は、次の算式により計算されます。

調整後の取得価額 = 従前の取得価額 - 譲渡原価の額

c. 投資法人の税務

(イ) 利益配当等の損金算入

税法上、「投資法人に係る課税の特例規定」により一定の要件を満たした投資法人に対しては、投資法人と投
資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等を損金に算入することが認められています。利益の配当等
を損金算入するための要件（導管性要件）のうち主なものは以下の通りです。

① 配当等の額が配当可能利益の額の90%超（又は金銭の分配の額が配当可能額の90%超）であること

② 他の法人の株式又は出資の50%以上を有していないこと

③ 機関投資家（租税特別措置法第67条の15第1項第1号ロ（2）に規定するものをいいます。）以外の者から
借入れを行っていないこと

④ 事業年度の終了時において投資主の1人及びその特殊関係者により発行済投資口総数あるいは議決権総数の
50%超を保有されている同族会社に該当していないこと

⑤ 発行する投資口の発行価額の総額のうち国内において募集される投資口の発行価額の占める割合が50%を
超える旨が投資法人の規約に記載・記録されていること

⑥ 事業年度の終了時において発行済の投資口が50人以上の者によって所有されていること

(ロ) 不動産流通税の軽減措置

① 登録免許税

不動産を取得した際の所有権の移転登記に対しては、登録免許税が課税標準額に対して原則2%の税率により課されますが、土地に対して平成23年3月31日までは1%、平成23年4月1日から平成24年3月31日までは1.3%、平成24年4月1日から平成25年3月31日までは1.5%とされています。但し、規約に資産運用の方針として、特定不動産（投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額の当該投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合（下記②において「特定不動産の割合」といいます。）を100分の75以上とする旨の記載があることその他の要件を満たす投資法人が平成22年3月31日までに取得する不動産に対しては、特例により登録免許税の税率が0.8%に軽減されます。

② 不動産取得税

不動産を取得した際には、不動産取得税が課税標準額に対して原則4%の税率により課されますが、土地及び住宅用の建物に対しては平成24年3月31日までは3%とされています。但し、規約に資産運用の方針として、特定不動産の割合を100分の75以上とする旨の記載があることその他の要件を満たす投資法人が平成23年3月31日までに取得する一定の不動産に対しては、特例により不動産取得税の課税標準額が3分の1に軽減されます。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(平成21年6月30日現在)

| 資産の種類 | 内容等による区分 | 地域等 | 用途 | 保有総額 (千円) (注1) | 投資比率 (%) (注2) | | |
|------------|-------------------------------------|----------------|------|-------------------|------------------|-------------|------|
| 不動産 | | 東京都心 | 事務所 | 41,068,742 | 12.5 | | |
| | | | 商業施設 | 8,447,034 | 2.6 | | |
| | | | 小計 | 49,515,777 | 15.0 | | |
| | | 東京周辺部 | 事務所 | 50,099,454 | 15.2 | | |
| | | | 商業施設 | 9,397,203 | 2.9 | | |
| | | | 小計 | 59,496,657 | 18.1 | | |
| | | 地方 | 事務所 | 8,674,128 | 2.6 | | |
| | | | 商業施設 | 7,082,385 | 2.2 | | |
| | | | 小計 | 15,756,513 | 4.8 | | |
| | | 不動産合計 | | | | 124,768,949 | 37.9 |
| その他の資産 | 不動産等を主な 信託財産とする 信託受益権 (注3) | 東京都心 | 事務所 | 59,452,336 | 18.1 | | |
| | | | 商業施設 | 16,299,404 | 5.0 | | |
| | | | 小計 | 75,751,741 | 23.0 | | |
| | | 東京周辺部 | 事務所 | 18,619,495 | 5.7 | | |
| | | | 商業施設 | 27,874,932 | 8.5 | | |
| | | | 小計 | 46,494,428 | 14.1 | | |
| | | 地方 | 事務所 | 21,315,696 | 6.5 | | |
| | | | 商業施設 | 24,276,815 | 7.4 | | |
| | | | 小計 | 45,592,512 | 13.9 | | |
| | | 合計 | | | | 167,838,682 | 51.0 |
| | | 預金・その他資産(注3、6) | | | | 36,555,889 | 11.1 |
| その他の資産合計 | | | | 204,394,571 | 62.1 | | |
| 資産総額(注4) | | | | 329,163,520 | 100.0 | | |
| 負債総額(注4、5) | | | | 170,105,838 | — | | |
| 純資産総額(注4) | | | | 159,057,682 | — | | |

・資産総額に対する負債総額の比率 : 51.7%

・資産総額に対する純資産総額の比率 : 48.3%

(注1) 保有総額は、平成21年6月30日現在における貸借対照表計上額（不動産及び信託受益権については、減価償却後の帳簿価額）を使用しています。

なお、当期末の不動産及びその他の資産のうち不動産信託受益権にかかる信託不動産の不動産鑑定士による鑑定評価額又は調査価格の合計は、以下の通りです。

| 資産の種類 | 地域等 | 用途 | 価格合計（千円） |
|--------|-------|------|-------------|
| 不動産 | 東京都心 | 事務所 | 33,270,000 |
| | | 商業施設 | 6,480,000 |
| | | 小計 | 39,750,000 |
| | 東京周辺部 | 事務所 | 51,960,000 |
| | | 商業施設 | 8,620,000 |
| | | 小計 | 60,580,000 |
| | 地方 | 事務所 | 8,820,000 |
| | | 商業施設 | 6,520,000 |
| | | 小計 | 15,340,000 |
| | 合計 | | |
| その他の資産 | 東京都心 | 事務所 | 67,515,000 |
| | | 商業施設 | 16,900,000 |
| | | 小計 | 84,415,000 |
| | 東京周辺部 | 事務所 | 21,550,000 |
| | | 商業施設 | 30,854,000 |
| | | 小計 | 52,404,000 |
| | 地方 | 事務所 | 23,470,000 |
| | | 商業施設 | 24,550,000 |
| | | 小計 | 48,020,000 |
| | 合計 | | |
| 合計 | | | 300,509,000 |

(注2) 投資比率とは、資産総額に対する各資産の価格の比率をいい、小数第2位以下を四捨五入しています。

(注3) 各信託受益権の信託勘定内の預金・その他の金銭は、便宜上、信託受益権ではなく預金・その他資産の項目に計上されています。

(注4) 資産総額、負債総額及び純資産総額は、帳簿価額を使用しています。

(注5) 負債総額には、敷金・保証金返還債務を含みます。

(注6) 取得予定資産について計上した手付金及び各種調査費用（2,300千円）は、本表において建設仮勘定として預金・その他資産に計上しています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

本投資法人は、不動産のほか、該当する不動産を主な信託財産とする不動産信託受益権も保有しています。以下、参照の便宜上、本投資法人が当期末現在に保有する不動産のほか不動産信託受益権にかかる不動産についても本項に記載しています。

a. 組入資産一覧

(1) 投資資産の概要

下表については次の方針に従って記載されています。

- ・ 「所在地」、「敷地面積」、「延床面積」、「構造・階数」及び「竣工年月」は、登記簿上の記載に基づいています。
- ・ 「敷地面積」及び「延床面積」は、以下の物件を除き、他の区分所有者等の部分を含む建物敷地全体の面積、建物一棟全体の面積を記載しています。
 MS芝浦ビル：本物件と一体開発されたトリニティ芝浦の敷地を含む敷地面積
 新宿スクエアタワー：再開発全体の敷地面積及び延床面積
 ライズアリーナビル：住宅棟を含む再開発全体の敷地面積及び住宅棟を含む延床面積
 オリナスタワー：商業棟、住宅棟を含む全体の敷地面積及び延床面積
 キュボ・ラ本館棟：再開発全体の敷地面積
- ・ 「構造・階数」の略称は、それぞれ次を表しています。

S：鉄骨造、RC：鉄筋コンクリート造、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造

| 地域 | 用途 | 不動産等の名称 | 所在地 | 敷地面積 (㎡) | 延床面積 (㎡) | 構造・階数 | 竣工年月 |
|------|-----|------------------|-----------------|-------------|-------------|--------------------|----------|
| 東京都心 | 事務所 | 兼松ビル | 東京都中央区京橋二丁目 | 1,751.13 | 14,995.09 | S・RC・SRC B2/13F | 平成5年2月 |
| | | 兼松ビル別館 | 東京都中央区京橋二丁目 | 679.06 | 4,351.46 | SRC B1/8F | 平成5年2月 |
| | | JPR人形町ビル | 東京都中央区日本橋人形町一丁目 | 550.06 | 4,117.70 | SRC・RC B1/8F | 平成元年12月 |
| | | 新麹町ビル | 東京都千代田区麹町四丁目 | 657.80 | 5,152.98 | SRC B1/9F | 昭和59年10月 |
| | | JPRクレスト竹橋ビル | 東京都千代田区神田錦町三丁目 | 636.90 | 4,790.68 | SRC B1/9F | 平成11年9月 |
| | | MS芝浦ビル | 東京都港区芝浦四丁目 | 8,992.18 | 31,020.21 | SRC・RC・S B2/13F | 昭和63年2月 |
| | | 五反田ファーストビル | 東京都品川区西五反田二丁目 | 1,551.19 | 10,553.34 | SRC・RC B2/11F | 平成元年7月 |
| | | 福岡ビル | 東京都中央区八重洲二丁目 | 1,302.17 | 11,627.74 | SRC B2/10F | 平成2年5月 |
| | | JPR市ヶ谷ビル | 東京都千代田区九段南四丁目 | 1,058.04 | 5,888.82 | SRC B1/9F | 平成元年3月 |
| | | オーバルコート大崎マークウエスト | 東京都品川区東五反田二丁目 | 4,006.00 | 28,575.80 | S・SRC B2/17F | 平成13年6月 |
| | | 新宿スクエアタワー | 東京都新宿区西新宿六丁目 | 8,409.52 | 78,796.00 | S・RC・SRC B4/30F | 平成6年10月 |
| | | ビッグス新宿ビル | 東京都新宿区新宿二丁目 | 3,522.46 | 25,733.10 | SRC B2/14F | 昭和60年4月 |
| | | アクロス新川ビル・アネックス | 東京都中央区新川一丁目 | 858.48 | 5,535.90 | S・SRC B2/10F | 平成6年6月 |
| | | 新宿センタービル | 東京都新宿区西新宿一丁目 | 14,917.11 | 176,607.89 | SRC・RC・S B5/54F | 昭和54年10月 |
| | | 南麻布ビル | 東京都港区南麻布二丁目 | 778.09 | 4,570.63 | S 9F | 平成4年6月 |
| | | 品川キャナルビル | 東京都港区港南二丁目 | 828.82 | 5,216.21 | S B1/8F | 平成20年7月 |

| 地域 | 用途 | 不動産等の名称 | 所在地 | 敷地面積 (㎡) | 延床面積 (㎡) | 構造・階数 | 竣工年月 |
|-------|----------------|--------------------------|-------------------|---------------|--------------------|--|---|
| 東京都心 | 商業施設 | JPR渋谷タワーレコードビル | 東京都渋谷区神南一丁目 | 1,010.47 | 8,449.56 | SRC・S B3/8F | 平成4年2月 |
| | | JPR代官山 | 東京都渋谷区代官山町 | 277.12 | 668.09 | RC B2/2F | 平成14年7月 |
| | | JPR神宮前432 | 東京都渋谷区神宮前四丁目 | 218.21 | 1,066.81 | S・SRC B1/7F | 平成18年2月 |
| | | 新宿三丁目イーストビル | 東京都新宿区新宿三丁目 | 2,578.69 | 24,617.65 | S・SRC・RC B3/14F | 平成19年1月 |
| | | 有楽町駅前ビルディング (有楽町イトシア) | 東京都千代田区有楽町二丁目 | 6,808.12 | 71,957.65 | S・SRC B4/20F | 平成19年10月 |
| 東京周辺部 | 事務所 | アルカイースト | 東京都墨田区錦糸三丁目 | 3,755.01 | 34,281.86 | S・SRC B3/19F | 平成9年3月 |
| | | JPR千葉ビル | 千葉県千葉市中央区新町 | 1,382.35 | 9,072.57 | S・SRC B1/13F | 平成3年1月 |
| | | JPR横浜日本大通ビル | 神奈川県横浜市中区日本大通 | 1,100.59 | 9,146.52 | SRC B1/11F | 平成元年10月 |
| | | 新横浜第二センタービル | 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 | 841.71 | 7,781.93 | S・SRC B2/12F | 平成3年8月 |
| | | 川口センタービル | 埼玉県川口市本町四丁目 | 4,524.61 | 28,420.85 | S・SRC B2/15F | 平成6年2月 |
| | | JPR上野イーストビル | 東京都台東区松が谷一丁目 | 1,242.97 | 8,490.44 | S・SRC B1/8F | 平成4年10月 |
| | | 立川ビジネスセンタービル | 東京都立川市曙町二丁目 | 2,047.22 | 14,706.36 | S・SRC B1/12F | 平成6年12月 |
| | | ライズアリーナビル | 東京都豊島区東池袋四丁目 | 9,377.28 | 91,280.94 | RC・SRC・S B3/42F | 平成19年1月 |
| | | ゆめおおおかオフィスタワー | 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目 | 12,011.00 | 185,974.87 | S・SRC・RC B3/27F | 平成9年3月 |
| | | オリーナスタワー | 東京都墨田区太平四丁目 | 27,335.29 | 257,842.41 | SRC・RC・S B2/45F | 平成18年2月 |
| 商業施設 | 田無アスタ | 東京都西東京市田無町二丁目 | 12,326.30 | 80,675.27 | SRC B2/17F | 平成7年2月 | |
| | キューボ・ラボ館棟 | 埼玉県川口市川口一丁目 | 15,008.28 | 48,321.96 | S・RC・SRC B2/10F | 平成18年1月 | |
| | JPR武蔵小杉ビル | 神奈川県川崎市中原区小杉町三丁目 | 4,761.62 | 18,394.32 | SRC・RC・S B1/6F | 昭和58年3月 | |
| | 武蔵浦和ショッピングスクエア | 埼玉県さいたま市南区别所七丁目 | 8,317.99 | 28,930.36 | S B1/4F | 平成17年10月 | |
| | 川崎ダイスビル | 神奈川県川崎市川崎区駅前本町 | 4,475.45 | 36,902.01 | S・SRC・RC B2/11F | 平成15年8月 | |
| 地方 | 事務所 | 新潟駅南センタービル | 新潟県新潟市中央区米山一丁目 | 2,706.99 | 19,950.42 | S・SRC B1/10F | 平成8年3月 |
| | | 東京建物本町ビル | 大阪府大阪市中央区本町三丁目 | 1,432.64 | 14,619.52 | SRC B3/9F | 昭和45年2月 |
| | | JPR博多ビル | 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目 | 1,214.63 | 9,828.73 | (事務所) S・RC B1/12F (駐車場) S 1F | (事務所) 昭和60年6月 (駐車場) 平成15年11月 増築 |
| | | JPR那覇ビル | 沖縄県那覇市松山一丁目 | 959.87 | 5,780.71 | SRC・S 12F | 平成3年10月 |
| | | 損保ジャパン仙台ビル | 宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目 | 1,895.67 | 10,783.52 | SRC B1/12F | 平成9年12月 |
| | | 損保ジャパン和歌山ビル | 和歌山県和歌山市美園町三丁目 | 1,128.45 | 6,715.07 | S 9F | 平成8年7月 |
| | | 天神121ビル | 福岡県福岡市中央区天神一丁目 | 1,164.39 | 8,690.95 | S・SRC 13F | 平成12年7月 |
| | | JPR名古屋栄ビル | 愛知県名古屋市中区錦三丁目 | 761.84 | 7,174.31 | (事務所) S B1/11F | (事務所) 平成15年1月 |
| | | 230.47 | 165.87 | (駐車場) S 1F | (駐車場) 昭和61年12月 | | |

| 地域 | 用途 | 不動産等の名称 | 所在地 | 敷地面積 (㎡) | 延床面積 (㎡) | 構造・ 階数 | 竣工年月 |
|----|------|-----------------------|------------------|-------------|-------------|-----------------|--------------------------|
| 地方 | 事務所 | JPR堂島ビル | 大阪府大阪市北区曽根崎新地二丁目 | 668.11 | 5,696.01 | SRC B2/9F | 平成5年10月 |
| | | JPR博多中央ビル | 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目 | 680.63 | 3,874.81 | SRC 8F | 平成5年2月 |
| | | 三菱UFJリース名古屋本社ビル | 愛知県名古屋市中区栄一丁目 | 1,610.38 | 10,201.44 | SRC B1/9F | 平成3年3月 |
| 地方 | 商業施設 | JPR梅田ロフトビル | 大阪府大阪市北区茶屋町 | 3,518.68 | 17,897.56 | SRC B1/8F | 平成2年4月 |
| | | ベネトン心齋橋ビル | 大阪府大阪市中央区南船場四丁目 | 609.31 | 5,303.98 | S B2/10F | 平成15年2月 平成17年1月 増築 |
| | | ハウジング・デザイン・センター 神戸 | 兵庫県神戸市中央区東川崎町一丁目 | 3,994.47 | 33,877.71 | SRC・S B2/11F | 平成6年6月 |
| | | JPR茶屋町ビル | 大阪府大阪市北区茶屋町 | 592.45 | 3,219.36 | S・SRC 9F | 平成6年6月 |

当期中売却物件

| 地域 | 用途 | 不動産等の名称 | 所在地 | 敷地面積 (㎡) | 延床面積 (㎡) | 構造・ 階数 | 竣工年月 |
|----|-------------|--------------|-----------------|-------------|-------------|-----------------|----------|
| 地方 | 事務所 商業施設 | 明治安田生命大阪梅田ビル | 大阪府大阪市北区梅田三丁目 | 5,999.33 | 52,982.94 | S・SRC B2/31F | 平成12年6月 |
| | | シュトラッセー番町 | 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目 | 648.81 | 3,445.80 | RC・S B1/8F | 平成14年10月 |

(注) 当該一覧表のうち、JPR市ヶ谷ビル、田無アスタ、新潟駅南センタービルの不動産信託受益権に対し、本投資法人の以下に記載の借入金を担保する目的で質権が設定されています。また、これとは別に新宿三丁目イーストビルにおいて、テナントの敷金返還請求権を担保する目的で、抵当権が設定されています。

| 借入先 | 借入日 | 借入残高 (百万円) | 返済期限 |
|--------------|------------|------------|------------|
| 明治安田生命保険相互会社 | 平成14年6月21日 | 4,783 | 平成23年6月21日 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 平成15年3月28日 | 4,400 | 平成25年3月28日 |

(2) 価格及び投資比率

- 「取得価格」は、不動産売買契約書又は信託受益権譲渡契約書に記載された譲渡金額を百万円未満切捨てて記載しており、当該不動産等の取得に要した諸経費及び消費税等は含みません。
なお、合計額についても端数を含めて合計した後、百万円未満切捨てて記載しています。
- 「期末評価額」は、本投資法人に定める資産評価の方法及び投資信託協会が定める規則に基づき、以下に記載の不動産鑑定士（鑑定評価機関）が作成した不動産鑑定評価書の鑑定評価額又は不動産価格調査書の調査価格を当該評価額として採用しています。なお、当該評価額は百万円未満を切捨てて記載しています。

| | |
|----------------------|--|
| 財団法人日本不動産研究所 | JPR人形町ビル、新麹町ビル、MS芝浦ビル、五反田ファーストビル、新宿センタービル、南麻布ビル、品川キャナルビル、 JPR渋谷タワーレコードビル、新宿三丁目イーストビル、 有楽町駅前ビルディング（有楽町イトシア）、アルカイースト、 JPR上野イーストビル、立川ビジネスセンタービル、 ゆめおおおかオフィスタワー、オリナスタワー、キュポ・ラ本館棟、 東京建物本町ビル、損保ジャパン仙台ビル、損保ジャパン和歌山ビル、 天神121ビル、JPR堂島ビル、JPR博多中央ビル |
| 株式会社谷澤総合鑑定所 | 新潟駅南センタービル、JPR博多ビル、JPR那覇ビル |
| 日本土地建物株式会社 | 兼松ビル、兼松ビル別館、JPR代官山、新横浜第二センタービル、 川口センタービル |
| シービー・リチャードエリス株式会社 | ライズアリーナビル、三菱UFJリース名古屋本社ビル、 ベネトン心齋橋ビル、ハウジング・デザイン・センター神戸、 JPR茶屋町ビル |
| 大和不動産鑑定株式会社 | JPRクレスト竹橋ビル、福岡ビル、JPR市ヶ谷ビル、 オーバルコート大崎マークウエスト、ビッグス新宿ビル、 アクロス新川ビル・アネックス、JPR千葉ビル、 JPR横浜日本大通ビル、田無アスタ、JPR名古屋栄ビル |
| 株式会社エル・シー・アール国土利用研究所 | 新宿スクエアタワー、JPR梅田ロフトビル |
| 株式会社鑑定法人エイ・スクエア | JPR神宮前432、川崎ダイスビル |
| 株式会社ヒロ&リーエスネットワーク | JPR武蔵小杉ビル、武蔵浦和ショッピングスクエア、JPR千駄ヶ谷ビル |

- 「取得価格」及び「期末評価額」についての「投資比率」は当該物件に係る表示されない端数金額を含めた「取得価格」及び「期末評価額」が、当期末保有物件の「取得価格」又は「期末評価額」合計額に占める該当物件の割合を百分率表示で小数第2位以下を四捨五入して記載しています。

| 地域 | 用途 | 不動産等の名称 | 取得日 | 取得価格 | | 期末評価額 | |
|-------|--------------------------|-----------------------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|
| | | | | 価格 (百万円) | 投資比率 (%) | 評価額 (百万円) | 投資比率 (%) |
| 東京都心 | 事務所 | 兼松ビル | 平成13年12月27日 | 16,276 | 5.4 | 13,600 | 4.5 |
| | | 兼松ビル別館 | 平成13年12月27日 | 2,874 | 1.0 | 2,800 | 0.9 |
| | | JPR人形町ビル | 平成13年11月16日 | 2,100 | 0.7 | 2,540 | 0.8 |
| | | 新麹町ビル | 平成13年11月16日 | 1,670 | 0.6 | 2,048 | 0.7 |
| | | 新麹町ビル(第2期追加取得分) | 平成14年11月21日 | 550 | 0.2 | 877 | 0.3 |
| | | 新麹町ビル(第6期追加取得分) | 平成16年11月12日 | 200 | 0.1 | 304 | 0.1 |
| | | JPRクレスト竹橋ビル | 平成14年6月21日 | 4,000 | 1.3 | 3,720 | 1.2 |
| | | MS芝浦ビル | 平成15年3月28日 | 11,200 | 3.7 | 16,000 | 5.3 |
| | | 五反田ファーストビル | 平成15年7月23日 | 2,920 | 1.0 | 2,910 | 1.0 |
| | | 福岡ビル | 平成15年10月15日 | 1,800 | 0.6 | 2,125 | 0.7 |
| | | 福岡ビル(第7期追加取得分) | 平成17年4月15日 | 1,120 | 0.4 | 1,115 | 0.4 |
| | | JPR市ヶ谷ビル | 平成16年5月28日 | 5,100 | 1.7 | 5,280 | 1.8 |
| | | オーバルコート大崎マークウエスト | 平成16年6月1日 | 3,500 | 1.2 | 4,310 | 1.4 |
| | | 新宿スクエアタワー | 平成16年7月2日 | 10,000 | 3.3 | 11,000 | 3.7 |
| | | 新宿スクエアタワー (第14期追加取得分) | 平成20年9月26日 | 180 | 0.1 | 155 | 0.1 |
| | | ビッグス新宿ビル | 平成16年11月9日 | 2,900 | 3.9 | 11,100 | 3.7 |
| | | | 平成17年4月12日 | 8,921 | | | |
| | | アクロス新川ビル・アネックス | 平成16年11月26日 | 710 | 0.2 | 1,030 | 0.3 |
| | 新宿センタービル | 平成20年3月27日 | 21,000 | 7.0 | 15,000 | 5.0 | |
| | 南麻布ビル | 平成20年7月14日 | 3,760 | 1.3 | 3,070 | 1.0 | |
| | 品川キャナルビル | 平成20年12月19日 | 1,870 | 0.6 | 1,800 | 0.6 | |
| | 商業施設 | JPR渋谷タワーレコードビル | 平成15年6月30日 | 12,000 | 4.0 | 12,600 | 4.2 |
| | | JPR代官山 | 平成16年10月5日 | 2,160 | 0.7 | 1,350 | 0.4 |
| | | JPR神宮前432 | 平成18年3月24日 | 4,460 | 1.5 | 4,300 | 1.4 |
| | | 新宿三丁目イーストビル | 平成19年3月14日 | 540 | 0.9 | 2,380 | 0.8 |
| | | | 平成20年4月24日 | 2,200 | | | |
| | 有楽町駅前ビルディング (有楽町イトシア) | 平成20年8月27日 | 3,400 | 1.1 | 2,750 | 0.9 | |
| | 東京都心合計 | | | | 127,411 | 42.6 | 124,165 |
| 東京周辺部 | 事務所 | アルカイスト | 平成13年11月16日 | 5,880 | 2.0 | 6,620 | 2.2 |
| | | JPR千葉ビル | 平成13年12月13日 | 2,350 | 0.8 | 1,670 | 0.6 |
| | | JPR横浜日本大通ビル | 平成13年11月16日 | 2,927 | 1.0 | 2,550 | 0.8 |
| | | 新横浜第二センタービル | 平成14年9月25日 | 920 | 0.3 | 1,190 | 0.4 |
| | | 川口センタービル | 平成16年2月13日 | 8,100 | 2.7 | 9,480 | 3.2 |
| | | JPR上野イーストビル | 平成16年3月1日 | 3,250 | 1.1 | 5,290 | 1.8 |
| | | 立川ビジネスセンタービル | 平成17年9月30日 | 888 | 0.3 | 1,230 | 0.4 |
| | | 立川ビジネスセンタービル (第11期追加取得分) | 平成19年2月28日 | 2,300 | 0.8 | 2,170 | 0.7 |
| | | ライズアリーナビル | 平成19年3月22日 | 5,831 | 1.9 | 6,040 | 2.0 |
| | | ゆめおおおかオフィスタワー | 平成19年7月10日 | 6,510 | 2.2 | 5,870 | 2.0 |
| | | オリナスタワー | 平成21年6月29日 | 31,300 | 10.5 | 31,400 | 10.4 |

| 地域 | 用途 | 不動産等の名称 | 取得日 | 取得価格 | | 期末評価額 | |
|---------------|-----------------|-------------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|
| | | | | 価 格 (百万円) | 投資比率 (%) | 評価額 (百万円) | 投資比率 (%) |
| 東京 周辺 部 | 商業 施設 | 田無アスタ | 平成13年11月16日 | 10,200 | 3.4 | 12,200 | 4.1 |
| | | キュボ・ラ本館棟 | 平成18年3月31日 | 2,100 | 0.7 | 2,480 | 0.8 |
| | | JPR武蔵小杉ビル | 平成18年9月28日 | 7,260 | 2.4 | 6,140 | 2.0 |
| | | 武蔵浦和ショッピングスクエア | 平成19年3月19日 | 4,335 | 1.4 | 3,990 | 1.3 |
| | | 川崎ダイスビル | 平成19年4月12日 | 15,080 | 5.0 | 14,664 | 4.9 |
| | 東京周辺部合計 | | | 109,231 | 36.5 | 112,984 | 37.6 |
| 地 方 | 事 務 所 | 新潟駅南センタービル | 平成13年11月16日 | 2,140 | 0.7 | 2,090 | 0.7 |
| | | 東京建物本町ビル | 平成13年11月16日 | 4,150 | 1.4 | 3,970 | 1.3 |
| | | JPR博多ビル | 平成13年11月16日 | 2,900 | 1.0 | 3,020 | 1.0 |
| | | JPR那覇ビル | 平成13年11月16日 | 1,560 | 0.5 | 1,610 | 0.5 |
| | | 損保ジャパン仙台ビル | 平成14年6月26日 | 3,150 | 1.1 | 3,680 | 1.2 |
| | | 損保ジャパン和歌山ビル | 平成14年6月26日 | 1,670 | 0.6 | 1,830 | 0.6 |
| | | 天神121ビル | 平成14年6月21日 | 2,810 | 0.9 | 2,730 | 0.9 |
| | | JPR名古屋栄ビル | 平成15年9月1日 | 4,550 | 1.5 | 5,380 | 1.8 |
| | | JPR堂島ビル | 平成16年1月23日 | 2,140 | 0.7 | 2,680 | 0.9 |
| | | JPR博多中央ビル | 平成16年6月11日 | 1,920 | 0.6 | 1,860 | 0.6 |
| | 三菱UFJリース名古屋本社ビル | 平成17年3月22日 | 4,137 | 1.4 | 3,440 | 1.1 | |
| | 商業 施設 | JPR梅田ロフトビル | 平成15年5月15日 | 8,000 | 4.3 | 15,200 | 5.1 |
| | | | 平成15年7月16日 | 5,000 | | | |
| | | ベネトン心齋橋ビル | 平成17年5月30日 | 5,430 | 1.8 | 4,650 | 1.5 |
| | | ハウジング・デザイン・センター神戸 | 平成17年9月28日 | 7,220 | 2.4 | 6,520 | 2.2 |
| JPR茶屋町ビル | | 平成18年8月30日 | 6,000 | 2.0 | 4,700 | 1.6 | |
| 地方合計 | | | 62,777 | 21.0 | 63,360 | 21.1 | |
| 合 計 | | | 299,419 | 100.0 | 300,509 | 100.0 | |

(ご参考) 第16期以降取得予定物件の状況

| 地域 | 用途 | 不動産等の名称 | 取得予定日 | 取得予定価格 (注1) (百万円) | 期末評価額 (注2) (百万円) |
|--------------|-------------|-----------|---------|-------------------------|------------------------|
| 東京 都 心 | 事 務 所 | JPR千駄ヶ谷ビル | 平成22年5月 | 15,050 | 12,100 |

(注1) 売主によるテナント誘致の結果等により収益性が向上した場合には、16,500百万円を上限に、一定の算式を用いて取得価格の変更を行うことがあります。

(注2) 平成21年6月30日時点での鑑定評価額です。

(3) 地震リスク分析の概要

- ・ 「PML (Probable Maximum Loss)」とは、地震リスク分析における予想最大損失率を意味します。PMLには、個別建築物に関するものと、ポートフォリオに関するものがあります。PMLについての統一された定義はありませんが、本書においては、想定した予定使用期間（50年＝一般的建物の耐用年数）の間に、想定される最大規模の地震（475年に一度起こる大地震＝50年間に起こる可能性が10%の大地震）によりどの程度の損害を被るかを、損害の予想復旧費用の再調達価格に対する比率（%）で示したものを意味します。なお、合計欄に記載されたPMLはポートフォリオ全体のPMLを示しています。
- ・ PMLは、株式会社損保ジャパン・リスクマネジメント作成のポートフォリオ地震PML評価報告書に記載された数値を小数第2位以下切捨てで記載しています。ここでいう損失の対象は、物的損失のみで、人命や周辺施設への派生的被害は考慮されていません。また、被害要因は、構造被害や設備、内外装被害及び自己出火による地震火災を対象とし、周辺施設からの延焼被害については考慮されていません。
- ・ PMLについては平成21年6月30日現在における状態を示しています。

| 地域 | 用途 | 不動産等の名称 | PML (%) | 地震保険 |
|--------------------------|----------|------------------|---------|------|
| 東京都心 | 事務所 | 兼松ビル | 2.9 | — |
| | | 兼松ビル別館 | 7.4 | — |
| | | JPR人形町ビル | 5.8 | — |
| | | 新麹町ビル | 8.6 | — |
| | | JPRクレスト竹橋ビル | 6.8 | — |
| | | MS芝浦ビル | 4.0 | — |
| | | 五反田ファーストビル | 4.4 | — |
| | | 福岡ビル | 7.1 | — |
| | | JPR市ヶ谷ビル | 8.0 | — |
| | | オーバルコート大崎マークウエスト | 1.6 | — |
| | | 新宿スクエアタワー | 2.0 | — |
| | | ビッグス新宿ビル | 3.7 | — |
| | | アクロス新川ビル・アネックス | 5.0 | — |
| | | 新宿センタービル | 2.4 | — |
| | 南麻布ビル | 4.3 | — | |
| | 品川キャナルビル | 6.8 | — | |
| | 商業施設 | JPR渋谷タワーレコードビル | 5.0 | — |
| | | JPR代官山 | 11.1 | — |
| | | JPR神宮前432 | 3.0 | — |
| 新宿三丁目イーストビル | | 2.0 | — | |
| 有楽町駅前ビルディング (有楽町イトシア) | | 2.3 | — | |

| 地域 | 用途 | 不動産等の名称 | PML (%) | 地震保険 | |
|-------------------|------------------|-------------------|------------|------|---|
| 東京 周 辺 部 | 事 務 所 | アルカイースト | 3.2 | — | |
| | | J P R千葉ビル | 2.6 | — | |
| | | J P R横浜日本大通ビル | 10.2 | — | |
| | | 新横浜第二センタービル | 6.4 | — | |
| | | 川口センタービル | 4.7 | — | |
| | | J P R上野イーストビル | 3.1 | — | |
| | | 立川ビジネスセンタービル | 5.2 | — | |
| | | ライズアリーナビル | 2.5 | — | |
| | | ゆめおおおかオフィスタワー | 1.2 | — | |
| | | オリーナスタワー | 3.3 | — | |
| | 商 業 施 設 | 田無アスタ | 6.6 | — | |
| | | キューボ・ラ本館棟 | 6.3 | — | |
| | | J P R武蔵小杉ビル | 10.9 | — | |
| | | 武蔵浦和ショッピングスクエア | 8.0 | — | |
| | 地 方 | 事 務 所 | 新潟駅南センタービル | 1.9 | — |
| | | | 東京建物本町ビル | 10.5 | — |
| | | | J P R博多ビル | 1.1 | — |
| | | | J P R那覇ビル | 4.5 | — |
| | | | 損保ジャパン仙台ビル | 0.5 | — |
| 損保ジャパン和歌山ビル | | | 11.2 | — | |
| 天神121ビル | | | 1.3 | — | |
| J P R名古屋栄ビル | | | 12.4 | — | |
| J P R堂島ビル | | | 11.1 | — | |
| J P R博多中央ビル | | | 1.6 | — | |
| 三菱UFJリース名古屋本社ビル | | 10.0 | — | | |
| 商 業 施 設 | | J P R梅田ロフトビル | 11.6 | — | |
| | | ベネトン心齋橋ビル | 12.7 | — | |
| | | ハウジング・デザイン・センター神戸 | 4.8 | — | |
| | J P R茶屋町ビル | 14.8 | — | | |
| 合 計 | | | 3.6 | | |

(4) 建物状況評価報告書の概要

- 「長期修繕費用見積」は、取得資産の各不動産及び信託不動産について調査・作成された建物状況評価報告書に基づく長期的修繕費用予測（15年間）の合計金額を記載しています。金額には劣化、損傷、損失した部位、部分について初期の機能を回復するまでの機器及び部位全体の交換、部分修理、部分取替え、塗替え、貼替え、解体修理、並びにその工事に付随して発生する費用（養生、解体、撤去、搬入、据付及び一般的な施工会社が必要とする経費・保険料等）を含みますが、初期の能力を越える機能の向上等に必要な費用は含まれていません。
- 区分所有ビル、共有ビルの長期修繕費用見積額については持分に対応した金額を記載しています。

| 地域 | 用途 | 不動産等の名称 | 長期修繕費用見積額 (千円) | 年平均額 (千円) | 作成者 | 作成年月 | |
|------|-----|--------------------------|--------------------------|--------------|--------------------------|--------------------------|---------|
| 東京都心 | 事務所 | 兼松ビル | 426,699 | 28,447 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成19年11月 | |
| | | 兼松ビル別館 | 186,523 | 12,435 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成19年11月 | |
| | | JPR人形町ビル | 214,872 | 14,325 | 清水建設株式会社 | 平成19年6月 | |
| | | 新麹町ビル | 126,594 | 8,440 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成19年5月 | |
| | | 新麹町ビル（第2期追加取得分） | 54,195 | 3,613 | | | |
| | | 新麹町ビル（第6期追加取得分） | 18,791 | 1,253 | | | |
| | | JPRクレスト竹橋ビル | 246,750 | 16,450 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成19年11月 | |
| | | MS芝浦ビル | 1,229,310 | 81,954 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成20年5月 | |
| | | 五反田ファーストビル | 675,372 | 45,025 | 清水建設株式会社 | 平成20年9月 | |
| | | 福岡ビル | 154,910 | 10,327 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成20年10月 | |
| | | 福岡ビル（第7期追加取得分） | 85,201 | 5,680 | | | |
| | | JPR市ヶ谷ビル | 320,201 | 21,347 | 日本ERI株式会社 | 平成21年6月 | |
| | | オーバルコート大崎マークウエスト | 275,884 | 18,392 | 清水建設株式会社 | 平成21年3月 | |
| | | 新宿スクエアタワー | 771,661 | 51,444 | 清水建設株式会社 | 平成16年6月 | |
| | | 新宿スクエアタワー （第14期追加取得分） | 19,226 | 1,282 | | 平成20年9月 | |
| | | ビッグス新宿ビル | 1,434,894 | 95,660 | 清水建設株式会社 | 平成16年9月 | |
| | | アクロス新川ビル・アネックス | 108,333 | 7,222 | 日建設計マネジメントソリューションズ株式会社 | 平成16年11月 | |
| | | 新宿センタービル | 2,988,020 | 199,201 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成20年3月 | |
| | | 南麻布ビル | 323,700 | 21,580 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成20年6月 | |
| | | 品川キャナルビル | 27,201 | 1,813 | 株式会社イー・アール・エス | 平成20年10月 | |
| | | 商業施設 | JPR渋谷タワーレコードビル | 643,830 | 42,922 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成20年5月 |
| | | | JPR代官山 | 16,350 | 1,090 | 日建設計マネジメントソリューションズ株式会社 | 平成16年9月 |
| | | | JPR神宮前432 | 28,290 | 1,886 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成18年3月 |
| | | | 新宿三丁目イーストビル | 56,513 | 3,768 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成20年3月 |
| | | | 有楽町駅前ビルディング （有楽町イトシア） | 16,570 | 1,105 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成20年6月 |

| 地域 | 用途 | 不動産等の名称 | 長期修繕 費用見積額 (千円) | 年平均額 (千円) | 作成者 | 作成年月 | |
|-----------------|----------|-----------------------------|-----------------------|------------------------|--------------------------|--------------------------|----------|
| 東京 周辺部 | 事務所 | アルカイースト | 402,730 | 26,849 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成19年5月 | |
| | | JPR千葉ビル | 726,412 | 48,427 | 清水建設株式会社 | 平成19年6月 | |
| | | JPR横浜日本大通ビル | 569,160 | 37,944 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成19年5月 | |
| | | 新横浜第二センタービル | 217,487 | 14,499 | 清水建設株式会社 | 平成19年9月 | |
| | | 川口センタービル | 788,750 | 52,583 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成21年5月 | |
| | | JPR上野イーストビル | 517,600 | 34,507 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成21年5月 | |
| | | 立川ビジネスセンタービル | 51,783 | 3,452 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成17年8月 | |
| | | 立川ビジネスセンタービル (第11期追加取得分) | 90,988 | 6,066 | | | |
| | | ライズアリーナビル | 74,017 | 4,934 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成19年2月 | |
| | | ゆめおおおかオフィスタワー | 330,446 | 22,030 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成19年6月 | |
| | | オリナスタワー | 428,475 | 28,565 | 清水建設株式会社 | 平成21年6月 | |
| | 商業 施設 | 田無アスタ | 833,480 | 55,565 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成19年5月 | |
| | | キュボ・ラ本館棟 | 61,586 | 4,106 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成18年2月 | |
| | | JPR武蔵小杉ビル | 218,350 | 14,557 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成18年8月 | |
| | | 武蔵浦和ショッピングスクエア | 123,440 | 8,229 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成18年12月 | |
| | | | 川崎ダイスビル | 116,537 | 7,769 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成19年3月 |
| | 地方 | 事務所 | 新潟駅南センタービル | 426,780 | 28,452 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成19年5月 |
| | | | 東京建物本町ビル | 544,820 | 36,321 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成18年11月 |
| | | | JPR博多ビル | 565,290 | 37,686 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成19年5月 |
| JPR那覇ビル | | | 573,300 | 38,220 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成19年5月 | |
| 損保ジャパン仙台ビル | | | 490,650 | 32,710 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成19年11月 | |
| 損保ジャパン和歌山ビル | | | 397,940 | 26,529 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成19年11月 | |
| 天神121ビル | | | 180,554 | 12,037 | 清水建設株式会社 | 平成19年8月 | |
| JPR名古屋栄ビル | | | 229,108 | 15,274 | 株式会社イー・アール・エス | 平成20年9月 | |
| JPR堂島ビル | | | 295,860 | 19,724 | 株式会社久米エンジニアリングシステム | 平成21年5月 | |
| JPR博多中央ビル | | | 407,050 | 27,137 | 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 | 平成21年5月 | |
| 三菱UFJリース名古屋本社ビル | | 381,650 | 25,443 | 日建設計マネジメントソリューションズ株式会社 | 平成17年1月 | | |
| 商業 施設 | | JPR梅田ロフトビル | 668,567 | 44,571 | 清水建設株式会社 | 平成20年3月 | |
| | | ベネトン心斎橋ビル | 48,480 | 3,232 | 清水建設株式会社 | 平成17年3月 | |
| | | ハウジング・デザイン・センター神戸 | 839,925 | 55,995 | 清水建設株式会社 | 平成17年9月 | |
| | JPR茶屋町ビル | 148,208 | 9,881 | 清水建設株式会社 | 平成18年7月 | | |
| 合 計 | | | 22,199,313 | 1,479,954 | | | |

b. 個別不動産及び信託不動産の概要

下表については次の方針に従って記載されています。

- ・ 下表については当期末保有物件を記載しています。
- ・ 表中のうち、「所有形態」、「地積」、「延床面積」及び「不動産管理会社」は、当期末の状態を記載し、それ以外の定性的な情報や「特記事項」は、本書現在の状態を記載しています。
- ・ 「立地条件」は、原則として鑑定評価書又は価格調査報告書の内容を記載しています。鑑定評価書又は価格調査報告書に記載のないものは、地図上にて最寄出口から距離に応じて徒歩（80m/分）の場合に要する時間を記載しています。
- ・ 「特定資産の種類」は、不動産又は不動産信託受益権の別を記載しています。
- ・ 「取得価格」は、不動産売買契約書又は信託受益権譲渡契約書に記載された譲渡金額を百万円未満切捨てて記載しており、当該不動産等の取得に要した諸経費及び消費税等は含みません。
- ・ 「取得先」は、取得時の名称を記載しています。
- ・ 「信託受託者」は、株式会社を省略した名称を記載しています。
- ・ 土地の「所在」は、原則として該当物件の住居表示を記載し、住居表示が未実施の場合には登記簿上の地番を記載しています。
- ・ 土地のうち、地積の「持分対応」は、該当物件の敷地にかかる本投資法人又は不動産信託の受託者の所有面積を記載しています。なお、共有されている敷地の地積の「持分対応」は、当該敷地の登記簿上の地積に本投資法人又は不動産信託の受託者が保有する権利の持分割合を乗じて求め、小数第3位以下を四捨五入しています。
- ・ 土地及び建物の「所有形態」は、不動産又は信託不動産に係る土地及び建物に関して本投資法人又は不動産信託の受託者が保有する権利の種類及びその持分割合を記載しています。
「持分割合」は、百分率表示で小数第2位以下を四捨五入して記載しています。
- ・ 土地の「用途地域」は、都市計画法に掲げる用途地域の種類を記載しています。
- ・ 土地のうち、地積の「全体敷地」、建物のうち、「構造と階数」、延床面積の「一棟全体」及び「竣工年月」は、登記簿上の記載に基づいています。
- ・ 建物の「構造と階数」は、建物一棟全体のものを記載しています。
- ・ 建物のうち、延床面積の「持分対応」は、登記簿上の一棟全体の延床面積に本投資法人又は不動産信託の受託者が保有する権利の持分割合を乗じて求め、「専有面積」は、登記簿上の専有部分の面積を記載しています。また、「専有部分の持分面積」は、登記簿上の専有部分の面積に権利の持分割合を乗じて求め、これを記載しています。なお、持分割合を乗じて求めた面積は、小数第3位以下を四捨五入しています。

また、下表において「吹付けアスベスト材等」とは、労働安全衛生法第55条の規定により使用等が禁止されるその重量の0.1%を超えて石綿を含有する吹付け材をいいます。なお、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）の一部が改正され、平成18年9月1日から、これら法令に基づく規制の対象となる物の石綿の含有率（重量比）が1%から0.1%に改められています。また、建築基準法においても、吹付け石綿等の使用を規制する改正が行われ（平成18年10月1日施行）、吹付け石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する吹付けロックウールの使用が禁止されています。

<第15期末保有物件>

兼松ビル（物件番号：事務所A-1）

| | | | | | |
|---------|----------|---|----------|--------------|------------|
| 立地条件 | | 都営地下鉄浅草線「宝町」駅近接 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産信託受益権 | 取得価格 | 16,276百万円 | |
| 信託期間 | | 平成13年12月27日～平成23年12月31日 | 信託受託者 | 三菱UFJ信託銀行 | |
| 取得先 | | 兼松株式会社他 | 取得年月日 | 平成13年12月27日 | |
| 土地 | 所在 | 東京都中央区京橋二丁目14番1号 | 地積 | 全体敷地 (注1) | 1,751.13㎡ |
| | | | | 持分対応 | 1,390.40㎡ |
| | 所有形態 | 所有権（共有：持分割合79.4%） | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨・鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下2階付13階建 | 延床 面積 | 一棟全体 (注2) | 14,995.09㎡ |
| | | | | 持分対応 | 11,906.10㎡ |
| | 所有形態（注3） | 所有権（共有：持分割合79.4%） | 竣工年月 | 平成5年2月 | |
| | 不動産管理会社 | 東京建物株式会社 | 用途 | 事務所 | |

(注1) 建物全体の敷地面積（他の共有者の持分を含みます。）

(注2) 建物一棟全体の延床面積（他の共有者の持分を含みます。）

(注3) 他の共有者：第一生命保険相互会社

- [特記事項] 1. 本信託不動産は、「街並み誘導型地区計画」の区域内にあり、本建物の建替え時には、行政機関との協議が必要になります。
2. 本信託不動産の当初委託者和其他の共有者との間で本信託不動産に関する平成6年3月31日付「兼松ビルディングに関する基本協定書」及び平成13年12月27日付「『兼松ビルディングに関する基本協定書』変更合意書」が締結されており、共有者間での本信託不動産の管理運営及び費用収益の分配などが規定されています。信託受託者は、本信託不動産の当初委託者から、当初委託者が共有者として有していた当該協定書上の地位を承継しています。なお、当該協定においては①共有持分の譲渡に関して優先買取権を他方の共有者に付与する規定、②敷地の無償での相互利用を認める規定、③共有物の不分割特約（但し、登記はなされていません。）等についての規定があります。
3. 本建物の地下部分には平成3年8月に取り壊された従前の建物の一部（以下「従前建物」といいます。）が残存しており、従前建物の地下1階部分は躯体の一部及び駐車場等として、地下2階部分の一部はポンプ室（容積算入）として利用されています。また、従前建物の地下2階部分に従前建物の解体時に発生した残存物があります。

兼松ビル別館（物件番号：事務所A-2）

| | | | | |
|---------|----------|----------------------------|-------|--|
| 立地条件 | | 都営地下鉄浅草線「宝町」駅徒歩2分 | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産信託受益権 | 取得価格 | 2,874百万円 |
| 信託期間 | | 平成13年12月27日～平成23年12月31日 | 信託受託者 | 三菱UFJ信託銀行 |
| 取得先 | | 兼松株式会社他 | 取得年月日 | 平成13年12月27日 |
| 土地 | 所在 | 東京都中央区京橋二丁目17番5号 | 地積 | 全体敷地 (注1) 679.06㎡ 持分対応 539.17㎡ |
| | 所有形態 | 所有権（共有：持分割合79.4%） | 用途地域 | 商業地域 |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付8階建 | 延床面積 | 一棟全体 (注2) 4,351.46㎡ 持分対応 3,455.06㎡ |
| | 所有形態（注3） | 所有権（共有：持分割合79.4%） | 竣工年月 | 平成5年2月 |
| | 不動産管理会社 | 東京建物株式会社 | 用途 | 事務所 |
| | | | | |

（注1）建物全体の敷地面積（他の共有者の持分を含みます。）

（注2）建物一棟全体の延床面積（他の共有者の持分を含みます。）

（注3）他の共有者：第一生命保険相互会社

- [特記事項] 1. 本信託不動産は、「街並み誘導型地区計画」の区域内にあり、本建物の建替え時には、行政機関との協議が必要になります。
2. 本信託不動産の当初委託者和其他の共有者との間で本信託不動産に関する平成6年3月31日付「兼松ビルディング別館に関する基本協定書」及び平成13年12月27日付「『兼松ビルディング別館に関する基本協定書』変更合意書」が締結されており、共有者間での本信託不動産の管理運営及び費用収益の分配などが規定されています。信託受託者は、本信託不動産の当初委託者から、当初委託者が共有者として有していた当該協定書上の地位を承継しています。なお、当該協定においては①共有持分の譲渡に関して優先買取権を他方の共有者に付与する規定、②敷地の無償での相互利用を認める規定、③共有物の不分割特約（但し、登記はなされていません。）等についての規定があります。
3. 北側隣接地との境界線上に隣地所有者と共有する防犯壁、ブロック土留及び本建物に付随する柵が存在します。これらについては、隣地所有者と覚書を締結しており、①境界線上の存在の確認、②立替又は改修などを行う場合の取扱いについての協議及び③第三者に譲渡した場合の承継について確認しています。

JPR人形町ビル（物件番号：事務所A-3）

| | | | | |
|---------|---------|-------------------------------------|-------|--|
| 立地条件 | | 東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線「人形町」駅至近 | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産信託受益権 | 取得価格 | 2,100百万円 |
| 信託期間 | | 平成13年11月16日～平成23年11月30日 | 信託受託者 | みずほ信託銀行 |
| 取得先 | | 安田生命保険相互会社 | 取得年月日 | 平成13年11月16日 |
| 土地 | 所在 | 東京都中央区日本橋人形町一丁目17番4号 | 地積 | 全体敷地 550.06㎡ 持分対応 550.06㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 用途地域 | 商業地域 |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造 陸屋根地下1階付8階建 | 延床面積 | 一棟全体 4,117.70㎡ 持分対応 4,117.70㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 竣工年月 | 平成元年12月 |
| | 不動産管理会社 | 明治安田ビルマネジメント株式会社 | 用途 | 事務所 |

[特記事項] 1. 本書の日付現在において、本土地の隣地との境界の一部については、隣地所有者との境界確認書が未締結です。

2. 本土地の一部（17番21：144.82㎡）に関して、東京地下鉄株式会社との間で、昭和62年7月29日付にて地上権設定契約が締結されており、信託受託者が当初委託者が有していた設定者の地位を承継しています。その主な内容は次の通りです。

- ① 地上権設定の目的：地下鉄道敷設
- ② 地上権設定の範囲：東京湾平均海面の下11.45m以下
- ③ 存続期間：設定の日から地下鉄道構築物存続期間中
- ④ 地代：無料

新麹町ビル（物件番号：事務所A-4）

| | | | | |
|---------|----------|---|---------------|---|
| 立地条件 | | 東京メトロ有楽町線「麹町」駅徒歩3分 | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産信託受益権 | 取得価格 | (1) 1,670百万円 (2) 550百万円 (3) 200百万円 |
| 信託期間 | | (1) 平成13年11月16日～平成23年11月30日 (2) 平成14年11月21日～平成24年11月30日 (3) 平成16年11月12日～平成26年11月30日 | 信託受託者 | みずほ信託銀行 |
| 取得先 | | (1) 東京建物株式会社 (2) 株式会社風俗文化研究所 (3) 個人 | 取得年月日 (注1) | (1) 平成13年11月16日 (2) 平成14年11月21日 (3) 平成16年11月12日 |
| 土地 | 所在 | 東京都千代田区麹町四丁目3番3（地番） | 地積 | 全体敷地 (注2) 657.80㎡ 持分対応 (1) 322.05㎡ (2) 137.87㎡ (3) 47.80㎡ |
| | 所有形態（注4） | 所有権（共有：持分割合(1)49.0% (2)21.0% (3)7.3%） | 用途地域 | 商業地域 |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付9階建 | 延床面積 | 一棟全体 (注3) 5,152.98㎡ 専有面積 (1) 2,067.34㎡ (2) 884.22㎡ (3) 306.58㎡ |
| | 所有形態（注4） | 区分所有権 | 竣工年月 | 昭和59年10月 |
| | 不動産管理会社 | 東京建物株式会社 | 用途 | 事務所 |

（注1）(1)の取引時において土地の所有権（共有持分割合49.0%）と建物の区分所有権（3～7階、但し、4階は一部）を信託する不動産信託受益権を、(2)の取引時において土地の所有権（共有持分割合21.0%）と建物の区分所有権（1階、2階）を信託する不動産信託受益権を、(3)の取引時において土地の所有権（共有持分割合7.3%）と建物の区分所有権（4階の一部）を信託する不動産信託受益権をそれぞれ取得しております。

（注2）建物全体の敷地面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

（注3）建物一棟全体の延床面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

（注4）他の区分所有者：株式会社風俗文化研究所、財団法人岩国育英財団。本信託不動産は区分所有建物の専有部分及びその敷地の共有持分です。

- [特記事項] 1. 東側隣接地より雨樋の一部が本土地に越境しています。これについては、隣地所有者と覚書を締結しており、①越境の事実の確認、②後日当該建物の建替・改築等をする際の越境物の撤去及び③第三者に譲渡した場合についての承継について確認しています。
2. 本建物は区分所有建物であり、信託受託者は、本建物における規約等の適用を受けます。なお、同規約においては、新たに管理組合員の資格を取得し又は喪失した者は、直ちにその旨を書面により管理組合に届け出なければならないこと、敷地又は共用部分等の分割請求ができないこと、専有部分と敷地及び共用部分等の共有持分とを分離して処分できないことなどが定められています。
3. (2)の取引において本不動産信託受益権の売主は、信託受益権譲渡契約上、瑕疵担保責任を負っていません。

JPRクレスト竹橋ビル（物件番号：事務所A-5）

| | | | | |
|---------|---------|------------------------------|-------|----------------------------------|
| 立地条件 | | 東京メトロ東西線「竹橋」駅徒歩2分 | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産信託受益権 | 取得価格 | 4,000百万円 |
| 信託期間 | | 平成14年3月20日～平成24年3月31日 | 信託受託者 | みずほ信託銀行 |
| 取得先 | | 有限会社クアトロ・キャピタル | 取得年月日 | 平成14年6月21日 |
| 土地 | 所在 | 東京都千代田区神田錦町三丁目21番4ほか (地番) | 地積 | 全体敷地 636.90㎡ 持分対応 636.90㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 用途地域 | 商業地域 |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付9階建 | 延床面積 | 一棟全体 4,790.68㎡ 持分対応 4,790.68㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 竣工年月 | 平成11年9月 |
| | 不動産管理会社 | 安田不動産株式会社 | 用途 | 事務所 |

MS芝浦ビル（物件番号：事務所A-6）

| | | | | |
|---------|----------|---|----------|---|
| 立地条件 | | J R 山手線・京浜東北線「田町」駅徒歩9分 | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産信託受益権 | 取得価格 | 11,200百万円 |
| 信託期間 | | 平成15年3月28日～平成25年3月31日 | 信託受託者 | みずほ信託銀行 |
| 取得先 | | 株式会社ベニレイ | 取得年月日 | 平成15年3月28日 |
| 土地 | 所在 | 東京都港区芝浦四丁目13番23号 | 地積 | 全体敷地 (注1) 8,992.18㎡ 持分対応 3,239.88㎡ |
| | 所有形態(注3) | 敷地の一部の所有権・ 賃借権(準共有:持分割合36.0%) | 用途地域 | 準工業地域 |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート・鉄 骨造陸屋根地下2階付13階建 | 延床 面積 | 一棟全体 (注2) 31,020.21㎡ 専有部分の 持分面積 15,439.97㎡ |
| | 所有形態(注4) | 区分所有権・ 区分所有権(共有:持分割合58.0%) | 竣工年月 | 昭和63年2月 |
| | 不動産管理会社 | 東京建物株式会社 | 用途 | 事務所 |
| | | | | |

(注1) 建物全体の敷地面積(本信託不動産の他の所有者の所有する敷地及び本信託不動産と一体開発されたトリニティ芝浦の敷地を含みます。)

(注2) 建物一棟全体の延床面積(他の区分所有者及び共有者の持分を含みます。)

(注3) 全体敷地は3筆からなり、その内2番11を信託受託者が所有し、2番2は独立行政法人都市再生機構と東京都港区が共有し、2番54はニューヨークメロン信託銀行株式会社(平成21年3月1日付で、JPモルガン信託銀行株式会社から商号変更されました。)が所有しています。各敷地に対して賃借権が設定され、各敷地の賃借権は、信託受託者、独立行政法人都市再生機構及びニューヨークメロン信託銀行株式会社が所有する建物の床面積割合に応じた準共有状態となっています(昭和63年4月2日付土地賃貸借契約及び同日付交換契約。賃貸借契約期間71年。権利金なし。賃料は相互に相殺して一切金員の授受は行われていません。)。なお、独立行政法人都市再生機構の賃借権に対し、独立行政法人都市再生機構と東京都港区との区分所有建物であるトリニティ芝浦の敷地権が設定され、登記されています。

(注4) 建物の所有形態は、①貸室部分 区分所有権(専有部分:1階の一部及び地上2階から8階の合計14,305.05㎡)及び②駐車場部分 区分所有権(専有部分:地下1階1,957.27㎡)(共有:持分割合25,021,953分の14,508,953(58.0%))となっています。(①他の区分所有者:ニューヨークメロン信託銀行株式会社 ②他の共有者:ニューヨークメロン信託銀行株式会社)。本信託不動産は区分所有建物の専有部分及びその共有持分並びにその敷地の所有権及び賃借権の準共有持分です。

- [特記事項] 1. 本建物は区分所有建物であり、信託受託者は、本建物における規約等の適用を受けます。なお、同規約においては、共用部分の分割請求ができないこと、専有部分と共用部分の共有持分とを分離して処分できないことなどが定められています。
2. 本土地の一部に公開空地が設置されており、公開空地所有者である信託受託者は、かかる公開空地を一般に開放し、適正に維持・管理する義務を負っています。
3. 本建物の敷地の各所有者は共同で敷地の一部(公園)を東京都港区に使用貸借しております(契約期間平成元年8月1日から平成31年7月31日)。なお、当該部分につき別途当事者間で平成元年8月1日付で「維持管理に関する協定書」を締結しており、信託受託者は維持管理費用の一部を負担する義務を負っています。
4. 吹付けアスベスト材等の使用箇所及び対応状況
重量比で含有率1%を超える吹付けアスベスト材等が屋上機械室内で使用されていますが、すでに封じ込め処理がされているため飛散の恐れがないこと、並びに平成18年3月に実施した吹付けアスベスト材等の分析調査の結果、共有部分の柱の一部から、重量比で含有率1%未満のアスベスト材等の使用が確認されているとの開示をしておりました。平成18年8月の労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則の一部改正に基づきJIS A 1481「建材中のアスベスト含有率測定方法」でサンプリング分析したところ、前記調査で使用が確認された共用部分の柱の一部からはアスベストは検出されませんでした。一方で、各階専有部分内の柱のうち、今回サンプリングを行った建物外周部の柱から重量比で含有率1%を超えるアスベスト材等の使用が確認されました。但し、状態は湿式で安定状態にあり、ボードで囲まれているため飛散の恐れはありません。

五反田ファーストビル（物件番号：事務所A-7）

| | | | | | |
|---------|----------|--------------------------------------|-------|--------------|-----------|
| 立地条件 | | JR山手線・東急池上線・都営地下鉄浅草線「五反田」駅徒歩2分 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産信託受益権 | 取得価格 | 2,920百万円 | |
| 信託期間 | | 平成13年3月27日～平成23年3月31日 | 信託受託者 | 三菱UFJ信託銀行 | |
| 取得先 | | 有限会社東京ネクストステージ | 取得年月日 | 平成15年7月23日 | |
| 土地 | 所在 | 東京都品川区西五反田二丁目8番1号 | 地積 | 全体敷地 (注1) | |
| | | | | 1,551.19㎡ | |
| | 所有形態(注3) | 敷地の一部の所有権(共有:持分割合61.8%) | 持分対応 | 890.65㎡ | |
| | | | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造 陸屋根地下2階付11階建 | 延床面積 | 一棟全体 (注2) | |
| | | | | 10,553.34㎡ | |
| | | | | 専有面積 | 4,035.15㎡ |
| | 所有形態(注3) | 区分所有権 | 竣工年月 | 平成元年7月 | |
| | 不動産管理会社 | 東京建物株式会社 | 用途 | 事務所 | |

(注1) 建物全体の敷地面積(他の区分所有者の持分を含みます。)

(注2) 建物一棟全体の延床面積(他の区分所有者の持分を含みます。)

(注3) 他の区分所有者: 第一生命保険相互会社他個人1名。本信託不動産は区分所有建物の専有部分及びその敷地の一部の共有持分です。全体敷地は2筆からなり、その内8番2は第一生命保険相互会社と個人1名との共有(持分割合: 61.8%)です。8番1は第一生命保険相互会社の単独所有です。なお、本建物と敷地の管理使用に関する区分所有者相互間の事項を定めた規約には、原則として敷地を相互に無償で使用できる旨の規定があります。

- [特記事項] 1. 本建物は区分所有建物であり、信託受託者は、本建物における規約等の適用を受けます。なお、同規約においては、他の区分所有者の承諾がなければ、敷地の所有権又は共有持分を処分できないこと、共用部分の共有持分は区分所有権と分離して処分できないこと、敷地所有権は専有部分と分離して処分してはならないこと、専有部分の譲渡に対する他の区分所有者の優先買取権などが定められています。但し、専有部分と敷地の分離処分については、敷地権の登記がなされていないので、善意で分離処分を受けた第三者には分離処分の無効を主張できません。
2. 本土地の一部に公開空地が設置されており、公開空地所有者である信託受託者は、かかる公開空地を一般に開放し、適正に維持・管理する義務を負っています。

福岡ビル（物件番号：事務所A-8）

| | | | | |
|---------|----------|---|-------|---|
| 立地条件 | | JR線「東京」駅徒歩6分、東京メトロ銀座線「京橋」駅徒歩2分 | | |
| 特定資産の種類 | | (1) 不動産信託受益権 (2) 不動産 | 取得価格 | (1) 1,800百万円 (2) 1,120百万円 |
| 信託期間 | | (1) 平成15年10月15日～平成25年10月31日 | 信託受託者 | (1) みずほ信託銀行 |
| 取得先 | | (1) 株式会社ランドビジネス 株式会社インタープラネット (2) 旭工業株式会社 | 取得年月日 | (1) 平成15年10月15日 (2) 平成17年4月15日 |
| 土地 | 所在 | 東京都中央区八重洲二丁目8番7号 | 地積 | 全体敷地 (注1) 1,302.17㎡ 持分対応 (1) 136.93㎡ (2) 71.82㎡ |
| | 所有形態 | 敷地の一部の所有権 (共有：持分割合(1)14.3% (2)7.5%) | 用途地域 | 商業地域 |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下2階付10階建 | 延床面積 | 一棟全体 (注2) 11,627.74㎡ 専有部分の持分面積 (1) 1,303.62㎡ (2) 716.79㎡ |
| | 所有形態(注3) | (1) 区分所有権・ 区分所有権(共有：持分割合81.9%) (2) 区分所有権 | 竣工年月 | 平成2年5月 |
| | 不動産管理会社 | 東京建物株式会社 | 用途 | 事務所 |

(注1) 全体敷地は2筆からなり、その内8番17は他の区分所有者4者との共有(持分割合21.8%)。8番18は他の区分所有者である株式会社福岡銀行の単独所有です。他の区分所有者は、株式会社福岡銀行他法人3社です。なお、本建物と敷地の管理使用に関する区分所有者相互間の事項を定めた建物管理規約にはそれぞれの専有部分及び共用部分の持分を所有する範囲において相互に相手方の所有する土地を無償で使用できる旨の規定があります。

(注2) 建物一棟全体の延床面積(他の区分所有者及び共有者の持分を含みます。)

(注3) (1)の建物の所有形態は①6階部分：区分所有権、②10階部分：区分所有権の共有(共有持分割合：81.869%、他の共有者アール・ケー・ビー毎日放送株式会社)となっています。本信託不動産は区分所有建物の専有部分及びその共有持分並びにその敷地の共有持分です。(2)の建物の所有形態は7階部分の区分所有権となっています。本不動産は区分所有建物の専有部分及びその敷地の共有持分です。

- [特記事項] 1. 東側隣接地より配管・排気ダクトの一部が、また、南東側隣接地より配管・排気ダクトの一部が本土地に越境している可能性があります。
2. 本建物は区分所有建物であり、信託受託者及び本投資法人は本建物における規約等の適用を受けます。なお、同規約においては、専有部分と共用部分及び規約共用部分の共有持分及び本建物敷地利用権を分離して処分することができないこと、区分所有権の譲渡に対する他の区分所有権者の優先買取権などが定められています。但し、専有部分と敷地の分離処分については、敷地権の登記がなされていないので、善意で分離処分を受けた第三者には分離処分の無効を主張できません。
3. (2)の取引において本不動産の売主は、不動産売買契約上、瑕疵担保責任を負っていません。
4. 吹付けアスベスト材等の使用箇所及び対応状況
サンプリング調査の結果、各階専有部及び各階空調機械室内の梁、柱等に吹付けアスベスト材等が使用されていることが判明したため、専門機関である環境リサーチ株式会社にて、目視調査及び空気中の石綿浮遊粉じん測定を実施しました。使用されている吹付け材は、湿式で、表面の繊維の毛羽立ちや経年劣化などは見られず、安定状態といえることが確認され、また、石綿浮遊粉じん測定の結果、全ての測定ポイントでアスベストの飛散は確認されませんでした(「公共建築改修工事標準仕様建築工事編(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」に基づく定量下限である0.5ファイバー/リットル未満)。今後も適宜、目視調査等を実施し、引き続き状況を注視していきます。

J P R 市ヶ谷ビル（物件番号：事務所A-9）

| | | | | | |
|---------|---------|--|-------|------------|-----------|
| 立地条件 | | J R 総武線・都営地下鉄新宿線・東京メトロ有楽町線・南北線「市ヶ谷」駅近接 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産信託受益権 | 取得価格 | 5,100百万円 | |
| 信託期間 | | 平成13年8月27日～平成26年5月31日 | 信託受託者 | 三菱UFJ信託銀行 | |
| 取得先 | | 株式会社成信 | 取得年月日 | 平成16年5月28日 | |
| 土地 | 所在 | 東京都千代田区九段南四丁目7番15号 | 地積 | 全体敷地 | 1,058.04㎡ |
| | | | | 持分対応 | 1,058.04㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付9階建 | 延床面積 | 一棟全体 | 5,888.82㎡ |
| | | | | 持分対応 | 5,888.82㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 竣工年月 | 平成元年3月 | |
| | 不動産管理会社 | 東京建物株式会社 | 用途 | 事務所 | |

- [特記事項] 1. 本信託不動産東側隣接私道である地番：13番9・所有者：共栄株式会社他には、昭和13年11月29日付 地役権設定契約に基づき、本土地のうちの地番：13番15を要役地とした地役権が登記されています。当該地役権については、①地役権の目的は通行であること ②期間は永久であること ③対価は無償であること ④道路上に自己の関係車輛を駐車しないこととされておりま
- す。
2. 東側隣接地より塀の一部が本土地に越境しており、本建物に付属する防犯用扉の一部が東側隣接地内に越境しています。また、東側隣接地のテレビ電波障害対策のために取付けているケーブル線の一部が、東側隣接地上空を越境しています。

オーバルコート大崎マークウエスト（物件番号：事務所A-10）

| | | | | | |
|---------|----------|--------------------------------|-------|--------------|------------|
| 立地条件 | | J R 線・りんかい線「大崎」駅徒歩5分 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産信託受益権 | 取得価格 | 3,500百万円 | |
| 信託期間 | | 平成14年3月29日～平成26年6月30日 | 信託受託者 | 三菱UFJ信託銀行 | |
| 取得先 | | 有限会社エヌ・シー・アール・アイ・ワン | 取得年月日 | 平成16年6月1日 | |
| 土地 | 所在 | 東京都品川区東五反田二丁目17番1号 | 地積 | 全体敷地 (注1) | 4,006.00㎡ |
| | | | | 持分対応 | 958.12㎡ |
| | 所有形態 | 敷地の一部の所有権（共有：持分割合27.1%） | 用途地域 | 準工業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下2階付17階建 | 延床面積 | 一棟全体 (注2) | 28,575.80㎡ |
| | | | | 専有面積 | 4,024.84㎡ |
| | 所有形態（注3） | 区分所有権 | 竣工年月 | 平成13年6月 | |
| | 不動産管理会社 | 東京建物株式会社 | 用途 | 事務所 | |

(注1) 建物全体の敷地面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

全体敷地は2筆からなり、その内550番1のみが敷地権の対象となっています（敷地権（共有持分）割合：27.1184%）。550番2は他の区分所有者である日本コムシス株式会社が随應寺から借地しています。

(注2) 建物一棟全体の延床面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

(注3) 他の区分所有者：日本コムシス株式会社他4者。本信託不動産は区分所有建物の専有部分及びその敷地の共有持分です。

- [特記事項] 1. 本建物は区分所有建物であり、信託受託者は本建物における規約等の適用を受けます。なお、同規約において区分所有者が区分所有持分を譲渡する際には、他の区分所有者に対して第三者に優先して譲渡の申し出をしなければならないこと、専有部分と敷地及び共用部分等の共有持分とを分離して処分できないこと等が定められています。
2. 本不動産信託受益権の売主は、信託受益権譲渡契約上、瑕疵担保責任を負っていません。

新宿スクエアタワー（物件番号：事務所A-11）

| | | | | | |
|---------|----------|---|---------------|-------------------------------|-----------------------------|
| 立地条件 | | 都営地下鉄大江戸線「西新宿五丁目」駅徒歩6分、東京メトロ丸ノ内線「西新宿」駅徒歩6分 | | | |
| 特定資産の種類 | | (1)不動産信託受益権 (2)不動産 | 取得価格 | (1)10,000百万円 (2)180百万円 | |
| 信託期間 | | (1)平成13年2月28日～平成31年6月12日 | 信託受託者 (注1) | (1)三菱UFJ信託銀行 | |
| 取得先 | | (1)新宿スクエアタワー特定目的会社 (2)個人 | 取得年月日 | (1)平成16年7月2日 (2)平成20年9月26日 | |
| 土地 | 所在 | 東京都新宿区西新宿六丁目22番1号 | 地積 | 全体敷地 (注2) | 8,409.52㎡ |
| | | | | 持分対応 | (1)2,463.57㎡ (2)37.85㎡ |
| | 所有形態(注4) | (1)所有権(共有:持分割合29.3%) (2)所有権(共有:持分割合0.5%) | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨・鉄筋コンクリート・ 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下4階付30階建 | 延床 面積 | 一棟全体 (注3) | 78,796.00㎡ |
| | | | | 専有面積 (注5) | (1)10,765.74㎡ (2)165.28㎡ |
| | 所有形態(注4) | (1)区分所有権 (2)区分所有権(共有:持分割合1.1%) | 竣工年月 | 平成6年10月 | |
| | 不動産管理会社 | 東京建物株式会社 | 用途 | 事務所 | |

(注1)平成21年6月12日付で、信託受託者を住友信託銀行株式会社から三菱UFJ信託銀行株式会社に変更しました。

(注2)再開発全体の敷地面積(他の区分所有者及び共有者の持分を含みます。)

(注3)再開発全体の延床面積(他の区分所有者及び共有者の持分を含みます。)

(注4)(1)他の区分所有者:新宿スクエアタワー共有者会(個人51人、法人4社(本投資法人を除きます。))及び東京都による共有)、法人2社及び東京都。本信託不動産は区分所有建物の専有部分及びその敷地の共有持分です。(2)他の共有者:個人51人、法人4社及び東京都。本不動産は区分所有建物の専有部分の共有持分及びその敷地の共有持分です。

(注5)(1)の本投資法人が権利を有する本信託不動産の専有部分は、19階から29階です。(2)の本投資法人が権利を有する本不動産の専有部分は2階から17階です。

[特記事項] 1. 信託受託者を含む各区分所有者は、各々所有する本建物の専有部分を新宿スクエアタワー管理株式会社に一括して賃貸し、新宿スクエアタワー管理株式会社は、転借人にこれを転貸しています。

2. 建物賃貸借契約の概要

- 本建物については、各区分所有者間において、各人の所有部分を一体の資産として運用し、相互補完することにより安定収入を確保するとともに、その資産価値を向上させるため「新宿スクエアタワー区分所有の一元管理に関する協定」が締結されており、専有部分の譲受人にも当該協定は承継されることとなっています。当該協定により、専有部分から生じる賃貸収益及び賃貸費用は、当該協定により定められた比率に応じて配分・負担することとなっています。
 - 本投資法人が権利を有する19階から29階及び2階から17階についての当該協定に定められた賃料配分・経費負担の比率はそれぞれ39.70457%、0.61008%です。
 - 当該協定に基づき締結されている新宿スクエアタワー管理株式会社との賃貸借契約における契約期間は、平成6年11月1日から平成26年10月31日までの20年間です。
 - 新宿スクエアタワー管理株式会社を支払う賃料は同社が転借人から受領する賃料から一定率の金額を控除したものとされています。
 - 新宿スクエアタワー管理株式会社は、転借人から敷金の預託を受けていますが、各区分所有者は、新宿スクエアタワー管理株式会社から敷金の預託を受けず、敷金運用益相当額のみを年に一度受領することとされています。
3. (2)について、本投資法人は区分所有権を共有しており、他の共有者との間で「新宿スクエアタワー共有者会に関する協定」を締結しています。同協定においては、共有床にかかる共有持分につき分割を請求できないこと、共有者がその持分を売却しようとするときには、共有者間でお互いに他の共有者に優先買取権を付与すること等が定められています。

ビッグス新宿ビル（物件番号：事務所A-12）

| | | | | | |
|----------|----------|---------------------------------|-------|----------------------------------|---------------------------------|
| 立地条件 | | 都営地下鉄新宿線「新宿三丁目」駅直結 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産 | 取得価格 | (1) 2,900百万円 (2) 8,921百万円 | |
| 取得先 | | (1) 五洋建設株式会社 (2) みずほ信託銀行株式会社 | 取得年月日 | (1) 平成16年11月9日 (2) 平成17年4月12日 | |
| 土地 | 所在 | 東京都新宿区新宿二丁目19番1号 | 地積 | 全体敷地 (注1) | 3,522.46㎡ |
| | | | | 持分対応 | (1) 880.62㎡ (2) 1,761.23㎡ |
| 所有形態（注3） | | 所有権（共有：持分割合(1)25.0% (2)50.0%） | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下2階付14階建 | 延床面積 | 一棟全体 (注2) | 25,733.10㎡ |
| | | | | 持分対応 | (1) 6,433.28㎡ (2) 12,866.55㎡ |
| | 所有形態（注3） | 所有権（共有：持分割合(1)25.0% (2)50.0%） | 竣工年月 | 昭和60年4月 | |
| 不動産管理会社 | | 東京建物株式会社 | 用途 | 事務所 | |

(注1) 建物全体の敷地面積（他の共有者の持分を含みます。）

(注2) 建物一棟全体の延床面積（他の共有者の持分を含みます。）

(注3) 他の共有者：セントラル総合開発株式会社

- [特記事項] 1. 他の共有者との間で「ビッグス新宿ビル共同運営及び管理に関する協定書」を締結しています。同協定書において、共有者間
 でお互いに他の共有者の共有持分に関し優先買取権を付与する規定、共有物の不分割特約（但し、登記はなされていませ
 ん。）についての規定等があります。
2. 本土地については、地下高速電車事業施設所有を目的として、同施設の存続期間中、東京都が地上権を設定しています。
3. (2)の取引において本不動産の売主は、不動産売買契約上、瑕疵担保責任を負っていません。

アクロス新川ビル・アネックス（物件番号：事務所A-13）

| | | | | | |
|---------|----------|--------------------------------|-------|--------------|-----------|
| 立地条件 | | 東京メトロ東西線・日比谷線「茅場町」駅徒歩6分 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産 | 取得価格 | 710百万円 | |
| 取得先 | | 株式会社ゼクス | 取得年月日 | 平成16年11月26日 | |
| 土地 | 所在 | 東京都中央区新川一丁目16番14号 | 地積 | 全体敷地 (注1) | 858.48㎡ |
| | | | | 持分対応 | 304.33㎡ |
| 所有形態 | | 敷地の一部の所有権 | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下2階付10階建 | 延床面積 | 一棟全体 (注2) | 5,535.90㎡ |
| | | | | 専有面積 (注4) | 1,233.50㎡ |
| | 所有形態（注3） | 区分所有権 | 竣工年月 | 平成6年6月 | |
| 不動産管理会社 | | 東京建物株式会社 | 用途 | 事務所 | |

(注1) 建物全体の敷地面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

全体敷地は5筆からなり、その内3筆が本投資法人の所有部分です。他の2筆はそれぞれ本建物の他の区分所有者が所有しています。

(注2) 建物一棟全体の延床面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

(注3) 他の区分所有者：株式会社牧原本店他1名。本不動産は区分所有建物の専有部分及びその敷地の所有権です。

(注4) 本投資法人が保有する専有部分は、地下1階の一部、2階の一部、8階から10階です。

- [特記事項] 1. 本建物は区分所有建物であり、本投資法人は本建物における規約の適用を受けます。なお、同規約においては、区分所有者の
 所有する土地及び建物につき分離処分が定められています。
2. 吹付けアスベスト材等の使用箇所及び対応状況
 サンプル調査の結果、吹付けアスベスト材等は屋上のエレベーター機械室内にのみ使用されておりますが、当該箇所はビ
 ル管理者以外の第三者が立ち入ることはできず、また、吹付けアスベスト材等も安定状態にあるため、飛散の恐れはありませ
 ん。

新宿センタービル（物件番号：事務所A-14）

| | | | | | |
|----------|----------|---|----------|---------------|-------------|
| 立地条件 | | JR各線「新宿」駅徒歩6分、東京メトロ丸ノ内線他地下鉄・私鉄各線「新宿」駅徒歩6分 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産 | 取得価格 | 21,000百万円 | |
| 取得先 | | 朝日生命保険相互会社 | 取得年月日 | 平成20年3月27日 | |
| 土地 | 所在 | 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 | 地積 | 全体敷地 (注1) | 14,917.11㎡ |
| | | | | 持分対応 | 1,193.37㎡ |
| 所有形態(注3) | | 敷地の一部の所有権(共有：持分割合40.0%) | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート ・鉄骨造陸屋根地下5階付54階建 | 延床 面積 | 一棟全体 (注2) | 176,607.89㎡ |
| | | | | 専有部分 の持分面積 | 8,172.88㎡ |
| | 所有形態(注4) | 区分所有権(共有：持分割合40.0%) | 竣工年月 | 昭和54年10月 | |
| 不動産管理会社 | | 東京建物株式会社 | 用途 | 事務所 | |

(注1) 建物全体の敷地面積（他の区分所有者及び共有者の持分を含みます。）

(注2) 建物一棟全体の延床面積（他の区分所有者及び共有者の持分を含みます。）

(注3) 全体敷地は7筆からなり、その内6筆（合計2,983.42㎡）が本投資法人の共有部分であり、持分割合は40.0%となります。他の1筆については本建物の他の区分所有者である東京建物株式会社と明治安田生命保険相互会社が共有しています。

(注4) 他の共有者：新宿センタービル特定目的会社。本不動産は区分所有建物の専有部分の共有持分及びその敷地の共有持分です。

[特記事項] 1. 上記記載の土地、建物のほか、公共地下道（5号街路）157.02㎡の100分の4を共有しています。

2. 本不動産の売主は、不動産売買契約上、瑕疵担保責任を負っていません。

3. 本建物は区分所有建物であり、本投資法人は本建物における規約等の適用を受けます。同規約においては、共用部分等につき分割請求できないこと、区分所有者は、専有部分と共用部分の共有持分とを分離して処分することができないこと、区分所有者が区分所有権を譲渡しようとするときには、他の区分所有者の承諾を得ること及び区分所有者間でお互いに他の区分所有者に優先して譲受の申込みができること等が定められています。

4. 本投資法人は区分所有権を共有しており、他の共有者との間で共有者間協定書を締結しています。同協定書においては、本不動産につき分割請求できないこと、共有者がその持分を売却しようとするときには、共有者間でお互いに他の共有者に優先的買受権を付与すること等が定められています。

5. 本土地の一部に公開空地が設置されており、公開空地所有者である本投資法人は、かかる公開空地を一般に開放し、適正に維持・管理する義務を負っています。

6. 吹付けアスベスト材等の使用箇所及び対応状況

本建物には飛散性アスベスト含有製品及び非飛散性アスベスト含有製品を使用している箇所があり、一部については除去工事又は被覆対策がなされていない箇所があります。

専門機関である環境リサーチ株式会社にて、目視調査及び空気中の石綿浮遊粉じん測定を定期的を実施しており、平成21年8月の調査においては、飛散のおそれが小さいことが確認され、また、石綿浮遊粉じん測定の結果、ほとんどの測定点で「公共建築改修工事標準仕様 建築工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」に基づく定量下限である0.5ファイバー／リットル未満でした（34ポイント中1ポイントのみ0.56ファイバー／リットルでしたが、環境省が定める敷地境界基準10ファイバー／リットルを大幅に下回る濃度であり、濃度レベルとしては、一般環境大気中の石綿粉じん濃度とほぼ同等の値です）。今後も、目視調査等を実施し、引き続き状況を注視していきます。

7. 新耐震基準に基づき建築された建物ではありませんが、現在の耐震設計と概ね同様の手法を用いて耐震安全の検討を行い、当時の建設大臣に建築基準法第38条の規定に基づく認定を受けた建物です。

8. 上記7記載の通り、耐震基準を十分満たしたビルですが、長周期地震動をも視野に入れた事業継続性の観点から、建物の中間階層に軸力制御オイルダンパーとV字ブレース（補強用斜材）を設置することで耐震性能を高める耐震バリューアップ工事を平成21年7月に実施しました。この工事により、想定される南関東地震の長周期地震動においても、安全の目安となる変形角100分の1以下を確保することができました。

南麻布ビル（物件番号：事務所A-15）

| | | | | | |
|---------|---------|---|-------|------------|-----------|
| 立地条件 | | 東京メトロ南北線・都営地下鉄三田線「白金高輪」駅徒歩5分、 東京メトロ南北線・都営地下鉄大江戸線「麻布十番」駅徒歩10分 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産 | 取得価格 | 3,760百万円 | |
| 取得先 | | E a s t 3 特定目的会社 | 取得年月日 | 平成20年7月14日 | |
| 土地 | 所在 | 東京都港区南麻布二丁目12番3号 | 地積 | 全体敷地 | 778.09㎡ |
| | | | | 持分対応 | 778.09㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨造陸屋根9階建 | 延床面積 | 一棟全体 | 4,570.63㎡ |
| | | | | 持分対応 | 4,570.63㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 竣工年月 | 平成4年6月 | |
| | 不動産管理会社 | 東京建物株式会社 | 用途 | 事務所 | |

[特記事項] 1. 東側及び南側隣接地より換気扇、室外機及びガスメーターの一部が本土に越境しています。これについては隣地所有者と書面を締結しており、①越境の事実の確認、②将来の越境の解消及び③第三者に譲渡した場合の承継について確認しています。

品川キャナルビル（物件番号：事務所A-16）

| | | | | | |
|---------|-------------------|---|-------|---------------|-----------|
| 立地条件 | | JR山手線・東海道本線・京浜東北線・横須賀線・東海道新幹線・京浜急行線「品川」駅徒歩10分 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産 | 取得価格 | 1,870百万円 | |
| 取得先 | | 東京建物株式会社 | 取得年月日 | 平成20年12月19日 | |
| 土地 | 所在 | 東京都港区港南二丁目12番33号 | 地積 | 全体敷地 (注1) | 828.82㎡ |
| | | | | 持分対応 | 377.94㎡ |
| | 所有形態(注3) | 所有権(共有：持分割合45.6%) | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨造陸屋根地下1階付8階建 | 延床面積 | 一棟全体 (注2) | 5,216.21㎡ |
| | | | | 専有部分 の持分面積 | 1,677.42㎡ |
| | 所有形態 (注3) (注4) | 区分所有権 | 竣工年月 | 平成20年7月 | |
| | 不動産管理会社 | 東京建物株式会社 | 用途 | 事務所 | |

(注1) 建物全体の敷地面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

(注2) 建物一棟全体の延床面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

(注3) 他の区分所有者：JA全農ミートフーズ株式会社。本不動産は区分所有建物の専有部分及びその敷地の共有持分です。

(注4) 建物の所有形態は5階、6階及び7階の区分所有権となっています。

[特記事項] 1. 北側隣接地よりコンクリート塀、フェンス等の一部が本土に越境しています。これについては隣地所有者と書面を締結しており、①越境の事実の確認、②将来の越境の解消及び③第三者に譲渡した場合の承継について確認しています。

2. 本建物は区分所有建物であり、本投資法人は、本建物における規約等の適用を受けます。なお、同規約においては、敷地又は共用部分等につき分割請求できないこと、専有部分と敷地及び共用部分等の共有持分を分離して処分できないこと、区分所有権につき分割譲渡できないこと及び区分所有権の譲渡に対する他の区分所有者の優先買取権などが定められています。

J P R 渋谷タワーレコードビル（物件番号：商業施設 A-1）

| | | | | | |
|---------|---------|--------------------------------|----------|------------|-----------|
| 立地条件 | | J R 山手線・東急線・東京メトロ・京王線「渋谷」駅徒歩4分 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産信託受益権 | 取得価格 | 12,000百万円 | |
| 信託期間 | | 平成15年6月30日～平成30年6月30日 | 信託受託者 | みずほ信託銀行 | |
| 取得先 | | みずほ信託銀行株式会社 | 取得年月日 | 平成15年6月30日 | |
| 土地 | 所在 | 東京都渋谷区神南一丁目22番14号 | 地積 | 全体敷地 | 1,010.47㎡ |
| | | | | 持分対応 | 1,010.47㎡ |
| 所有形態 | | 所有権 | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根 地下3階付8階建 | 延床面積 | 一棟全体 | 8,449.56㎡ |
| | | | | 持分対応 | 8,449.56㎡ |
| | 所有形態 | | 所有権 | 竣工年月 | 平成4年2月 |
| | 不動産管理会社 | | 東京建物株式会社 | 用途 | 商業施設 |

- [特記事項] 1. 本不動産信託受益権の売主は、不動産売買契約上、瑕疵担保責任を負っていません。
2. 本信託不動産の地下の外壁廻り、階段附室等に漏水箇所が見受けられます。

J P R 代官山（物件番号：商業施設 A-2）

| | | | | | |
|---------|---------|--------------------------|----------|------------------|---------|
| 立地条件 | | 東急東横線「代官山」駅徒歩1分 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産 | 取得価格 | 2,160百万円 | |
| 取得先 | | 株式会社尚光商会 | 取得年月日 | 平成16年10月5日 | |
| 土地 | 所在 | 東京都渋谷区代官山町20番5号 | 地積 | 全体敷地 | 277.12㎡ |
| | | | | 持分対応 | 277.12㎡ |
| 所有形態 | | 所有権 | 用途地域 | 第二種中高層 住居専用地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄筋コンクリート造陸屋根 地下2階付2階建 | 延床面積 | 一棟全体 | 668.09㎡ |
| | | | | 持分対応 | 668.09㎡ |
| | 所有形態 | | 所有権 | 竣工年月 | 平成14年7月 |
| | 不動産管理会社 | | 東京建物株式会社 | 用途 | 商業施設 |

- [特記事項] 1. 本土地のうち東側道路部分（竣工図上36.07㎡）は、建築基準法第42条第2項に基づく道路に指定されており、また、当該道路には、これを使用している土地又は建物の所有者のガス・水道・電気等の共用管が埋設されています。
2. 南側隣接地よりブロック塀が本土地に越境しています。これについては、隣地所有者と確認書を締結しており、①越境の事実の確認、②ブロック塀の建替え工事を行う場合の越境状態の解消及び③第三者に土地譲渡した場合の本確認書の承継について確認しています。

J P R 神宮前432（物件番号：商業施設 A-3）

| | | | | | |
|---------|---------|--|------------------|------------|-----------|
| 立地条件 | | 東京メトロ千代田線「明治神宮前」駅徒歩3分、J R 山手線「原宿」駅徒歩6分 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産信託受益権 | 取得価格 | 4,460百万円 | |
| 信託期間 | | 平成17年3月4日～平成27年3月31日 | 信託受託者 | 三菱UFJ信託銀行 | |
| 取得先 | | 有限会社オー・エム・シー・ビー開発 | 取得年月日 | 平成18年3月24日 | |
| 土地 | 所在 | 東京都渋谷区神宮前四丁目32番13号 | 地積 | 全体敷地 | 218.21㎡ |
| | | | | 持分対応 | 218.21㎡ |
| 所有形態 | | 所有権 | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付7階建 | 延床面積 | 一棟全体 | 1,066.81㎡ |
| | | | | 持分対応 | 1,066.81㎡ |
| | 所有形態 | | 所有権 | 竣工年月 | 平成18年2月 |
| | 不動産管理会社 | | 株式会社サンケイビルマネジメント | 用途 | 商業施設 |

- [特記事項] 1. 本信託不動産の北西側道路（明治通り）は、都市計画道路（計画幅員：27m）であり、平成16年3月31日に事業決定されています。将来、当該事業の実施により本土地20㎡が収容される予定です。なお、本建物は当該収用後に、既存不適格建築物となります。

新宿三丁目イーストビル（物件番号：商業施設A-4）

| | | | | | |
|---------|----------|---|----------|--------------------------------|------------------------------|
| 立地条件 | | 都営地下鉄新宿線「新宿三丁目」駅徒歩1分、東京メトロ丸ノ内線「新宿三丁目」駅徒歩2分 | | | |
| 特定資産の種類 | | (1)不動産 (2)不動産 | 取得価格 | (1) 540百万円 (2) 2,200百万円 | |
| 取得先 | | (1)大成建設株式会社 (2)株式会社ディーアンドエムホールディングス | 取得年月日 | (1)平成19年3月14日 (2)平成20年4月24日 | |
| 土地 | 所在 | 東京都新宿区新宿三丁目1番26号 | 地積 | 全体敷地 (注1) | 2,578.69㎡ |
| | | | | 持分対応 | (1)70.33㎡ (2)11.56㎡ |
| | 所有形態 | (1)敷地の一部の所有権 (2)敷地の一部の所有権・賃借権 | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート・ 鉄筋コンクリート造陸屋根 地下3階付14階建 | 延床 面積 | 一棟全体 (注2) | 24,617.65㎡ |
| | | | | 専有部分 の持分面積 | (1) 474.50㎡ (2) 1,853.64㎡ |
| | 所有形態(注3) | (1)区分所有権(共有:持分割合4.3%) (2)区分所有権(共有:持分割合16.7%) | 竣工年月 | 平成19年1月 | |
| | 不動産管理会社 | 東京建物株式会社 | 用途 | 商業施設 | |

(注1) 建物全体の敷地面積(他の区分所有者及び共有者の持分を含みます。)

本建物の敷地は登記簿上10筆ですが、実際には11筆からなり、その内2筆が本投資法人の所有部分です。他の9筆はそれぞれ本建物の他の区分所有者が所有しており、本投資法人は、その内1筆を賃借しています。全体敷地には11筆の面積の合計を記載しています。

(注2) 建物一棟全体の延床面積(他の区分所有者及び共有者の持分を含みます。)

(注3) 他の共有者:株式会社伊勢丹、東映株式会社、東京商工会議所。本不動産は区分所有建物の専有部分の共有持分及びその敷地の所有権並びに賃借権です。

(注4) 本投資法人が本不動産につき平成19年3月14日に取得した部分については、テナントの敷金返還請求権を担保する目的で抵当権が設定されていますが、平成20年4月24日に取得した部分については、抵当権は設定されていません。

[特記事項] 1. 本書の日付現在、本土地の隣地との境界の一部については、隣地所有者との境界確認書が未締結です。

2. 本建物は区分所有建物であり、かつ、本投資法人は区分所有権を共有することから、本投資法人は「新宿三丁目イーストビル管理規約」及び「新宿三丁目イーストビル店舗床の共有に関する協定書」等の適用を受けます。なお、同規約においては、共用部分等につき分割請求できないこと等が、同協定書においては区分所有権又は共有持分を譲渡しようとする場合には、共有者又は区分所有者間でお互いに他の共有者又は他の区分所有者に優先的買受権を付与すること等が、それぞれ定められています。

3. 本土地の一部に関して、東京都を権利者とする区分地上権が2ヶ所設定されており、その主な内容は次の通りです。

① 面積: a. 20.25㎡、b. 18.02㎡

② 区分地上権設定の目的: a. 地下高速電車事業施設所有、b. 鉄道敷設

③ 区分地上権設定の範囲: a. b. 東京湾平均海面の上26.71m以下

④ 存続期間: a. 設定の日から地下高速電車事業施設存続期間中、b. 設定の日から鉄道施設存続期間中

⑤ 地代: a. b. 無料

有楽町駅前ビルディング（有楽町イトシア）（物件番号：商業施設A-5）

| | | | | | |
|---------|--------------|--------------------------------|----------|---------------|------------|
| 立地条件 | | JR山手線・京浜東北線・東京メトロ有楽町線「有楽町」駅至近 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産 | 取得価格 | 3,400百万円 | |
| 取得先 | | 大成建設株式会社 | 取得年月日 | 平成20年8月27日 | |
| 土地 | 所在 | 東京都千代田区有楽町二丁目7番1号 | 地積 | 全体敷地 (注1) | 6,808.12㎡ |
| | | | | 持分対応 | 130.79㎡ |
| 所有形態 | | 所有権（共有：持分割合1.9%） | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根地下4階付20階建 | 延床 面積 | 一棟全体 (注2) | 71,957.65㎡ |
| | | | | 専有部分 の持分面積 | 1,087.63㎡ |
| | 所有形態 (注3) | 区分所有権（共有：持分割合4.3%） | 竣工年月 | 平成19年10月 | |
| 不動産管理会社 | | 東京建物株式会社 | 用途 | 商業施設 | |

(注1) 建物全体の敷地面積（他の区分所有者及び共有者の持分を含みます。）

(注2) 建物一棟全体の延床面積（他の区分所有者及び共有者の持分を含みます。）

(注3) 他の共有者：株式会社丸井他4名。本不動産は区分所有建物の専有部分の共有持分及びその敷地の共有持分です。

- [特記事項] 1. 本建物は区分所有建物であり、本投資法人は本建物における規約等の適用を受けます。同規約においては、共用部分等につき分割請求できないこと、区分所有者は専有部分と共用部分の共有持分とを分離して処分することができないこと等が定められています。
2. 本投資法人は区分所有権を共有しており、他の共有者との間で「協定書」を締結しています。同協定書においては、本不動産につき平成19年8月6日以降5年間原則として分割請求しないこと、同期間後は協議により更新できること等が定められています。

アルカイスト（物件番号：事務所B-1）

| | | | | | |
|----------|----------|---------------------------------|----------|--------------|------------|
| 立地条件 | | JR総武線「錦糸町」駅至近、東京メトロ半蔵門線「錦糸町」駅直結 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産信託受益権 | 取得価格 | 5,880百万円 | |
| 信託期間 | | 平成13年11月16日～平成23年11月30日 | 信託受託者 | みずほ信託銀行 | |
| 取得先 | | 東京建物株式会社 | 取得年月日 | 平成13年11月16日 | |
| 土地 | 所在 | 東京都墨田区錦糸三丁目2番1号 | 地積 | 全体敷地 (注1) | 3,755.01㎡ |
| | | | | 持分対応 | 1,542.58㎡ |
| 所有形態（注3） | | 所有権（共有：持分割合41.1%） | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下3階付19階建 | 延床 面積 | 一棟全体 (注2) | 34,281.86㎡ |
| | | | | 専有面積 | 6,911.25㎡ |
| | 所有形態（注3） | 区分所有権 | 竣工年月 | 平成9年3月 | |
| 不動産管理会社 | | 東京建物株式会社 | 用途 | 事務所 | |

(注1) 建物全体の敷地面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

(注2) 建物一棟全体の延床面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

(注3) 他の区分所有者：東日本旅客鉄道株式会社他24名。本信託不動産は区分所有建物の専有部分及びその敷地の共有持分です。

- [特記事項] 1. 本建物は、区分所有建物であり、信託受託者は、本建物における規約等の適用を受けます。なお、同規約においては、アルカイストの区分所有者との間だけではなく、アルカイストと一体で開発された隣接建物（第2街区及び第3街区）の他の区分所有者及び建物所有者との間で、互いに所有建物を譲渡する場合には優先的買取権を付与する規定があります。また、同規約においては、敷地又は共用部分等の分割請求ができないこと、専有部分と敷地及び共用部分等の共有持分とを分離して処分できないことなどが定められています。

J P R 千葉ビル（物件番号：事務所B-2）

| | | | | | |
|---------|---------|----------------------------------|----------|-------------|-----------|
| 立地条件 | | J R 総武線「千葉」駅徒歩5分、京成電鉄「千葉中央」駅徒歩7分 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産信託受益権 | 取得価格 | 2,350百万円 | |
| 信託期間 | | 平成13年12月13日～平成23年12月31日 | 信託受託者 | みずほ信託銀行 | |
| 取得先 | | 有限会社フォレスト・グリーン | 取得年月日 | 平成13年12月13日 | |
| 土地 | 所在 | 千葉県千葉市中央区新町1番7ほか（地番） | 地積 | 全体敷地 | 1,382.35㎡ |
| | | | | 持分対応 | 1,382.35㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付13階建 | 延床 面積 | 一棟全体 | 9,072.57㎡ |
| | | | | 持分対応 | 9,072.57㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 竣工年月 | 平成3年1月 | |
| | 不動産管理会社 | 東京建物株式会社 | 用途 | 事務所 | |

- 【特記事項】 1. 南西側隣地所有者が所有する建物の換気フードが本土地に越境しています。これについては、隣地所有者と確認書を締結しており、①越境の事実の確認、②後日当該建物の建替・改築等をする際の越境物の撤去及び③第三者に譲渡した場合についての承継について確認しています。
2. 本不動産信託受益権の売主は、信託受益権譲渡契約上、瑕疵担保責任を負っていません。

J P R 横浜日本大通ビル（物件番号：事務所B-3）

| | | | | | |
|---------|---------|---|----------|-------------|-----------|
| 立地条件 | | J R 根岸線・横浜市営地下鉄「関内」駅徒歩11分、横浜高速鉄道みなとみらい線「日本大通り」駅徒歩2分 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産信託受益権 | 取得価格 | 2,927百万円 | |
| 信託期間 | | 平成13年3月16日～平成23年3月31日 | 信託受託者 | みずほ信託銀行 | |
| 取得先 | | 有限会社クアトロ・キャピタル | 取得年月日 | 平成13年11月16日 | |
| 土地 | 所在 | 神奈川県横浜市中区日本大通17番地 | 地積 | 全体敷地 | 1,100.59㎡ |
| | | | | 持分対応 | 1,100.59㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付11階建 | 延床 面積 | 一棟全体 | 9,146.52㎡ |
| | | | | 持分対応 | 9,146.52㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 竣工年月 | 平成元年10月 | |
| | 不動産管理会社 | 東京建物株式会社 | 用途 | 事務所 | |

新横浜第二センタービル（物件番号：事務所B-5）

| | | | | | |
|---------|----------|--|----------|--------------|-----------|
| 立地条件 | | J R 横浜線・東海道新幹線「新横浜」駅徒歩5分、横浜市営地下鉄「新横浜」駅徒歩3分 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産 | 取得価格 | 920百万円 | |
| 取得先 | | 光正商事株式会社 | 取得年月日 | 平成14年9月25日 | |
| 土地 | 所在 | 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目19番5号 | 地積 | 全体敷地 (注1) | 841.71㎡ |
| | | | | 持分対応 | 420.86㎡ |
| | 所有形態(注3) | 所有権(共有：持分割合50.0%) | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下2階付12階建 | 延床 面積 | 一棟全体 (注2) | 7,781.93㎡ |
| | | | | 持分対応 | 3,890.97㎡ |
| | 所有形態(注3) | 所有権(共有：持分割合50.0%) | 竣工年月 | 平成3年8月 | |
| | 不動産管理会社 | 明治安田ビルマネジメント株式会社 | 用途 | 事務所 | |

(注1) 建物全体の敷地面積（他の共有者の持分を含みます。）

(注2) 建物一棟全体の延床面積（他の共有者の持分を含みます。）

(注3) 他の共有者：みずほ信託銀行株式会社

- 【特記事項】 1. 他の共有者であるみずほ信託銀行株式会社との間で「新横浜第二センタービル共同運営に関する基本協定書」を締結しています。同協定書において、共有者間でお互いに優先買取権を付与する規定、共有物の不分割特約（但し、登記はなされていません。）についての規定等があります。
2. 本不動産の売主は、不動産売買契約上、瑕疵担保責任を負っていません。
3. 本不動産は、「新横浜北部地区街づくり協議区域（都心業務商業ゾーン）」に存しており、当該区域においては建築物等の建築について行政機関との事前協議が必要となります。
4. 本土地の一部に公開空地が設置されており、公開空地所有者である本投資法人は、かかる公開空地を一般に開放し、適正に維持・管理する義務を負っています。

川口センタービル（物件番号：事務所B-6）

| | | | | |
|---------|----------|--------------------------------|-------|----------------------------|
| 立地条件 | | J R京浜東北線「川口」駅徒歩3分 | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産信託受益権 | 取得価格 | 8,100百万円 |
| 信託期間 | | 平成12年7月14日～平成26年2月28日 | 信託受託者 | みずほ信託銀行 |
| 取得先 | | 九段川特定目的会社 | 取得年月日 | 平成16年2月13日 |
| 土地 | 所在 | 埼玉県川口市本町四丁目1番8号 | 地積 | 全体敷地 (注1) 4,524.61㎡ |
| | 所有形態(注1) | 所有権・所有権(共有：持分割合86.5%) | 持分対応 | 3,924.68㎡ |
| | | | 用途地域 | 商業地域 |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下2階付15階建 | 延床面積 | 一棟全体 (注2) 28,420.85㎡ |
| | 所有形態(注3) | 区分所有権 | 専有面積 | 15,401.91㎡ |
| | 不動産管理会社 | 野村ビルマネジメント株式会社 | 竣工年月 | 平成6年2月 |
| | | | 用途 | 事務所 |

(注1) 建物全体の敷地面積（他の区分所有者の持分を含みます。）。なお、全体敷地は3筆からなり、その内2筆は区分所有者との共有（持分割合：86.5%、持分対応面積3,845.35㎡）であり、1筆（25番11：79.33㎡）は単独所有です。

(注2) 建物一棟全体の延床面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

(注3) 他の区分所有者：独立行政法人科学技術振興機構。本信託不動産は区分所有建物の専有部分の共有持分及びその敷地の共有持分です。

[特記事項] 1. 一部隣地所有者が所有する建物の一部・工作物等が本土地に越境しています。これについては各隣地所有者等と確認書を締結しています。

2. 本土地の一部に公開空地が設置されており、公開空地所有者である信託受託者は、かかる公開空地（アトリウムを含みます。）を一般に開放し、適正に維持・管理する義務を負っています。
3. 本建物は区分所有建物であり、信託受託者は、本建物における規約等の適用を受けます。なお、同規約においては、敷地の分割請求ができないこと、専有部分・共用部分持分・敷地の共有持分を分離して処分できないこと等が定められています。但し、専有部分と敷地の分離処分については、敷地権の登記がなされていないため、善意で分離処分を受けた第三者には分離処分の無効を主張できません。
4. 本不動産信託受益権の売主は、信託受益権売買契約上、瑕疵担保責任を負っていません。
5. 吹付けアスベスト材等の使用箇所及び対応状況

サンプリング調査の結果、専有部天井内の梁、空調機械室内に吹付けアスベスト材等が使用されていることが判明したため、専門機関である環境リサーチ株式会社にて、目視調査及び空気中の石綿浮遊粉じん測定を実施しました。使用されている吹付け材は湿式で、表面の繊維の毛羽立ちや経年劣化などは見られず、安定状態といえることが確認され、また、石綿浮遊粉じん測定の結果、全ての測定ポイントでアスベストの飛散は確認されませんでした（「公共建築改修工事標準仕様 建築工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」に基づく定量下限である0.5ファイバー/リットル未満）。今後、適宜、目視調査等を実施し、引き続き状況を注視していきます。

J P R上野イーストビル（物件番号：事務所B-7）

| | | | | |
|---------|---------|-------------------------------|-------|-------------------|
| 立地条件 | | 東京メトロ銀座線「稲荷町」駅徒歩4分 | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産 | 取得価格 | 3,250百万円 |
| 取得先 | | 電友ビルディング株式会社他 | 取得年月日 | 平成16年3月1日 |
| 土地 | 所在 | 東京都台東区松が谷一丁目3番5号 | 地積 | 全体敷地 1,242.97㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 持分対応 | 1,242.97㎡ |
| | | | 用途地域 | 商業地域 |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付8階建 | 延床面積 | 一棟全体 8,490.44㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 持分対応 | 8,490.44㎡ |
| | 不動産管理会社 | 安田不動産株式会社 | 竣工年月 | 平成4年10月 |
| | | | 用途 | 事務所 |

[特記事項] 1. 東側隣地所有者等が所有する工作物の一部が本土地に越境しています。これについては各隣地所有者等と確認書を締結しており、①越境の事実の確認、②将来当該越境物を改築等する際の修正及び③第三者に譲渡した場合の承継について確認しています。

立川ビジネスセンタービル（物件番号：事務所B-8）

| 立地条件 | | JR線「立川」駅徒歩5分 | | | |
|---------|-------------------|--------------------------------|-------|----------------------------------|--------------------------------|
| 特定資産の種類 | | (1) 不動産信託受益権 (2) 不動産 | 取得価格 | (1) 888百万円 (2) 2,300百万円 | |
| 信託期間 | | (1) 平成16年8月30日～平成26年8月31日 | 信託受託者 | (1) 中央三井信託銀行 | |
| 取得先 | | (1) 野村不動産株式会社 (2) 東京建物株式会社 | 取得年月日 | (1) 平成17年9月30日 (2) 平成19年2月28日 | |
| 土地 | 所在 | 東京都立川市曙町二丁目38番5号 | 地積 | 全体敷地 (注1) | 2,047.22㎡ |
| | | | | 持分対応 | (1) 346.53㎡ (2) 608.90㎡ |
| 所有形態 | | 所有権（共有：持分割合(1)16.9% (2)29.7%） | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付12階建 | 延床面積 | 一棟全体 (注2) | 14,706.36㎡ |
| | | | | 専有面積 | (1) 1,746.58㎡ (2) 3,065.63㎡ |
| | 所有形態 (注3) (注4) | 区分所有権 | 竣工年月 | 平成6年12月 | |
| 不動産管理会社 | | 東京建物株式会社 | 用途 | 事務所 | |

(注1) 建物全体の敷地面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

(注2) 建物一棟全体の延床面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

(注3) 他の区分所有者：多摩信用金庫他2名。本信託不動産及び本不動産は区分所有建物の専有部分及びその敷地の共有持分です。

(注4) (1)の建物は4階及び5階部分、(2)の建物は8～10階及び11階の一部となっています。

[特記事項] 1. 本建物は、区分所有建物であり、信託受託者及び本投資法人は本建物における規約等の適用を受けます。また、同規約においては、敷地及び共用部分につき分割請求できないこと、専有部分と敷地及び共用部分の共有持分とを分離して処分できないこと等が定められています。

ライズアリーナビル（物件番号：事務所B-9）

| 立地条件 | | 東京メトロ有楽町線「東池袋」駅直結、JR線「池袋」駅徒歩10分 | | | |
|---------|---------------|---|-------|---------------|------------|
| 特定資産の種類 | | 不動産 | 取得価格 | 5,831百万円 | |
| 取得先 | | 大成建設株式会社 | 取得年月日 | 平成19年3月22日 | |
| 土地 | 所在 | 東京都豊島区東池袋四丁目5番2号 | 地積 | 全体敷地 (注1) | 9,377.28㎡ |
| | | | | 持分対応 | 1,492.41㎡ |
| 所有形態 | | 所有権（共有：持分割合15.9%） | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 (注3) | 鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート・ 鉄骨造陸屋根 地下3階付42階建 | 延床面積 | 一棟全体 (注2) | 91,280.94㎡ |
| | | | | 専有部分 の持分面積 | 5,972.42㎡ |
| | 所有形態 (注4) | 区分所有権・ 区分所有権（共有：持分割合95.5%） | 竣工年月 | 平成19年1月 | |
| 不動産管理会社 | | 有楽土地株式会社 | 用途 | 事務所 | |

(注1) 住宅棟を含む再開発全体の敷地面積（他の区分所有者及び共有者の持分を含みます。）

(注2) 住宅棟を含む延床面積（他の区分所有者及び共有者の持分を含みます。）

(注3) 住宅棟を含め一棟として登記しており、業務棟部分は地下2階付15階建です。

(注4) 他の共有者：みずほ信託銀行株式会社他3名。本不動産は区分所有建物の専有部分及び専有部分の共有持分並びにその敷地の共有持分です。

ゆめおおおかオフィスタワー（物件番号：事務所B-10）

| | | | | | |
|---------|----------|---|-------|---------------|-------------|
| 立地条件 | | 京浜急行「上大岡」駅、横浜市営地下鉄「上大岡」駅直結 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産 | 取得価格 | 6,510百万円 | |
| 取得先 | | 横浜市 | 取得年月日 | 平成19年7月10日 | |
| 土地 | 所在 | 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号 | 地積 | 全体敷地 (注1) | 12,011.00㎡ |
| | | | | 持分対応 | 2,368.94㎡ |
| | 所有形態 | 所有権（共有：持分割合19.7%） | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根 地下3階付27階建 | 延床面積 | 一棟全体 (注2) | 185,974.87㎡ |
| | | | | 専有部分の 持分面積 | 14,196.02㎡ |
| | 所有形態（注3） | 区分所有権 | 竣工年月 | 平成9年3月 | |
| | 不動産管理会社 | 東京建物株式会社 | 用途 | 事務所 | |

（注1）建物全体の敷地面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

（注2）建物一棟全体の延床面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

（注3）他の区分所有者：横浜市、京浜急行電鉄株式会社他9者。本不動産は区分所有建物の専有部分及びその敷地の共有持分です。

〔特記事項〕1. 本不動産の売主は、不動産売買契約上、瑕疵担保責任を負っていません。

オリナスタワー（物件番号：事務所B-11）

| | | | | | |
|---------|-------------------|---|-------|---------------|-------------|
| 立地条件 | | JR総武線、東京メトロ半蔵門線「錦糸町」駅徒歩約5分 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産 | 取得価格 | 31,300百万円 | |
| 取得先 | | 土地：東京建物株式会社 建物：錦糸町プロジェクト特定目的会社 | 取得年月日 | 平成21年6月29日 | |
| 土地 | 所在 | 東京都墨田区太平四丁目1番3号 | 地積 | 全体敷地 (注1) | 27,335.29㎡ |
| | | | | 持分対応 | 6,518.66㎡ |
| | 所有形態 | 敷地の一部の所有権 | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 (注3) | 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根 地下2階付45階建 | 延床面積 | 一棟全体 (注2) | 257,842.41㎡ |
| | | | | 専有部分の 持分面積 | 23,692.60㎡ |
| | 所有形態 (注4) (注5) | 区分所有権 | 竣工年月 | 平成18年2月 | |
| | 不動産管理会社 | 東京建物株式会社 | 用途 | 事務所 | |

（注1）商業棟、住宅棟を含む全体の敷地面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

全体敷地は7筆からなり、その内1筆が本投資法人の所有部分です。他の6筆については、他の区分所有者が所有しています。

（注2）商業棟、住宅棟を含む全体の延床面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

（注3）建物の構造と階数は商業棟、住宅棟を含めた登記上の表示であり、業務棟は地下2階付地上31階建となります。

（注4）建物の所有形態は、業務棟の1階、5階～18階の区分所有権となっています。

他の区分所有者：住友信託銀行株式会社（業務棟のみ）

（注5）上記階数は登記上の表示であり、館内表示上は1階、4階～17階となります。

〔特記事項〕1. 本不動産は、東京都都市計画特定街区「太平四丁目特定街区」及び墨田区の「錦糸町公園周辺地区地区計画」に基づき整備された施設建築物・敷地であり、業務棟・商業棟・住宅棟から構成されています。本投資法人は、業務棟の区分所有者として「オリナス業務商業管理規約」等の適用を受けるほか、全体敷地のうち、住宅棟による個別の管理対象部分を除いた部分の管理運営等を定めた「オリナス管理規約」等の適用を受けます。なお、「オリナス管理規約」において専有部分と敷地及び共用部分等の共有持分とを分離して処分できないことなどが定められています。

田無アスタ（物件番号：商業施設B-1）

| 立地条件 | | 西武新宿線「田無」駅近接 | | | |
|---------|----------|-----------------------------|----------|---------------|------------|
| 特定資産の種類 | | 不動産信託受益権 | 取得価格 | 10,200百万円 | |
| 信託期間 | | 平成13年3月16日～平成23年3月31日 | 信託受託者 | みずほ信託銀行 | |
| 取得先 | | 有限会社クアトロ・キャピタル | 取得年月日 | 平成13年11月16日 | |
| 土地 | 所在 | 東京都西東京市田無町二丁目1番1号 | 地積 | 全体敷地 (注1) | 12,326.30㎡ |
| | | | | 持分対応 | 5,183.52㎡ |
| | 所有形態 | 所有権（共有：持分割合42.1%） | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下2階付17階建 | 延床 面積 | 一棟全体 (注2) | 80,675.27㎡ |
| | | | | 専有部分 の持分面積 | 20,727.97㎡ |
| | 所有形態（注3） | 区分所有権（共有：持分割合52.9%） | 竣工年月 | 平成7年2月 | |
| | 不動産管理会社 | 明治安田ビルマネジメント株式会社 | 用途 | 商業施設 | |

（注1）建物全体の敷地面積（他の区分所有者及び本件で共有の対象となっている区分所有建物の専有部分（以下「本件専有部分」といいます。）の他の共有者の持分を含みます。）

（注2）建物一棟全体の延床面積（他の区分所有者及び本件専有部分の他の共有者の持分を含みます。）

（注3）本信託不動産は本件専有部分の共有持分及びその敷地の共有持分です。本信託不動産に含まれる本件専有部分の共有持分割合は、1億分の52,878,016となっており、本件専有部分全体が敷地に対して有する持分割合（敷地権割合）は1億分の79,527,446であるので、本信託建物が敷地全体に対して有する持分割合（敷地権割合）は、1億分の42,052,535となります。本件専有部分には他の共有者として株式会社アスタ西東京ほか47名がおります。本件専有部分以外の区分所有の対象となる専有部分は住宅棟、銀行店舗を含む店舗、駐車場となっており、東京都住宅供給公社ほか105名の区分所有者がおります。駐車場部分は西東京市ほか4名の共有になっています。

- [特記事項] 1. 本信託不動産は、田無都市計画田無駅北口地区第一種市街地再開発事業により整備された施設建築物・敷地であり、当該事業のなかで施設建築物及び敷地の範囲は確定されています。したがって、本土に於いて境界確認書は取得されておらず、また、本信託不動産に係る信託契約又は本不動産信託受益権の取得に当たり改めて測量は行っていません。
2. 本建物は区分所有建物であり、信託受託者は、本建物における規約等の適用を受けます。また、本件専有部分の使用、管理、運営等について、共有者間での意思決定を行うための機関としてASTA（アスタ）共有者協議会が設置され、同協議会会則が制定されています。信託受託者もかかる協議会に加入し、同協議会会則の適用を受けます。なお、同協議会会則には、本件専有部分の共有持分の譲渡に関して、他の共有者に優先買取権を付与する規定があり、また、共有者間で共有物の不分割特約が合意されています（但し、当該不分割特約の登記はなされていません。）。更に、同協議会会則には、共有者は共有持分形態を区分所有に変更してはならないこと、共有者が店舗床を譲渡するときは管理会社の事前の書面による同意が必要であることも規定されています。
3. 本件専有部分の東側は株式会社西友が使用していますが、この専用使用部分は平成7年1月18日付の田無市（現西東京市）と株式会社西友との建物賃貸借契約に基づく部分（以下、この部分を「本件専用使用部分」といいます。）と、それ以外の部分（以下、「他共有者専用使用部分」といいます。）から構成されています。本件専用使用部分に対応している上記建物賃貸借契約は、当初委託者たる安田生命保険相互会社が本件専用使用部分の共有持分を購入すると同時に平成7年2月10日付で田無市から当初委託者に承継されました。当初委託者は平成7年2月10日に、本件専用部分の他の共有者である個人地権者全員から当該個人地権者が有する共有持分を一括して借受けている株式会社アスタ西東京との間で、本件専用使用部分と他共有者専用使用部分について、それぞれ相手方の専用使用権を認める契約を締結しています。本信託不動産に係る信託受託者は、上記建物賃貸借契約上の賃貸人としての地位及び専用使用契約上の地位を承継しています。平成14年5月13日現在では、信託受託者は本件専用使用部分を上記建物賃貸借契約に基づき株式会社西友に賃貸しており、株式会社アスタ西東京は他共有者専用使用部分の一部を株式会社西友に賃貸しています。なお、株式会社アスタ西東京は他共有者専用使用部分を株式会社西友以外の専門店へも賃貸しており、本件専有部分は株式会社西友及び専門店から構成される商業ゾーンとなっております。上記の共有物に関する専用使用権の設定は共有者間における共有物の管理方法又は処分方法の合意と考えられますが、それぞれの専用使用権の範囲は区分所有建物専有部分のように物理的に区分されているわけではありません。従って、信託受託者と株式会社西友との現状の建物賃貸借契約上の専用使用状況が変更される場合等には、株式会社アスタ西東京と協議する必要があります。なお、株式会社アスタ西東京は田無市から約半数（400分の196）の出資を得て設立された田無都市開発株式会社から商号変更した法人であり、本件専有部分の共有者であり、本建物全体の管理会社でもあります。
4. 当初委託者は上記建物賃貸借契約上の貸室の一部を日本中央競馬会に転貸することを承認しており、信託受託者もその関係を前提として上記賃貸借契約上の賃貸人の地位を承継しています。

キュボ・ラボ館棟（物件番号：商業施設B-3）

| 立地条件 | | J R京浜東北線「川口」駅徒歩1分 | | | |
|----------|----------|---|----------|--------------|------------|
| 特定資産の種類 | | 不動産 | 取得価格 | 2,100百万円 | |
| 取得先 | | 大成建設株式会社 | 取得年月日 | 平成18年3月31日 | |
| 土地 | 所在 | 埼玉県川口市川口一丁目1番1号 | 地積 | 全体敷地 (注1) | 15,008.28㎡ |
| | | | | 持分対応 | 1,100.74㎡ |
| 所有形態(注3) | | 所有権(共有:持分割合7.3%) | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨・鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根・亜鉛メッキ鋼板ぶき地下2階付10階建 | 延床 面積 | 一棟全体 (注2) | 48,321.96㎡ |
| | | | | 専有面積 | 5,870.33㎡ |
| | 所有形態(注3) | 区分所有権 | 竣工年月 | 平成18年1月 | |
| 不動産管理会社 | | 東京建物株式会社 | 用途 | 商業施設 | |

(注1) 住宅棟を含む再開発地域全体の敷地面積(他の区分所有者の持分を含みます。)

(注2) 建物一棟(キュボ・ラボ館棟のみ)全体の延床面積(他の区分所有者の持分を含みます。)

(注3) 他の区分所有者:川口市他18名(キュボ・ラボ館棟のみ)。本不動産は区分所有建物の専有部分及びその敷地の共有持分です。

- [特記事項] 1. 本不動産は、川口1丁目1番第一種市街地再開発事業により公共施設と一体的に整備されており、当該事業の中で本不動産の敷地と公共施設敷地との区分について確定されています。したがって、公共施設との間の境界確認書はあらかじめ取得されていません。
2. 本不動産は、再開発事業により整備された施設建築物・敷地であり、本館棟・分譲住宅棟・賃貸住宅棟から構成されています。本投資法人は、キュボ・ラボ館棟の区分所有者として「キュボ・ラボ館棟管理規約」等の適用を受けるほか、再開発敷地のうち各棟による個別の管理対象部分を除いた部分の管理運営等を定めた「キュボ・ラボ館地管理規約」等の適用を受けます。なお、「キュボ・ラボ館棟管理規約」において、専有部分の譲渡・貸与に際し、あらかじめ書面にて管理者に届け出ることが義務付けられています。また、共用部分の分割請求ができないこと、専有部分と共用部分の共有持分とを分離して処分できないことが定められています。

J P R武蔵小杉ビル（物件番号：商業施設B-4）

| 立地条件 | | J R南武線、東急東横線「武蔵小杉」駅徒歩2分 | | | |
|---------|-------|--|----------|------------|------------|
| 特定資産の種類 | | 不動産 | 取得価格 | 7,260百万円 | |
| 取得先 | | 株式会社東京機械製作所 | 取得年月日 | 平成18年9月28日 | |
| 土地 | 所在 | 神奈川県川崎市中原区小杉町三丁目 420番1ほか(地番) | 地積 | 全体敷地 | 4,761.62㎡ |
| | | | | 持分対応 | 4,761.62㎡ |
| 所有形態 | | 所有権 | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート・ 鉄骨造陸屋根地下1階付6階建 | 延床 面積 | 一棟全体 | 18,394.32㎡ |
| | | | | 持分対応 | 18,394.32㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 竣工年月 | 昭和58年3月 | |
| 不動産管理会社 | | 東京建物株式会社 | 用途 | 商業施設 | |

武蔵浦和ショッピングスクエア（物件番号：商業施設B-5）

| | | | | |
|---------|------------------|--|-------|--|
| 立地条件 | | JR埼京線・武蔵野線「武蔵浦和」駅徒歩3分 | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産信託受益権 | 取得価格 | 4,335百万円 |
| 信託期間 | | 平成17年11月1日～平成29年3月31日 | 信託受託者 | みずほ信託銀行 |
| 取得先 | | 有限会社武蔵浦和リテール・プロパティ | 取得年月日 | 平成19年3月19日 |
| 土地 | 所在 | 埼玉県さいたま市南区別所七丁目3番1号 | 地積 | 全体敷地 8,317.99㎡ 持分対応 4,159.00㎡ |
| | 所有形態 (注1) | 所有権 (不動産信託受益権(準共有:持分割合 50.0%)) | 用途地域 | 商業地域 |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨造陸屋根地下1階付4階建 | 延床面積 | 一棟全体 28,930.36㎡ 持分対応 14,465.18㎡ |
| | 所有形態 (注1)(注2) | 区分所有権 (不動産信託受益権(準共有:持分割合 50.0%)) | 竣工年月 | 平成17年10月 |
| | 不動産管理会社 (注3) | 株式会社新日鉄都市開発、東京建物株式会社 | 用途 | 商業施設 |

(注1) 他の準共有者：トップリート投資法人

(注2) 本建物は一棟全体が区分所有建物として登記されており、その区分所有権の全部が本不動産信託受益権の対象になっています。

(注3) 本信託不動産は株式会社新日鉄都市開発と東京建物株式会社が共同してプロパティ・マネジメント業務を行います。

- [特記事項] 1. 他の準共有者との間で「受益者間協定書」等を締結しています。同協定書において、準共有者間でお互いに他の準共有者の準共有持分に関し優先買取権を付与する規定、準共有物の不分割特約（但し、登記はなされていません。）についての規定等があります。
2. 本建物は、東側隣接地に存する建物（以下「隣接建物」といいます。）と共に一棟の建物として建築確認申請及び完了検査を受けています。本建物又は隣接建物の修繕、建替え等を行う場合は、隣接建物の管理組合との「建物間協定」等に基づき、相互に協力し、建築確認申請に同意するものとされています。

川崎ダイスビル（物件番号：商業施設B-6）

| | | | | |
|---------|-------------------|---|--------------|--|
| 立地条件 | | 京浜急行本線「京急川崎」駅徒歩1分、J R東海道線・京浜東北線・南武線「川崎」駅徒歩5分 | | |
| 特定資産の種類 | | (1) 不動産信託受益権 (2) 不動産信託受益権 | 取得価格 (注1) | 15,080百万円 |
| 信託期間 | | (1) 平成19年4月12日～平成29年4月30日 (2) 平成15年8月28日～平成35年8月31日 | 信託受託者 | 三菱UFJ信託銀行 |
| 取得先 | | 川崎ダイス特定目的会社 | 取得年月日 | 平成19年4月12日 |
| 土地 | 所在 | 神奈川県川崎市川崎区駅前本町8番地 | 地積 | 全体敷地 (注2) 4,475.45㎡ 持分対応 (1) 2,025.62㎡ |
| | 所有形態 (注4) | (1) 敷地の一部の所有権 地上権（準共有：持分割合83.8%） （不動産信託受益権（準共有：持分割合52.0%）） (2) 地上権（準共有：持分割合13.1%） （不動産信託受益権（準共有：持分割合12.6%）） | 用途地域 | 商業地域 |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート ・鉄筋コンクリート造陸屋根 地下2階付11階建 | 延床面積 | 一棟全体 (注3) 36,902.01㎡ 専有部分 の持分面積 (1) 13,529.76㎡ (2) 395.76㎡ |
| | 所有形態 (注4) (注5) | (1) 区分所有権 （不動産信託受益権（準共有：持分割合52.0%）） (2) 区分所有権 （不動産信託受益権（準共有：持分割合12.6%）） | 竣工年月 | 平成15年8月 |
| | 不動産管理会社 | 東京建物株式会社 | 用途 | 商業施設 |

(注1) 不動産信託受益権(1)及び(2)は取得価格においてはそれぞれ区分せず一体として取得しています。

(注2) 建物全体の敷地面積（他の区分所有者及び他の準共有者の持分を含みます。）

(注3) 建物一棟全体の延床面積（他の区分所有者及び他の準共有者の持分を含みます。）

(注4) 他の準共有者：(1) 有限会社JPTコーポレート、(2) 有限会社JPTコーポレート、他7法人。本建物の敷地は13筆からなり、その内4筆が本投資法人の所有部分です。本信託不動産は区分所有建物の準共有持分及びその敷地の所有権並びに地上権の準共有持分です。

(注5) (1)の建物の所有形態は地下1階から10階（但し1階及び2階の一部を除きます。）の区分所有権、(2)の建物の所有形態は地下2階の区分所有権となっています。

[特記事項] 1. 本不動産信託受益権の売主は、信託受益権譲渡契約上、瑕疵担保責任を負っていません。

2. 不動産信託受益権(1)について他の準共有者との間で「受益者間協定書」を締結しています。同協定書において、分割請求できないこと、準共有持分を譲渡しようとする場合には、準共有者間でお互いに他の準共有者の準共有持分に関し優先買取権を付与すること等が定められています。

3. 不動産信託受益権(2)について、他の準共有者との間で「川崎ダイスビル地下2階共有者会協定書」を締結しています。同協定書において、準共有者は、準共有持分と敷地の所有権とを分離して処分することができないこと、準共有持分を譲渡しようとする場合には、準共有者間でお互いに他の準共有者の準共有持分に関し優先買取権を付与すること等が定められています。

4. 本信託土地について、他の地上権者との間で「地上権設定契約書」を取り交わしています。同契約書において、(i)本建物の区分所有権、地上権の準共有持分及び本信託土地の所有権（以下「地上権等」といいます。）又は(ii)信託受益権及び本信託土地の所有権（以下「所有権等」といいます。）を譲渡しようとする場合には、地上権者は、(i)地上権等又は(ii)所有権等を分離して処分することができないこと、地上権者間でお互いに(i)地上権等又は(ii)所有権等に関し優先買取権を付与すること等が定められています。

5. 本建物は区分所有建物であり、本投資法人は、本建物における規約の適用を受けます。なお、同規約においては、共用部分等につき分割請求できないこと、専有部分と敷地及び共用部分等の共有持分とを分離して処分することができないこと等が定められています。

6. 本土地の一部（8番3）に関して、川崎市との間で、平成15年8月28日付にて地上権設定契約が締結されており、信託受託者は当初委託者が有していた設定者の地位を承継しています。その主な内容は次の通りです。

①地上権設定の目的：地下鉄道敷設

②地上権設定の範囲：東京湾平均海面の下9.05㎡から東京湾平均海面の下34.00㎡まで

③存続期間：設定の日から鉄道構造物存続期間中

④地代：無料

新潟駅南センタービル（物件番号：事務所C-1）

| | | | | | |
|----------|----------|--------------------------------|----------|--------------|------------|
| 立地条件 | | JR上越新幹線・信越本線「新潟」駅徒歩5分 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産信託受益権 | 取得価格 | 2,140百万円 | |
| 信託期間 | | 平成13年3月16日～平成23年3月31日 | 信託受託者 | みずほ信託銀行 | |
| 取得先 | | 有限会社クアトロ・キャピタル | 取得年月日 | 平成13年11月16日 | |
| 土地 | 所在 | 新潟県新潟市中央区米山一丁目24番 | 地積 | 全体敷地 (注1) | 2,706.99㎡ |
| | | | | 持分対応 | 1,425.54㎡ |
| 所有形態(注3) | | 所有権(共有:持分割合52.7%) | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付10階建 | 延床 面積 | 一棟全体 (注2) | 19,950.42㎡ |
| | | | | 専有面積 | 5,444.58㎡ |
| | 所有形態(注3) | | 区分所有権 | 竣工年月 | 平成8年3月 |
| 不動産管理会社 | | 明治安田ビルマネジメント株式会社 | 用途 | 事務所 | |

(注1) 建物全体の敷地面積(他の区分所有者の持分を含みます。)

(注2) 建物一棟全体の延床面積(他の区分所有者の持分を含みます。)

(注3) 他の区分所有者:株式会社第四銀行ほか個人3名。本信託不動産は区分所有建物の専有部分及びその敷地の共有持分です。

- [特記事項] 1. 本信託不動産は、新潟駅南口第四地区D3街区第一種市街地再開発事業により整備された施設建築物・敷地であり、当該事業のなかで施設建築物及び敷地の範囲は確定されています。したがって、本土地に関して境界確認は取得されておらず、また、本信託不動産に係る信託契約又は本不動産信託受益権の取得にあたり改めて測量は行っていません。
2. 本建物は区分所有建物であり、信託受託者は、本建物における規約等の適用を受けます。なお、同規約において、区分所有権の賃貸、譲渡等をする場合は、事前に書面での組合への届出が義務付けられています。また、同規約においては、敷地又は共用部分等の分割請求ができないこと、専有部分と敷地及び共用部分等の共有持分とを分離して処分できないことなどが定められています。
3. 信託受託者は、本建物内にある駐車場部分を所有していませんが、他の区分所有者が所有している駐車場部分を優先的に信託受託者の貸室の賃借人が賃借できることを約した覚書があります。

東京建物本町ビル（物件番号：事務所C-4）

| | | | | | |
|---------|----------|-------------------------------|-------|---------------|------------|
| 立地条件 | | 大阪市営地下鉄御堂筋線「本町」駅徒歩3分 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産信託受益権 | 取得価格 | 4,150百万円 | |
| 信託期間 | | 平成13年11月16日～平成23年11月30日 | 信託受託者 | みずほ信託銀行 | |
| 取得先 | | 東京建物株式会社 | 取得年月日 | 平成13年11月16日 | |
| 土地 | 所在 | 大阪府大阪市中央区本町三丁目4番8号 | 地積 | 全体敷地 (注1) | 1,432.64㎡ |
| | | | | 持分対応 | 920.79㎡ |
| | 所有形態(注3) | 所有権(共有:持分割合64.3%) | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下3階付9階建 | 延床面積 | 一棟全体 (注2) | 14,619.52㎡ |
| | | | | 専有部分の 持分面積 | 7,709.76㎡ |
| | 所有形態(注4) | 区分所有権・ 区分所有権(共有:持分割合82.9%) | 竣工年月 | 昭和45年2月 | |
| | 不動産管理会社 | 東京建物株式会社 | 用途 | 事務所 | |

(注1) 建物全体の敷地面積(他の区分所有者及び共有者の持分を含みます。)

(注2) 建物一棟全体の延床面積(他の区分所有者及び共有者の持分を含みます。)

(注3) 4筆の土地を株式会社みずほ銀行と共有。区分所有建物に関する敷地権の登記はなされていません。

(注4) 建物の所有形態は、①貸室部分 区分所有権(専有部分:地下1階及び地上4階から9階の合計6,921.52㎡)及び②駐車場部分 区分所有権(専有部分:地下2階、地下3階及び地上1階の合計950.53㎡)(共有:持分割合41分の34(82.9%))となっています。(①他の区分所有者:株式会社みずほ銀行②他の共有者:株式会社みずほ銀行)。本信託不動産は区分所有建物の専有部分及びその共有持分並びにその敷地の共有持分です。

- [特記事項] 1. 本土地上の付属施設の一部(スプリンクラー専用送水口)及びコンクリートブロック塀が西側隣接地へ越境しています。これについては、隣地所有者と覚書を締結しており、①越境の事実の確認、②後日付属施設の一部を再構築する際の越境の解消及び③第三者に譲渡した場合についての承継について確認しています。
2. 本建物は、昭和44年4月10日付「確認通知書(建築物)」に基づき建築され、昭和45年4月27日付「検査済証」を取得しており、建築当時の建築基準関係規定には適合する建築物でした。しかし、現在、容積対象延床面積が指定容積率800%を超過しており、既存不適格建築物となっています。再建築の際には、現況の延床面積を確保することができない可能性があります。
3. 本建物は区分所有建物であり、信託受託者は、本建物における規約等の適用を受けます。なお、同規約においては、敷地又は共用部分等の分割請求ができないこと、専有部分と敷地所有権及び共用部分等の共有持分とを分離して処分できないこと、専有部分の譲渡に対する他の区分所有者の承諾権、優先買取権などが定められています。但し、専有部分と敷地の分離処分については、敷地権の登記がなされていないので、善意で分離処分を受けた第三者には分離処分の無効を主張できません。
4. 大阪市長より「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく認定(認定番号:第1号/認定年月日 平成9年4月25日)を取得し、認定された計画に基づき耐震改修工事を実施済です。
5. 本物件の変圧器更新工事において、撤去した変圧器2台に「微量のPCBが含有されている」ことが分かりました。法定に基づき、漏洩を防ぐための容器に入れて建物内に保管すると共に大阪市内に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書(保管事業者用)」を提出しています。

JPR博多ビル（物件番号：事務所C-7）

| | | | | | |
|---------|---------|---|-------|--------------------------------|-----------|
| 立地条件 | | 市営地下鉄空港線「祇園」駅至近、JR鹿児島本線「博多」駅徒歩6分 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産信託受益権 | 取得価格 | 2,900百万円 | |
| 信託期間 | | 平成13年3月16日～平成23年3月31日 | 信託受託者 | みずほ信託銀行 | |
| 取得先 | | 有限会社クアトロ・キャピタル | 取得年月日 | 平成13年11月16日 | |
| 土地 | 所在 | 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目4番4号 | 地積 | 全体敷地 | 1,214.63㎡ |
| | | | | 持分対応 | 1,214.63㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付12階建 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建（駐車場） | 延床面積 | 一棟全体 | 9,828.73㎡ |
| | | | | 持分対応 | 9,828.73㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 竣工年月 | 昭和60年6月 平成15年11月（駐車場） 増築 | |
| | 不動産管理会社 | 東京建物株式会社 | 用途 | 事務所 | |

- [特記事項] 1. 本土地内に福岡市交通局の福岡市営地下鉄の出入口が設置されており、当初委託者は財産の帰属・維持管理等に関して昭和59年10月1日付にて福岡市と協定書を締結しています。信託受託者は当初委託者が有していた当該協定書上の地位を承継しています。
2. 本土地内にテナント誘致時の駐車場を確保するために平成15年11月17日に立体駐車場（20台分）を設置済です。なお、取得価格には駐車場部分の取得価格は含まれていませんが、延床面積には駐車場部分の面積36.82㎡が含まれています。

JPR那覇ビル（物件番号：事務所C-9）

| | | | | | |
|---------|---------|------------------------------------|-------|-------------|-----------|
| 立地条件 | | ゆいレール「県庁前」駅徒歩4分 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産信託受益権 | 取得価格 | 1,560百万円 | |
| 信託期間 | | 平成13年3月16日～平成23年3月31日 | 信託受託者 | みずほ信託銀行 | |
| 取得先 | | 有限会社クアトロ・キャピタル | 取得年月日 | 平成13年11月16日 | |
| 土地 | 所在 | 沖縄県那覇市松山一丁目1番19号 | 地積 | 全体敷地 | 959.87㎡ |
| | | | | 持分対応 | 959.87㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨鉄筋コンクリート・ 鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺12階建 | 延床面積 | 一棟全体 | 5,780.71㎡ |
| | | | | 持分対応 | 5,780.71㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 竣工年月 | 平成3年10月 | |
| | 不動産管理会社 | 東京建物株式会社 | 用途 | 事務所 | |

- [特記事項] 1. 本土地の隣地との境界の一部については、隣地所有者との境界確認書が未締結でしたが、平成21年1月に境界確認書を締結しました。

損保ジャパン仙台ビル（物件番号：事務所C-12）

| | | | | | |
|---------|----------------|-----------------------------------|-------|------------|------------|
| 立地条件 | | JR東北新幹線・東北本線「仙台」駅徒歩7分 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産信託受益権 | 取得価格 | 3,150百万円 | |
| 信託期間 | | 平成14年6月26日～平成24年6月30日 | 信託受託者 | みずほ信託銀行 | |
| 取得先 | | 安田火災海上保険株式会社 | 取得年月日 | 平成14年6月26日 | |
| 土地 | 所在 | 宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目7番35号 | 地積 | 全体敷地 | 1,895.67㎡ |
| | | | | 持分対応 | 1,895.67㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付12階建及び附属建物 | 延床面積 | 一棟全体 | 10,783.52㎡ |
| | | | | 持分対応 | 10,783.52㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 竣工年月 | 平成9年12月 | |
| | 不動産管理会社 (注) | 東京建物株式会社 | 用途 | 事務所 | |

(注) 平成21年4月1日付で、不動産管理会社を株式会社損保ジャパン・ビルマネジメントから東京建物株式会社に変更しました。

- [特記事項] 1. 本信託不動産は、「宮城野通周辺地区計画」の区域内にあり、地区整備計画において用途の制限、敷地面積、壁面後退、建物の高さが定められており、建替えの際には行政機関との個別協議が必要となります。

損保ジャパン和歌山ビル（物件番号：事務所C-13）

| | | | | | |
|---------|----------------|------------------------------|-------|------------|-----------|
| 立地条件 | | J R阪和線・紀勢本線・和歌山線「和歌山」駅徒歩4分 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産信託受益権 | 取得価格 | 1,670百万円 | |
| 信託期間 | | 平成14年6月26日～平成24年6月30日 | 信託受託者 | みずほ信託銀行 | |
| 取得先 | | 安田火災海上保険株式会社 | 取得年月日 | 平成14年6月26日 | |
| 土地 | 所在 | 和歌山県和歌山市美園町三丁目31番1ほか (地番) | 地積 | 全体敷地 | 1,128.45㎡ |
| | | | | 持分対応 | 1,128.45㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺9階建 | 延床面積 | 一棟全体 | 6,715.07㎡ |
| | | | | 持分対応 | 6,715.07㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 竣工年月 | 平成8年7月 | |
| | 不動産管理会社 (注) | 東京建物株式会社 | 用途 | 事務所 | |

(注) 平成21年4月1日付で、不動産管理会社を株式会社損保ジャパン・ビルマネジメントから東京建物株式会社に変更しました。

天神121ビル（物件番号：事務所C-14）

| | | | | | |
|---------|----------|--|-------|--------------|-----------|
| 立地条件 | | 西鉄天神大牟田線「福岡（天神）」駅徒歩3分、市営地下鉄空港線「天神」駅徒歩7分、 市営地下鉄七隈線「天神南」駅徒歩1分 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産信託受益権 | 取得価格 | 2,810百万円 | |
| 信託期間 | | 平成14年3月19日～平成24年3月31日 | 信託受託者 | みずほ信託銀行 | |
| 取得先 | | 有限会社クアトロ・キャピタル | 取得年月日 | 平成14年6月21日 | |
| 土地 | 所在 | 福岡県福岡市中央区天神一丁目3番38号 | 地積 | 全体敷地 (注1) | 1,164.39㎡ |
| | | | | 持分対応 | 607.86㎡ |
| | 所有形態 | 所有権（共有：持分割合52.2%） | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根13階建 | 延床面積 | 一棟全体 (注2) | 8,690.95㎡ |
| | | | | 専有面積 | 3,117.09㎡ |
| | 所有形態（注3） | 区分所有権 | 竣工年月 | 平成12年7月 | |
| | 不動産管理会社 | 東京建物株式会社 | 用途 | 事務所 | |

(注1) 建物全体の敷地面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

(注2) 建物一棟全体の延床面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

(注3) 他の区分所有者：遠山借成株式会社ほか10名。本信託不動産は区分所有建物の専有部分及びその敷地の共有持分です。

- [特記事項] 1. 本建物は区分所有建物であり、信託受託者は、本建物における規約等の適用を受けます。なお、同規約においては、区分所有者は他の区分所有者の区分所有権について優先買取権を有していること、敷地又は共用部分等の分割請求ができないこと、専有部分と敷地及び共用部分等の共有持分とを分離して処分できないことなどが定められています。また、区分所有者がその専有部分を第三者に貸与する場合には管理組合の理事会の承認が必要となっています。
2. 本信託不動産は「天神一丁目第2地区地区計画」の区域内にあり、公共空地の設置の義務付けや壁面線の指定を受けています。また、隣接建物の敷地と合わせて一団地の認定を受けています。更に総合設計制度の適用を受け、容積率の緩和を受けています。これらの緩和を受けるために公共空地及び公開空地（本信託不動産においては公開空地の一部が公共空地を兼ねています。）が設置されており、公共空地及び公開空地の所有者である信託受託者は、かかる公共空地及び公開空地を一般に開放し、適正に維持・管理する義務を負っています。

JPR名古屋栄ビル（物件番号：事務所C-16）

| 立地条件 | | 名古屋市営地下鉄東山線・名城線「栄」駅至近 | | |
|------------|---------|--|-------|--------------------------------------|
| 特定資産の種類（注） | | (1) 不動産 (2) 不動産 | 取得価格 | (1) 4,300百万円 (2) 250百万円 |
| 取得先 | | (1) 恒和興業株式会社 (2) 恒和エステート株式会社 | 取得年月日 | 平成15年9月1日 |
| 土地 | 所在 | (1) 愛知県名古屋市中区錦三丁目24番24号 (2) 愛知県名古屋市中区錦三丁目24番27号 | 地積 | 全体敷地 (1) 761.84㎡ (2) 230.47㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | | 用途地域 |
| 建物 | 構造と階数 | (1) 鉄骨造陸屋根地下1階付11階建 (2) 鉄骨・軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建及び附属建物 | 延床面積 | 一棟全体 (1) 7,174.31㎡ (2) 165.87㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | | 竣工年月 |
| | 不動産管理会社 | 東京建物株式会社 | 用途 | (1) 平成15年1月 (2) 昭和61年12月 |
| | | | | (1) 事務所 (2) (1)の隔地駐車場 |

(注) (1)はJPR名古屋栄ビルとその敷地、(2)はJPR名古屋栄ビルの隔地駐車場です。

- [特記事項] 1. (1)と東側隣接地との間で隣接地所有者の設備配管等が(1)に越境し、(1)から隣接地に対して目隠し塀の一部が越境しております。これについては隣地所有者と覚書を締結しており、相互に①越境の事実の確認、②後日建物の建替・越境部分の修繕等を行う場合の当該越境の修復及び③第三者に譲渡した場合の承継について確認しています。
2. (1)より北側隣接地に対し(1)のフェンスの一部が越境しています。これについては隣地所有者と覚書を締結しており、①越境の事実の確認、②現状を変更しなければならない場合の取扱い等についての協議及び③第三者に譲渡した場合の承継について確認しています。
3. (2)の建物のうち、西側車寄せ部分(74.17㎡)については売主から建築確認通知書及び検査済証の提供を受けておりませんが、増築時の建築確認通知書及び検査済証があり、適法に建設されたものと考えられます。

JPR堂島ビル（物件番号：事務所C-17）

| 立地条件 | | 大阪市営地下鉄四つ橋線「西梅田」駅徒歩2分 | | |
|---------|---------|----------------------------|-------|-------------------|
| 特定資産の種類 | | 不動産信託受益権 | 取得価格 | 2,140百万円 |
| 信託期間 | | 平成16年1月23日～平成26年1月31日 | 信託受託者 | みずほ信託銀行 |
| 取得先 | | 日本橋興業株式会社 | 取得年月日 | 平成16年1月23日 |
| 土地 | 所在 | 大阪府大阪市北区曽根崎新地二丁目1番23号 | 地積 | 全体敷地 668.11㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | | 用途地域 |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下2階付9階建 | 延床面積 | 一棟全体 5,696.01㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | | 竣工年月 |
| | 不動産管理会社 | 東京建物株式会社 | 用途 | 平成5年10月 |
| | | | | 事務所 |

- [特記事項] 1. 東側及び北側隣接地より建物の一部・工作物等が本土地に越境しています。これについては各隣地所有者等と確認書を締結しており、①越境の事実の確認、②将来当該越境物を改築等する際の修正及び③第三者に譲渡した場合の承継について確認しています。

J P R 博多中央ビル（物件番号：事務所C-18）

| | | | | | |
|---------|---------|------------------------------|-------|------------|-----------|
| 立地条件 | | J R 鹿児島本線他・市営地下鉄空港線「博多」駅徒歩6分 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産信託受益権 | 取得価格 | 1,920百万円 | |
| 信託期間 | | 平成14年11月29日～平成26年6月10日 | 信託受託者 | みずほ信託銀行 | |
| 取得先 | | 有限会社ビーケーティーリアルティワン | 取得年月日 | 平成16年6月11日 | |
| 土地 | 所在 | 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目6番12号 | 地積 | 全体敷地 | 680.63㎡ |
| | | | | 持分対応 | 680.63㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根8階建 | 延床面積 | 一棟全体 | 3,874.81㎡ |
| | | | | 持分対応 | 3,874.81㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 竣工年月 | 平成5年2月 | |
| | 不動産管理会社 | 東京建物株式会社 | 用途 | 事務所 | |

- [特記事項] 1. 西側隣接地より建物の一部が本土に越境しています。これについては、各隣地所有者と合意書を締結しており、①当該事実の確認及び②将来撤去する旨について確認しています。
2. 本建物の西側壁面部分に株式会社USEN所有・管理のケーブルが設置されていますが、同ケーブルの設置変更並びに撤去が必要になった場合には株式会社USENの責任と負担において対応する旨約した「ケーブル設置に関する確認書」が締結されています。

三菱UFJリース名古屋本社ビル（物件番号：事務所C-19）

| | | | | | |
|---------|---------|----------------------------|-------|------------|------------|
| 立地条件 | | 名古屋市中区地下鉄東山線・鶴舞線「伏見」駅徒歩7分 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産 | 取得価格 | 4,137百万円 | |
| 取得先 | | ユーエフジェイセントラルリース株式会社 | 取得年月日 | 平成17年3月22日 | |
| 土地 | 所在 | 愛知県名古屋市中区栄一丁目24番15号 | 地積 | 全体敷地 | 1,610.38㎡ |
| | | | | 持分対応 | 1,610.38㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付9階建 | 延床面積 | 一棟全体 | 10,201.44㎡ |
| | | | | 持分対応 | 10,201.44㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 竣工年月 | 平成3年3月 | |
| | 不動産管理会社 | 東京建物株式会社 | 用途 | 事務所 | |

- [特記事項] 1. 北側隣接地より境界フェンスの一部が本土に越境しており、南側隣接地より建物の配管の一部が本土に越境している可能性があります。また、本土より本建物の縁石及び境界フェンスの一部が南側隣接地に越境しています。

J P R 梅田ロフトビル（物件番号：商業施設C-1）

| | | | | | |
|---------|---------|--|----------|----------------------------------|------------|
| 立地条件 | | J R 「大阪」駅徒歩5分、大阪市営地下鉄・阪急電鉄「梅田」駅徒歩4分 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産信託受益権 | 取得価格 | (1) 8,000百万円 (2) 5,000百万円 | |
| 信託期間 | | 平成15年5月15日～平成25年3月31日 | 信託受託者 | 住友信託銀行 | |
| 取得先 | | (1) クラレ不動産株式会社、株式会社ティー・エイチ・プロパティーズ (2) 日本生命保険相互会社 | 取得年月日（注） | (1) 平成15年5月15日 (2) 平成15年7月16日 | |
| 土地 | 所在 | 大阪府大阪市北区茶屋町16番7号 | 地積 | 全体敷地 | 3,518.68㎡ |
| | | | | 持分対応 | 3,518.68㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付8階建 | 延床面積 | 一棟全体 | 17,897.56㎡ |
| | | | | 持分対応 | 17,897.56㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 竣工年月 | 平成2年4月 | |
| | 不動産管理会社 | 東京建物株式会社 | 用途 | 商業施設 | |

- (注) 本投資法人は、平成15年5月15日にクラレ不動産株式会社の共有持分及び株式会社ティー・エイチ・プロパティーズの共有持分を不動産信託受益権の形態により取得し、平成15年7月16日に日本生命保険相互会社の共有持分を不動産信託受益権の形態により取得し、一棟全体の土地建物を保有しています。

ベネトン心齋橋ビル（物件番号：商業施設C-3）

| | | | | | |
|---------|---------|-------------------------------|--------------|----------------------|-----------|
| 立地条件 | | 大阪市営地下鉄御堂筋線・長堀鶴見緑地線「心齋橋」駅徒歩2分 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産信託受益権 | 取得価格 | 5,430百万円 | |
| 信託期間 | | 平成17年5月30日～平成31年6月12日 | 信託受託者 (注) | 三菱UFJ信託銀行 | |
| 取得先 | | 個人 | 取得年月日 | 平成17年5月30日 | |
| 土地 | 所在 | 大阪府大阪市中央区南船場四丁目2番11号 | 地積 | 全体敷地 | 609.31㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | | 持分対応 | 609.31㎡ |
| | | | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨造陸屋根地下2階付10階建 | 延床 面積 | 一棟全体 | 5,303.98㎡ |
| | | | | 持分対応 | 5,303.98㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 竣工年月 | 平成15年2月 平成17年1月増築 | |
| | 不動産管理会社 | 東京建物株式会社 | 用途 | 商業施設 | |

(注) 平成21年6月12日付で、信託受託者を住友信託銀行株式会社から三菱UFJ信託銀行株式会社に変更しました。

- [特記事項] 1. 北側隣接地よりコンクリート塀の一部が本土地に越境しています。また、本土地より西側隣接地に対し鉄柵の一部が越境しています。
2. 本不動産信託受益権の売主は、信託受益権譲渡契約上、瑕疵担保責任を負っていません。

ハウジング・デザイン・センター神戸（物件番号：商業施設C-4）

| | | | | | |
|---------|---------|--------------------------------------|----------|------------|------------|
| 立地条件 | | JR神戸線「神戸」駅至近 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産 | 取得価格 | 7,220百万円 | |
| 取得先 | | 三菱信託銀行株式会社 | 取得年月日 | 平成17年9月28日 | |
| 土地 | 所在 | 兵庫県神戸市中央区東川崎町一丁目2番2号 | 地積 | 全体敷地 | 3,994.47㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | | 持分対応 | 3,994.47㎡ |
| | | | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・ガラス 板葺地下2階付11階建 | 延床 面積 | 一棟全体 | 33,877.71㎡ |
| | | | | 持分対応 | 33,877.71㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 竣工年月 | 平成6年6月 | |
| | 不動産管理会社 | 東京建物株式会社 | 用途 | 商業施設 | |

[特記事項] 1. 本不動産の売主は、不動産売買契約上、瑕疵担保責任を負っていません。

JPR茶屋町ビル（物件番号：商業施設C-5）

| | | | | | |
|---------|---------|---------------------------------|----------|------------|-----------|
| 立地条件 | | 大阪市営地下鉄・阪急電鉄「梅田」駅至近、JR「大阪」駅徒歩4分 | | | |
| 特定資産の種類 | | 不動産信託受益権 | 取得価格 | 6,000百万円 | |
| 信託期間 | | 平成16年3月29日～平成28年8月31日 | 信託受託者 | 三菱UFJ信託銀行 | |
| 取得先 | | サターンアセット特定目的会社 | 取得年月日 | 平成18年8月30日 | |
| 土地 | 所在 | 大阪府大阪市北区茶屋町2番19号 | 地積 | 全体敷地 | 592.45㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | | 持分対応 | 592.45㎡ |
| | | | 用途地域 | 商業地域 | |
| 建物 | 構造と階数 | 鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 9階建 | 延床 面積 | 一棟全体 | 3,219.36㎡ |
| | | | | 持分対応 | 3,219.36㎡ |
| | 所有形態 | 所有権 | 竣工年月 | 平成6年6月 | |
| | 不動産管理会社 | 東京建物株式会社 | 用途 | 商業施設 | |

- [特記事項] 1. 本書の日付現在、本土地の隣地との境界の一部については、隣地所有者との境界確認書が未締結です。
2. 本不動産信託受益権の売主は、信託受益権譲渡契約上、瑕疵担保責任を負っていません。

c. 個別物件の収益状況

下表については次の方針に従って記載されています。

<全体情報について>

- ・ 本表は当期保有物件の損益情報を掲載しています。
- ・ ビッグス新宿ビル、新宿三丁目イーストビル及びJPR梅田ロフトビルについては、複数回にわたって取得していますが、賃貸借情報、損益情報等について区分して管理を行っていないため、本表においては区分せずに必要に応じ適宜合算して記載しています。
なお、これらの物件の営業日数については取得価格加重平均稼働日数を採用しています。

<地域区分について>

- ・ 地域区分の定義は、次の通りです。

| 地域区分 | 地域 |
|---------|-----------------------------|
| 「東京都心」 | 千代田区、中央区、港区、新宿区、品川区、渋谷区 |
| 「東京周辺部」 | 東京都のうち「東京都心」以外、千葉県、神奈川県、埼玉県 |
| 「地方」 | その他の地域 |

<価格情報について>

- ・ 「取得価格」は、不動産売買契約書又は信託受益権譲渡契約書に記載された譲渡金額を百万円未満切捨てて記載しており、当該不動産等の取得に要した諸経費及び消費税等は含みません。
- ・ 「取得価格」及び「期末評価額」についての「投資比率」は、当該物件に係る表示されない端数金額を含めた取得価格及び期末評価額が、各期末保有物件の「取得価格」又は「期末評価額」合計額に占める当該物件の割合を百分率表示で小数第2位以下を四捨五入して記載しています。
- ・ 「期末評価額」は、不動産鑑定評価書の鑑定評価額又は不動産価格調査書の調査価格を記載しています。
なお、物件毎の鑑定評価機関は前記「a. 組入資産一覧」に記載の通りです。
- ・ 「期末帳簿価額」は、「取得価格」に取得原価に算入される付随費用と「資本的支出」を加算し、これより減価償却累計額を控除した各期末の貸借対照表計上額をいいます。

<賃貸借情報について>

- ・ 「期末テナント数」は、建物床の賃貸に係る賃貸借契約を締結している相手方のみを対象とし（駐車場、袖看板等、建物床の貸付けではない賃貸借契約の相手方は含みません。）、1テナントが複数の貸室を賃借している場合、同一物件については1テナントとして、複数物件にわたる場合には、複数テナントとして算出しています。
- ・ 「期末総賃貸可能面積」は、建物・施設において賃貸が可能な事務所、店舗及び倉庫の契約書上の合計面積（共用部分等を賃貸している場合には当該面積を含みます。）について、本投資法人の持分に対応する面積を小数第3位以下を四捨五入して記載しています。また、「期末総賃貸面積」は、総賃貸可能面積のうち実際に賃貸借契約が締結され賃貸が行われている契約書上の面積（駐車場、袖看板等の建物床の賃貸ではない賃貸借契約や貸会議室や管理入室として使用している面積は含みません。）を小数第3位以下を四捨五入して記載しています。
- ・ 新宿スクエアタワーについては、各区分所有者が各々の専有部分を新宿スクエアタワー管理株式会社に一括して賃貸し、同社はこれを転借人に転貸（サブリース）しています。そのため、「期末総賃貸可能面積」は、同社が賃借し、かつ、転貸が可能な事務所・店舗及び倉庫にかかる契約上の合計面積に本投資法人の賃料配分率を乗じた面積、「期末総賃貸面積」は転借人への転貸面積に賃料配分率を乗じた面積を、それぞれ小数第3位以下を四捨五入したものを記載しています。また、テナント数は、転借人の数を記載しています。なお、賃料配分率は、当初取得分（19～29階の区分所有権の共有持分）が39.70457%、第14期追加取得分（2～17階の区分所有権の共有持分）が0.61008%です。
- ・ 新宿センタービル、ライズアリーナビル及び川崎ダイスビルについては、テナントが転借人に転貸（サブリース）を行っており、転借人への賃貸借状況によりテナントが支払う賃料が変動する賃貸借契約が締結されています。そのため、同ビルの「期末総賃貸可能面積」、「期末総賃貸面積」及び「稼働率」は、テナントの転借人に対するものを記載しており、転借人の数を「期末テナント数」に記載しています。
- ・ 「稼働率」は、各物件における総賃貸可能面積に占める総賃貸面積の割合を百分率表示で小数第2位以下を四捨五入して記載しています。
- ・ 「月末稼働率の期中平均」は、月末稼働率の期中における単純平均をいいます。

<損益情報について>

- ・ 損益項目は後掲の「重要な会計方針」に則して、損益状況を表記しています。
- ・ 「賃料等収入」は、賃料、共益費及び月極駐車料等のテナントとの契約上で定められている定額の収入を記載しています。また、「その他賃貸事業収入」は、附加使用料及び時間貸駐車場等の変動収入を記載しています。
- ・ 「賃貸事業費用」は減価償却費を除いた賃貸事業費用を記載しています。
- ・ 「NOI」は、ネットオペレーティングインカムをいい、当該不動産に係る「賃貸事業収入合計」から「賃貸事業費用合計」（信託不動産に係る信託報酬は含みません。）を控除した金額をいいます。
- ・ 「NCF」は、ネットキャッシュフローをいい、「NOI」から「資本的支出」を控除した金額をいいます。
- ・ 南麻布ビル、有楽町駅前ビルディング（有楽町イトシア）、キュボ・ラ本館棟、JPR武蔵小杉ビル、ベネトン心斎橋ビル及びハウジング・デザイン・センター神戸については本投資法人が所有している部分の全てを1テナントに賃貸しており、同テナントから賃料等を開示することにつき同意が得られていないため、やむを得ない事情により開示できない場合として開示していません。
- ・ 「年換算NOI利回り」は、「NOI」を各物件の「取得価格」で除した割合を稼働日数（取得価格加重平均稼働日数）に応じて年換算した利回りを記載しています。

個別物件の収益状況 [参考情報] 第15期 (平成21年1月1日～平成21年6月30日)

| 地域区分 | 東京都心 | | | | |
|--------------------------|----------|----------|----------------|----------|----------------------|
| 用途 | 事務所 | | | | |
| 不動産の名称 | 兼松ビル | 兼松ビル別館 | J P R 人形町ビル | 新麹町ビル | 新麹町ビル (第2 期追加取得分) |
| 価格情報 | | | | | |
| 取得価格 (百万円) | 16,276 | 2,874 | 2,100 | 1,670 | 550 |
| 投資比率 (%) | 5.4 | 1.0 | 0.7 | 0.6 | 0.2 |
| 期末評価額 (百万円) | 13,600 | 2,800 | 2,540 | 2,048 | 877 |
| 投資比率 (%) | 4.5 | 0.9 | 0.8 | 0.7 | 0.3 |
| 期末帳簿価額 (百万円) | 15,149 | 2,540 | 1,963 | 1,642 | 570 |
| 賃貸借情報 | | | | | |
| 期末テナント数 | 8 | 1 | 4 | 7 | 3 |
| 期末総賃貸可能面積 (㎡) | 7,994.02 | 2,291.13 | 2,791.88 | 2,105.44 | 901.36 |
| 期末総賃貸面積 (㎡) | 7,592.33 | 2,291.13 | 2,791.88 | 2,105.44 | 901.36 |
| 稼働率 | | | | | |
| 期末稼働率 (%) | 95.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 月末稼働率の期中平均 (%) | 98.3 | 100.0 | 100.0 | 97.0 | 100.0 |
| 損益情報 | | | | | |
| 当期中の営業日数 | 181 | 181 | 181 | 181 | 181 |
| ①賃貸事業収入合計 | 494,832 | 108,286 | 109,791 | 80,044 | 32,104 |
| 賃料等収入 (千円) | 469,564 | 98,983 | 96,954 | 78,205 | 31,134 |
| その他賃貸事業収入 (千円) | 25,267 | 9,303 | 12,836 | 1,838 | 970 |
| ②賃貸事業費用合計 | 126,875 | 25,504 | 31,652 | 23,640 | 9,541 |
| 外注委託費 (千円) | 28,188 | 6,289 | 6,053 | - | - |
| 水道光熱費 (千円) | 39,559 | 8,774 | 13,528 | 1,966 | 1,169 |
| 公租公課 (千円) | 42,073 | 7,288 | 7,421 | 4,687 | 2,003 |
| 保険料 (千円) | 583 | 160 | 176 | 97 | 41 |
| 修繕工事費 (千円) | 105 | 88 | 768 | 240 | 170 |
| 管理委託料 (千円) | 14,806 | 2,839 | 3,126 | 3,636 | 962 |
| 管理組合費 (千円) | - | - | - | 12,135 | 5,195 |
| その他賃貸事業費用 (千円) | 1,558 | 63 | 576 | 877 | - |
| ③NOI (=①-②) (千円) | 367,957 | 82,782 | 78,139 | 56,403 | 22,563 |
| ④減価償却費 (千円) | 85,680 | 24,031 | 9,679 | 4,262 | 1,697 |
| ⑤賃貸事業損益 (=③-④) (千円) | 282,276 | 58,751 | 68,459 | 52,141 | 20,865 |
| ⑥資本的支出 (千円) | - | 3,751 | 2,131 | - | - |
| ⑦NCF (=③-⑥) (千円) | 367,957 | 79,031 | 76,008 | 56,403 | 22,563 |
| (参考情報) | | | | | |
| 年換算NOI利回り (対取得価格) (%) | 4.6 | 5.8 | 7.5 | 6.8 | 8.3 |

個別物件の収益状況 [参考情報] 第15期 (平成21年 1月 1日～平成21年 6月30日)

| 地域区分 | 東京都心 | | | | |
|-----------------------|------------------|-------------|-----------|------------|----------|
| 用途 | 事務所 | | | | |
| 不動産の名称 | 新麹町ビル (第6期追加取得分) | JPRクレスト竹橋ビル | MS芝浦ビル | 五反田ファーストビル | 福岡ビル |
| 価格情報 | | | | | |
| 取得価格 (百万円) | 200 | 4,000 | 11,200 | 2,920 | 1,800 |
| 投資比率 (%) | 0.1 | 1.3 | 3.7 | 1.0 | 0.6 |
| 期末評価額 (百万円) | 304 | 3,720 | 16,000 | 2,910 | 2,125 |
| 投資比率 (%) | 0.1 | 1.2 | 5.3 | 1.0 | 0.7 |
| 期末帳簿価額 (百万円) | 203 | 3,638 | 11,108 | 2,751 | 1,791 |
| 賃貸借情報 | | | | | |
| 期末テナント数 | 1 | 8 | 8 | 2 | 1 |
| 期末総賃貸可能面積 (㎡) | 312.53 | 3,265.34 | 14,385.84 | 4,243.58 | 1,250.06 |
| 期末総賃貸面積 (㎡) | 312.53 | 2,912.20 | 14,240.39 | 4,243.58 | 1,250.06 |
| 稼働率 | | | | | |
| 期末稼働率 (%) | 100.0 | 89.2 | 99.0 | 100.0 | 100.0 |
| 月末稼働率の期中平均 (%) | 100.0 | 96.3 | 99.3 | 100.0 | 100.0 |
| 損益情報 | | | | | |
| 当期中の営業日数 | 181 | 181 | 181 | 181 | 181 |
| ①賃貸事業収入合計 | 12,551 | 137,018 | 580,307 | 139,361 | 87,356 |
| 賃料等収入 (千円) | 12,139 | 130,667 | 533,902 | 133,631 | 87,356 |
| その他賃貸事業収入 (千円) | 411 | 6,350 | 46,405 | 5,729 | - |
| ②賃貸事業費用合計 | 3,476 | 37,059 | 144,388 | 40,961 | 18,328 |
| 外注委託費 (千円) | - | 8,493 | - | 12,853 | - |
| 水道光熱費 (千円) | 335 | 8,447 | 20,817 | 11,346 | - |
| 公租公課 (千円) | 694 | 13,084 | 26,102 | 11,733 | 7,168 |
| 保険料 (千円) | 14 | 223 | 806 | 253 | 233 |
| 修繕工事費 (千円) | 140 | 497 | 8,968 | 491 | - |
| 管理委託料 (千円) | 491 | 4,131 | 12,288 | 4,236 | 1,200 |
| 管理組合費 (千円) | 1,801 | - | 75,239 | - | 9,726 |
| その他賃貸事業費用 (千円) | - | 2,182 | 165 | 46 | - |
| ③NOI (=①-②) (千円) | 9,074 | 99,958 | 435,918 | 98,399 | 69,027 |
| ④減価償却費 (千円) | 504 | 28,755 | 38,861 | 11,105 | 2,452 |
| ⑤賃貸事業損益 (=③-④) (千円) | 8,570 | 71,202 | 397,056 | 87,294 | 66,575 |
| ⑥資本的支出 (千円) | - | 619 | 8,781 | 4,665 | - |
| ⑦NCF (=③-⑥) (千円) | 9,074 | 99,339 | 427,137 | 93,734 | 69,027 |
| (参考情報) | | | | | |
| 年換算NOI利回り (対取得価格) (%) | 9.1 | 5.0 | 7.8 | 6.8 | 7.7 |

個別物件の収益状況 [参考情報] 第15期 (平成21年1月1日～平成21年6月30日)

| 地域区分 | 東京都心 | | | | |
|--------------------------|---------------------|------------|--------------------------|---------------|-------------------------------|
| 用途 | 事務所 | | | | |
| 不動産の名称 | 福岡ビル (第7期 追加取得分) | J P R市ヶ谷ビル | オーバルコート 大崎マーク ウエスト | 新宿スクエア タワー | 新宿スクエア タワー (第14期 追加取得分) |
| 価格情報 | | | | | |
| 取得価格 (百万円) | 1,120 | 5,100 | 3,500 | 10,000 | 180 |
| 投資比率 (%) | 0.4 | 1.7 | 1.2 | 3.3 | 0.1 |
| 期末評価額 (百万円) | 1,115 | 5,280 | 4,310 | 11,000 | 155 |
| 投資比率 (%) | 0.4 | 1.8 | 1.4 | 3.7 | 0.1 |
| 期末帳簿価額 (百万円) | 1,151 | 5,359 | 3,324 | 9,409 | 182 |
| 賃貸借情報 | | | | | |
| 期末テナント数 | 0 | 8 | 4 | 22 | 0 |
| 期末総賃貸可能面積 (㎡) | 687.34 | 4,212.25 | 4,088.44 | 10,982.03 | 168.74 |
| 期末総賃貸面積 (㎡) | 687.34 | 3,718.95 | 4,088.44 | 10,209.72 | 156.88 |
| 稼働率 | | | | | |
| 期末稼働率 (%) | 100.0 | 88.3 | 100.0 | 93.0 | 93.0 |
| 月末稼働率の期中平均 (%) | 100.0 | 88.3 | 100.0 | 95.1 | 95.1 |
| 損益情報 | | | | | |
| 当期中の営業日数 | 181 | 181 | 181 | 181 | 181 |
| ①賃貸事業収入合計 | 41,633 | 167,439 | 177,498 | 313,818 | 4,822 |
| 賃料等収入 (千円) | 41,633 | 155,177 | 169,087 | 313,818 | 4,822 |
| その他賃貸事業収入 (千円) | - | 12,261 | 8,411 | - | - |
| ②賃貸事業費用合計 | 9,775 | 53,683 | 61,970 | 68,813 | 2,480 |
| 外注委託費 (千円) | - | 9,970 | - | - | - |
| 水道光熱費 (千円) | - | 10,642 | 6,322 | - | - |
| 公租公課 (千円) | 3,698 | 17,434 | 14,200 | 54,891 | 1,949 |
| 保険料 (千円) | 128 | 236 | 311 | 2,389 | 40 |
| 修繕工事費 (千円) | - | 7,988 | - | - | 32 |
| 管理委託料 (千円) | 600 | 4,030 | 1,200 | 1,200 | 300 |
| 管理組合費 (千円) | 5,347 | - | 39,576 | 10,332 | 158 |
| その他賃貸事業費用 (千円) | - | 3,381 | 360 | - | - |
| ③NOI (=①-②) (千円) | 31,857 | 113,756 | 115,528 | 245,004 | 2,341 |
| ④減価償却費 (千円) | 1,264 | 14,596 | 29,911 | 92,501 | 841 |
| ⑤賃貸事業損益 (=③-④) (千円) | 30,592 | 99,159 | 85,617 | 152,502 | 1,500 |
| ⑥資本的支出 (千円) | - | 42,228 | - | - | - |
| ⑦NCF (=③-⑥) (千円) | 31,857 | 71,528 | 115,528 | 245,004 | 2,341 |
| (参考情報) | | | | | |
| 年換算NOI利回り (対取得価格) (%) | 5.7 | 4.5 | 6.7 | 4.9 | 2.6 |

個別物件の収益状況〔参考情報〕第15期（平成21年1月1日～平成21年6月30日）

| 地域区分 | 東京都心 | | | | |
|-------------------------|-----------|--------------------|----------|----------|----------|
| 用途 | 事務所 | | | | |
| 不動産の名称 | ビッグス新宿ビル | アクロス新川ビル ・アネックス | 新宿センタービル | 南麻布ビル | 品川キャナルビル |
| 価格情報 | | | | | |
| 取得価格（百万円） | 11,821 | 710 | 21,000 | 3,760 | 1,870 |
| 投資比率（%） | 3.9 | 0.2 | 7.0 | 1.3 | 0.6 |
| 期末評価額（百万円） | 11,100 | 1,030 | 15,000 | 3,070 | 1,800 |
| 投資比率（%） | 3.7 | 0.3 | 5.0 | 1.0 | 0.6 |
| 期末帳簿価額（百万円） | 12,057 | 650 | 21,250 | 3,894 | 1,881 |
| 賃貸借情報 | | | | | |
| 期末テナント数 | 22 | 3 | 21 | 1 | 2 |
| 期末総賃貸可能面積（㎡） | 11,350.62 | 1,253.39 | 8,041.63 | 3,405.73 | 1,700.57 |
| 期末総賃貸面積（㎡） | 10,444.12 | 1,053.17 | 7,001.96 | 3,405.73 | 817.98 |
| 稼働率 | | | | | |
| 期末稼働率（%） | 92.0 | 84.0 | 87.1 | 100.0 | 48.1 |
| 月末稼働率の期中平均（%） | 95.1 | 94.7 | 87.9 | 100.0 | 31.5 |
| 損益情報 | | | | | |
| 当期中の営業日数 | 181 | 181 | 181 | 181 | 181 |
| ①賃貸事業収入合計 | 492,437 | 49,594 | 512,499 | | 15,932 |
| 賃料等収入（千円） | 453,737 | 42,645 | 463,106 | | 15,047 |
| その他賃貸事業収入（千円） | 38,700 | 6,948 | 49,393 | | 884 |
| ②賃貸事業費用合計 | 160,510 | 13,827 | 166,230 | | 16,871 |
| 外注委託費（千円） | 59,150 | - | 55,868 | | 416 |
| 水道光熱費（千円） | 40,647 | 3,650 | 30,588 | | 1,863 |
| 公租公課（千円） | 48,998 | 3,196 | 48,052 | | 5,772 |
| 保険料（千円） | 844 | 78 | 661 | | 159 |
| 修繕工事費（千円） | 2,972 | 627 | 15,554 | | 75 |
| 管理委託料（千円） | 5,419 | 1,307 | 14,269 | | 297 |
| 管理組合費（千円） | - | 4,792 | - | | 5,142 |
| その他賃貸事業費用（千円） | 2,477 | 175 | 1,237 | | 3,144 |
| ③NOI（=①-②）（千円） | 331,927 | 35,767 | 346,269 | 70,387 | △939 |
| ④減価償却費（千円） | 28,738 | 11,154 | 24,697 | 12,939 | 9,233 |
| ⑤賃貸事業損益（=③-④）（千円） | 303,188 | 24,613 | 321,571 | 57,447 | △10,172 |
| ⑥資本的支出（千円） | 11,161 | 3,640 | 15,291 | 3,531 | 609 |
| ⑦NCF（=③-⑥）（千円） | 320,765 | 32,127 | 330,977 | 66,856 | △1,548 |
| （参考情報） | | | | | |
| 年換算NOI利回り （対取得価格）（%） | 5.7 | 10.2 | 3.3 | 3.8 | △0.1 |

個別物件の収益状況 [参考情報] 第15期 (平成21年1月1日～平成21年6月30日)

| 地域区分 | 東京都心 | | | | |
|--------------------------|-----------------------|-----------|--------------------|-----------------|-------------------------------|
| 用途 | 商業施設 | | | | |
| 不動産の名称 | J P R 渋谷タワー レコードビル | J P R 代官山 | J P R 神宮前 4 3 2 | 新宿三丁目 イーストビル | 有楽町駅前ビル ディング (有楽町 イトシア) |
| 価格情報 | | | | | |
| 取得価格 (百万円) | 12,000 | 2,160 | 4,460 | 2,740 | 3,400 |
| 投資比率 (%) | 4.0 | 0.7 | 1.5 | 0.9 | 1.1 |
| 期末評価額 (百万円) | 12,600 | 1,350 | 4,300 | 2,380 | 2,750 |
| 投資比率 (%) | 4.2 | 0.4 | 1.4 | 0.8 | 0.9 |
| 期末帳簿価額 (百万円) | 11,726 | 2,220 | 4,572 | 2,805 | 3,420 |
| 賃貸借情報 | | | | | |
| 期末テナント数 | 1 | 4 | 5 | 1 | 1 |
| 期末総賃貸可能面積 (㎡) | 8,076.85 | 651.29 | 1,027.33 | 2,347.81 | 1,101.92 |
| 期末総賃貸面積 (㎡) | 8,076.85 | 651.29 | 1,027.33 | 2,347.81 | 1,101.92 |
| 稼働率 | | | | | |
| 期末稼働率 (%) | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 月末稼働率の期中平均 (%) | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 損益情報 | | | | | |
| 当期中の営業日数 | 181 | 181 | 181 | 181 | 181 |
| ①賃貸事業収入合計 | 345,576 | 44,343 | 114,184 | 78,306 | |
| 賃料等収入 (千円) | 345,576 | 42,598 | 92,037 | 78,306 | |
| その他賃貸事業収入 (千円) | - | 1,744 | 22,147 | - | |
| ②賃貸事業費用合計 | 38,061 | 5,620 | 14,988 | 25,682 | |
| 外注委託費 (千円) | - | 969 | 2,325 | - | |
| 水道光熱費 (千円) | - | 1,721 | 6,045 | - | |
| 公租公課 (千円) | 35,874 | 1,643 | 4,564 | 4,822 | |
| 保険料 (千円) | 386 | 32 | 77 | 329 | |
| 修繕工事費 (千円) | - | 173 | - | - | |
| 管理委託料 (千円) | 1,800 | 1,080 | 1,944 | 2,700 | |
| 管理組合費 (千円) | - | - | - | 3,354 | |
| その他賃貸事業費用 (千円) | - | - | 31 | 14,476 | |
| ③NOI (=①-②) (千円) | 307,514 | 38,722 | 99,196 | 52,623 | 57,019 |
| ④減価償却費 (千円) | 21,482 | 3,087 | 6,430 | 11,034 | 6,206 |
| ⑤賃貸事業損益 (=③-④) (千円) | 286,032 | 35,634 | 92,765 | 41,588 | 50,813 |
| ⑥資本的支出 (千円) | 4,274 | 947 | - | - | - |
| ⑦NCF (=③-⑥) (千円) | 303,240 | 37,775 | 99,196 | 52,623 | 57,019 |
| (参考情報) | | | | | |
| 年換算NOI利回り (対取得価格) (%) | 5.2 | 3.6 | 4.5 | 3.9 | 3.4 |

個別物件の収益状況〔参考情報〕第15期（平成21年1月1日～平成21年6月30日）

| 地域区分 | 東京周辺部 | | | | |
|-------------------------|----------|----------|-----------------|-----------------|-----------|
| 用途 | 事務所 | | | | |
| 不動産の名称 | アルカイースト | JPR千葉ビル | JPR横浜 日本大通ビル | 新横浜第二 センタービル | 川口センタービル |
| 価格情報 | | | | | |
| 取得価格（百万円） | 5,880 | 2,350 | 2,927 | 920 | 8,100 |
| 投資比率（%） | 2.0 | 0.8 | 1.0 | 0.3 | 2.7 |
| 期末評価額（百万円） | 6,620 | 1,670 | 2,550 | 1,190 | 9,480 |
| 投資比率（%） | 2.2 | 0.6 | 0.8 | 0.4 | 3.2 |
| 期末帳簿価額（百万円） | 5,006 | 2,514 | 2,768 | 876 | 7,512 |
| 賃貸借情報 | | | | | |
| 期末テナント数 | 5 | 28 | 11 | 12 | 37 |
| 期末総賃貸可能面積（㎡） | 7,022.76 | 5,568.35 | 6,066.53 | 2,641.19 | 15,461.98 |
| 期末総賃貸面積（㎡） | 5,990.25 | 4,613.31 | 5,747.86 | 2,476.58 | 14,993.42 |
| 稼働率 | | | | | |
| 期末稼働率（%） | 85.3 | 82.8 | 94.7 | 93.8 | 97.0 |
| 月末稼働率の期中平均（%） | 85.3 | 85.8 | 98.0 | 93.8 | 97.5 |
| 損益情報 | | | | | |
| 当期中の営業日数 | 181 | 181 | 181 | 181 | 181 |
| ①賃貸事業収入合計 | 250,184 | 128,335 | 143,642 | 70,775 | 476,925 |
| 賃料等収入（千円） | 242,497 | 119,737 | 132,684 | 66,755 | 442,927 |
| その他賃貸事業収入（千円） | 7,686 | 8,598 | 10,957 | 4,020 | 33,998 |
| ②賃貸事業費用合計 | 136,081 | 53,446 | 62,328 | 20,859 | 153,147 |
| 外注委託費（千円） | - | 22,766 | 11,982 | 4,723 | 54,523 |
| 水道光熱費（千円） | 7,711 | 13,296 | 14,846 | 6,105 | 43,335 |
| 公租公課（千円） | 30,176 | 12,233 | 11,575 | 5,809 | 34,366 |
| 保険料（千円） | 2,803 | 382 | 358 | 170 | 1,043 |
| 修繕工事費（千円） | 10 | 381 | 19,428 | 1,827 | 10,306 |
| 管理委託料（千円） | 7,696 | 3,534 | 3,768 | 2,113 | 9,215 |
| 管理組合費（千円） | 87,684 | - | - | - | - |
| その他賃貸事業費用（千円） | - | 852 | 367 | 110 | 358 |
| ③NOI（=①-②）（千円） | 114,103 | 74,889 | 81,313 | 49,916 | 323,778 |
| ④減価償却費（千円） | 57,294 | 25,878 | 22,674 | 7,905 | 95,401 |
| ⑤賃貸事業損益（=③-④）（千円） | 56,809 | 49,010 | 58,639 | 42,010 | 228,377 |
| ⑥資本的支出（千円） | - | 3,286 | 66,625 | 1,191 | 3,016 |
| ⑦NCF（=③-⑥）（千円） | 114,103 | 71,603 | 14,687 | 48,724 | 320,762 |
| （参考情報） | | | | | |
| 年換算NOI利回り （対取得価格）（%） | 3.9 | 6.4 | 5.6 | 10.9 | 8.1 |

個別物件の収益状況 [参考情報] 第15期 (平成21年1月1日～平成21年6月30日)

| 地域区分 | 東京周辺部 | | | | |
|--------------------------|-----------------|------------------|----------------------------------|---------------|-------------------|
| 用途 | 事務所 | | | | |
| 不動産の名称 | JPR上野 イーストビル | 立川ビジネス センタービル | 立川ビジネスセン タービル (第11期 追加取得分) | ライズアリーナ ビル | ゆめおおおか オフィスタワー |
| 価格情報 | | | | | |
| 取得価格 (百万円) | 3,250 | 888 | 2,300 | 5,831 | 6,510 |
| 投資比率 (%) | 1.1 | 0.3 | 0.8 | 1.9 | 2.2 |
| 期末評価額 (百万円) | 5,290 | 1,230 | 2,170 | 6,040 | 5,870 |
| 投資比率 (%) | 1.8 | 0.4 | 0.7 | 2.0 | 2.0 |
| 期末帳簿価額 (百万円) | 3,200 | 818 | 2,257 | 5,749 | 6,549 |
| 賃貸借情報 | | | | | |
| 期末テナント数 | 8 | 4 | 14 | 1 | 31 |
| 期末総賃貸可能面積 (㎡) | 6,467.59 | 1,747.13 | 2,980.90 | 6,023.39 | 12,010.37 |
| 期末総賃貸面積 (㎡) | 5,922.89 | 1,747.13 | 2,314.41 | 6,023.39 | 10,676.33 |
| 稼働率 | | | | | |
| 期末稼働率 (%) | 91.6 | 100.0 | 77.6 | 100.0 | 88.9 |
| 月末稼働率の期中平均 (%) | 91.6 | 100.0 | 76.2 | 100.0 | 91.3 |
| 損益情報 | | | | | |
| 当期中の営業日数 | 181 | 181 | 181 | 181 | 181 |
| ①賃貸事業収入合計 | 196,307 | 61,871 | 82,129 | 240,564 | 334,336 |
| 賃料等収入 (千円) | 181,904 | 56,576 | 79,109 | 228,526 | 315,681 |
| その他賃貸事業収入 (千円) | 14,402 | 5,295 | 3,019 | 12,037 | 18,654 |
| ②賃貸事業費用合計 | 60,146 | 19,526 | 33,597 | 62,041 | 181,334 |
| 外注委託費 (千円) | 14,226 | 5,400 | 9,489 | - | 14,870 |
| 水道光熱費 (千円) | 14,943 | 7,013 | 12,450 | 8,352 | 45,845 |
| 公租公課 (千円) | 14,629 | 3,839 | 6,743 | 13,737 | 32,624 |
| 保険料 (千円) | 343 | 113 | 194 | 725 | 878 |
| 修繕工事費 (千円) | 10,633 | 606 | 1,300 | - | 3,217 |
| 管理委託料 (千円) | 4,820 | 2,119 | 2,340 | 3,361 | 8,234 |
| 管理組合費 (千円) | - | - | - | 35,861 | 74,079 |
| その他賃貸事業費用 (千円) | 550 | 434 | 1,079 | 2 | 1,583 |
| ③NOI (=①-②) (千円) | 136,160 | 42,345 | 48,531 | 178,522 | 153,002 |
| ④減価償却費 (千円) | 42,468 | 10,402 | 18,122 | 27,277 | 97,060 |
| ⑤賃貸事業損益 (=③-④) (千円) | 93,691 | 31,943 | 30,408 | 151,244 | 55,941 |
| ⑥資本的支出 (千円) | 33,900 | 804 | 2,973 | - | 5,716 |
| ⑦NCF (=③-⑥) (千円) | 102,260 | 41,540 | 45,557 | 178,522 | 147,286 |
| (参考情報) | | | | | |
| 年換算NOI利回り (対取得価格) (%) | 8.4 | 9.6 | 4.3 | 6.2 | 4.7 |

個別物件の収益状況 [参考情報] 第15期 (平成21年 1月 1日～平成21年 6月30日)

| 地域区分 | 東京周辺部 | | | | |
|--------------------------|-----------|-----------|--------------|------------------|------------------------|
| 用途 | 事務所 | 商業施設 | | | |
| 不動産の名称 | オリナスタワー | 田無アスタ | キュボ・ラ 本館棟 | J P R 武蔵小杉 ビル | 武蔵浦和 ショッピング スクエア |
| 価格情報 | | | | | |
| 取得価格 (百万円) | 31,300 | 10,200 | 2,100 | 7,260 | 4,335 |
| 投資比率 (%) | 10.5 | 3.4 | 0.7 | 2.4 | 1.4 |
| 期末評価額 (百万円) | 31,400 | 12,200 | 2,480 | 6,140 | 3,990 |
| 投資比率 (%) | 10.4 | 4.1 | 0.8 | 2.0 | 1.3 |
| 期末帳簿価額 (百万円) | 31,466 | 8,377 | 2,011 | 7,385 | 4,322 |
| 賃貸借情報 | | | | | |
| 期末テナント数 | 12 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 期末総賃貸可能面積 (㎡) | 23,987.40 | 31,121.71 | 5,963.00 | 19,740.95 | 14,960.69 |
| 期末総賃貸面積 (㎡) | 23,987.40 | 31,121.71 | 5,963.00 | 19,740.95 | 14,960.69 |
| 稼働率 | | | | | |
| 期末稼働率 (%) | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 月末稼働率の期中平均 (%) | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 損益情報 | | | | | |
| 当期中の営業日数 | 2 | 181 | 181 | 181 | 181 |
| ①賃貸事業収入合計 | 12,971 | 596,400 | | | 129,061 |
| 賃料等収入 (千円) | 11,909 | 596,400 | | | 129,061 |
| その他賃貸事業収入 (千円) | 1,062 | - | | | - |
| ②賃貸事業費用合計 | 2,098 | 86,303 | | | 17,356 |
| 外注委託費 (千円) | - | - | | | - |
| 水道光熱費 (千円) | 668 | - | | | - |
| 公租公課 (千円) | 4 | 42,827 | | | 15,432 |
| 保険料 (千円) | 23 | 2,728 | | | 394 |
| 修繕工事費 (千円) | - | - | | | 180 |
| 管理委託料 (千円) | 303 | 1,200 | | | 1,350 |
| 管理組合費 (千円) | 1,099 | 39,547 | | | - |
| その他賃貸事業費用 (千円) | 0 | - | | | - |
| ③NOI (=①-②) (千円) | 10,872 | 510,096 | 75,171 | 169,561 | 111,704 |
| ④減価償却費 (千円) | 41,364 | 119,411 | 17,588 | 30,539 | 36,883 |
| ⑤賃貸事業損益 (=③-④) (千円) | △30,491 | 390,684 | 57,583 | 139,022 | 74,820 |
| ⑥資本的支出 (千円) | - | - | - | - | - |
| ⑦NCF (=③-⑥) (千円) | 10,872 | 510,096 | 75,171 | 169,561 | 111,704 |
| (参考情報) | | | | | |
| 年換算NOI利回り (対取得価格) (%) | 6.3 | 10.1 | 7.2 | 4.7 | 5.2 |

個別物件の収益状況〔参考情報〕第15期（平成21年1月1日～平成21年6月30日）

| 地域区分 | 東京周辺部 | 地方 | | | |
|-------------------------|-----------|----------------|--------------|------------|------------|
| 用途 | 商業施設 | 事務所 | | | |
| 不動産の名称 | 川崎ダイスビル | 新潟駅南 センタービル | 東京建物 本町ビル | J P R 博多ビル | J P R 那覇ビル |
| 価格情報 | | | | | |
| 取得価格（百万円） | 15,080 | 2,140 | 4,150 | 2,900 | 1,560 |
| 投資比率（%） | 5.0 | 0.7 | 1.4 | 1.0 | 0.5 |
| 期末評価額（百万円） | 14,664 | 2,090 | 3,970 | 3,020 | 1,610 |
| 投資比率（%） | 4.9 | 0.7 | 1.3 | 1.0 | 0.5 |
| 期末帳簿価額（百万円） | 15,175 | 1,793 | 4,168 | 3,385 | 1,518 |
| 賃貸借情報 | | | | | |
| 期末テナント数 | 19 | 10 | 9 | 26 | 17 |
| 期末総賃貸可能面積（㎡） | 13,089.96 | 5,326.89 | 7,210.25 | 6,581.15 | 3,947.70 |
| 期末総賃貸面積（㎡） | 12,830.81 | 5,326.89 | 7,116.17 | 6,376.10 | 3,784.54 |
| 稼働率 | | | | | |
| 期末稼働率（%） | 98.0 | 100.0 | 98.7 | 96.9 | 95.9 |
| 月末稼働率の期中平均（%） | 98.2 | 100.0 | 98.7 | 97.3 | 97.6 |
| 損益情報 | | | | | |
| 当期中の営業日数 | 181 | 181 | 181 | 181 | 181 |
| ①賃貸事業収入合計 | 479,848 | 135,015 | 245,999 | 163,071 | 108,893 |
| 賃料等収入（千円） | 385,432 | 124,554 | 228,935 | 152,578 | 101,228 |
| その他賃貸事業収入（千円） | 94,416 | 10,461 | 17,064 | 10,493 | 7,665 |
| ②賃貸事業費用合計 | 153,586 | 48,965 | 61,514 | 54,285 | 55,720 |
| 外注委託費（千円） | 5,774 | 701 | 19,145 | 12,351 | 11,517 |
| 水道光熱費（千円） | 89,755 | 10,944 | 17,214 | 12,699 | 10,349 |
| 公租公課（千円） | 24,248 | 8,678 | 14,383 | 14,316 | 6,203 |
| 保険料（千円） | 1,904 | 1,040 | 396 | 356 | 255 |
| 修繕工事費（千円） | 10,212 | 4,345 | 2,710 | 9,846 | 23,708 |
| 管理委託料（千円） | 495 | 4,000 | 7,387 | 3,910 | 2,979 |
| 管理組合費（千円） | - | 18,093 | - | - | - |
| その他賃貸事業費用（千円） | 21,196 | 1,160 | 278 | 804 | 707 |
| ③NOI（=①-②）（千円） | 326,261 | 86,050 | 184,484 | 108,786 | 53,173 |
| ④減価償却費（千円） | 110,389 | 24,602 | 19,902 | 29,930 | 15,538 |
| ⑤賃貸事業損益（=③-④）（千円） | 215,872 | 61,448 | 164,582 | 78,855 | 37,634 |
| ⑥資本的支出（千円） | 7,742 | - | 2,320 | 83,145 | 90,357 |
| ⑦NCF（=③-⑥）（千円） | 318,518 | 86,050 | 182,164 | 25,640 | △37,183 |
| （参考情報） | | | | | |
| 年換算NOI利回り （対取得価格）（%） | 4.4 | 8.1 | 9.0 | 7.6 | 6.9 |

個別物件の収益状況〔参考情報〕第15期（平成21年1月1日～平成21年6月30日）

| 地域区分 | 地方 | | | | |
|-------------------------|----------------|-----------------|----------|---------------|----------|
| 用途 | 事務所 | | | | |
| 不動産の名称 | 損保ジャパン 仙台ビル | 損保ジャパン 和歌山ビル | 天神121ビル | JPR名古屋栄 ビル | JPR堂島ビル |
| 価格情報 | | | | | |
| 取得価格（百万円） | 3,150 | 1,670 | 2,810 | 4,550 | 2,140 |
| 投資比率（%） | 1.1 | 0.6 | 0.9 | 1.5 | 0.7 |
| 期末評価額（百万円） | 3,680 | 1,830 | 2,730 | 5,380 | 2,680 |
| 投資比率（%） | 1.2 | 0.6 | 0.9 | 1.8 | 0.9 |
| 期末帳簿価額（百万円） | 2,600 | 1,415 | 2,472 | 4,473 | 2,117 |
| 賃貸借情報 | | | | | |
| 期末テナント数 | 15 | 16 | 13 | 20 | 7 |
| 期末総賃貸可能面積（㎡） | 7,141.65 | 4,874.91 | 3,281.12 | 5,461.90 | 3,941.40 |
| 期末総賃貸面積（㎡） | 7,141.65 | 4,706.26 | 3,281.12 | 5,207.19 | 3,143.20 |
| 稼働率 | | | | | |
| 期末稼働率（%） | 100.0 | 96.5 | 100.0 | 95.3 | 79.7 |
| 月末稼働率の期中平均（%） | 99.0 | 95.7 | 99.7 | 95.3 | 82.2 |
| 損益情報 | | | | | |
| 当期中の営業日数 | 181 | 181 | 181 | 181 | 181 |
| ①賃貸事業収入合計 | 205,693 | 117,738 | 119,210 | 225,475 | 113,674 |
| 賃料等収入（千円） | 196,838 | 111,486 | 111,038 | 204,624 | 107,262 |
| その他賃貸事業収入（千円） | 8,854 | 6,252 | 8,172 | 20,850 | 6,411 |
| ②賃貸事業費用合計 | 61,206 | 35,645 | 36,624 | 72,038 | 49,174 |
| 外注委託費（千円） | 18,218 | 11,496 | - | 22,102 | 14,880 |
| 水道光熱費（千円） | 16,152 | 10,022 | 5,697 | 19,143 | 9,275 |
| 公租公課（千円） | 16,078 | 7,304 | 8,922 | 20,903 | 15,210 |
| 保険料（千円） | 538 | 318 | 185 | 286 | 205 |
| 修繕工事費（千円） | 3,118 | 2,221 | - | 2,009 | 6,472 |
| 管理委託料（千円） | 6,224 | 3,565 | 3,680 | 6,076 | 2,668 |
| 管理組合費（千円） | - | - | 17,925 | - | - |
| その他賃貸事業費用（千円） | 875 | 717 | 213 | 1,515 | 462 |
| ③NOI（=①-②）（千円） | 144,486 | 82,093 | 82,586 | 153,437 | 64,499 |
| ④減価償却費（千円） | 45,618 | 25,713 | 25,649 | 27,798 | 19,787 |
| ⑤賃貸事業損益（=③-④）（千円） | 98,868 | 56,379 | 56,936 | 125,639 | 44,711 |
| ⑥資本的支出（千円） | 12,194 | 10,479 | - | 11,024 | 2,887 |
| ⑦NCF（=③-⑥）（千円） | 132,292 | 71,614 | 82,586 | 142,412 | 61,612 |
| （参考情報） | | | | | |
| 年換算NOI利回り （対取得価格）（%） | 9.2 | 9.9 | 5.9 | 6.8 | 6.1 |

個別物件の収益状況 [参考情報] 第15期 (平成21年1月1日～平成21年6月30日)

| 地域区分 | 地方 | | | | |
|--------------------------|---------------|---------------------|----------------|---------------|---------------------------|
| 用途 | 事務所 | | 商業施設 | | |
| 不動産の名称 | JPR博多 中央ビル | 三菱UFJリース 名古屋本社ビル | JPR梅田 ロフトビル | ベネトン 心齋橋ビル | ハウジング・ デザイン・ センター神戸 |
| 価格情報 | | | | | |
| 取得価格 (百万円) | 1,920 | 4,137 | 13,000 | 5,430 | 7,220 |
| 投資比率 (%) | 0.6 | 1.4 | 4.3 | 1.8 | 2.4 |
| 期末評価額 (百万円) | 1,860 | 3,440 | 15,200 | 4,650 | 6,520 |
| 投資比率 (%) | 0.6 | 1.1 | 5.1 | 1.5 | 2.2 |
| 期末帳簿価額 (百万円) | 1,843 | 4,200 | 12,728 | 5,434 | 7,082 |
| 賃貸借情報 | | | | | |
| 期末テナント数 | 6 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 期末総賃貸可能面積 (㎡) | 3,331.78 | 7,123.07 | 18,586.97 | 5,303.98 | 35,444.13 |
| 期末総賃貸面積 (㎡) | 3,331.78 | 7,123.07 | 18,586.97 | 5,303.98 | 35,444.13 |
| 稼働率 | | | | | |
| 期末稼働率 (%) | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 月末稼働率の期中平均 (%) | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 損益情報 | | | | | |
| 当期中の営業日数 | 181 | 181 | 181 | 181 | 181 |
| ①賃貸事業収入合計 | 91,364 | 191,107 | 402,412 | | |
| 賃料等収入 (千円) | 85,862 | 176,691 | 402,412 | | |
| その他賃貸事業収入 (千円) | 5,501 | 14,415 | - | | |
| ②賃貸事業費用合計 | 22,672 | 93,997 | 37,900 | | |
| 外注委託費 (千円) | 6,518 | 16,247 | - | | |
| 水道光熱費 (千円) | 4,740 | 15,811 | - | | |
| 公租公課 (千円) | 7,194 | 15,612 | 26,812 | | |
| 保険料 (千円) | 162 | 383 | 644 | | |
| 修繕工事費 (千円) | 1,662 | 40,517 | 8,415 | | |
| 管理委託料 (千円) | 2,220 | 4,518 | 2,029 | | |
| 管理組合費 (千円) | - | - | - | | |
| その他賃貸事業費用 (千円) | 174 | 906 | - | | |
| ③NOI (=①-②) (千円) | 68,691 | 97,110 | 364,511 | 111,922 | 210,038 |
| ④減価償却費 (千円) | 19,452 | 27,016 | 30,314 | 26,664 | 93,314 |
| ⑤賃貸事業損益 (=③-④) (千円) | 49,238 | 70,093 | 334,197 | 85,257 | 116,723 |
| ⑥資本的支出 (千円) | 1,483 | 231,901 | - | - | 52,275 |
| ⑦NCF (=③-⑥) (千円) | 67,208 | △134,790 | 364,511 | 111,922 | 157,763 |
| (参考情報) | | | | | |
| 年換算NOI利回り (対取得価格) (%) | 7.2 | 4.7 | 5.7 | 4.2 | 5.9 |

個別物件の収益状況〔参考情報〕第15期（平成21年1月1日～平成21年6月30日）

| | |
|-------------------|-------------|
| 地域区分 | 地方 |
| 用途 | 商業施設 |
| 不動産の名称 | J P R 茶屋町ビル |
| 価格情報 | |
| 取得価格（百万円） | 6,000 |
| 投資比率（%） | 2.0 |
| 期末評価額（百万円） | 4,700 |
| 投資比率（%） | 1.6 |
| 期末帳簿価額（百万円） | 6,113 |
| 賃貸借情報 | |
| 期末テナント数 | 7 |
| 期末総賃貸可能面積（㎡） | 2,484.39 |
| 期末総賃貸面積（㎡） | 2,484.39 |
| 稼働率 | |
| 期末稼働率（%） | 100.0 |
| 月末稼働率の期中平均（%） | 100.0 |
| 損益情報 | |
| 当期中の営業日数 | 181 |
| ①賃貸事業収入合計 | 138,999 |
| 賃料等収入（千円） | 128,945 |
| その他賃貸事業収入（千円） | 10,053 |
| ②賃貸事業費用合計 | 40,280 |
| 外注委託費（千円） | 5,280 |
| 水道光熱費（千円） | 9,261 |
| 公租公課（千円） | 8,582 |
| 保険料（千円） | 172 |
| 修繕工事費（千円） | 13,014 |
| 管理委託料（千円） | 3,815 |
| 管理組合費（千円） | - |
| その他賃貸事業費用（千円） | 153 |
| ③NOI（＝①－②）（千円） | 98,719 |
| ④減価償却費（千円） | 20,180 |
| ⑤賃貸事業損益（＝③－④）（千円） | 78,539 |
| ⑥資本的支出（千円） | 17,922 |
| ⑦NCF（＝③－⑥）（千円） | 80,796 |
| （参考情報） | |
| 年換算NOI利回り | 3.3 |
| （対取得価格）（%） | |

個別物件の収益状況 [参考情報] 第15期 (平成21年1月1日～平成21年6月30日) 当期売却物件

| 地域区分 | 地方 | |
|--------------------------|------------------|---------------|
| 用途 | 事務所 | 商業施設 |
| 不動産の名称 | 明治安田生命 大阪梅田ビル | シュトラッセ 一番町 |
| 価格情報 | | |
| 取得価格 (百万円) | - | - |
| 投資比率 (%) | - | - |
| 期末評価額 (百万円) | - | - |
| 投資比率 (%) | - | - |
| 期末帳簿価額 (百万円) | - | - |
| 賃貸借情報 | | |
| 期末テナント数 | - | - |
| 期末総賃貸可能面積 (㎡) | - | - |
| 期末総賃貸面積 (㎡) | - | - |
| 稼働率 | | |
| 期末稼働率 (%) | - | - |
| 月末稼働率の期中平均 (%) | - | - |
| 損益情報 | | |
| 当期中の営業日数 | 176 | 176 |
| ①賃貸事業収入合計 | 373,465 | 160,000 |
| 賃料等収入 (千円) | 348,939 | - |
| その他賃貸事業収入 (千円) | 24,526 | 160,000 |
| ②賃貸事業費用合計 | 138,291 | 14,338 |
| 外注委託費 (千円) | 33,043 | 1,041 |
| 水道光熱費 (千円) | 46,271 | 1,066 |
| 公租公課 (千円) | 34,747 | 7,593 |
| 保険料 (千円) | 740 | 167 |
| 修繕工事費 (千円) | 8,609 | 925 |
| 管理委託料 (千円) | 11,236 | 2,243 |
| 管理組合費 (千円) | - | - |
| その他賃貸事業費用 (千円) | 3,641 | 1,301 |
| ③NOI (=①-②) (千円) | 235,174 | 145,661 |
| ④減価償却費 (千円) | 71,776 | 30,456 |
| ⑤賃貸事業損益 (=③-④) (千円) | 163,397 | 115,204 |
| ⑥資本的支出 (千円) | 12,212 | - |
| ⑦NCF (=③-⑥) (千円) | 222,961 | 145,661 |
| (参考情報) | | |
| 年換算NOI利回り (対取得価格) (%) | 5.9 | 7.2 |

d. ポートフォリオの収益状況

下表については次の方針に従って記載されています。

<全体情報について>

- ・ 本表は当期保有物件は、「地域区分」と「用途区分」に分けてそれぞれのポートフォリオ毎に合計し、記載しています。
なお、以下については、ポートフォリオ特有の説明のみ記載しています。

<地域区分について>

- ・ 地域区分の定義は、「個別物件の収益状況」の説明の通りです。

<価格情報について>

- ・ 「取得価格」、「期末評価額」及び「期末帳簿価額」の定義並びにその性格については、「個別物件の収益状況」の説明の通りです。

<賃貸借情報について>

- ・ 「期末テナント数」、「期末総賃貸可能面積」、「期末総賃貸面積」及び「月末稼働率の期中平均」の定義並びにその性格については、「個別物件の収益状況」の説明の通りです。
- ・ 「期末総賃貸可能面積」及び「期末総賃貸面積」は、小数第3位以下を四捨五入して記載しています。
- ・ 「稼働率」は、百分率表示で小数第2位以下を四捨五入して記載しています。

<損益情報について>

- ・ 「営業日数」は、各ポートフォリオにて期中取得又は売却があった場合には、取得価格加重平均稼働日数を採用しています。
- ・ 損益項目は、後掲の「重要な会計方針」に則して、損益状況を記載しています。
- ・ 「賃料等収入」は、賃料、共益費、月極駐車料等のテナントとの契約上で定められている定額の収入を記載しています。また、「その他賃貸事業収入」は、附加使用料、時間貸駐車場等の変動収入を記載しています。
- ・ 「賃貸事業費用」は、「減価償却費」を除いた賃貸事業費用を記載しています。
- ・ 「NOI」及び「NCF」の定義並びにその性格については、「個別物件の収益状況」の説明の通りです。
- ・ 「年換算NOI利回り」は、ポートフォリオの「NOI」をそのポートフォリオに属する物件の取得価格加重平均日数に応じて年換算した利回りを記載しています。
- ・ 売却を行った物件については、価格情報、賃貸借情報には含まれませんが、損益情報には含まれます。

ポートフォリオの収益状況 [参考情報] 第15期 (平成21年1月1日～平成21年6月30日)

| 地域区分 | 全物件合計 | 東京都心 | 東京周辺部 | 地方 |
|--------------------------|------------|-----------|------------|------------|
| 用途 | — | | | |
| 不動産の名称 | — | | | |
| 価格情報 | | | | |
| 取得価格 (百万円) | 299,419 | 127,411 | 109,231 | 62,777 |
| 投資比率 (%) | 100.0 | 42.6 | 36.5 | 21.0 |
| 期末評価額 (百万円) | 300,509 | 124,165 | 112,984 | 63,360 |
| 投資比率 (%) | 100.0 | 41.3 | 37.6 | 21.1 |
| 期末帳簿価額 (百万円) | 292,607 | 125,267 | 105,991 | 61,349 |
| 賃貸借情報 | | | | |
| 期末テナント数 | 476 | 138 | 188 | 150 |
| 期末総賃貸可能面積 (㎡) | 393,532.31 | 98,637.12 | 174,853.90 | 120,041.29 |
| 期末総賃貸面積 (㎡) | 380,897.96 | 93,430.39 | 169,110.13 | 118,357.44 |
| 稼働率 | | | | |
| 期末稼働率 (%) | 96.8 | 94.7 | 96.7 | 98.6 |
| 月末稼働率の期中平均 (%) | 96.2 | 95.7 | 96.8 | 96.1 |
| 損益情報 | | | | |
| 当期中の営業日数 | 163 | 181 | 130 | 181 |
| ①賃貸事業収入合計 | 11,030,526 | 4,316,072 | 3,528,171 | 3,186,283 |
| 賃料等収入 (千円) | 10,218,280 | 4,054,446 | 3,288,275 | 2,875,558 |
| その他賃貸事業収入 (千円) | 812,246 | 261,625 | 239,895 | 310,725 |
| ②賃貸事業費用合計 | 3,165,664 | 1,148,870 | 1,121,939 | 894,855 |
| 外注委託費 (千円) | 515,222 | 198,920 | 143,757 | 172,544 |
| 水道光熱費 (千円) | 698,282 | 219,543 | 290,087 | 188,651 |
| 公租公課 (千円) | 935,273 | 383,110 | 281,857 | 270,305 |
| 保険料 (千円) | 28,646 | 8,636 | 12,984 | 7,025 |
| 修繕工事費 (千円) | 242,956 | 46,670 | 58,187 | 138,098 |
| 管理委託料 (千円) | 211,269 | 88,311 | 53,731 | 69,226 |
| 管理組合費 (千円) | 463,436 | 172,802 | 254,614 | 36,019 |
| その他賃貸事業費用 (千円) | 70,579 | 30,875 | 26,719 | 12,984 |
| ③NOI (=①-②) (千円) | 7,864,861 | 3,167,201 | 2,406,232 | 2,291,428 |
| ④減価償却費 (千円) | 1,795,533 | 481,152 | 760,662 | 553,718 |
| ⑤賃貸事業損益 (=③-④) (千円) | 6,069,328 | 2,686,048 | 1,645,569 | 1,737,709 |
| ⑥資本的支出 (千円) | 755,090 | 101,630 | 125,257 | 528,202 |
| ⑦NCF (=⑤-⑥) (千円) | 7,109,771 | 3,065,571 | 2,280,974 | 1,763,225 |
| (参考情報) | | | | |
| 年換算NOI利回り (対取得価格) (%) | 5.6 | 5.0 | 6.2 | 6.1 |

ポートフォリオの収益状況 [参考情報] 第15期 (平成21年1月1日～平成21年6月30日)

| | | |
|--------------------------|------------|------------|
| 地域区分 | — | |
| 用途 | 事務所 | 商業施設 |
| 不動産の名称 | — | |
| 価格情報 | | |
| 取得価格 (百万円) | 204,034 | 95,385 |
| 投資比率 (%) | 68.1 | 31.9 |
| 期末評価額 (百万円) | 206,585 | 93,924 |
| 投資比率 (%) | 68.7 | 31.3 |
| 期末帳簿価額 (百万円) | 199,229 | 93,377 |
| 賃貸借情報 | | |
| 期末テナント数 | 429 | 47 |
| 期末総賃貸可能面積 (㎡) | 233,631.33 | 159,900.98 |
| 期末総賃貸面積 (㎡) | 221,256.13 | 159,641.83 |
| 稼働率 | | |
| 期末稼働率 (%) | 94.7 | 99.8 |
| 月末稼働率の期中平均 (%) | 95.1 | 97.8 |
| 損益情報 | | |
| 当期中の営業日数 | 155 | 181 |
| ①賃貸事業収入合計 | 7,757,419 | 3,273,107 |
| 賃料等収入 (千円) | 7,259,281 | 2,958,999 |
| その他賃貸事業収入 (千円) | 498,138 | 314,107 |
| ②賃貸事業費用合計 | 2,571,282 | 594,382 |
| 外注委託費 (千円) | 499,830 | 15,391 |
| 水道光熱費 (千円) | 564,669 | 133,613 |
| 公租公課 (千円) | 664,874 | 270,398 |
| 保険料 (千円) | 19,560 | 9,085 |
| 修繕工事費 (千円) | 199,428 | 43,527 |
| 管理委託料 (千円) | 185,560 | 25,708 |
| 管理組合費 (千円) | 404,192 | 59,243 |
| その他賃貸事業費用 (千円) | 33,165 | 37,413 |
| ③NOI (=①-②) (千円) | 5,186,136 | 2,678,725 |
| ④減価償却費 (千円) | 1,231,550 | 563,983 |
| ⑤賃貸事業損益 (=③-④) (千円) | 3,954,586 | 2,114,741 |
| ⑥資本的支出 (千円) | 671,929 | 83,161 |
| ⑦NCF (=③-⑥) (千円) | 4,514,207 | 2,595,563 |
| (参考情報) | | |
| 年換算NOI利回り (対取得価格) (%) | 5.8 | 5.4 |

e. 資本的支出の状況

① 資本的支出の予定について

本投資法人が保有する不動産及び不動産信託受益権に係わる信託不動産に関し、現在計画されている改修等に伴う資本的支出の予定額のうち、主要なものは以下の通りです。なお、工事予定金額には、会計上の費用に区分される部分が含まれています。

| 不動産等の名称 | 所在地 | 目的 | 予定期間 | 工事予定金額 (百万円) | | |
|-----------------|---------|-----------------|-----------------------|-----------------|-----------|-----------|
| | | | | 総額 | 当期 支払額 | 既支払 総額 |
| 新宿センタービル | 東京都新宿区 | 長周期地震動対策工事 | 自平成20年10月 至平成21年7月 | 200 | 41 | 41 |
| 三菱UFJリース名古屋本社ビル | 愛知県名古屋市 | 1階～5階共用部改修工事 | 自平成21年7月 至平成21年9月 | 99 | — | — |
| 川口センタービル | 埼玉県川口市 | 外壁補修、シール更新工事 | 自平成21年9月 至平成21年12月 | 88 | — | — |
| JPR横浜日本大通ビル | 神奈川県横浜市 | B1階、1階、4階空調改修工事 | 自平成21年7月 至平成21年12月 | 41 | — | — |
| 川口センタービル | 埼玉県川口市 | 中央監視システム改修工事 | 自平成21年7月 至平成21年12月 | 39 | — | — |
| 兼松ビル | 東京都中央区 | 中央監視システム改修工事 | 自平成21年7月 至平成21年12月 | 30 | — | — |
| 三菱UFJリース名古屋本社ビル | 愛知県名古屋市 | 機械式駐車場改修工事 | 自平成21年9月 至平成21年12月 | 19 | — | — |

② 期中に行った資本的支出について

当期において本投資法人が不動産及び信託不動産に対して実施した資本的支出の額は、以下の通りです。資本的支出の主なものとしては、維持保全のための外壁シール更新、テナント満足度の維持向上を目的とした改修工事のほか、新規テナントの誘致促進を目的とした共用部の改修や貸室へのOAフロアの設置等の工事を実施しました。また、これら工事とは別に修繕費に計上した248百万円（※）の工事を実施しています。

| 不動産等の名称 | 所在地 | 目的 | 期間 | 工事金額 (百万円) |
|-----------------------|---------|---------------------------------------|-----------------------|---------------|
| 三菱UFJリース名古屋 本社ビル | 愛知県名古屋市 | 1階～9階空調改修及び6階 ～9階共用部改修工事 | 自平成21年1月 至平成21年6月 | 224 |
| JPR那覇ビル | 沖縄県那覇市 | 1階～12階空調改修工事 | 自平成21年1月 至平成21年6月 | 84 |
| JPR博多ビル | 福岡県福岡市 | 1階～5階共用部改修工事 | 自平成21年1月 至平成21年6月 | 78 |
| JPR横浜日本大通ビル | 神奈川県横浜市 | 2階、3階、5階、6階空調 改修工事 | 自平成21年1月 至平成21年6月 | 65 |
| ハウジング・デザイン・ センター神戸 | 兵庫県神戸市 | 10階天井改修工事 | 自平成20年10月 至平成21年2月 | 39 |
| JPR市ヶ谷ビル | 東京都千代田区 | 1階、2階空調改修工事 | 自平成21年1月 至平成21年6月 | 30 |
| JPR上野イーストビル | 東京都台東区 | 外壁補修、シール更新工事 | 自平成21年4月 至平成21年6月 | 28 |
| その他の不動産等 | | 共用部改修、OAフロア設置、 駐車場、空調、 防災設備の整備等 | | 202 |
| 合計 | | | | 755 |

※ 修繕費には修繕工事本体金額に加え、当該工事に対して不動産管理会社へ支払われた工事管理報酬額（5百万円）が含まれています。

③ 長期修繕計画のために積立てた金銭

本投資法人は、物件毎に策定した中長期修繕計画に基づき、減価償却費等の余剰キャッシュ・フロー（利益の内部留保に伴うものを含みます。）のなかから大規模な修繕等に充当するため、以下の通り金銭の積立てを行っています。

（単位：百万円）

| 計算期間 | 前期末積立金残高 | 当期積立額 | 当期積立金取崩額 | 次期繰越額 |
|--------------------------------------|----------|-------|----------|-------|
| 第11期 自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日 | 698 | 488 | 505 | 681 |
| 第12期 自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日 | 681 | 803 | 747 | 737 |
| 第13期 自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日 | 737 | 604 | 545 | 796 |
| 第14期 自 平成20年7月1日 至 平成20年12月31日 | 796 | 697 | 725 | 768 |
| 第15期 自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日 | 768 | 555 | 540 | 783 |

f. 主要な投資資産について

本投資法人の投資不動産の各物件につき、第15期における全賃貸事業収入の10%以上を占める物件はありません。

g. テナント情報

(イ) 投資法人全体の最近5年の賃貸借の概況

| | 物件数 | 総テナント数 | 総賃貸可能面積 | 稼働率 |
|-----------|-----|--------|-------------|-------|
| 平成16年7月末 | 39 | 459 | 267,317.77㎡ | 93.7% |
| 平成16年8月末 | 39 | 453 | 267,312.68㎡ | 93.3% |
| 平成16年9月末 | 39 | 459 | 267,316.63㎡ | 93.9% |
| 平成16年10月末 | 40 | 465 | 268,000.68㎡ | 94.8% |
| 平成16年11月末 | 42 | 495 | 273,347.71㎡ | 94.8% |
| 平成16年12月末 | 42 | 496 | 273,330.52㎡ | 95.1% |
| 平成17年1月末 | 42 | 496 | 273,378.75㎡ | 94.5% |
| 平成17年2月末 | 43 | 496 | 276,230.89㎡ | 94.3% |
| 平成17年3月末 | 41 | 455 | 267,818.64㎡ | 95.3% |
| 平成17年4月末 | 41 | 459 | 276,082.73㎡ | 94.9% |
| 平成17年5月末 | 42 | 456 | 281,408.97㎡ | 94.8% |
| 平成17年6月末 | 42 | 459 | 281,408.97㎡ | 95.4% |
| 平成17年7月末 | 42 | 465 | 281,413.40㎡ | 95.8% |
| 平成17年8月末 | 42 | 469 | 281,389.65㎡ | 95.7% |
| 平成17年9月末 | 43 | 460 | 315,838.65㎡ | 96.1% |
| 平成17年10月末 | 43 | 457 | 315,863.41㎡ | 95.8% |
| 平成17年11月末 | 42 | 436 | 308,205.26㎡ | 96.4% |
| 平成17年12月末 | 42 | 441 | 308,205.26㎡ | 97.2% |
| 平成18年1月末 | 42 | 443 | 308,182.97㎡ | 97.2% |
| 平成18年2月末 | 42 | 449 | 308,182.97㎡ | 97.2% |
| 平成18年3月末 | 44 | 462 | 315,173.30㎡ | 97.8% |
| 平成18年4月末 | 44 | 462 | 315,156.84㎡ | 98.2% |
| 平成18年5月末 | 44 | 460 | 315,156.84㎡ | 97.9% |
| 平成18年6月末 | 44 | 462 | 315,156.84㎡ | 98.0% |
| 平成18年7月末 | 44 | 463 | 315,156.85㎡ | 98.0% |
| 平成18年8月末 | 45 | 472 | 317,641.24㎡ | 98.0% |
| 平成18年9月末 | 46 | 472 | 337,382.19㎡ | 98.3% |
| 平成18年10月末 | 46 | 474 | 337,382.18㎡ | 98.3% |
| 平成18年11月末 | 46 | 475 | 337,382.05㎡ | 98.4% |
| 平成18年12月末 | 46 | 479 | 337,382.05㎡ | 98.6% |
| 平成19年1月末 | 46 | 478 | 338,657.09㎡ | 98.7% |
| 平成19年2月末 | 46 | 494 | 341,637.63㎡ | 98.9% |
| 平成19年3月末 | 49 | 504 | 363,100.22㎡ | 99.1% |
| 平成19年4月末 | 48 | 492 | 361,574.77㎡ | 99.3% |

| | 物件数 | 総テナント数 | 総賃貸可能面積 | 稼働率 |
|-----------|-----|--------|-------------|-------|
| 平成19年5月末 | 48 | 490 | 361,574.77㎡ | 98.9% |
| 平成19年6月末 | 48 | 491 | 361,574.77㎡ | 99.0% |
| 平成19年7月末 | 49 | 526 | 373,620.93㎡ | 99.0% |
| 平成19年8月末 | 49 | 528 | 373,610.03㎡ | 99.0% |
| 平成19年9月末 | 49 | 528 | 373,610.03㎡ | 99.0% |
| 平成19年10月末 | 49 | 522 | 373,610.03㎡ | 98.4% |
| 平成19年11月末 | 49 | 519 | 373,609.99㎡ | 98.4% |
| 平成19年12月末 | 49 | 517 | 373,609.99㎡ | 98.4% |
| 平成20年1月末 | 49 | 519 | 373,609.99㎡ | 98.5% |
| 平成20年2月末 | 49 | 523 | 373,565.79㎡ | 98.8% |
| 平成20年3月末 | 50 | 547 | 381,589.80㎡ | 97.6% |
| 平成20年4月末 | 50 | 544 | 383,462.00㎡ | 97.8% |
| 平成20年5月末 | 50 | 540 | 383,473.41㎡ | 97.6% |
| 平成20年6月末 | 50 | 537 | 383,491.03㎡ | 97.5% |
| 平成20年7月末 | 51 | 536 | 386,833.76㎡ | 97.5% |
| 平成20年8月末 | 52 | 536 | 387,935.68㎡ | 97.4% |
| 平成20年9月末 | 52 | 534 | 388,104.42㎡ | 97.0% |
| 平成20年10月末 | 51 | 509 | 381,515.82㎡ | 97.2% |
| 平成20年11月末 | 51 | 501 | 381,513.12㎡ | 96.8% |
| 平成20年12月末 | 52 | 499 | 383,215.57㎡ | 96.4% |
| 平成21年1月末 | 52 | 499 | 383,276.05㎡ | 96.2% |
| 平成21年2月末 | 52 | 499 | 383,277.74㎡ | 96.1% |
| 平成21年3月末 | 52 | 501 | 383,234.49㎡ | 96.2% |
| 平成21年4月末 | 52 | 499 | 383,276.13㎡ | 96.2% |
| 平成21年5月末 | 52 | 493 | 383,277.07㎡ | 95.8% |
| 平成21年6月末 | 51 | 476 | 393,532.31㎡ | 96.8% |

(注1) 契約面積と賃料算定面積が異なる場合、第10期までは賃料算定面積を賃貸面積としていましたが、第11期からは契約面積を賃貸面積としています。

(注2) 稼働率は小数第2位以下を四捨五入しています。

なお、第15期末のテナントの総数、総賃貸面積の合計及び総賃貸可能面積の合計並びに第15期の総賃料収入の合計は以下の通りです。

| | |
|------------|--------------|
| テナントの総数 | 476 |
| 総賃貸面積の合計 | 380,897.96㎡ |
| 総賃貸可能面積の合計 | 393,532.31㎡ |
| 総賃料収入の合計 | 11,030,526千円 |

(ロ) 上位20テナント

平成21年6月30日現在の賃貸面積ベースの上位20社は以下の表の通りです。

| 順位 | テナント名 | 入居物件名称 | 期末賃貸面積 (㎡) | 期末総賃貸面積に占める割合 (注1) |
|----|------------------------|--|---------------|-----------------------|
| 1 | エー・ビー・シー開発株式会社 | ハウジング・デザイン・センター神戸 | 35,444.13 | 9.3% |
| 2 | 株式会社西友 | 田無アスタ | 31,121.71 | 8.1% |
| 3 | 東京建物株式会社 | 新宿センタービル アルカイースト 川崎ダイスビル | 22,181.66 | 5.8% |
| 4 | 株式会社イトーヨーカ堂 | JPR武蔵小杉ビル | 19,740.95 | 5.2% |
| 5 | 株式会社ロフト | JPR梅田ロフトビル | 18,586.97 | 4.9% |
| 6 | 新宿スクエアタワー管理株式会社 | 新宿スクエアタワー | 11,268.27 | 2.9% |
| 7 | 株式会社オリンピック | 武蔵浦和ショッピングスクエア | 9,558.51 | 2.5% |
| 8 | タワーレコード株式会社 | JPR渋谷タワーレコードビル | 8,076.85 | 2.1% |
| 9 | 三菱UFJリース株式会社 | JPR千葉ビル 三菱UFJリース名古屋本社ビル | 7,287.86 | 1.9% |
| 10 | 株式会社損害保険ジャパン | 川口センタービル ゆめおおおかオフィスタワー 損保ジャパン仙台ビル 損保ジャパン和歌山ビル | 7,261.54 | 1.9% |
| 11 | 有楽土地株式会社 | ライズアリーナビル | 6,023.39 | 1.6% |
| 12 | 株式会社マルエツ | キュポ・ラ本館棟 | 5,963.00 | 1.6% |
| 13 | 岩谷産業株式会社 | 東京建物本町ビル | 5,959.86 | 1.6% |
| 14 | ベネトンジャパン株式会社 | ベネトン心齋橋ビル | 5,303.98 | 1.4% |
| 15 | 株式会社ニトリ | 武蔵浦和ショッピングスクエア | 5,285.40 | 1.4% |
| 16 | 日本エイ・ティー・エム株式会社 | オリナスタワー | 4,255.56 | 1.1% |
| 17 | シミック株式会社 | 五反田ファーストビル | 4,236.65 | 1.1% |
| 18 | キャノンイメージングシステムズ株式会社 | 新潟駅南センタービル | 3,944.46 | 1.0% |
| 19 | 監査法人トーマツ | MS芝浦ビル | 3,922.74 | 1.0% |
| 19 | 三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社 | MS芝浦ビル | 3,922.74 | 1.0% |

(注1) 小数第2位以下を四捨五入しています。

(注2) 共有ビル等については、本投資法人の保有に係る面積を記載しています。

(ハ) 主なテナントの一覧及び当該テナントにかかる主な賃貸条件

本投資法人が平成21年6月30日現在保有している不動産及び不動産信託受益権に係る信託不動産における主なテナント及び主なテナント毎の期末年間契約賃料（期末の月額契約賃料を年換算したもの）と期末賃貸面積は、下表の通りです。

ここで「主なテナント」とは、以下のいずれかの条件に該当するテナントをいいます。

- A. 当該テナントが支払うべき期末年間契約賃料（当該テナントが複数の物件に入居している場合にはそれらの物件全体での期末年間契約賃料合計とします。）が、期末全年間契約賃料の10%以上であること。
- B. 当該テナントの契約上の期末賃貸面積が、期末総賃貸面積の10%以上であること。
- C. 当該テナントが利害関係者（本資産運用会社に対する出資又は本資産運用会社への役員の派遣若しくは従業員の出向を行っている者及びその関連会社をいい、投信法上の「利害関係人等」とは異なりません。）であること。

①利害関係者以外の主なテナント

該当はありません。

②利害関係者であるテナント

| 名称 | 業種 | 該当条件 | 物件名 | 期末年間契約賃料 (円) (注1) | 比率 (%) | 期末賃貸面積 (㎡) | 比率 (%) | |
|-------------------------|------------|-------------|-----------------------|----------------------|---------------|---------------|-----------|-----|
| 東京建物株式会社 | 不動産業 | C | 新宿センタービル (注2) (注3) | 貸室 | 907,477,140 | 4.2 | 8,041.63 | 2.1 |
| | | | 川崎ダイスビル (注2) (注4) | 貸室 | 738,587,328 | 3.4 | 13,107.52 | 3.4 |
| | | | アルカイースト | 貸室 | 80,122,560 | 0.4 | 1,032.51 | 0.3 |
| | | | オリナスタワー | 駐車場 | 1,440,000 | 0.0 | — | — |
| | | | 小計 | | 1,727,627,028 | 8.0 | 22,181.66 | 5.8 |
| 新宿スクエア タワー管理 株式会社 | 不動産 管理業 | C | 新宿スクエアタワー (注5) | 貸室 | 590,353,079 | 2.7 | 11,268.27 | 2.9 |
| 有楽土地 株式会社 | 不動産 業 | C | ライズアリーナビル (注6) | 貸室 | 448,229,220 | 2.1 | 6,023.39 | 1.6 |
| 株式会社 損害保険 ジャパン | 損害 保険業 | C | 損保ジャパン仙台ビル | 貸室 | 208,711,080 | 1.0 | 4,421.51 | 1.2 |
| | | | | 駐車場等 | 39,156,000 | 0.2 | — | — |
| | | | | 計 | 247,867,080 | 1.1 | 4,421.51 | 1.2 |
| | | | 損保ジャパン和歌山 ビル | 貸室 | 74,377,320 | 0.3 | 1,778.13 | 0.5 |
| | | | | 駐車場等 | 15,420,000 | 0.1 | — | — |
| | | | | 計 | 89,797,320 | 0.4 | 1,778.13 | 0.5 |
| | | | 川口センタービル | 貸室 | 30,281,424 | 0.1 | 534.52 | 0.1 |
| | | | | 駐車場 | 4,800,000 | 0.0 | — | — |
| | | | | 計 | 35,081,424 | 0.2 | 534.52 | 0.1 |
| | | | ゆめおおおかオフィス タワー | 貸室 | 29,481,144 | 0.1 | 527.38 | 0.1 |
| 小計 | | 402,226,968 | 1.9 | 7,261.54 | 1.9 | | | |

| 名称 | 業種 | 該当条件 | 物件名 | | 期末年間契約賃料 (円) (注1) | 比率 (%) | 期末賃貸面積 (㎡) | 比率 (%) |
|---------------------------------|------------|-------------|----------------------|----------|----------------------|-----------|---------------|-----------|
| 明治安田 生命保険 相互会社 | 生命 保険業 | C | J P R 那覇ビル | 貸室 | 24,553,320 | 0.1 | 502.12 | 0.1 |
| | | | | 駐車場 | 1,008,000 | 0.0 | — | — |
| | | | | 計 | 25,561,320 | 0.1 | 502.12 | 0.1 |
| | | | 新横浜第二センター ビル (注7) | 貸室 | 7,076,100 | 0.0 | 129.89 | 0.0 |
| | | | ゆめおおおかオフィス タワー | 貸室 | 14,237,868 | 0.1 | 230.70 | 0.1 |
| | | | 小計 | | 46,875,288 | 0.2 | 862.71 | 0.2 |
| 損保ジャパン ひまわり 生命保険 株式会社 | 生命 保険業 | C | 損保ジャパン仙台ビル | 貸室 | 15,411,180 | 0.1 | 292.81 | 0.1 |
| | | | | 駐車場等 | 2,952,000 | 0.0 | — | — |
| | | | | 計 | 18,363,180 | 0.1 | 292.81 | 0.1 |
| | | | 損保ジャパン和歌山 ビル | 貸室 | 10,379,520 | 0.0 | 238.29 | 0.1 |
| | | | | 駐車場等 | 900,000 | 0.0 | — | — |
| | | | | 計 | 11,279,520 | 0.1 | 238.29 | 0.1 |
| 小計 | | 29,642,700 | 0.1 | 531.10 | 0.1 | | | |
| 株式会社 損保ジャパン 調査サービス | 損害 保険業 | C | 損保ジャパン仙台ビル | 駐車場等 | 5,478,000 | 0.0 | — | — |
| | | | 損保ジャパン和歌山 ビル | 駐車場 | 3,000,000 | 0.0 | — | — |
| | | | 小計 | | 8,478,000 | 0.0 | — | — |
| 東京不動産 管理株式会社 | 不動産 管理業 | C | 東京建物本町ビル | 駐車場 | 8,118,000 | 0.0 | — | — |
| | | | オリナスタワー | 貸室 | 94,960,716 | 0.4 | 1,046.33 | 0.3 |
| | | | | 駐車場 | 840,000 | 0.0 | — | — |
| | | | | 計 | 95,800,716 | 0.4 | 1,046.33 | 0.3 |
| 小計 | | 103,918,716 | 0.5 | 1,046.33 | 0.3 | | | |
| 株式会社 損保ジャパ ン・ビルマネ ジメント | 不動産 管理業 | C | 損保ジャパン仙台ビル | 貸室 | 1,294,320 | 0.0 | 39.86 | 0.0 |
| | | | | 駐車場 | 360,000 | 0.0 | — | — |
| | | | | 計 | 1,654,320 | 0.0 | 39.86 | 0.0 |
| 株式会社東京 建物アメリ ティサポート | 不動産 管理業 | C | オリナスタワー | 貸室 | 128,269,080 | 0.6 | 1,413.34 | 0.4 |
| | | | | 駐車場 | 840,000 | 0.0 | — | — |
| | | | | 計 | 129,109,080 | 0.6 | 1,413.34 | 0.4 |
| 東京ビルサー ビス株式会社 | 不動産 管理業 | C | オリナスタワー | 貸室 | 31,259,076 | 0.1 | 344.43 | 0.1 |
| 全テナント合計 | | | | | 21,658,393,383 | 100.0 | 383,116.00 | 100.0 |

(注1) 期末年間契約賃料は、契約上の月額賃料・共益費・駐車場使用料・倉庫使用料・看板使用料等（月額契約賃料）の12か月分の合計を記載しています。

本投資法人が現在又は将来において実際に受領できる賃料を表示又は保証するものではありません。

(注2) 東京建物株式会社の新宿センタービルにおける期末年間契約賃料及び期末賃貸面積は、本投資法人が保有する共有持分割合に相当する数値（(注3)においても同様です。）を記載しており、川崎ダイスビルにおける期末年間契約賃料及び期末賃貸面積は、本投資法人が保有する信託受益権の準共有持分割合に相当する数値（(注4)においても同様です。）を記載しています。

(注3) 新宿センタービルは、東京建物株式会社が転借人に転貸（サブリース）を行っており、転借人への賃貸借状況により同社が支払う賃料が変動する賃貸借契約が締結されています。

同社は新宿センタービルにおいて、利害関係者に該当する大成建設株式会社に一部を転貸（サブリース）しており、転借人の期末年間契約賃料及び期末賃貸面積は以下の通りです。

| 期末年間契約賃料 (円) | 期末賃貸面積 (㎡) |
|-----------------|---------------|
| 412,501,032 | 3,181.29 |

(注4) 川崎ダイスビルは、東京建物株式会社が転借人に転貸（サブリース）を行っており、転借人への賃貸借状況により同社が支払う賃料が変動する賃貸借契約が締結されています。

同社は川崎ダイスビルにおいて、利害関係者に該当する東京建物リゾート株式会社に一部を転貸（サブリース）しており、転借人の期末年間契約賃料及び期末賃貸面積は以下の通りです。

| 期末年間契約賃料 (円) | 期末賃貸面積 (㎡) |
|-----------------|---------------|
| 9,144,144 | 83.96 |

(注5) 新宿スクエアタワーは、各区分所有者が各々の専有部分を新宿スクエアタワー管理株式会社に一括して賃貸し、同社はこれを転借人に転貸（サブリース）しており、同社が転借人から受領する賃料から一定率の金額を控除した金額に本投資法人の賃料配分率である40.31465%を乗じた金額を、同社は賃料として本投資法人に支払うこととなっています。

(注6) ライズアリーナビルは、有楽土地株式会社が転借人に転貸（サブリース）を行っており、転借人への賃貸借状況により同社が支払う賃料が変動する賃貸借契約が締結されています。

(注7) 明治安田生命保険相互会社の新横浜第二センタービルにおける期末年間契約賃料及び期末賃貸面積は、本投資法人が保有する共有持分割合に相当する数値です。

[主な利害関係者との賃貸条件]

| テナント名 | 株式会社損害保険ジャパン | | |
|---------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 物件名 | 損保ジャパン仙台ビル | 損保ジャパン和歌山ビル | 川口センタービル |
| 契約期間 | 2年間 | 2年間 | 2年間 |
| 当初契約始期 | 平成14年6月26日 | 平成14年6月26日 | 平成6年4月16日 |
| 直近更新日 | 平成20年6月26日 | 平成20年6月26日 | 平成21年4月1日 |
| 契約更新の方法 | 期間満了の6ヶ月前までに別段の意思表示がない限り、2年間更新 | 期間満了の6ヶ月前までに別段の意思表示がない限り、2年間更新 | 期間満了の3ヶ月前までに別段の意思表示がない限り、2年間更新 |
| 敷金(注1) | 金144,778,200円 | 金51,781,880円 | 金30,745,396円 |

| テナント名 | 株式会社損害保険ジャパン | 東京建物株式会社 | |
|------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 物件名 | ゆめおおおか オフィスタワー | 新宿センタービル | 川崎ダイスビル(注3) |
| 契約期間 | 3年間 | 5年間 | 20年間 |
| 当初契約始期 | 平成9年6月16日 | 平成20年3月27日 | 平成15年8月28日 |
| 直近更新日 | 平成21年4月1日 | なし | なし |
| 契約更新の方法 | 期間満了の6ヶ月前までに別段の意思表示がない限り、3年間更新 | 期間満了の6ヶ月前までに別段の意思表示がない限り、3年間更新 | 期間満了の6ヶ月前までに別段の意思表示がない限り、3年間更新 |
| 敷金(注1)(注2) | 金21,057,960円 | — | 金498,151,022円 |

| テナント名 | 東京建物株式会社 | 明治安田生命保険相互会社 | |
|------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 物件名 | アルカイースト | JPR那覇ビル | 新横浜第二 センタービル |
| 契約期間 | 2年間 | 2年間 | 2年間 |
| 当初契約始期 | 平成17年9月12日 | 平成13年3月16日 | 平成12年3月28日 |
| 直近更新日 | 平成21年9月12日 | 平成21年3月16日 | 平成21年3月28日 |
| 契約更新の方法 | 期間満了の6ヶ月前までに別段の意思表示がない限り、2年間更新 | 期間満了の6ヶ月前までに別段の意思表示がない限り、2年間更新 | 期間満了の6ヶ月前までに別段の意思表示がない限り、1年間更新 |
| 敷金(注1)(注4) | 金46,844,970円 | 金18,226,940円 | 金10,305,600円 |

| テナント名 | 新宿スクエアタワー管理 株式会社 | 有楽土地株式会社 |
|---------|--------------------------------|--------------------------------|
| 物件名 | 新宿スクエアタワー | ライズアリーナビル (注5) |
| 契約期間 | 20年間 | 5年間 |
| 当初契約始期 | 平成6年11月1日 | 平成19年2月1日 |
| 直近更新日 | なし | なし |
| 契約更新の方法 | 期間満了の6ヶ月前までに別段の意思表示がない限り、5年間更新 | 期間満了の6ヶ月前までに別段の意思表示がない限り、2年間更新 |
| 敷金(注1) | — | 金300,641,550円 |

(注1) 上記敷金には駐車場契約、広告契約及びその他契約に基づく敷金を含みません。

(注2) 川崎ダイスビルにおける敷金は、本投資法人が保有する信託受益権の準共有持分割合に相当する金額(注3)においても同様です。)を記載しています。

(注3) 川崎ダイスビルは、東京建物株式会社が転借人に転貸（サブリース）を行っており、転借人への賃貸借状況により同社が預託する敷金の変動する賃貸借契約が締結されています。

同社は川崎ダイスビルにおいて、利害関係者に該当する東京建物リゾート株式会社の一部を転貸（サブリース）しており、転借人との主な賃貸条件は以下の通りです。

| | |
|--------|--------------------|
| 契約期間 | 6年間 (定期建物賃貸借契約) |
| 当初契約始期 | 平成21年8月28日 |
| 敷金 | 金11,683,755円 |

(注4) 明治安田生命保険相互会社の新横浜第二センタービルにおける敷金は、本投資法人が保有する共有持分割合に相当する金額を記載しています。

(注5) ライズアリーナビルは、有楽土地株式会社が転借人に転貸（サブリース）を行っており、転借人への賃貸借状況により同社が預託する敷金の変動する賃貸借契約が締結されています。

h. 第15期終了後の物件の取得・売却の概要

取得予定物件

本書の日付の前日までに契約を締結している取得予定物件の概要は以下の通りです。

< J P R 千駄ヶ谷ビル >

物件概要

所在地 : 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番5号

所有形態 : 土地 : 所有権
建物 : 所有権

敷地面積 : 2,217.49㎡

建物延床面積 : 7,683.19㎡

構造 : 鉄骨造8階建

竣工年月 : 平成21年5月

売買条件（注1）

売買価格 : 15,050百万円（注2）

資産の種類 : 不動産

取得予定年月 : 平成22年5月

（注1）本投資法人又は売主に不動産売買契約上の重大な義務の違反がある場合には、相手方は、当該契約を解除し、違約金額として売買代金の20%相当額を請求することができます。上記の解除の場合、違約金を上回る損害が発生した場合でも違約金を超える金銭を請求することはできず、また損害が違約金を下回る場合でも違約金の減額を請求することはできません。

（注2）売主によるテナント誘致の結果等により収益性が向上した場合には、16,500百万円を上限に、一定の算定方法を用いて取得価格の変更を行うことがあります。

③【その他投資資産の主要なもの】

上記「② 投資不動産物件」をご参照下さい。

(3) 【運用実績】

① 【純資産等の推移】

平成21年6月期の直近6計算期間末日の本投資法人の総資産額、純資産総額及び投資口1口当たりの純資産額の推移は次の通りです。なお、総資産額及び純資産総額を期中では正確に把握することが困難であるため、期中の各月末については記載しておりません。

| 年月日 | 総資産額 (千円) | 純資産総額 (千円) | 1口当たりの純資産額 (円) |
|---------------------------|------------------------------|------------------------------|----------------------|
| 第10期計算期間末 (平成18年12月末日) | 244,691,958 (241,049,268) | 119,074,268 (115,431,578) | 224,668 (217,795) |
| 第11期計算期間末 (平成19年6月末日) | 271,398,827 (267,026,327) | 161,098,190 (156,725,690) | 257,757 (250,761) |
| 第12期計算期間末 (平成19年12月末日) | 278,842,087 (274,672,712) | 160,895,166 (156,725,791) | 257,432 (250,761) |
| 第13期計算期間末 (平成20年6月末日) | 303,459,974 (299,008,724) | 161,177,014 (156,725,764) | 257,883 (250,761) |
| 第14期計算期間末 (平成20年12月末日) | 309,253,338 (304,820,838) | 161,158,271 (156,725,771) | 257,853 (250,761) |
| 第15期計算期間末 (平成21年6月末日) | 329,163,520 (326,831,645) | 159,057,682 (156,725,807) | 254,492 (250,761) |

(注1) 総資産額及び純資産総額は、帳簿価格を使用しています。

(注2) 括弧内の数値は、分配落ちの金額です。

本投資証券は東京証券取引所に上場されており、取引所価格の推移は以下の通りです。

(最近3年間の事業年度別最高・最低投資口価格)

| 回次 決算年月 | 第10期 平成18年12月 | 第11期 平成19年6月 | 第12期 平成19年12月 | 第13期 平成20年6月 | 第14期 平成20年12月 | 第15期 平成21年6月 |
|------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| 最高 | 443,000 | 564,000 | 511,000 | 458,000 | 319,000 | 258,000 |
| 最低 | 319,000 | 423,000 | 372,000 | 272,000 | 130,300 | 143,000 |

(最近1年間の月別最高・最低投資口価格)

| 月別 | 平成20年 7月 | 平成20年 8月 | 平成20年 9月 | 平成20年 10月 | 平成20年 11月 | 平成20年 12月 |
|----|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 最高 | 319,000 | 267,200 | 311,000 | 262,100 | 214,800 | 244,000 |
| 最低 | 257,100 | 211,100 | 222,500 | 130,300 | 132,800 | 162,200 |
| 月別 | 平成21年 1月 | 平成21年 2月 | 平成21年 3月 | 平成21年 4月 | 平成21年 5月 | 平成21年 6月 |
| 最高 | 258,000 | 239,400 | 207,500 | 210,200 | 192,000 | 218,600 |
| 最低 | 196,600 | 151,800 | 143,000 | 160,200 | 164,000 | 178,600 |

②【分配の推移】

平成21年6月期の直近6計算期間の本投資法人の分配総額、投資口1口当たりの分配の額の推移は次の通りです。

| 計算期間 | 分配総額 (百万円) | 1口当たり分配金 (円) |
|---------------------------------|---------------|-----------------|
| 第10期(自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日) | 3,642 | 6,873 |
| 第11期(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日) | 4,372 | 6,996 |
| 第12期(自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日) | 4,169 | 6,671 |
| 第13期(自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日) | 4,451 | 7,122 |
| 第14期(自 平成20年7月1日 至 平成20年12月31日) | 4,432 | 7,092 |
| 第15期(自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日) | 2,331 | 3,731 |

③【自己資本利益率(収益率)の推移】

平成21年6月期の直近6計算期間末日の本投資法人の自己資本利益率の推移は次の通りです。

| 計算期間 | 自己資本利益率 | (年換算値) |
|---------------------------------|---------|--------|
| 第10期(自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日) | 3.1% | 6.1% |
| 第11期(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日) | 3.1% | 6.3% |
| 第12期(自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日) | 2.6% | 5.1% |
| 第13期(自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日) | 2.8% | 5.5% |
| 第14期(自 平成20年7月1日 至 平成20年12月31日) | 2.8% | 5.5% |
| 第15期(自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日) | 1.5% | 2.9% |

(注) 自己資本利益率 = 当期純利益 / (期首純資産額 + 期末純資産額) ÷ 2

第二部【投資法人の詳細情報】

第1【投資法人の追加情報】

1【投資法人の沿革】

| 年月日 | 沿革 |
|-------------|--|
| 平成13年9月6日 | 設立企画人（資産運用会社）による投信法第69条第1項に基づく設立に係る届出 |
| 平成13年9月14日 | 投信法第166条に基づく設立の登記、本投資法人の成立 |
| 平成13年9月27日 | 投信法第188条に基づく登録の申請 |
| 平成13年10月18日 | 投信法第187条に基づく内閣総理大臣による登録の実施 (登録番号 関東財務局長 第10号) |
| 平成13年11月16日 | 私募による新投資口発行 資産運用開始 |
| 平成13年12月19日 | 規約の変更 |
| 平成14年1月22日 | 投資口分割（投資口1口を2.5口に分割） |
| 平成14年4月10日 | 規約の変更 |
| 平成14年5月30日 | 規約の変更 |
| 平成14年6月14日 | 日本国内における公募による新投資口発行 東京証券取引所に上場 |
| 平成15年7月15日 | 日本国内における公募による新投資口発行 |
| 平成15年8月9日 | 第三者割当による新投資口発行 |
| 平成15年9月4日 | 規約の変更 |
| 平成17年2月2日 | 日本国内における公募による新投資口発行 |
| 平成17年3月2日 | 第三者割当による新投資口発行 |
| 平成17年9月8日 | 規約の変更 |
| 平成19年2月6日 | 日本国内における公募による新投資口発行 |
| 平成19年3月7日 | 第三者割当による新投資口発行 |
| 平成19年9月5日 | 規約の変更 |
| 平成21年9月8日 | 規約の変更 |

2【役員の状況】

(本書の日付現在)

| 氏名(生年月日) | 役職名 | 主要略歴 | 所有投資口数 |
|-------------------------|------|---|--------|
| 金子 博人 (昭和23年5月2日生) | 執行役員 | 昭和52年4月 弁護士登録(東京弁護士会)山田茂法律事務所加入 昭和54年4月 金子博人法律事務所 代表弁護士(現職) 平成13年12月 日本プライムリアルティ投資法人 執行役員(現職) | — |
| 安田 莊助 (昭和18年12月15日生) | 監督役員 | 昭和43年4月 株式会社扇屋本店 昭和50年12月 芹沢政光公認会計士事務所 昭和55年6月 安田莊助税理士事務所 昭和58年2月 東京赤坂公認会計士共同事務所 代表就任 平成5年7月 東京赤坂監査法人 代表社員 平成11年10月 東京北斗監査法人(東京赤坂監査法人と北斗監査法人が合併) 理事長代表社員 平成13年9月 日本プライムリアルティ投資法人 監督役員(現職) 平成17年6月 三井住友海上火災保険株式会社 社外監査役(現職) 平成18年6月 株式会社野村総合研究所 社外監査役(現職) 平成18年10月 仰星監査法人(東京北斗監査法人と監査法人芹沢会計事務所が合併) 理事長 平成20年1月 同監査法人 グループ統括代表 平成20年4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社 社外監査役(現職) 平成21年1月 仰星監査法人 特別顧問(現職) 仰星税理士法人 代表社員(現職) | — |
| 出縄 正人 (昭和39年2月5日生) | 監督役員 | 平成2年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会、沖信・石原法律事務所入所) 平成3年4月 沖信・石原・清法律事務所と改称 平成11年1月 同事務所 パートナー弁護士 平成12年6月 株式会社金冠堂 非常勤監査役(現職) 平成14年4月 慶應義塾大学法学部 非常勤講師(民法演習) 平成15年7月 沖信・石原・清法律事務所をスプリング法律事務所と改称(現職) 平成17年2月 株式会社アルベックス 非常勤監査役(現職) 平成19年7月 株式会社アドバイスリンク 取締役(現職) 平成19年9月 日本プライムリアルティ投資法人 監督役員(現職) 平成21年4月 慶應義塾大学 大学院法務研究科(法科大学院)非常勤講師(現職) | — |

(注1) 執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、平成21年9月8日開催の第7回投資主総会において、補欠執行役員として萩原稔弘を選任しました。萩原稔弘は、本資産運用会社である株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメンツの代表取締役社長です。

(注2) 監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、平成21年9月8日開催の第7回投資主総会において、補欠監督役員として杉山昌明を選任しました。杉山昌明の略歴は次の通りです。

| 氏名(生年月日) | 役職名 | 主要略歴 | 所有投資口数 |
|------------------------|--------|--|--------|
| 杉山 昌明 (昭和22年4月14日生) | 補欠監督役員 | 昭和47年11月 ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所入所 平成49年5月 芹沢政光公認会計士事務所入所 平成52年1月 杉山昌明税理士事務所開設(現職) 平成62年8月 監査法人朝日新和会計社(現 あずさ監査法人)加入 平成9年8月 朝日監査法人(現 あずさ監査法人)代表社員 平成18年6月 あずさ監査法人 監事会議長 平成21年7月 公認会計士杉山昌明事務所開設(現職) | — |

(注3) 執行役員(1名)及び監督役員全員(2名)は、平成21年9月8日開催の第7回投資主総会において選任されました。任期は、平成21年9月15日から2年間です。

3 【その他】

a. 役員の変更

執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議によって選任されます（投信法第96条第1項、規約第19条）。但し、法令の規定により、設立の際選任されたものとみなされる執行役員及び監督役員はこの限りではありません（投信法第72条）。

執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年です（規約第20条第1項）。但し、補欠として又は増員のため選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任の又は他の在任執行役員又は監督役員の任期の満了すべき時までです（規約第20条第2項）。

執行役員及び監督役員の解任には、投資主総会の決議が必要とされ、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う必要があります（投信法第106条）。執行役員又は監督役員の職務の執行に関して不正な行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず投資主総会において執行役員又は監督役員の解任が否決された場合には、発行済投資口の100分の3以上に当たる投資口を有する投資主（6か月前より引き続き当該投資口を有するものに限り）は、30日以内に、訴えをもって当該執行役員又は監督役員の解任を請求することができます（投信法第104条第3項、会社法第854条第1項）。

b. 規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

(イ) 規約等の重要事項の変更

本投資法人の規約の変更は、投資主総会の決議が必要とされ、当該決議は発行済投資口の過半数に当たる投資口を有する投資主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う必要があります。また、規約の変更は本投資法人の執行役員により遅滞なく関東財務局長に届出されます。

規約の変更を除く本投資法人の重要事項の変更は、投信法その他適用ある関連法令並びに規約に定めるところにより、投資主総会、役員会又は執行役員においてこれを決定します。

なお、平成21年9月8日開催の投資主総会における規約の変更は以下の通りです。

| 変更前 | 変更後 |
|---|--|
| 第7条（投資口の払戻し） 本投資法人は、投資主（実質投資主を含む。以下本規約において同じ。）の請求による投資口の払戻しを行わない。 | 第7条（投資口の払戻し） 本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わない。 |
| 第8条（投資口取扱規則） 本投資法人の発行する投資証券の種類、投資主名簿（実質投資主名簿を含む。以下同じ。）への記載又は記録、質権の登録又は信託財産の表示及び投資証券の再発行、その他投資口及び投資証券に関する取扱い及び手数料については役員会において定める投資口取扱規則による。 | 第8条（投資口取扱規則） 本投資法人の投資主名簿への記載又は記録、投資主の権利の行使の手續その他投資口及び投資証券に関する取扱い及び手数料については、役員会において定める投資口取扱規則による。 |
| 第11条（議長） 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は、役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれにあたる。執行役員に欠員又は事故がある場合は、役員会において予め定めた順序に従い、監督役員の1名がこれにあたる。 | 第11条（議長） 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は、役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれにあたる。すべての執行役員に欠員又は事故がある場合は、役員会において予め定めた順序に従い、監督役員の1名がこれにあたる。 |

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| <p>第12条（決議）</p> <ol style="list-style-type: none"> 投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合のほか、出席した投資主の議決権の過半数をもって行う。 (省略) | <p>第12条（決議）</p> <ol style="list-style-type: none"> 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合のほか、出席した投資主の議決権の過半数をもって行う。 (現行どおり) |
| <p>第14条（議決権の代理行使）</p> <ol style="list-style-type: none"> (省略) 前項の場合には、投資主総会ごとにその代理権を証する書面を本投資法人に提出することを要する。 <p>(新設)</p> | <p>第14条（議決権の代理行使）</p> <ol style="list-style-type: none"> (現行どおり) 前項の場合において、当該投資主又は代理人は、投資主総会ごとにその代理権を証する書面を<u>予め</u>本投資法人に提出することを要する。 |
| <p>(新設)</p> | <p>第15条（書面による議決権の行使）</p> <ol style="list-style-type: none"> 投資主総会に出席しない投資主は、書面によって議決権を行使することができる。 書面による議決権の行使は、議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）に必要な事項を記載し、法令で定める時まで<u>に当該記載をした議決権行使書面を本投資法人に提出して行う。</u> 前項に基づき、書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。 |
| <p>(新設)</p> | <p>第16条（電磁的方法による議決権の行使）</p> <ol style="list-style-type: none"> 本投資法人は、役員会の決議をもって、投資主総会に出席しない投資主が電磁的方法により議決権を行使することができる旨を定めることができる。 電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時まで<u>に議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提供して行う。</u> 前項に基づき、電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。 |
| <p>第15条（投資主総会議事録）</p> <p>投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名又は記名押印する。</p> | <p>第17条（投資主総会議事録）</p> <p>投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載した議事録を作成する。</p> |
| <p>第16条～第17条</p> <p>(省略)</p> | <p>第18条～第19条</p> <p>(現行どおり)</p> |
| <p>第18条（役員の任期）</p> <ol style="list-style-type: none"> (省略) 補欠又は増員のため選任された執行役員又は監督役員の任期は、他の在任執行役員又は監督役員の任期の満了すべきときまでとする。 | <p>第20条（役員の任期）</p> <ol style="list-style-type: none"> (現行どおり) 補欠として又は増員のため選任された執行役員又は監督役員の任期は、<u>前任の又は他の在任執行役員又は監督役員の任期の満了すべきときまでとする。</u> |

| 変更前 | 変更後 |
|---|--|
| <p>第19条（役員会）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (省略) 2. (省略) 3. 役員会の招集通知は、<u>会日</u>の3日前までに各執行役員及び監督役員に発する。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。また、執行役員及び監督役員の全員の同意を得た場合、<u>招集通知</u>を省略することができる。 | <p>第21条（役員会）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 役員会の招集通知は、<u>役員会</u>の日の3日前までに各執行役員及び各監督役員に発する。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。また、執行役員及び監督役員の全員の同意を得た場合、<u>招集手続</u>を省略することができる。 |
| <p>第20条～第21条</p> <p>(省略)</p> | <p>第22条～第23条</p> <p>(現行どおり)</p> |
| <p>第22条（役員会規則）</p> <p>役員会に関する事項については、法令及び規約に定めるもののほか、役員会において定める役員会規則による。</p> | <p>第24条（役員会規則）</p> <p>役員会に関する事項については、法令及び本規約に定めるもののほか、役員会において定める役員会規則による。</p> |
| <p>第23条（執行役員及び監督役員の投資法人に対する責任）</p> <p>本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号。以下「投信法」という。）第115条の6第1項に定める執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める限度において、役員会の決議によって免除することができる。</p> | <p>第25条（執行役員及び監督役員の投資法人に対する責任）</p> <p>本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号。<u>その後の改正を含む。</u>以下「投信法」という。）第115条の6第1項に定める執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める限度において、役員会の決議によって免除することができる。</p> |
| <p>第24条～第26条</p> <p>(省略)</p> | <p>第26条～第28条</p> <p>(現行どおり)</p> |
| <p>第27条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>本投資法人は、資産の評価を、以下に定める方法及び基準により、以下に定める日を基準日として行うものとする。</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) (省略) (2) 別紙1 2. (1)に掲げる信託の受益権及び匿名組合出資持分 信託財産又は別紙1 2. (1) f. に規定する特定資産（以下「匿名組合出資持分」という。）の構成資産が不動産の場合は前号に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の評価額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額により評価する。 | <p>第29条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>本投資法人の資産評価の方法及び基準は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、原則として次のとおり運用資産の種類ごとに定める。</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) (現行どおり) (2) 別紙1 2. (1)に掲げる信託の受益権及び匿名組合出資持分 信託財産又は別紙1 2. (1) f. に規定する特定資産（以下「匿名組合出資持分」という。）の構成資産が不動産、不動産の賃借権又は地上権の場合は前号に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の評価額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額により評価する。 |

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| <p>(3) 別紙1 2. (2) に掲げる不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等</p> <p>a. <u>証券取引所に上場されている資産対応証券等</u></p> <p>証券取引所が開設する取引所有価証券市場又は外国有価証券市場における最終価格に基づき算出した価格により評価する。</p> <p>b. (省略)</p> <p>(4) 別紙1 2. (3) に掲げる特定資産のうち有価証券に該当するもの</p> <p>a. <u>証券取引所に上場されている有価証券</u></p> <p>証券取引所が開設する取引所有価証券市場又は外国有価証券市場における最終価格に基づき算出した価格により評価する。</p> <p>b. (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) 別紙1 2. (3) c. 及び d. に該当する金融先物取引等及び金融デリバティブ取引に係る権利</p> <p>a. 取引所に上場している各取引により生じる債権及び債務は、当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</p> <p>b. 取引所の相場がない非上場の各取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額により評価する。公正な評価額を算出することが極めて困難な場合には、取得価額により評価する。</p> <p>但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により、ヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</p> <p>(7) その他</p> <p>上記に定めのない資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って算出された価額により評価する。</p> | <p>(3) 別紙1 2. (2) に掲げる不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等</p> <p>a. <u>金融商品取引所に上場されている資産対応証券等</u></p> <p>金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における最終価格に基づき算出した価格により評価する。</p> <p>b. (現行どおり)</p> <p>(4) 別紙1 2. (3) に掲げる特定資産のうち有価証券に該当するもの</p> <p>a. <u>金融商品取引所に上場されている有価証券</u></p> <p>金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における最終価格に基づき算出した価格により評価する。</p> <p>b. (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) 別紙1 2. (3) c. に該当するデリバティブ取引に係る権利</p> <p>a. <u>金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引</u>により生じる債権及び債務は、当該金融商品取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</p> <p>b. <u>金融商品取引所の相場がない非上場のデリバティブ取引</u>により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額により評価する。公正な評価額を算出することが極めて困難な場合には、取得価額により評価する。</p> <p>但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により、ヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</p> <p>(7) その他</p> <p>上記に定めのない資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って算出された価額により評価する。</p> |

| 変更前 | 変更後 |
|--|--|
| <p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、第1項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 信託の受益権及び匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産の場合は前号に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の評価額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額とするものとする。</p> <p>3. (省略)</p> | <p>2. (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 信託の受益権及び匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産、<u>不動産の賃借権又は地上権</u>の場合は前号に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の評価額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額とするものとする。</p> <p>3. (現行どおり)</p> |
| <p>第28条 (金銭の分配)</p> <p>本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 分配金額は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第67条の15(以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。)に規定される本投資法人の<u>配当可能所得の金額</u>(以下「配当可能所得」という。)の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする(但し、分配可能金額を上限とする。)。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、<u>支払い準備金</u>、<u>分配準備積立金</u>及びこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能所得の100分の90に相当する金額に満たない場合又は経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、第2号に定める分配金額に、営業期間の末日に計上する減価償却額に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した金額を加算した額を、分配可能金額を超えて金銭で分配することができる。また、上記の場合において金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> | <p>第30条 (金銭の分配)</p> <p>本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者に対し、<u>原則として以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。</u></p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 分配金額は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号、<u>その後の改正を含む。</u>)第67条の15(以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。)に定める<u>配当可能利益の額</u>(以下「配当可能利益」という。)の100分の90(但し、<u>法令改正等により配当可能利益の内容又は当該比率に変更があった場合には変更後の内容又は比率</u>)に相当する金額を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする(但し、分配可能金額を上限とする。)。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、<u>支払準備金</u>、<u>分配準備積立金</u>及びこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の100分の90に相当する金額に満たない場合又は経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、第2号に定める分配金額に、営業期間の末日に計上する減価償却額に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した金額を加算した額を、分配可能金額を超えて金銭で分配することができる。また、上記の場合において金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> |

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| <p>(5) 分配金の分配方法 分配金は金銭により分配するものとし、決算期最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、原則として決算期から3ヶ月以内に投資口の所有口数に応じて分配する。</p> <p>第29条（分配金の除斥期間）</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 前項の未払分配金には利息を<u>つ</u>けない。</p> <p>第30条～第33条 (省略)</p> <p>第34条（借入金）</p> <p>1. 本投資法人は、以下の条件に従い、借入れを行うことができるものとする。但し、かかる借入れは、証券取引法（昭和23年4月13日法律第25号）第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家からのものに限るものとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>第35条（投資法人債等）</p> <p>1. 本投資法人は、以下の条件に従い、投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）を発行することができるものとする。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 投資法人債の発行により調達した資金の用途に関する事項 資産の取得若しくは修繕等、分配金の支払又は債務の返済（敷金及び保証金の支払、借入金の返済並びに投資法人債の償還を含む。）等に用いる。</p> <p>2. (省略)</p> <p>第9章 投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者</p> <p>第36条（投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者） 本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用に係る業務を投資信託委託業者へ、資産の保管に係る業務を資産保管会社へ委託する。本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務で投信法により第三者に委託しなければならないとされる事務については第三者へ委託する。</p> | <p>(5) 分配金の分配方法 分配金は金銭により分配するものとし、決算期最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、原則として決算期から3ヶ月以内に投資口の所有口数又は登録投資口質権の対象たる投資口の口数に応じて分配する。</p> <p>第31条（分配金の除斥期間）</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 前項の未払分配金には利息を<u>付</u>さない。</p> <p>第32条～第35条 (現行どおり)</p> <p>第36条（借入金）</p> <p>1. 本投資法人は、以下の条件に従い、借入れを行うことができるものとする。但し、かかる借入れは、<u>金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。以下「金融商品取引法」という。）に定める適格機関投資家（投資法人に係る課税の特例規定に定める機関投資家に限る。）からのものに限るものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第37条（投資法人債等）</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 投資法人債の発行により調達した資金の用途 資産の取得若しくは修繕等、分配金の支払又は債務の返済（敷金及び保証金の支払、借入金の返済並びに投資法人債の償還を含む。）等に用いる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第9章 <u>資産運用会社</u>、資産保管会社及び一般事務受託者</p> <p>第38条（<u>資産運用会社</u>、資産保管会社及び一般事務受託者） 本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用に係る業務を<u>資産運用会社</u>（以下「<u>資産運用会社</u>」という。）へ、資産の保管に係る業務を資産保管会社へ委託する。本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務で投信法により第三者に委託しなければならないとされる事務については第三者へ委託する。</p> |

| 変更前 | | 変更後 | |
|---|--|--|---|
| <p>第37条（投資信託委託業者に対する資産運用報酬）</p> <p>本投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者に対する資産運用報酬は、固定報酬、インセンティブ報酬1、インセンティブ報酬2及びインセンティブ報酬3から構成され、それぞれの具体的な額又は計算方法及び支払の時期は以下のとおりとし、投資信託委託業者の指定する銀行口座へ振込の方法により支払われる。</p> | | <p>第39条（資産運用会社に対する資産運用報酬）</p> <p>本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社に対する資産運用報酬は、固定報酬、インセンティブ報酬1、インセンティブ報酬2及びインセンティブ報酬3から構成され、それぞれの具体的な金額又は計算方法及び支払の時期は以下のとおりとし、資産運用会社の指定する銀行口座へ振込の方法により支払われる。</p> | |
| 報酬の種類 | 報酬額（報酬額の計算方法） ／支払時期 | 報酬の種類 | 報酬額（報酬額の計算方法） ／支払時期 |
| 固定報酬 | （省略） | 固定報酬 | （現行どおり） |
| インセンティブ報酬1 | <p>（報酬額の計算方法）</p> <p>決算期にて確定する当該営業期間の総収入額※の2%（ただし、1営業期間の総収入額が80億円を超える部分に対しては1.5%）に相当する金額（1円未満切捨て）</p> <p>※ 総収入額とは、資産のうち、不動産（信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含む。）から生じる賃料、共益費、駐車場使用料、付帯収益、施設使用料、施設設置料、遅延損害金、賃貸借契約解約に伴う解約違約金又はそれに類する金銭その他賃貸業務から生じる収入、利子・配当収入、及びこれらに類する収益の総額をいう。</p> <p>（支払時期） 各決算期後3か月以内</p> | インセンティブ報酬1 | <p>（報酬額の計算方法）</p> <p>決算期にて確定する当該営業期間の総収入額※の2%（但し、1営業期間の総収入額が80億円を超える部分に対しては1.5%）に相当する金額（1円未満切捨て）</p> <p>※ 総収入額とは、資産のうち、不動産（信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含む。）から生じる賃料、共益費、駐車場使用料、付帯収益、施設使用料、施設設置料、遅延損害金、賃貸借契約解約に伴う解約違約金又はそれに類する金銭その他賃貸業務から生じる収入、利子・配当収入、及びこれらに類する収益の総額をいう。</p> <p>（支払時期） 各決算期後3か月以内</p> |
| インセンティブ報酬2 | <p>（報酬額の計算方法）</p> <p>決算期にて確定する当該営業期間のインセンティブ報酬2控除前の分配可能金額（第28条第1号に規定されるもの。）の3%に相当する金額（1円未満切捨て）</p> <p>（支払時期） 各決算期後3か月以内</p> | インセンティブ報酬2 | <p>（報酬額の計算方法）</p> <p>決算期にて確定する当該営業期間のインセンティブ報酬2控除前の分配可能金額（第30条第1号に規定されるもの。）の3%に相当する金額（1円未満切捨て）</p> <p>（支払時期） 各決算期後3か月以内</p> |
| インセンティブ報酬3 | <p>（報酬額の計算方法）</p> <p>別紙1 2. に定める不動産等又は不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等を取得した場合において、その取得価格（消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用を除く。）の0.25%</p> <p>（支払時期） 取得した日が属する月の翌月末まで</p> | インセンティブ報酬3 | <p>（報酬額の計算方法）</p> <p>別紙1 2. に定める不動産等又は不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等を取得した場合において、その取得価格（消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用を除く。）の0.25%に相当する金額（1円未満切捨て）</p> <p>（支払時期） 取得した日が属する月の翌月末まで</p> |

| 変更前 | 変更後 |
|--|--|
| <p>第38条（消費税及び地方消費税）</p> <p>本投資法人は、資産の運用その他本投資法人が支払うべき費用・金員のうち、消費税法（昭和63年12月30日法律第108号）上課税対象項目とされるもの（以下総称して「課税対象項目」という。）に課税される消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を負担するものとし、その消費税等相当額を課税対象項目の諸金員に付加して支払う。なお本規約記載の金額は、特段の定めがあるもののほか、全て消費税等抜き金額とする。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>本規約中、短期投資法人債に係る規定については、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）第5条の施行日から有効となることとする。</u></p> <p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">資産運用の対象及び方針</p> <p>1. 資産運用の基本方針 (省略)</p> <p>2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲 本投資法人は、資産を主として不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に投資する。</p> <p>(1) 不動産等とは以下に掲げるものをいう。</p> <p>a. ～c. (省略)</p> <p>d. 次に掲げるものを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含むが、<u>投信法において定義される有価証券（以下「有価証券」という。）に該当するものを除く。</u>）</p> <p>イ 不動産</p> <p>ロ 地上権及び土地の賃借権</p> <p>e. <u>金銭を信託する信託の受益権（信託財産を主として上記a. からc. までに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。有価証券に該当するものを除く。）</u></p> <p>f. (省略) (新設)</p> | <p>第40条（消費税及び地方消費税）</p> <p>本投資法人は、資産の運用その他本投資法人が支払うべき費用・金員のうち、消費税法（昭和63年法律第108号。<u>その後の改正を含む。</u>）上課税対象項目とされるもの（以下総称して「課税対象項目」という。）に課税される消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を負担するものとし、その消費税等相当額を課税対象項目の諸金員に付加して支払う。なお本規約記載の金額は、特段の定めがあるもののほか、全て消費税等抜き金額とする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">資産運用の対象及び方針</p> <p>1. 資産運用の基本方針 (現行どおり)</p> <p>2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>a. ～c. (現行どおり)</p> <p>d. 次に掲げるものを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含む。）</p> <p>イ 不動産</p> <p>ロ <u>不動産の賃借権又は地上権</u></p> <p>e. <u>金銭の信託の受益権（信託財産を主として上記a. からc. までに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。）</u></p> <p>f. (現行どおり)</p> <p><u>g. 金銭の信託の受益権（信託財産を主として匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。）</u></p> |

| 変更前 | 変更後 |
|--|--|
| <p>(2) 不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等とは、裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする以下に掲げるものをいう。</p> <p>a. 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券</p> <p>b. ～c. （省略）</p> <p>d. 資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券（上記(1) d. <u>及びe.</u>に掲げる信託の受益権を除く。）</p> <p>(3) 本投資法人は、(1) 及び(2) への投資後の残余の資金の効率的な運用に資するため、以下に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>a. （省略）</p> <p>b. 金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。以下「投信法施行令」という。）において定義されるものを用い、預金、大口定期預金及び譲渡性預金（但し、有価証券に該当するものを除く。）及びコール・ローンを含む。）</p> <p><u>c. 金融先物取引等（投信法施行令において定義されるものをいう。）に係る権利</u></p> <p><u>d. 金融デリバティブ取引（投信法施行令において定義されるものをいう。）に係る権利</u></p> <p><u>e. 前各号に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u></p> <p>(4) 本投資法人は、上記(1) <u>ないし</u> (3) に定める特定資産のほか、資産運用の基本方針のため必要又は有用と認められる場合において、以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>a. 商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権</p> <p>b. 温泉法（昭和23年法律第125号）に定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備等 （新設）</p> <p><u>c.</u> （省略）</p> <p>(5) （省略） （新設）</p> | <p>(2) （現行どおり）</p> <p>a. 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。<u>その後の改正を含む。</u>以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券</p> <p>b. ～c. （現行どおり）</p> <p>d. 資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券（上記(1) d. <u>、e. 及びg.</u>に掲げる信託の受益権を除く。）</p> <p>(3) 本投資法人は、<u>上記</u> (1) 及び(2) への投資後の残余の資金の効率的な運用に資するため、以下に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>a. （現行どおり）</p> <p>b. 金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。<u>その後の改正を含む。</u>以下「投信法施行令」という。）において定義されるものを用い、預金、大口定期預金及び譲渡性預金（但し、有価証券に該当するものを除く。）及びコール・ローンを含む。） （削除）</p> <p><u>c. デリバティブ取引に係る権利（投信法施行令において定義されるものをいう。）</u></p> <p><u>d. 上記 a. から c. までに</u>に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(4) 本投資法人は、上記(1) <u>から</u> (3) <u>までに</u>定める特定資産のほか、資産運用の基本方針のため必要又は有用と認められる場合において、以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>a. 商標法（昭和34年法律第127号。<u>その後の改正を含む。</u>）に基づく商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権</p> <p>b. 温泉法（昭和23年法律第125号。<u>その後の改正を含む。</u>）に定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備等</p> <p><u>c. 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。<u>その後の改正を含む。</u>）に基づく算定割当量その他これに類似するもの、又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。）</u></p> <p><u>d.</u> （現行どおり）</p> <p>(5) （現行どおり）</p> <p><u>(6) 金融商品取引法第2条第2項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして、上記(1) から(5) までを適用するものとする。</u></p> |

| 変更前 | 変更後 |
|---|--|
| <p>3. 投資態度</p> <p>(1) ~ (6) (省略) (新設)</p> <p>(7) (省略)</p> <p>(8) 上記2. (3) c. 及び d. に掲げる金融先物取引等に係る権利及び金融デリバティブ取引に係る権利は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。</p> <p>(9) (省略)</p> <p>4. 資産運用の対象とする資産についての制限 (省略)</p> <p>5. 組入資産の貸付け (省略)</p> | <p>3. 投資態度</p> <p>(1) ~ (6) (現行どおり)</p> <p>(7) 本投資法人は、その有する資産の総額のうちを占める租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含む。）第22条の19に規定する不動産等の価額の割合が70%以上となるように運用する。</p> <p>(8) (現行どおり)</p> <p>(9) 上記2. (3) c. に掲げるデリバティブ取引に係る権利は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。</p> <p>(10) (現行どおり)</p> <p>4. 資産運用の対象とする資産についての制限 (現行どおり)</p> <p>5. 組入資産の貸付け (現行どおり)</p> |

(ロ) 事業譲渡又は事業譲受
該当事項はありません。

(ハ) 出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。

c. 訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実
該当事項はありません。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

本投資証券は、東京証券取引所に上場されています。取得申込者は、取扱金融商品取引業者に申込みをしてください。

2【買戻し手続等】

本投資法人は、クローズド・エンド型であり、投資主の請求による投資口の払戻しを行いません（規約第7条）。

なお、本投資証券を東京証券取引所を通じて売買することが可能です。また、金融商品取引所外で本投資証券を譲渡することも可能です。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(イ) 本投資法人が発行する投資口の1口当たりの純資産額は、後記「(4) 計算期間」記載の決算期ごとに、以下の算式にて算出します。

$$1 \text{ 口当たり純資産額} = (\text{総資産の資産評価額} - \text{負債総額}) \div \text{発行済投資口の総口数}$$

(ロ) 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、原則として次の通り運用資産の種類ごとに定めます(規約第29条第1項)。

i. 不動産、不動産の賃借権及び地上権

取得価額から減価償却累計額を控除した価額により評価します。なお、減価償却額の算定方法は、建物部分及び設備等部分について定額法により算出します。但し、正当な事由により採用した方法による算定が適当ではなくなった場合であり、かつ、投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り他の算定方法により算定することができるものとします。

ii. 不動産、不動産の賃借権又は地上権、並びに金銭の信託の受益権及び匿名組合出資持分

信託財産又は匿名組合出資持分の構成資産が不動産、不動産の賃借権又は地上権の場合は上記i. に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の評価額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額により評価します。

iii. 不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等

金融商品取引所に上場されている資産対応証券等は、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における最終価格に基づき算出した価格により評価します。これ以外の資産対応証券等は、市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額により評価します。但し、優先出資証券については、市場価格及び合理的に算定された価格がない場合には取得原価で評価します。

iv. 金融商品取引所に上場されている有価証券

金融商品取引所に上場されている有価証券は、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における最終価格に基づき算出した価格により評価します。これ以外の有価証券は、市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額により評価します。

v. 金銭債権

取得価額から、貸倒引当金を控除した金額により評価します。但し、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債権金額の差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額により評価します。

vi. デリバティブ取引に係る権利

金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該金融商品取引所の最終価格(終値、終値がなければ気配値(公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値))に基づき算出した価額により評価します。なお、同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価します。金融商品取引所の相場がない非上場のデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額により評価します。公正な評価額を算出することが極めて困難な場合には、取得価額により評価します。

但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により、ヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとします。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとします。

vii. その他

上記に定めのない資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って算出された価額により評価します。

(ハ) 資産運用報告等に価格を記載する目的で、上記(ロ)と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとします(規約第29条第2項)。

i. 不動産、不動産の賃借権及び地上権

原則として、不動産鑑定士による鑑定評価等に基づいた評価額

ii. 信託の受益権及び匿名組合出資持分

信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産、不動産の賃借権又は地上権の場合は上記i.に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の評価額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額とするものとします。

(ニ) 資産評価の基準日は、原則として、決算期(毎年6月末日と12月末日)とします。但し、上記(ロ)iii.及びiv.に定める資産(不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等及び有価証券)であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とします(規約第29条第3項)。

但し、物件取得時からその後最初に到来する決算期に係る鑑定評価額等を開示するまでの期間においては、物件の売買契約書等に記載された売買価格(取得諸経費、固定資産税、都市計画税及び消費税を除きます。)をもって開示評価額とします。

(ホ) 当該営業期間末日における1口当たりの純資産額については、1口当たり情報に関する注記に記載されることになっていきます(投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47号。)第68条第1号)が、貸借対照表を含む計算書類等は営業期間ごとに作成され(投信法第129条)、役員会により承認された場合に、遅滞なく投資主に対して承認された旨が書面にて通知され、承認済みの計算書類等が会計監査報告とともに投資主に提供されます(投信法第131条)。

投資主は、本投資法人のホームページにおいて、計算書類等を閲覧することができます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【存続期間】

本投資法人には存続期間の定めはありません。

(4) 【計算期間】

本投資法人の営業期間は、毎年1月1日から6月末日まで、及び7月1日から12月末日までの各6か月間とし、各営業期間の末日を決算期とします(規約第28条)。

(5) 【その他】

(イ) 増減資に関する制限

i. 投資口の追加発行

本投資法人の発行可能投資口総口数は、500万口とします。本投資法人は、かかる発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、その発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができるものとします。この場合において、募集投資口(当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいいます。)1口と引換えに払い込む金銭の額は、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額として役員会で承認を得た金額とします(規約第5条)。

ii. 国内における募集

本投資法人は、その発行する投資口のうち、発行価額の総額の100分の50を超える割合を国内において募集します(規約第6条)。

(ロ) 解散条件

本投資法人における解散事由は以下の通りです(投信法第143条)。

i. 投資主総会の決議

ii. 合併(合併により本投資法人が消滅する場合に限ります。)

iii. 破産手続開始の決定

iv. 解散を命ずる裁判

v. 投信法第187条の登録の取消し

(ハ) 規約の変更に関する手続

規約を変更するには、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席した投資主総会において、出席者の議決権の3分の2以上により可決される必要があります（投信法第140条、第93条の2第2項）。但し、書面による議決権行使が認められていること、及び投資主総会に出席せず、かつ議決権を行使しないときに議案に賛成するものとみなすことにつき、後記「3 投資主・投資法人債権者の権利 A. 投資主の権利 (イ) 投資主総会における議決権 ② ix.」をご参照下さい。

投資主総会において規約の変更が決議された場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程に従ってその旨が開示されるほか、かかる規約の変更が、運用に関する基本方針、投資制限又は分配方針に関する重要な変更に該当する場合には、金商法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。また、変更後の規約は、金商法に基づいて本投資法人が提出する有価証券報告書の添付書類として開示されます。

(二) 関係法人との契約の更改等に関する手続

本投資法人と各関係法人との間で締結されている契約における、当該契約の期間、更新、解約、変更等に関する規定は、以下の通りです。

① 本資産運用会社：株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント
資産運用委託契約

| | |
|-----|--|
| 期間 | 現在の有効期間は平成21年10月18日までです。 |
| 更新 | 期間満了の3か月前までに本投資法人又は本資産運用会社から書面による契約終了の申し入れがない限り、契約は自動的に更新され、さらに1年間有効となるものとし、その後もまた同様とします。但し、契約終了の申し入れを本投資法人が行う場合は、投資主総会の決議を経たものに限ります。また、本資産運用会社が行う場合は、本投資法人の同意を得なければならず、かかる同意は、投資主総会の承認又は内閣総理大臣の許可を得たものでなければなりません。 |
| 解約 | <p>(i) 本投資法人又は本資産運用会社は、いずれか一方が他方に対し、3か月前の文書による事前の通知により、契約を解約することができます。但し、本投資法人が行う場合は、投資主総会の決議を経たものに限ります。また、本資産運用会社が行う場合は、本投資法人の同意を得なければならず、かかる同意は、投資主総会の承認又は内閣総理大臣の許可を得たものでなければなりません。</p> <p>(ii) (i)にかかわらず、本投資法人は、以下のいずれかに該当する事由が生じた場合には、役員会の決議により、契約を解約することができます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本資産運用会社が契約の規定に違反した場合（但し、当該違反が是正可能なものである場合に、本資産運用会社が、本投資法人からの是正を求める催告を受領した日から30営業日以内にこれを是正した場合を除きます。）・ 本資産運用会社の表明及び保証違反の事実が判明した場合（但し、当該違反が是正可能なものである場合に、本資産運用会社が、本投資法人からの是正を求める催告を受領した日から30営業日以内にこれを是正した場合を除きます。）・ 本資産運用会社につき、支払停止、破産手続開始の決定、再生手続開始、更生手続開始、又は特別清算開始の申立、手形交換所における取引停止処分、重要な財産に対する差押命令の送達等の事由が発生した場合・ 上記に掲げる場合のほか、資産の運用に係る業務を引き続き委託することに堪えない重大な事由がある場合 <p>(iii) 本投資法人は、本資産運用会社が以下のいずれかに該当するときは、契約を解約しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 金商法で定める金融商品取引業者（投信法で定める要件を充足する者に限り。）でなくなったとき・ 投信法第200条各号のいずれかに該当することとなったとき・ 解散したとき |
| 変更等 | 契約は、本投資法人及び本資産運用会社の書面による合意に基づき、法令に規定される手続に従って、変更することができます。 |

② 投資主名簿等に関する一般事務受託者及び特別口座管理人兼資産保管会社：みずほ信託銀行株式会社
事務委託・資産保管業務委託契約

| | |
|-----|--|
| 期間 | 現在の有効期間は平成23年9月14日までです。 |
| 更新 | 本投資法人又は一般事務受託者若しくは資産保管会社は、期間満了の3か月前までに当事者のいずれかより文書による契約終了の意思表示がなされない限り、契約は自動的に更新され、さらに2年間期間が延長され、以後においても同様とします。 |
| 解約 | 相手方に以下のいずれかの事由が発生したときは、相手方に対し通知をなすことにより、契約を解約することができます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約に基づく義務の履行を怠り、相手方からのその旨の通知の到達後10日以内にその履行がなされないとき ・ 支払の停止、破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始、特別清算開始その他類似の倒産手続開始の申立てがなされたとき、手形交換所により取引停止処分がなされたとき、又はその重要な資産につき滞納処分による差押え、仮差押え、保全処分、差押え、競売手続の開始その他の強制執行手続き若しくは担保権実行手続が開始されたとき ・ 上記に定めるほか、相手方に契約を継続することに堪えない重大な事由があるとき ・ 事務受託手数料又は投資主義書換事務受託手数料に係る両当事者間の協議が整わないとき ・ 本投資法人より一般事務受託者兼資産保管会社が追加的委託を受けた場合で、両当事者間で協議が整わないとき |
| 変更等 | 本投資法人は、一般事務受託者兼資産保管会社に、本投資法人が営業を行う上で必要な業務及び事務のうち、契約に規定する以外の業務及び事務を、将来、新たに追加して委託することができます。一般事務受託者兼資産保管会社は、本投資法人のかかる将来における追加的委託を承知しており、本投資法人より係る追加的委託を受けた場合には、本投資法人と協議の上、特段の事由のない限り、かかる業務又は事務を受託します。 |

特別口座の管理に関する契約

| | |
|-----|---|
| 期間 | 平成21年1月5日から効力を生じ、契約期間に関わる定めはありません。 |
| 更新 | 更新に関わる定めはありません。 |
| 解約 | <p>本契約は、次の各号に掲げる事由が生じた場合、各号の定めるときに終了するものとします。</p> <p>(i) 特別口座の加入者が存在しなくなった場合。この場合、本契約は、特別口座管理人が速やかにすべての特別口座の廃止手続を行い、その手続が完了したときに終了します。但し、この場合であっても、各当事者の合意により、本契約を継続することができるものとします。</p> <p>(ii) 振替法に定めるところにより、本投資法人の発行するすべての振替投資口が振替機関によって取扱われなくなった場合。この場合、本契約は、特別口座管理人が速やかにすべての特別口座の廃止手続を行い、その手続が完了したときに終了します。</p> <p>(iii) 当事者のいずれか一方が本契約に違反し、かつ引続き本契約の履行に重大なる支障を及ぼすと認められたときに、他方が行う文書による解約の通知をした場合。この場合、本契約は当該通知において指定された日に終了します。指定がない場合は、本契約は当該通知到達の日から30日経過した日に終了します。</p> <p>(iv) 本投資法人及び特別口座管理人の間に事務委託契約（投資口事務受託に関わる契約）が締結されており、当該契約について契約の終了事由もしくは当事者のいずれか一方が解約権を行使しうる事由が発生したときに、当事者のいずれか一方が本契約の解約をその相手方に文書で通知した場合。この場合、(iii)後段の規定を準用します。但し、当該契約の終了事由が、本投資法人又は特別口座管理人の手形交換所の取引停止処分、支払の停止又は破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始、更生手続開始の申立等により信用状態が著しく不安定になり、本契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められる場合は、直ちに本契約を解約することができます。</p> <p>(v) 本投資法人及び特別口座管理人の間に事務委託契約（投資口事務受託に関わる契約）が締結されていない場合で、当事者のいずれか一方が、(iv)後段の事由に該当した場合、本契約は直ちに解約することができます。</p> |
| 変更等 | <ul style="list-style-type: none"> 本契約について、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他契約の変更が必要な事由が生じた場合は、各当事者が協議の上速やかに変更します。 本契約に定めのない事項、その他疑義が生じた事項については、本投資法人と特別口座管理人が協議の上、これを定めます。 |

③ 第2回及び第3回無担保投資法人債に関する一般事務受託者及び投資法人債管理者：みずほ信託銀行株式会社

投資法人債事務委託契約

| | |
|-----|---|
| 期間 | 契約期間に関わる定めはありません。 |
| 更新 | 更新に関わる定めはありません。 |
| 解約 | 契約期間中の解約に関わる定めはありません。 |
| 変更等 | 本契約を変更しようとするときは、本投資法人と投資法人債事務受託者（みずほ信託銀行株式会社）が協議の上、これを行うものとします。 |

投資法人債管理委託契約

| | |
|-----|---|
| 期間 | 契約期間に関わる定めはありません。 |
| 更新 | 更新に関わる定めはありません。 |
| 解約 | 契約期間中の解約に関わる定めはありません。 |
| 変更等 | <ul style="list-style-type: none"> 本契約に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、そのつど本投資法人及び投資法人債管理者（みずほ信託銀行株式会社）は相互にこれに関する協定をします。 本契約に定められた事項の変更のうち、本投資法人債権者の利害に重大な関係を有する事項の変更（法令の改正又は制定に伴う変更を除きます。）は、裁判所の許可を得たうえ、本投資法人債の投資法人債権者集会の決議によるものとし、当該決議についてはさらに裁判所の許可を得るものとします。 |

登録事務取扱契約

| | |
|-----|--|
| 期間 | 契約期間に関わる定めはありません。 |
| 更新 | 更新に関わる定めはありません。 |
| 解約 | 契約期間中の解約に関わる定めはありません。 |
| 変更等 | 本契約に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、そのつど本投資法人及び登録機関（みずほ信託銀行株式会社）は相互にこれに関する協定をします。 |

- ④ 第2回及び第3回無担保投資法人債の元利金支払事務に関する一般事務受託者：みずほ信託銀行株式会社、メリルリンチ日本証券株式会社、みずほ証券株式会社、しんきん証券株式会社

| | |
|-----|---|
| 期間 | 契約期間に関わる定めはありません。 |
| 更新 | 更新に関わる定めはありません。 |
| 解約 | 契約期間中の解約に関わる定めはありません。 |
| 変更等 | 本契約に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、そのつど本投資法人及び元利金支払事務取扱者は相互にこれに関する協定をします。 |

- ⑤ 第4回乃至第6回無担保投資法人債に関する一般事務受託者及び投資法人債管理者：株式会社みずほコーポレート銀行

投資法人債事務委託契約

| | |
|-----|---|
| 期間 | 契約期間に関わる定めはありません。 |
| 更新 | 更新に関わる定めはありません。 |
| 解約 | 契約期間中の解約に関わる定めはありません。 |
| 変更等 | 本契約を変更しようとするときは、本投資法人と投資法人債事務受託者（株式会社みずほコーポレート銀行）が協議の上、これを行うものとします。 |

投資法人債管理委託契約

| | |
|-----|---|
| 期間 | 契約期間に関わる定めはありません。 |
| 更新 | 更新に関わる定めはありません。 |
| 解約 | 契約期間中の解約に関わる定めはありません。 |
| 変更等 | <ul style="list-style-type: none"> ・本契約に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、そのつど本投資法人及び投資法人債管理者（株式会社みずほコーポレート銀行）は相互にこれに関する協定をします。 ・本契約に定められた事項の変更のうち、本投資法人債権者の利害に重大な関係を有する事項の変更（法令の改正又は制定に伴う変更を除きます。）は、裁判所の許可を得たうえ、本投資法人債の投資法人債権者集会の決議によるものとし、当該決議についてはさらに裁判所の許可を得るものとします。 |

登録事務取扱契約

| | |
|-----|--|
| 期間 | 契約期間に関わる定めはありません。 |
| 更新 | 更新に関わる定めはありません。 |
| 解約 | 契約期間中の解約に関わる定めはありません。 |
| 変更等 | 本契約に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、そのつど本投資法人及び登録機関（株式会社みずほコーポレート銀行）は相互にこれに関する協定をします。 |

- ⑥ 第4回乃至第6回無担保投資法人債の元利金支払事務に関する一般事務受託者：株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ証券株式会社、野村証券株式会社

| | |
|-----|---|
| 期間 | 契約期間に関わる定めはありません。 |
| 更新 | 更新に関わる定めはありません。 |
| 解約 | 契約期間中の解約に関わる定めはありません。 |
| 変更等 | 本契約に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、そのつど本投資法人及び元利金支払事務取扱者は相互にこれに関する協定をします。 |

- ⑦ 振替投資法人債の発行代理人及び支払代理人業務に係る一般事務受託者（第2回及び第3回無担保投資法人債のうち社振法附則第28条第1項に基づき振替投資法人債とみなされる投資法人債）：みずほ信託銀行株式会社

| | |
|-----|--|
| 期間 | 契約期間に関わる定めはありません。 |
| 更新 | 更新に関わる定めはありません。 |
| 解約 | 契約期間中の解約に関わる定めはありません。 |
| 変更等 | 本契約に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、そのつど本投資法人及び発行代理人兼支払代理人は相互にこれに関する協定をします。 |

- ⑧ 振替投資法人債の発行代理人及び支払代理人業務に係る一般事務受託者（第4回乃至第6回無担保投資法人債のうち社振法附則第28条第1項に基づき振替投資法人債とみなされる投資法人債）：株式会社みずほコーポレート銀行

| | |
|-----|--|
| 期間 | 契約期間に関わる定めはありません。 |
| 更新 | 更新に関わる定めはありません。 |
| 解約 | 契約期間中の解約に関わる定めはありません。 |
| 変更等 | 本契約に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、そのつど本投資法人及び発行代理人兼支払代理人は相互にこれに関する協定をします。 |

- ⑨ 第7回無担保投資法人債に関する一般事務受託者：株式会社みずほコーポレート銀行

| | |
|-----|--|
| 期間 | 契約期間に関わる定めはありません。 |
| 更新 | 更新に関わる定めはありません。 |
| 解約 | 契約期間中の解約に関わる定めはありません。 |
| 変更等 | 本契約に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、そのつど本投資法人及び発行代理人兼支払代理人は相互にこれに関する協定をします。 |

- ⑩ 第8回及び第9回無担保投資法人債に関する一般事務受託者：株式会社みずほコーポレート銀行

| | |
|-----|--|
| 期間 | 契約期間に関わる定めはありません。 |
| 更新 | 更新に関わる定めはありません。 |
| 解約 | 契約期間中の解約に関わる定めはありません。 |
| 変更等 | 本契約に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、そのつど本投資法人及び発行代理人兼支払代理人は相互にこれに関する協定をします。 |

- ⑪ 第10回無担保投資法人債に関する一般事務受託者：株式会社みずほコーポレート銀行

| | |
|-----|--|
| 期間 | 契約期間に関わる定めはありません。 |
| 更新 | 更新に関わる定めはありません。 |
| 解約 | 契約期間中の解約に関わる定めはありません。 |
| 変更等 | 本契約に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、そのつど本投資法人及び発行代理人兼支払代理人は相互にこれに関する協定をします。 |

- ⑫ 会計監査人：新日本有限責任監査法人

本投資法人は、新日本有限責任監査法人を会計監査人とします。

会計監査人は、投資主総会の決議によって選任します（規約第32条）。会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結のときまでとします。会計監査人は、上記の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなされます（規約第33条）。

- (ホ) 関係法人との契約の変更に関する開示の方法

関係法人との契約が変更された場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程に従って開示される場合がある他、かかる契約の変更が、主要な関係法人の異動又は運用に関する基本方針、投資制限若しくは分配方針に関する重要な変更該当する場合には、金商法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

- (ヘ) 公告方法

本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行います（規約第4条）。

2【利害関係人との取引制限】

(イ) 利益相反取引の制限

資産運用会社は、法令の定めるところにより、以下の通りその親法人等又は子法人等が関与する行為につき禁止行為が定められています（金商法第44条の3第1項、投信法第223条の3第3項、投信法施行令第123条）。ここで、「親法人等」とは、金融商品取引業者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいい（金商法第31条の4第3項）、「子法人等」とは、金融商品取引業者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます（金商法第31条の4第4項）。

- ① 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引、店頭デリバティブ取引又は対象資産の売買その他の取引を行うこと（金商法第44条の3第1項第1号、投信法第223条の3第3項、投信法施行令第130条第2項）。
- ② 当該金融商品取引業者との間で金商法第2条第8項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること（金商法第44条の3第1項第2号、投信法第223条の3第3項）。
- ③ 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資助言業務に関して取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金商法第44条の3第1項第3号、投信法第223条の3第3項）。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令に定める以下の行為その他の行為（金商法第44条の3第1項第4号、金融商品取引業者等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。その後の改正を含みます。）第153条、投信法第223条の3第3項、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法施行規則」といいます。）第267条）。
 - a. 通常取引の条件と著しく異なる条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と資産の売買その他の取引を行うこと。
 - b. 当該金融商品取引業者との間で金融商品取引契約（金商法第34条に定義される「金融商品取引契約」をいいます。以下同じです。）を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して通常取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行っていることを知りながら、当該顧客との間で当該金融商品取引契約を締結すること。

(ロ) 利益相反のおそれがある場合の書面の交付（投信法203条第2項）

資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役、資産の運用を行う他の投資法人、利害関係人等その他の投信法施行令で定める者との間における特定資産（投信法に定める指定資産及び投信法施行規則で定める者を除きます。以下本項において同じです。）の売買その他の投信法施行令で定める取引が行われたときは、投信法施行規則で定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限りません。）その他投信法施行令で定める者に対して交付しなければなりません。但し、資産運用会社は、かかる書面の交付に代えて投信法施行令に定めるところにより、当該資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限りません。）その他投信法施行令で定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって投信法施行規則に定める者により提供することができます。

(ハ) 資産の運用の制限（投信法第195条）

登録投資法人は、①その執行役員又は監督役員、②その資産運用会社、③その執行役員又は監督役員の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限ります。）、④その資産運用会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）、監査役若しくは執行役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人との間で次に掲げる行為（投資家の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として投信法施行令で定める行為を除きます。）を行ってはなりません。

- i. 有価証券の取得又は譲渡
- ii. 有価証券の貸借
- iii. 不動産の取得又は譲渡
- iv. 不動産の貸借
- v. 不動産の管理の委託
- vi. 宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引

（但し、資産運用会社に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること等は認められています。）

(二) 利害関係者（資産運用会社に対する出資又は資産運用会社への役員の派遣若しくは従業員の出向を行っている者及びその関連会社をいいます。（投信法上の「利害関係人等」（資産運用会社の総株主の議決権の過半数を保有していることその他の当該資産運用会社と密接な関係を有する者として政令で定める者（投信法施行令第123条））とは異なります。）以下同じです。）との間における以下の取引に関しては、それぞれの基準に基づいて行います。

① 利害関係者からの物件・資産の取得

- i. 不動産及び不動産信託受益権の場合
投資法人の役員会の事前承認を得るものとします。
- ii. その他の特定資産の場合
時価が把握できる場合は時価とし、それ以外の場合は上記 i. によるものとします。

② 利害関係者への物件・資産の売却

- i. 不動産及び不動産信託受益権の場合
1 物件当たりの「売却額」（売却金額のみとし、税金及び売却費用等は含みません。）は、鑑定評価額以上とします。また、投資法人の役員会の事前承認を得るものとします。
- ii. その他の特定資産の場合
時価が把握できる場合は時価とし、それ以外の場合は上記 i. によるものとします。

③ 利害関係者への物件の賃貸

市場相場及び対象物件の標準的な賃貸条件等を総合的に勘案して、適正な賃貸条件に基づき賃貸するものとします。また、投資法人の役員会の事前承認を得るものとします。

④ 利害関係者への不動産管理委託

前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1) 投資方針 b. 投資態度 (ハ) 物件関連業務運用基準」に基づき委託を行います。また、投資法人の役員会の事前承認を得るものとします。

⑤ 利害関係者による売買・賃貸の媒介又は仲介手数料

- i. 売買
媒介又は仲介手数料は売買価格の3%+6万円（但し、消費税等を除きます。）を上限とし、投資法人の役員会の事前承認を得るものとします。
- ii. 賃貸
媒介又は仲介手数料は契約賃料の1か月分相当を上限とします。

⑥ 利害関係者に対する工事の発注

1,000万円超の工事については、第三者の見積価格、内容等と比較検討したうえで発注することとし、投資法人の役員会の事前承認を得ることとします。

⑦ 利害関係者からの借入れ

市場水準での借入条件で借り入れるものとします。また、借入れに際しては、当該借入れを含む資金計画（4半期毎の資金の運用・調達計画等を示したもの）について、投資法人の役員会の事前承認を得るものとします。

3【投資主・投資法人債権者の権利】

A. 投資主の権利

(イ) 投資主総会における議決権（投信法第77条第2項第3号）

- ① 本投資法人の投資主は、保有する投資口数に応じ、投資主総会における議決権を有しています（投信法第77条第2項第3号、第94条第1項、会社法第308条第1項本文）。投資主総会において決議される事項は、以下の通りです。
 - i. 執行役員、監督役員及び会計監査人の選任（但し、設立の際選任されたものとみなされる者の選任を除きます。）と解任（投信法第96条、第104条、第106条）
 - ii. 資産運用会社との資産運用委託契約の締結（但し、規約に記載されている成立時に締結される資産運用会社との資産運用委託契約の締結を除きます。）及び解約の承認又は同意（投信法第198条第2項、第205条、第206条第1項）
 - iii. 投資口の併合（投信法第81条の2第2項、会社法第180条第2項）
 - iv. 投資法人の解散（投信法第143条第3号）
 - v. 規約の変更（投信法第140条）
 - vi. その他投信法又は本投資法人の規約で定める事項（投信法第89条）
- ② 投資主の有する議決権の権利行使の手続は、以下の通りです。
 - i. 投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合のほか、出席した投資主の議決権の過半数をもって行います（規約第12条第1項）。
 - ii. 投資主は本投資法人の議決権を有する他の投資主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。但し、この場合において、当該投資主又は代理人は、投資主総会ごとに代理権を証する書面を予め本投資法人に提出することを要します（投信法第94条第1項、会社法第310条第1項、規約第14条）。
 - iii. 投資主総会に出席しない投資主（代理人を出席させる投資主は除きます。）は、書面によって議決権を行使することができます（投信法第90条の2第2項、規約第15条第1項）。
 - iv. 書面による議決権の行使は、議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」といいます。）に必要な事項を記載し、法令で定める時まで当該記載をした議決権行使書面を本投資法人に提出して行います（投信法第92条第1項、規約第15条第2項）。
 - v. 書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します（投信法第92条第2項、規約第15条第3項）。
 - vi. 本投資法人は、役員会の決議をもって、投資主総会に出席しない投資主が電磁的方法により議決権を行使することができる旨を定めることができます（投信法第90条の2第1項第3号、規約第16条第1項）。
 - vii. 電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時まで議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提供して行います（投信法第92条の2第1項、規約第16条第2項）。
 - viii. 上記vii. の定めに基づき、電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します（投信法第92条の2第3項、規約第16条第3項）。
 - ix. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします（投信法第93条第1項、規約第13条第1項）。
 - x. 上記ix. の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します（投信法第93条第3項、規約第13条第2項）。
 - xi. 本投資法人は、役員会の決議により、予め公告して一定の日における投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、その権利を行使することができる投資主とします（規約第12条第2項）。
 - xii. 上記xi. のほか、投資法人は、一定の日を定めて、一定の日における投資主名簿に記載されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使することができる者と定めることができます（投信法第77条の3第2項、第4項）。

(ロ) その他の共益権

① 代表訴訟提起権（投信法第204条、第116条、第119条第3項、会社法第847条）

6か月前から引き続き投資口を有する投資主は、本投資法人に対して書面等をもって、本資産運用会社、一般事務受託者、執行役員、監督役員又は会計監査人の責任を追及する訴訟の提起を請求ことができ、本投資法人が請求のあった日から60日以内に訴訟を提起しないときは、本投資法人のために訴訟を提起することができます。

② 投資主総会決議取消訴権等（投信法第94条第2項、会社法第831条）

投資主は、投資主総会の招集の手続又は決議の方法が法令若しくは規約に違反している又は著しく不公正なとき、決議の内容が規約に違反しているとき、又は決議について特別の利害関係を有している投資主が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がなされたときには、決議の日から3か月以内に、訴えをもって投資主総会の決議の取消しを請求することができます。

③ 執行役員等の違法行為差止請求権（投信法第109条第5項、第153条の3第2項、会社法第360条第1項）

執行役員が本投資法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは規約に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本投資法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、6か月前から引き続き投資口を有する投資主は、執行役員に対し、その行為をやめることを請求することができます。本投資法人が清算手続に入った場合には清算執行人に対しても同様です。

④ 新投資口発行無効訴権（投信法第84条第2項、会社法第828条第1項第2号、第2項第2号）

投資主は、新投資口発行について重大な法令・規約違反があった場合には、新投資口の効力が生じた日から6か月以内に本投資法人に対して新投資口発行無効の訴えを提起することができます。

⑤ 合併無効訴権（投信法第150条、会社法第828条第1項第7号、第8号、第2項第7号、第8号）

投資主は、合併手続に瑕疵があった場合には、本投資法人に対して合併の効力が生じた日から6か月以内に合併無効の訴えを提起することができます。

⑥ 投資主提案権（投信法第94条第1項、会社法第303条第2項、第305条第1項）

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、投資主総会の日の8週間前までに一定の事項を投資主総会の目的とすることを請求することができ、また、投資主総会の目的である事項につき当該投資主の提出しようとする議案の要領を投資主総会の招集通知に記載し、又は記録することを請求することができます。

⑦ 投資主総会招集権（投信法第90条第3項、会社法第297条第1項、第4項）

発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、投資主総会の目的である事項及び招集の理由を示して、投資主総会の招集を請求することができ、遅滞なく投資主総会招集の手続が行われない場合又は請求があった日から8週間以内の日を投資主総会の日とする投資主総会の招集の通知が発せられない場合には、招集の請求をした投資主は、内閣総理大臣の許可を得て、投資主総会を招集することができます。

⑧ 検査役選任請求権（投信法第94条第1項、会社法第306条第1項、投信法第110条）

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、投資主総会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該投資主総会に先立ち、内閣総理大臣に対し、検査役の選任の申立てをすることができます。また、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを疑うべき事由があるときに本投資法人の業務及び財産の状況を調査させるため、内閣総理大臣に対し、検査役の選任の申立てをすることができます。

⑨ 執行役員等解任請求権（投信法第104条第1項、第3項、会社法第854条第1項第2号）

執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議により解任することができます。また、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、執行役員又は監督役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず当該役員を解任する旨の議案が投資主総会において否決されたときは、当該投資主総会の日から30日以内に訴えをもって当該役員の解任を請求することができます。

⑩ 解散請求権（投信法第143条の3）

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人が業務の執行において著しく困難な状況に至り、本投資法人に回復することができない損害が生じ、又は生じるおそれがあるときや、本投資法人の財産の管理又は処分が著しく失当で、本投資法人の存立を危うくするときにおいて、やむを得ない事由があるときは、訴えをもって本投資法人の解散を請求することができます。

(ハ) 分配金請求権（投信法第77条第2項第1号、第137条）

本投資法人の投資主は、本投資法人の規約及び法令に則り、役員会の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、保有する投資口数に応じて金銭の分配を受けることができます。本投資法人の金銭の分配方針に関しては、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2. 投資方針 (3) 分配方針」をご参照下さい。

なお、本振替投資口については、本投資法人が誤って本投資法人に対抗できないものとされた振替投資口について行った金銭の分配についても、本投資法人は当該分配に係る金額の返還を求められません。この場合、本投資法人は、当該分配に係る金額の限度において、投資主の振替機関等に対する損害賠償請求権を取得します（振替法第228条、第149条）。

(二) 残余財産分配請求権（投信法第77条第2項第2号、第158条第2項）

本投資法人が解散し、清算される場合、投資主は、各投資主の所有する投資口数に応じて残余財産の分配を受ける権利を有しています。

(ホ) 払戻請求権

投資主は、投資口の払戻請求権は有していません（規約第7条）。

(ヘ) 投資口の処分権（投信法第78条第1項、第2項、第3項）

投資主は、投資証券を交付する方法により投資口を自由に譲渡することができます。

本振替投資口については、投資主は、口座管理機関に対して振替の申請を行い、譲渡人の口座から譲受人の口座に本振替投資口の振替（譲受人の口座における保有欄の口数を増加させることをいいます。以下同じです。）が行われることにより、本振替投資口の譲渡を行うことができます（振替法第228条、第140条）。但し、本振替投資口の譲渡は、本振替投資口を取得した者の氏名又は名称及び住所を投資主名簿に記載し、又は記録しなければ、本投資法人に対抗することができません（投信法第79条第1項）。なお、投資主名簿の記載又は記録は、総投資主通知（保管振替機関が、本投資法人に対して行う、投資主の氏名又は名称、保有投資口数、基準日等の通知をいいます。）により行われます（振替法第228条、第152条第1項）。また、投資主が、特別口座に記載又は記録されている本振替投資口の譲渡を行う場合は、まず自らが開設した一般口座への振替を行った上で、譲受人の口座に振り替える必要があります。

(ト) 投資証券交付請求権及び不所持請求権（投信法第85条第1項、第3項、会社法第217条）

投資主は、投資口を発行した日以後遅滞なく投資証券の交付を受けることができます。また、投資主は、投資証券の不所持を申出することもできます。

本振替投資口については、本投資法人は、投資証券を発行することができません（振替法第227条第1項）。但し、投資主は、保管振替機構が振替機関の指定を取り消された場合若しくは当該指定が効力を失った場合であって保管振替機構の振替業を承継する者が存しない場合、又は本振替投資口が振替機関によって取り扱われなくなった場合は、本投資法人に対して、投資証券の発行を請求することができます（振替法第227条第2項）。

(チ) 帳簿閲覧請求権（投信法第128条の3）

投資主は、本投資法人の営業時間内は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写を請求することができます。但し、この請求は、理由を明らかにしてしなければなりません。

(リ) 少数投資主権の行使手続（振替法第228条、第154条）

振替投資口に係る少数投資主権等の行使に際しては、投資主名簿の記載又は記録ではなく、振替口座簿の記載又は記録により判定されることとなります。したがって、少数投資主権を行使しようとする投資主は、保管振替機構が個別投資主通知（保管振替機構が、本投資法人に対して行う、投資主の氏名又は名称、保有投資口数等の通知をいいます。以下同じです。）を行うよう、投資主の口座を開設している口座管理機関に対して申し出ることができます。投資主は、かかる個別投資主通知が本投資法人に対して行われた後4週間が経過する日までに限り、少数投資主権を行使することができます。

B. 投資法人債権者の権利

本投資法人の投資法人債権者の有する主な権利は、以下の通りです。

(イ) 元利金支払請求権

投資法人債権者は、投資法人債の要項に従い、元利金の支払いを受けることができます。投資法人債の消滅時効は、元金については10年、利息については5年です。

(ロ) 投資法人債の譲渡

記名式の投資法人債の譲渡は、取得者の氏名又は名称及び住所を投資法人債原簿に記載又は記録しなければ、投資法人その他の第三者に対抗することができません（投信法第139条の7、会社法第688条）。

無記名式の投資法人債の移転は、投資法人債券を交付することにより行われます。取得者が譲受を投資法人に対抗するためには、投資法人債券の引渡及び継続占有が必要です。

本投資法人は、本投資法人債について、社振法に基づく一般債振替制度の適用を受けることとしています。したがって、上記にかかわらず、本投資法人債の保有者が保有する本投資法人債の権利移転は保管振替機構及び一般債振替制度に参加する銀行・金融商品取引業者等の口座管理機関が管理する振替口座簿の記録により行われます。

なお、本投資法人債は、いずれも適格機関投資家に対してのみ譲渡することができるものとされています。

(ハ) 投資法人債権者集会における議決権

① 投資法人債権者集会は、投信法に規定する事項及び投資法人債権者の利害に関する事項について、決議を行うことができます（投信法第139条の10第2項、会社法第716条）。投資法人債権者集会において、投資法人債権者は、その有する当該種類の投資法人債の金額の合計額（償還済みの額を除きます。）に応じて議決権を行使することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第723条）。

投資法人債権者集会における決議は、裁判所の認可によって効力を生じます（投信法第139条の10第2項、会社法第734条第1項）。

② 投資法人債権者の有する議決権の決議要件は、以下の通りです（投信法第139条の10第2項、会社法第724条）。

i. 投資法人債権者集会の決議は、原則として、出席した投資法人債権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意をもって行われます（普通決議）。

ii. 投資法人債権者集会の決議は、一定の重要な事項については、投資法人債権者の議決権の総額の5分の1以上を有する投資法人債権者が出席し、その議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意をもって行われます（特別決議）。

③ 投資法人債権者による投資法人債権者集会招集請求権

ある種類の投資法人債の総額（償還済みの額を除きます。）の10分の1以上を保有する投資法人債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を、当投資法人又は投資法人債管理者に対して提出して投資法人債権者集会の招集を請求することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第718条第1項）。

かかる請求の後、遅滞なく投資法人債権者集会の招集手続がなされない場合には、かかる請求を行った投資法人債権者は、裁判所の許可を得て投資法人債権者集会の招集をすることができます（投信法第139条の10第2項、会社法第718条第3項）。

④ 投資法人債権者は、当投資法人の営業時間内は、いつでも、投資法人債権者集会の議事録の閲覧又は謄写を請求することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第731条第3項）。

(ニ) 投資法人債管理者

投資法人は、投資法人債を募集する場合には、投資法人債管理者を定め、投資法人債権者のために投資法人債の管理を行うことを委託しなくてはなりません。但し、各投資法人債の金額が1億円以上である場合等は、この限りではありません（投信法第139条の8）。

本投資法人債の投資法人債管理者は、第2回及び第3回無担保投資法人債についてみずほ信託銀行株式会社、第4回乃至第6回無担保投資法人債について株式会社みずほコーポレート銀行です。第7回乃至第10回無担保投資法人債については、投資法人債管理者は設置されていません。

(ホ) 担保提供制限条項及び留保資産提供制限条項

本投資法人は、第2回乃至第10回無担保投資法人債の各投資法人債要項において、当該各投資法人債の未償還残高が存する限り、当該各投資法人債発行後、本投資法人が国内で既に発行した又は国内で今後発行する他の投資法人債のために、担保権を設定し又は一定の資産を留保する場合には、当該各投資法人債のためにも、同順位の担保権を設定し又は投資法人債管理会社が適当と認める留保資産提供を行うものとされています。

(ヘ) 財務制限条項

本投資法人は、本投資法人債の未償還残高が存する限り、一定の財務制限条項に従います。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

a. 名称

株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント

b. 資本金の額

本書の日付現在 3億5,000万円

c. 事業の内容

金商法第28条第4項に規定する投資運用業を行います。

① 基本姿勢

- ・ プロの視点で個別不動産を適正に評価し、取得・売却を通じて成長性の高いポートフォリオを組成します。
- ・ テナントの満足度・資産価値を高める良質な不動産管理を行い、保有不動産の競争力を高め、長期的な収益力向上を図ります。
- ・ 資産運用受託者として、より多くの情報をわかりやすく開示することで説明責任を果たします。
- ・ 利益相反に対する十分なチェックシステムを構築することにより透明性を高めます。
- ・ 法令規則等の遵守にとどまらず、企業の倫理観・誠実さを高めながら事業を展開します。

② 会社の沿革

| 年月日 | 事項 |
|-------------|---|
| 平成12年4月28日 | 会社設立 |
| 平成12年10月13日 | 宅地建物取引業者としての免許取得（東京都知事(2)第79025号（現在）） |
| 平成13年3月2日 | 定款の事業目的の変更（投資信託委託業及び投資法人資産運用業、主として有限会社クアトロ・キャピタルより委託を受けて営む所定の事業等への変更） |
| 平成13年3月16日 | 宅地建物取引業法上の取引一任代理等の認可取得（認可番号第3号） |
| 平成13年6月20日 | 投信法上の投資法人資産運用業の認可取得（認可番号 内閣総理大臣第7号） |
| 平成13年11月17日 | 定款の事業目的の変更（主として有限会社クアトロ・キャピタルより委託を受けて営む所定の事業の削除） |
| 平成19年9月30日 | 金融商品取引業（投資運用業）に係る登録（登録番号関東財務局長（金商）第362号）（注） |
| 平成19年11月28日 | 金融商品取引業（投資運用業）登録申請 申請書類提出 |

(注) 証券取引法の一部を改正する法律（平成18年法律第65条）附則第159条第1項に基づき、金融商品取引業（投資運用業）に係る登録を受けたものとみなされていました。

③ 発行可能株式総数及び資本の額の増減

(イ) 発行可能株式総数（本書の日付現在）

28,000株

(ロ) 発行済株式の総数（本書の日付現在）

7,000株

(ハ) 最近5年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

④ 経理の概況

本資産運用会社の経理の概況は以下の通りです。

(イ) 最近の事業年度における主な資産と負債の概況

(単位：千円)

| | 平成21年3月31日現在 |
|------|--------------|
| 総資産 | 803,920 |
| 総負債 | 117,646 |
| 自己資本 | 686,274 |

(ロ) 最近の事業年度における損益の概況

(単位：千円)

| | 第8期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日 | 第9期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日 |
|-------|------------------------------------|------------------------------------|
| 営業収益 | 861,837 | 870,492 |
| 経常利益 | 348,677 | 310,884 |
| 当期純利益 | 204,804 | 182,447 |

⑤ その他

(イ) 役員の変更

本資産運用会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任します。取締役の選任については、累積投票によりません。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までで、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。また、任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とし、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は前任者の任期の残存期間と同一とします。本資産運用会社において取締役及び監査役の変更があった場合には、2週間以内に監督官庁へ届出ます（金商法第31条第1項、第29条の2第1項第3号）。また、本資産運用会社の取締役又は執行役は、他の会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは執行役に就任した場合（他の会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役が金融商品取引業者の取締役又は執行役を兼ねることとなった場合を含みます。）又は他の会社の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役を退任した場合には、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければなりません（金商法第31条の4第1項）。

(ロ) 定款の変更

本資産運用会社の定款を変更するためには、株主総会の特別決議が必要です（会社法第309条第2項第11号）。本資産運用会社は、平成13年3月2日、平成13年11月17日及び平成20年6月10日に定款の事業目的の変更を行っています。

(ハ) 訴訟事件その他本資産運用会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在において、本資産運用会社に関して、訴訟事件その他重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

⑥ 関係業務の概要

本投資法人が、本資産運用会社に委託する業務の内容は次の通りです。

(イ) 本投資法人の資産の運用に係る業務（宅地又は建物の売買、交換又は賃借に係る判断の全部を行い、当該判断に基づきこれらの取引の代理又は媒介を行うことを含みます。）

(ロ) 本投資法人が行う資金調達に係る業務

(ハ) 本投資法人への報告業務

(ニ) その他本投資法人が随時委託する前記(イ)から(ハ)に関連し又は付随する業務

(2) 【運用体制】

本資産運用会社の運用体制については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構」をご参照下さい。

(3) 【大株主の状況】

(本書の日付現在)

| 名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 比率 (%) (注1) |
|----------------------|--------------------|--------------|-------------------|
| 東京建物株式会社(注2) | 東京都中央区八重洲一丁目9番9号 | 2,800 | 40 |
| 大成建設株式会社 | 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 | 1,400 | 20 |
| 安田不動産株式会社 | 東京都千代田区神田錦町二丁目11番地 | 1,400 | 20 |
| 明治安田生命保険相互会社 (注2) | 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 | 700 | 10 |
| 株式会社損害保険ジャパン | 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号 | 700 | 10 |
| 合計 | ————— | 7,000 | 100 |

(注1) 比率とは、発行済株式数に対する所有株式数の比率をいいます。

(注2) 明治安田生命保険相互会社は、保有する株式980株(発行済株式数の14%)を、平成21年8月14日付で東京建物株式会社に譲渡しました。

(4) 【役員の状況】

(本書の日付現在)

| 役職名 | 氏名 | 主要略歴 | 所有株式数 |
|--------------------|------|--|-------|
| 代表取締役社長 | 萩原稔弘 | 昭和43年4月 東京建物株式会社 入社 大阪支店 勤務 平成元年4月 同社 都市開発部 部長代理 平成元年4月 株式会社ジェイアール東日本都市開発 出向 平成4年4月 東京建物株式会社 秘書室長 兼 人事部長 平成9年3月 同社 取締役秘書室長 兼 人事部長 平成10年1月 同社 取締役錦糸町開発事業部長 平成11年4月 同社 取締役大阪支店長 平成13年1月 同社 取締役 平成13年1月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 代表取締役社長 平成13年3月 東京建物株式会社 取締役退任 | — |
| 取締役 企画・管理 部長 | 北見和夫 | 昭和50年4月 安田生命保険相互会社（現 明治安田生命保険相互会社）入社 教育部 教修所 勤務 平成元年9月 同社 不動産部 不動産開発課 課長 平成7年4月 同社 不動産部 不動産開発課長 平成9年4月 同社 運用審査部 審査第二課長 平成12年8月 同社 運用管理部 融資総務課長 平成15年4月 同社 運用管理部 融資管理課長 平成16年1月 明治安田生命保険相互会社 関連事業部 審議役（関連事業経営調査） 平成16年10月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 出向 平成16年10月 同社 取締役企画・管理部長 | — |
| 取締役 投資運用 部長 | 三輪誠治 | 昭和58年4月 東京建物株式会社 入社 設計部 勤務 平成10年4月 同社 横浜開発部課長 平成10年7月 同社 投資サービス部課長 平成12年1月 同社 投資事業開発部グループリーダー 平成15年7月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 出向 平成16年10月 同社 投資運用部部長（運用グループ担当） 平成18年3月 同社 取締役投資運用部長 | — |
| 取締役 財務部長 | 小澤克人 | 昭和62年4月 東京建物株式会社入社 横浜支店 勤務 平成13年4月 同社 投資事業開発部 担当課長 平成14年4月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 出向 平成16年10月 同社 財務部 部長（財務グループ・IRグループ担当） 平成19年3月 東京建物株式会社 RM事業部長 平成19年11月 かつどきGROWTH TOWN株式会社 代表取締役社長 平成21年7月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 出向 平成21年7月 同社 取締役財務部長 | — |

| 役職名 | 氏名 | 主要略歴 | 所有株式数 |
|--------------|------|---|-------|
| 取締役 (非常勤) | 稲田史夫 | <p>昭和58年4月 東京建物株式会社 入社 不動産営業部 勤務</p> <p>平成2年1月 同社 国際業務室</p> <p>平成4年4月 同社 企画部経営企画室 調査役</p> <p>平成9年4月 同社 企画部経営企画グループ 課長</p> <p>平成10年1月 同社 投資サービス室 グループリーダー</p> <p>平成12年1月 同社 投資事業開発部 グループリーダー</p> <p>平成12年4月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 代表取締役</p> <p>平成13年1月 同社 代表取締役辞任</p> <p>平成17年3月 東京建物株式会社 投資事業開発部長 (現職)</p> <p>平成17年3月 株式会社東京建物ファンドマネジメント 取締役 (現職)</p> <p>平成17年6月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 取締役</p> <p>平成19年9月 東京建物不動産投資顧問株式会社 取締役</p> | — |
| 取締役 (非常勤) | 國吉正純 | <p>昭和52年4月 O H設計工房 勤務</p> <p>昭和56年4月 國建築設計事務所</p> <p>昭和62年10月 明治生命保険相互会社 (現 明治安田生命保険相互会社) 入社 不動産部 勤務</p> <p>平成3年4月 同社 不動産部 不動産開発グループ 課長</p> <p>平成7年4月 同社 不動産部 不動産課長</p> <p>平成9年4月 同社 不動産部 不動産収益管理グループリーダー</p> <p>平成12年4月 同社 不動産部 不動産投資グループリーダー</p> <p>平成16年1月 明治安田生命保険相互会社 不動産部 不動産運用グループ マネジャー</p> <p>平成18年4月 同社 不動産部 審議役 (現職)</p> <p>平成18年4月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 取締役</p> | — |
| 取締役 (非常勤) | 山口晴樹 | <p>昭和51年4月 大成建設株式会社入社 高松支店工務部労務課 勤務</p> <p>平成3年8月 同社 横浜支店作業所 課長</p> <p>平成8年6月 同社 横浜支店管理部 総務室 課長</p> <p>平成10年4月 同社 総務部 厚生室 次長</p> <p>平成12年1月 同社 札幌支店管理部 総務室 室長</p> <p>平成13年6月 同社 管理本部管財部 管財室 室長</p> <p>平成15年5月 同社 管理本部管財部 不動産室 室長</p> <p>平成18年10月 同社 都市開発本部 開発事業部 不動産室 室長</p> <p>平成19年7月 同社 都市開発本部 資産マネジメント部 不動産室 室長</p> <p>平成20年4月 同社 都市開発本部 資産マネジメント部長 (現職)</p> <p>平成20年6月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 取締役</p> <p>平成20年6月 芙蓉総合開発株式会社 取締役 (現職)</p> <p>平成21年3月 横浜シティ・マネジメント株式会社 監査役 (現職)</p> | — |

| 役職名 | 氏名 | 主要略歴 | 所有株式数 |
|--------------|------|--|-------|
| 取締役 (非常勤) | 味木俊衛 | 昭和59年4月 安田火災海上保険株式会社(現 株式会社損害保険ジャパン) 入社 内務部 勤務 平成2年2月 同社 財務企画部 平成12年7月 同社 財務企画部 課長 平成14年7月 株式会社損害保険ジャパン グローバル運用部 課長 平成18年4月 同社 財務企画部 課長 平成20年4月 同社 財務サービス部長(現職) 平成20年4月 株式会社損保ジャパン・クレジット 取締役(現職) 平成20年6月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 取締役 | — |
| 監査役 (非常勤) | 紅林優光 | 平成元年10月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人) 勤務 平成7年7月 太田昭和アーンストアンドヤング株式会社(現 新日本アーンストアンドヤング税理士法人) 税務コンサルティング部 平成11年10月 紅林公認会計士事務所 代表(現職) 平成13年2月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 監査役 | — |
| 監査役 (非常勤) | 日高博人 | 昭和52年4月 株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行 平成元年6月 同社 京都支店 渉外1 課長 平成5年6月 同社 稲城中央支店 副支店長 平成9年2月 安田不動産株式会社 出向 平成11年4月 同社 入社 ビル営業部 課長 平成12年4月 同社 ビル営業部 次長 平成13年6月 同社 ビル事業本部 ビル営業部長 平成15年6月 同社 ビル事業本部 ビル営業部長 兼PM室長 平成16年4月 同社 ビル事業本部 ビル営業部長 平成17年4月 同社 営業推進部長 平成17年11月 同社 営業企画部長 兼任営業推進部長 平成20年6月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 監査役 平成20年10月 安田不動産株式会社 営業企画部長 兼任営業推進部長、静岡営業所 所長 平成21年4月 同社 営業企画部長 兼任営業部長 | — |

(注) 本資産運用会社の従業員は、25名です。

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

本資産運用会社は、金商法上の投資運用業のみを行っています。本書の日付現在、本資産運用会社が資産を運用する投資法人は本投資法人のみです。

2 【その他の関係法人の概況】

A. 投資主名簿等に関する一般事務受託者（投信法第117条第2号乃至第6号関係。但し、投資法人債に関する業務を除きます。）、特別口座管理人（投信法第117条第2号関係。但し、投資法人債に関する業務を除きます。）及び資産保管会社

(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】

| 名称 | 資本金の額（百万円） （平成21年3月31日現在） | 事業の内容 |
|-------------|------------------------------|----------|
| みずほ信託銀行株式会社 | 247,231 | 信託業及び銀行業 |

(2) 【関係業務の概要】

一般事務受託業務及び資産保管業務（前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（3）管理報酬等（ハ）一般事務受託者及び資産保管会社への支払手数料」をご参照下さい。）

(3) 【資本関係】

| | |
|-------------|-------------|
| みずほ信託銀行株式会社 | 該当事項はありません。 |
|-------------|-------------|

B. 投資法人債に関する一般事務受託者（投信法第117条第2号及び第3号関係。）

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

| 名称 | 資本金の額（百万円） （平成21年3月31日現在） | 事業の内容 |
|-------------------------|------------------------------|----------|
| みずほ信託銀行株式会社（注1） | 247,231 | 信託業及び銀行業 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 （注2） | 1,070,965 | 銀行業 |

（注1）第2回及び第3回無担保投資法人債

（注2）第4回乃至第10回無担保投資法人債

(2) 関係業務の概要

一般事務受託業務（前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（3）管理報酬等（ハ）一般事務受託者及び資産保管会社への支払手数料」をご参照下さい。）

(3) 資本関係

| | |
|-----------------|-------------|
| みずほ信託銀行株式会社 | 該当事項はありません。 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 該当事項はありません。 |

C. 投資法人債管理者

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

| 名称 | 資本金の額（百万円） （平成21年3月31日現在） | 事業の内容 |
|-------------------------|------------------------------|----------|
| みずほ信託銀行株式会社（注1） | 247,231 | 信託業及び銀行業 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 （注2） | 1,070,965 | 銀行業 |

（注1）第2回及び第3回無担保投資法人債

（注2）第4回乃至第6回無担保投資法人債

(2) 関係業務の概要

本投資法人の一般事務受託者（投信法第117条第2号、第3号及び第6号関係のうち、本投資法人債に関する事務。）及び本投資法人債の投資法人債管理者としての業務を行います。

（前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（3）管理報酬等（ハ）一般事務受託者及び資産保管会社への支払手数料」をご参照下さい。）

(3) 資本関係

| | |
|-----------------|-------------|
| みずほ信託銀行株式会社 | 該当事項はありません。 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 該当事項はありません。 |

D. 投資法人債の元利金の支払事務に関する一般事務受託者（投信法第117条第6号関係。）

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

| 名称 | 資本金の額（百万円） （平成21年3月31日現在） | 事業の内容 |
|-----------------------------|------------------------------|----------|
| みずほ信託銀行株式会社（注1） | 247,231 | 信託業及び銀行業 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 （注2）（注3） | 1,070,965 | 銀行業 |
| メリルリンチ日本証券株式会社（注1） | 98,768 | 金融商品取引業 |
| みずほ証券株式会社（注1）（注2） | 250,000 | 金融商品取引業 |
| しんきん証券株式会社（注1） | 20,000 | 金融商品取引業 |
| 野村証券株式会社（注2） | 10,000 | 金融商品取引業 |

（注1）第2回及び第3回無担保投資法人債

（注2）第4回乃至第6回無担保投資法人債

（注3）第7回乃至第10回無担保投資法人債

(2) 関係業務の概要

本投資法人の一般事務受託者（投信法第117条第6号関係のうち、本投資法人債の元利金支払事務。）としての業務を行います。

（前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (3) 管理報酬等 (ハ) 一般事務受託者及び資産保管会社への支払手数料」をご参照下さい。）

(3) 資本関係

| | |
|-----------------|---|
| みずほ信託銀行株式会社 | 該当事項はありません。 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 該当事項はありません。 |
| メリルリンチ日本証券株式会社 | 該当事項はありません。 |
| みずほ証券株式会社 | 平成21年6月30日現在、本投資法人の投資口を121口保有しています。なお、この他に該当事項はありません。 |
| しんきん証券株式会社 | 該当事項はありません。 |
| 野村証券株式会社 | 平成21年6月30日現在、本投資法人の投資口を10,303口保有しています。なお、この他に該当事項はありません。（注） |

（注）上記には、野村証券株式会社株式累投共同買付口名義で保有する29口を含んでいます。

第5【投資法人の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

本投資法人の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正を含みます。以下「財務諸表等規則」といいます。）及び同規則第2条の規定により、「投資法人の計算に関する規則」（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

本投資法人は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第14期計算期間（平成20年7月1日から平成20年12月31日まで）及び第15期計算期間（平成21年1月1日から平成21年6月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

本投資法人は子会社がありませんので連結財務諸表は作成していません。

1 【財務諸表】
 (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前期 (平成20年12月31日) | 当期 (平成21年6月30日) |
|-----------------|---------------------|--------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 19,706,912 | 20,987,712 |
| 信託現金及び信託預金 | *1 14,860,678 | *1 14,015,752 |
| 営業未収入金 | 172,743 | 198,512 |
| 前払費用 | 164,484 | 184,233 |
| 繰延税金資産 | 74 | 92 |
| 未収消費税等 | — | 357,367 |
| その他 | 10,050 | 173,712 |
| 流動資産合計 | 34,914,943 | 35,917,383 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 30,497,213 | 45,628,942 |
| 減価償却累計額 | △2,835,784 | △3,354,991 |
| 建物(純額) | *1 27,661,429 | *1 42,273,950 |
| 信託建物 | 77,986,384 | 72,018,462 |
| 減価償却累計額 | △14,222,590 | △14,114,110 |
| 信託建物(純額) | *1 63,763,794 | *1 57,904,351 |
| 構築物 | 21,379 | 28,482 |
| 減価償却累計額 | △2,468 | △3,143 |
| 構築物(純額) | 18,910 | 25,339 |
| 信託構築物 | 87,888 | 86,714 |
| 減価償却累計額 | △22,094 | △24,316 |
| 信託構築物(純額) | *1 65,794 | *1 62,398 |
| 機械及び装置 | 366,611 | 506,001 |
| 減価償却累計額 | △124,786 | △142,903 |
| 機械及び装置(純額) | *1 241,824 | *1 363,098 |
| 信託機械及び装置 | 1,398,104 | 1,301,822 |
| 減価償却累計額 | △699,272 | △707,751 |
| 信託機械及び装置(純額) | *1 698,831 | *1 594,070 |
| 工具、器具及び備品 | 18,492 | 26,809 |
| 減価償却累計額 | △7,689 | △9,328 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 10,803 | 17,481 |
| 信託工具、器具及び備品 | 86,167 | 86,735 |
| 減価償却累計額 | △33,331 | △38,702 |
| 信託工具、器具及び備品(純額) | *1 52,835 | *1 48,033 |
| 土地 | *1 63,879,374 | *1 80,501,678 |
| 信託土地 | *1 115,375,371 | *1 109,229,828 |
| 建設仮勘定 | 514,234 | 46,301 |
| 有形固定資産合計 | 272,283,204 | 291,066,531 |
| 無形固定資産 | | |
| 借地権 | 1,542,818 | 1,542,818 |
| その他 | 8,434 | 4,854 |
| 無形固定資産合計 | 1,551,252 | 1,547,673 |

(単位：千円)

| | 前期 (平成20年12月31日) | 当期 (平成21年6月30日) |
|---------------------|---------------------|--------------------|
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 344,651 | — |
| 差入敷金及び保証金 | 17,000 | 49,000 |
| 長期前払費用 | 18,249 | 472,336 |
| その他 | 900 | — |
| 投資その他の資産合計 | 380,801 | 521,336 |
| 固定資産合計 | 274,215,258 | 293,135,541 |
| 繰延資産 | | |
| 投資法人債発行費 | 123,137 | 110,596 |
| 繰延資産合計 | 123,137 | 110,596 |
| 資産合計 | 309,253,338 | 329,163,520 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 営業未払金 | 1,317,067 | 1,511,945 |
| 短期借入金 | 17,172,000 | 16,152,000 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | — | 716,000 |
| 1年内償還予定の投資法人債 | 10,000,000 | 17,000,000 |
| 未払金 | 520,838 | 623,163 |
| 未払費用 | 276,912 | 277,368 |
| 未払法人税等 | 660 | 658 |
| 未払消費税等 | 164,797 | — |
| 前受金 | 1,160,320 | 1,166,950 |
| 流動負債合計 | 30,612,596 | 37,448,086 |
| 固定負債 | | |
| 投資法人債 | 44,500,000 | 37,500,000 |
| 長期借入金 | ※1 57,583,000 | ※1 78,862,000 |
| 預り敷金及び保証金 | ※1 4,463,054 | ※1 6,028,254 |
| 信託預り敷金及び保証金 | 10,936,415 | 10,267,498 |
| 固定負債合計 | 117,482,470 | 132,657,752 |
| 負債合計 | 148,095,067 | 170,105,838 |
| 純資産の部 | | |
| 投資主資本 | | |
| 出資総額 | 156,725,438 | 156,725,438 |
| 剰余金 | | |
| 当期未処分利益又は当期未処理損失(△) | 4,432,832 | 2,332,243 |
| 剰余金合計 | 4,432,832 | 2,332,243 |
| 投資主資本合計 | 161,158,271 | 159,057,682 |
| 純資産合計 | ※3 161,158,271 | ※3 159,057,682 |
| 負債純資産合計 | 309,253,338 | 329,163,520 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前期 (自 平成20年7月1日 至 平成20年12月31日) | | 当期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日) | |
|---------------------|--------------------------------------|------------|-------------------------------------|------------|
| 営業収益 | | | | |
| 貸貸事業収入 | ※1 | 11,171,677 | ※1 | 11,030,526 |
| 不動産等売却益 | | — | ※2 | 3,300,033 |
| 営業収益合計 | | 11,171,677 | | 14,330,560 |
| 営業費用 | | | | |
| 貸貸事業費用 | ※1 | 5,022,008 | ※1 | 4,961,198 |
| 不動産等売却損 | ※2 | 4,438 | ※2 | 2,154,094 |
| 投資有価証券売却損 | | — | | 38,651 |
| 資産運用報酬 | | 416,750 | | 345,480 |
| 一般事務委託及び資産保管手数料 | | 65,834 | | 66,520 |
| 役員報酬 | | 6,600 | | 6,600 |
| 信託報酬 | | 56,937 | | 69,434 |
| その他営業費用 | | 116,584 | | 120,087 |
| 営業費用合計 | | 5,689,154 | | 7,762,068 |
| 営業利益 | | 5,482,523 | | 6,568,491 |
| 営業外収益 | | | | |
| 受取利息 | | 32,594 | | 24,164 |
| 管理組合費精算金収入 | | — | | 40,816 |
| その他 | | 3,049 | | 6,205 |
| 営業外収益合計 | | 35,643 | | 71,186 |
| 営業外費用 | | | | |
| 支払利息 | | 571,148 | | 550,706 |
| 融資手数料 | | 19,481 | | 26,200 |
| 投資法人債利息 | | 477,065 | | 473,593 |
| 投資法人債発行費償却 | | 12,748 | | 12,540 |
| その他 | | 4,213 | | 4,256 |
| 営業外費用合計 | | 1,084,657 | | 1,067,297 |
| 経常利益 | | 4,433,509 | | 5,572,380 |
| 特別損失 | | | | |
| 違約金等損失 | | — | ※3 | 3,239,449 |
| 特別損失合計 | | — | | 3,239,449 |
| 税引前当期純利益 | | 4,433,509 | | 2,332,930 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 1,044 | | 1,038 |
| 法人税等調整額 | | △41 | | △18 |
| 法人税等合計 | | 1,002 | | 1,019 |
| 当期純利益 | | 4,432,507 | | 2,331,911 |
| 前期繰越利益 | | 325 | | 332 |
| 当期末処分利益又は当期末処理損失(△) | | 4,432,832 | | 2,332,243 |

(3) 【投資主資本等変動計算書】

(単位：千円)

| | 前期 (自 平成20年7月1日 至 平成20年12月31日) | 当期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日) |
|---------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 投資主資本 | | |
| 出資総額 | | |
| 前期末残高 | 156,725,438 | 156,725,438 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | — | — |
| 当期末残高 | 156,725,438 | 156,725,438 |
| 剰余金 | | |
| 当期末処分利益又は当期末処理損失(△) | | |
| 前期末残高 | 4,451,575 | 4,432,832 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の分配 | △4,451,250 | △4,432,500 |
| 当期純利益 | 4,432,507 | 2,331,911 |
| 当期変動額合計 | △18,742 | △2,100,588 |
| 当期末残高 | 4,432,832 | 2,332,243 |
| 剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 4,451,575 | 4,432,832 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | △18,742 | △2,100,588 |
| 当期末残高 | 4,432,832 | 2,332,243 |
| 投資主資本合計 | | |
| 前期末残高 | 161,177,014 | 161,158,271 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | △18,742 | △2,100,588 |
| 当期末残高 | 161,158,271 | 159,057,682 |
| 純資産合計 | | |
| 前期末残高 | 161,177,014 | 161,158,271 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | △18,742 | △2,100,588 |
| 当期末残高 | 161,158,271 | 159,057,682 |

(4) 【金銭の分配に係る計算書】

| | 前期 (自 平成20年7月1日 至 平成20年12月31日) | 当期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日) |
|----------------------------|--|---|
| I. 当期末処分利益 | 4,432,832,578円 | 2,332,243,786円 |
| II. 分配金 (投資口1口当たり分配金の額) | 4,432,500,000円 (7,092円) | 2,331,875,000円 (3,731円) |
| III. 次期繰越利益 | 332,578円 | 368,786円 |
| 分配金の額の算出方法 | <p>本投資法人の規約第28条(2)に定める分配方針に基づき、分配金の額は利益の金額を限度とし、且つ、租税特別措置法第67条の15に規定されている「配当可能所得の金額」の90%に相当する金額を超えるものとしております。かかる方針により、当期末処分利益を超えない額で発行済投資口の総口数625,000口の整数倍数の最大値となる4,432,500,000円を利益分配金として分配することと致しました。なお、本投資法人規約第28条(4)に定める利益を超えた金銭の分配は行ないません。</p> | <p>本投資法人の規約第28条(2)に定める分配方針に基づき、分配金の額は利益の金額を限度とし、且つ、租税特別措置法第67条の15に規定されている「配当可能利益の額」の90%に相当する金額を超えるものとしております。かかる方針により、当期末処分利益を超えない額で発行済投資口の総口数625,000口の整数倍数の最大値となる2,331,875,000円を利益分配金として分配することと致しました。なお、本投資法人規約第28条(4)に定める利益を超えた金銭の分配は行ないません。</p> |

(5) 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前期 | | 当期 | |
|-------------------------|---------|---------------------------|---------|--------------------------|
| | (自 至 | 平成20年7月1日 平成20年12月31日) | (自 至 | 平成21年1月1日 平成21年6月30日) |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | | |
| 税引前当期純利益 | | 4,433,509 | | 2,332,930 |
| 減価償却費 | | 1,800,230 | | 1,796,620 |
| 投資法人債発行費償却 | | 12,748 | | 12,540 |
| 受取利息 | | △32,594 | | △24,164 |
| 支払利息 | | 1,048,213 | | 1,024,299 |
| 営業未収入金の増減額 (△は増加) | | 49,863 | | △25,769 |
| 未収消費税等の増減額 (△は増加) | | — | | △357,367 |
| 前払費用の増減額 (△は増加) | | △45,648 | | △19,748 |
| 営業未払金の増減額 (△は減少) | | △12,795 | | 30,486 |
| 未払金の増減額 (△は減少) | | △21,451 | | 10,302 |
| 未払消費税等の増減額 (△は減少) | | △1,804 | | △164,797 |
| 前受金の増減額 (△は減少) | | △8,437 | | 6,629 |
| 有形固定資産の減少額 | | — | | 504,550 |
| 信託有形固定資産の減少額 | | 3,489,138 | | 11,246,034 |
| 投資有価証券の減少額 | | — | | 344,651 |
| その他 | | △28,115 | | △675,595 |
| 小計 | | 10,682,855 | | 16,041,605 |
| 利息の受取額 | | 32,594 | | 24,164 |
| 利息の支払額 | | △1,050,505 | | △1,023,844 |
| 法人税等の支払額又は還付額 (△は支払) | | △4,490 | | 639 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | 9,660,454 | | 15,042,565 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | | △9,825,433 | | △31,751,199 |
| 信託有形固定資産の取得による支出 | | △351,440 | | △410,147 |
| 無形固定資産の取得による支出 | | — | | △314 |
| 差入敷金及び保証金の差入による支出 | | — | | △32,000 |
| 預り敷金及び保証金の返還による支出 | | △79,008 | | △83,457 |
| 預り敷金及び保証金の受入による収入 | | 374,807 | | 1,679,365 |
| 信託預り敷金及び保証金の返還による支出 | | △247,530 | | △806,563 |
| 信託預り敷金及び保証金の受入による収入 | | 117,273 | | 252,889 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | △10,011,333 | | △31,151,426 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | | |
| 短期借入れによる収入 | | 18,692,000 | | 5,280,000 |
| 短期借入金の返済による支出 | | △16,312,000 | | △6,300,000 |
| 長期借入れによる収入 | | 3,400,000 | | 22,020,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | | — | | △25,000 |
| 分配金の支払額 | | △4,450,277 | | △4,430,264 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | 1,329,722 | | 16,544,735 |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | | 978,843 | | 435,874 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | | 33,588,746 | | 34,567,590 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | | ※1 34,567,590 | | ※1 35,003,464 |

(6) 【注記表】
(重要な会計方針)

| | 前期 (自 平成20年7月1日 至 平成20年12月31日) | 当期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日) |
|-------------------------------------|--|--|
| 1. 資産の評価基準及び評価方法 | 有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法 | — |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | ①有形固定資産 (信託財産を含む) 定額法を採用しております。なお、主たる有形固定資産の耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～65年 構築物 10～35年 機械及び装置 3～17年 工具、器具及び備品 3～15年 取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法に基づき、3年間で償却する方法を採用しております。 ②無形固定資産 定額法を採用しております。 ③長期前払費用 定額法を採用しております。 | ①有形固定資産 (信託財産を含む) 定額法を採用しております。なお、主たる有形固定資産の耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～65年 構築物 10～35年 機械及び装置 3～17年 工具、器具及び備品 3～20年 取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法に基づき、3年間で償却する方法を採用しております。 ②無形固定資産 同左 ③長期前払費用 同左 |
| 3. 繰延資産の処理方法 | 投資法人債発行費 償還期間にわたり定額法により償却しております。 | 投資法人債発行費 同左 |
| 4. 収益及び費用の計上基準 | 固定資産税等の処理方法 保有する不動産にかかる固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当該決算期間に対応する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しております。 なお、不動産又は不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、精算金として譲渡人に支払った初年度の固定資産税等相当額については、費用に計上せず当該不動産の取得原価に算入しております。当期において不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は11,292千円であります。 | 固定資産税等の処理方法 保有する不動産にかかる固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当該決算期間に対応する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しております。 なお、不動産又は不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、精算金として譲渡人に支払った初年度の固定資産税等相当額については、費用に計上せず当該不動産の取得原価に算入しております。当期において不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は54,005千円であります。 |
| 5. キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲 | キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は以下のものを対象としております。 (1) 手許現金及び信託現金 (2) 随時引き出し可能な預金及び信託預金 (3) 容易に換金が可能であり、かつ価値の変動について僅少のリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資 | 同左 |

| | 前期 (自 平成20年7月1日 至 平成20年12月31日) | 当期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日) |
|----------------------------|---|---|
| 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>①不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方針</p> <p>保有する不動産等を信託財産とする信託受益権につきましては、信託財産内の全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しております。</p> <p>なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の科目については、貸借対照表において区分掲記しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 信託現金及び信託預金 b 信託建物、信託構築物、信託機械及び装置、信託工具、器具及び備品、信託土地、信託建設仮勘定 c 信託預り敷金及び保証金 <p>②消費税等の処理方法</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> | <p>①不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方針</p> <p>同左</p> <p>②消費税等の処理方法</p> <p>同左</p> |

(会計方針の変更)

| 前期 (自 平成20年7月1日 至 平成20年12月31日) | 当期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日) |
|--|-------------------------------------|
| <p>リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>当期から「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正)を適用しています。</p> <p>なお、これによる損益に与える影響はありません。</p> | <p>—————</p> |

(貸借対照表関係)

| | 前期 (平成20年12月31日) | 当期 (平成21年6月30日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|---|--------------------|------------|--------|--------------|----------|-----------|-----------|--------------|---|-------|--------------|--------|-----------------|---------|----|----------|--------------|-----------|----|------------|-------|-----------|-----------|--------|----|-----------|---|------------|-----------|--------|---------|----------|-----------|-----------|-------|------------|-------|--------------|--------|-----------------|-------|----|---------|------|-----------|----|------------|-------|-----------|-----------|--------|----|-----------|
| ※1. 担保に供している資産及び担保を付している債務 | <p>担保に供している資産は次のとおりです。 (単位：千円)</p> <table> <tr><td>信託現金及び信託預金</td><td>2,164,766</td></tr> <tr><td>建物（純額）</td><td>139,457</td></tr> <tr><td>信託建物（純額）</td><td>7,091,290</td></tr> <tr><td>信託構築物（純額）</td><td>3,966</td></tr> <tr><td>機械及び装置（純額）</td><td>5,136</td></tr> <tr><td>信託機械及び装置（純額）</td><td>13,639</td></tr> <tr><td>信託工具、器具及び備品（純額）</td><td>2,147</td></tr> <tr><td>土地</td><td>399,183</td></tr> <tr><td>信託土地</td><td>8,536,013</td></tr> <tr><td>合計</td><td>18,355,601</td></tr> </table> <p>担保を付している債務は次のとおりです。 (単位：千円)</p> <table> <tr><td>長期借入金</td><td>9,183,000</td></tr> <tr><td>預り敷金及び保証金</td><td>15,536</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9,198,536</td></tr> </table> | 信託現金及び信託預金 | 2,164,766 | 建物（純額） | 139,457 | 信託建物（純額） | 7,091,290 | 信託構築物（純額） | 3,966 | 機械及び装置（純額） | 5,136 | 信託機械及び装置（純額） | 13,639 | 信託工具、器具及び備品（純額） | 2,147 | 土地 | 399,183 | 信託土地 | 8,536,013 | 合計 | 18,355,601 | 長期借入金 | 9,183,000 | 預り敷金及び保証金 | 15,536 | 合計 | 9,198,536 | <p>担保に供している資産は次のとおりです。 (単位：千円)</p> <table> <tr><td>信託現金及び信託預金</td><td>2,211,749</td></tr> <tr><td>建物（純額）</td><td>137,588</td></tr> <tr><td>信託建物（純額）</td><td>6,976,412</td></tr> <tr><td>信託構築物（純額）</td><td>3,740</td></tr> <tr><td>機械及び装置（純額）</td><td>4,965</td></tr> <tr><td>信託機械及び装置（純額）</td><td>12,245</td></tr> <tr><td>信託工具、器具及び備品（純額）</td><td>2,262</td></tr> <tr><td>土地</td><td>399,183</td></tr> <tr><td>信託土地</td><td>8,536,013</td></tr> <tr><td>合計</td><td>18,284,161</td></tr> </table> <p>担保を付している債務は次のとおりです。 (単位：千円)</p> <table> <tr><td>長期借入金</td><td>9,183,000</td></tr> <tr><td>預り敷金及び保証金</td><td>15,536</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9,198,536</td></tr> </table> | 信託現金及び信託預金 | 2,211,749 | 建物（純額） | 137,588 | 信託建物（純額） | 6,976,412 | 信託構築物（純額） | 3,740 | 機械及び装置（純額） | 4,965 | 信託機械及び装置（純額） | 12,245 | 信託工具、器具及び備品（純額） | 2,262 | 土地 | 399,183 | 信託土地 | 8,536,013 | 合計 | 18,284,161 | 長期借入金 | 9,183,000 | 預り敷金及び保証金 | 15,536 | 合計 | 9,198,536 |
| 信託現金及び信託預金 | 2,164,766 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物（純額） | 139,457 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 信託建物（純額） | 7,091,290 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 信託構築物（純額） | 3,966 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機械及び装置（純額） | 5,136 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 信託機械及び装置（純額） | 13,639 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 信託工具、器具及び備品（純額） | 2,147 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土地 | 399,183 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 信託土地 | 8,536,013 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 18,355,601 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長期借入金 | 9,183,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 預り敷金及び保証金 | 15,536 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 9,198,536 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 信託現金及び信託預金 | 2,211,749 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物（純額） | 137,588 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 信託建物（純額） | 6,976,412 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 信託構築物（純額） | 3,740 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機械及び装置（純額） | 4,965 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 信託機械及び装置（純額） | 12,245 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 信託工具、器具及び備品（純額） | 2,262 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土地 | 399,183 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 信託土地 | 8,536,013 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 18,284,161 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長期借入金 | 9,183,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 預り敷金及び保証金 | 15,536 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 9,198,536 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. コミットメントラインに係る借入未使用枠残高等 | <p>本投資法人は、リファイナンスリスクを軽減し、財務の安定性を高めることを主たる目的として、取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。</p> <table> <tr><td>契約発効日</td><td>平成20年12月1日</td></tr> <tr><td>借入極度額</td><td>16,000,000千円</td></tr> <tr><td>当期末借入残高</td><td>—</td></tr> <tr><td>当期末未使用残高</td><td>16,000,000千円</td></tr> </table> | 契約発効日 | 平成20年12月1日 | 借入極度額 | 16,000,000千円 | 当期末借入残高 | — | 当期末未使用残高 | 16,000,000千円 | <p>本投資法人は、リファイナンスリスクを軽減し、財務の安定性を高めることを主たる目的として、取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。</p> <table> <tr><td>契約発効日</td><td>平成20年12月1日</td></tr> <tr><td>借入極度額</td><td>16,000,000千円</td></tr> <tr><td>当期末借入残高</td><td>—</td></tr> <tr><td>当期末未使用残高</td><td>16,000,000千円</td></tr> </table> | 契約発効日 | 平成20年12月1日 | 借入極度額 | 16,000,000千円 | 当期末借入残高 | — | 当期末未使用残高 | 16,000,000千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約発効日 | 平成20年12月1日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 借入極度額 | 16,000,000千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期末借入残高 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期末未使用残高 | 16,000,000千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約発効日 | 平成20年12月1日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 借入極度額 | 16,000,000千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期末借入残高 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期末未使用残高 | 16,000,000千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※3. 投資信託及び投資法人に関する法律第67条第4項に定める最低純資産額 | 50,000千円 | 50,000千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(損益計算書関係)

| | 前期 (自 平成20年 7月 1日 至 平成20年12月31日) | 当期 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年 6月30日) | |
|---------------------|--|--|--------------------|
| ※1. 貸貸事業損益 の内訳 | (単位：千円) | (単位：千円) | |
| A. 貸貸事業収入 | | A. 貸貸事業収入 | |
| 賃料等収入 | | 賃料等収入 | |
| 賃料 | 8,462,475 | 賃料 | 8,382,866 |
| 共益費 | 1,635,289 | 共益費 | 1,578,427 |
| 駐車場収入 | 219,033 | 駐車場収入 | 209,490 |
| 広告物掲出料 | 16,796 | 広告物掲出料 | 16,072 |
| アンテナ使用料 | 10,974 | アンテナ使用料 | 10,748 |
| その他貸貸収入 | 21,369 | その他貸貸収入 | 20,674 |
| 計 | <u>10,365,939</u> | 計 | <u>10,218,280</u> |
| その他貸貸事業収入 | | その他貸貸事業収入 | |
| 附加使用料 | 714,088 | 附加使用料 | 585,718 |
| 時間貸駐車料 | 8,505 | 時間貸駐車料 | 8,445 |
| 解約違約金等 | 18,310 | 解約違約金等 | 2,584 |
| 原状回復費相当額収入 | 22,953 | 原状回復費相当額収入 | 176,643 |
| その他雑収入 | 41,879 | その他雑収入 | 38,855 |
| 計 | <u>805,738</u> | 計 | <u>812,246</u> |
| 貸貸事業収入合計 | <u>11,171,677</u> | 貸貸事業収入合計 | <u>11,030,526</u> |
| B. 貸貸事業費用 | | B. 貸貸事業費用 | |
| 外注委託費 | 533,699 | 外注委託費 | 515,222 |
| 水道光熱費 | 802,804 | 水道光熱費 | 698,282 |
| 公租公課 | 849,826 | 公租公課 | 935,273 |
| 保険料 | 33,244 | 保険料 | 28,646 |
| 修繕工事費 | 240,405 | 修繕工事費 | 242,956 |
| 管理委託料 | 226,458 | 管理委託料 | 211,269 |
| 管理組合費 | 455,689 | 管理組合費 | 463,436 |
| 減価償却費 | 1,799,159 | 減価償却費 | 1,795,533 |
| その他貸貸事業費用 | 80,720 | その他貸貸事業費用 | 70,579 |
| 貸貸事業費用合計 | <u>5,022,008</u> | 貸貸事業費用合計 | <u>4,961,198</u> |
| C. 貸貸事業損益 (A - B) | <u>6,149,669</u> | C. 貸貸事業損益 (A - B) | <u>6,069,328</u> |
| ※2. 不動産等売却 損益の内訳 | (単位：千円) | (単位：千円) | |
| 不動産等売却損 | | 不動産等売却益 | |
| 不動産等売却収入 | 3,520,000 | 不動産等売却収入 | 10,600,000 |
| 不動産等売却原価 | 3,489,138 | 不動産等売却原価 | 7,298,068 |
| その他売却費用 | 35,300 | その他売却費用 | 1,898 |
| 不動産等売却損 | <u>△ 4,438</u> | 不動産等売却益 | <u>3,300,033</u> |
| | | 不動産等売却損 | |
| | | 不動産等売却収入 | 1,800,000 |
| | | 不動産等売却原価 | 3,951,596 |
| | | その他売却費用 | 2,498 |
| | | 不動産等売却損 | <u>△ 2,154,094</u> |

| | 前期 (自 平成20年7月1日 至 平成20年12月31日) | 当期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日) |
|------------|--------------------------------------|--|
| ※3. 違約金等損失 | — | (仮称) KM複合ビルプロジェクト商業施設棟の売買契約の解約に伴う解約違約金及び付随費用2,227,047千円並びに名駅2丁目開発特定目的会社発行の優先出資証券の売買契約の解約に伴う解約違約金及び付随費用1,012,401千円です。 |

(投資主資本等変動計算書関係)

| | 前期 (自 平成20年7月1日 至 平成20年12月31日) | 当期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日) |
|------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 発行済投資口の総口数 | 625,000口 | 625,000口 |

(キャッシュ・フロー計算書関係)

| | 前期 (自 平成20年7月1日 至 平成20年12月31日) | 当期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日) |
|---|--|---|
| ※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 | (平成20年12月31日現在) 現金及び預金 19,706,912千円 信託現金及び信託預金 14,860,678千円 <u>現金及び現金同等物 34,567,590千円</u> | (平成21年6月30日現在) 現金及び預金 20,987,712千円 信託現金及び信託預金 14,015,752千円 <u>現金及び現金同等物 35,003,464千円</u> |

(リース取引関係)

| | 前期 (自 平成20年7月1日 至 平成20年12月31日) | 当期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日) |
|----------------|---|---|
| オペレーティング・リース取引 | (貸主側) 未経過 一年内 6,236,273千円 リース料 一年超 35,941,137千円 <u>合計 42,177,411千円</u> | (貸主側) 未経過 一年内 6,117,461千円 リース料 一年超 36,764,551千円 <u>合計 42,882,012千円</u> |

(有価証券関係)

| 前期 (自 平成20年7月1日 至 平成20年12月31日) | 当期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日) | | | | | | | | | | |
|--|-------------------------------------|----------|--------|-----------|--|----|-----|---------|--------|-----------|----------|
| 時価評価されていない有価証券 | 当期中に売却したその他有価証券 | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸借対照表計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優先出資証券</td> <td>344,651千円</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 貸借対照表計上額 | 優先出資証券 | 344,651千円 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>売却額</th> <th>売却損の合計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優先出資証券</td> <td>306,000千円</td> <td>38,651千円</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 売却額 | 売却損の合計額 | 優先出資証券 | 306,000千円 | 38,651千円 |
| 区分 | 貸借対照表計上額 | | | | | | | | | | |
| 優先出資証券 | 344,651千円 | | | | | | | | | | |
| 区分 | 売却額 | 売却損の合計額 | | | | | | | | | |
| 優先出資証券 | 306,000千円 | 38,651千円 | | | | | | | | | |
| (注) 特定目的会社の優先出資証券は、特定目的会社の投資する不動産等の価値や当該不動産等に係る収益の変化による価値の変動リスクがあります。 | | | | | | | | | | | |

(デリバティブ取引関係)

| 前期 (自 平成20年7月1日 至 平成20年12月31日) | 当期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日) |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。 | 同左 |

(退職給付関係)

| 前期 (自 平成20年7月1日 至 平成20年12月31日) | 当期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日) |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 本投資法人には、退職給付制度がありませんので、該当事項はありません。 | 同左 |

(税効果会計関係)

| | 前期 (自 平成20年7月1日 至 平成20年12月31日) | 当期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日) |
|--|--|--|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of の主な原因別の内訳 | (繰延税金資産) 法人事業税損金不算入額 21千円 一括償却資産損金不算入額 52千円 <hr/> 繰延税金資産計 74千円 繰延税金資産の純額 74千円 | (繰延税金資産) 法人事業税損金不算入額 12千円 地方法人特別税損金不算入額 9千円 一括償却資産損金不算入額 71千円 <hr/> 繰延税金資産計 92千円 繰延税金資産の純額 92千円 |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | 法定実効税率 39.39% (調整) 支払分配金の損金算入額 △39.38% その他 0.01% <hr/> 税効果会計適用後の法人税等の負担率 0.02% | 法定実効税率 39.33% (調整) 支払分配金の損金算入額 △39.31% その他 0.02% <hr/> 税効果会計適用後の法人税等の負担率 0.04% |
| 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 | 「地方法人特別税等に関する暫定措置法」(平成20年法律第25号)が平成20年4月30日に公布されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の39.39%から39.33%に変更されました。 この税率の変更による影響額は軽微です。 | ————— |

(持分法損益等)

| 前期 (自 平成20年7月1日 至 平成20年12月31日) | 当期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日) |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 本投資法人には関連会社は一切存在せず、該当事項はありません。 | 同左 |

(関連当事者との取引)

| 前期 (自 平成20年7月1日 至 平成20年12月31日) | 当期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日) |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 親会社及び法人主要投資主等 該当事項はありません。 | 親会社及び法人主要投資主等 同左 |
| 関連会社等 該当事項はありません。 | 関連会社等 同左 |
| 兄弟会社等 該当事項はありません。 | 兄弟会社等 同左 |
| 役員及び個人主要投資主等 該当事項はありません。 | 役員及び個人主要投資主等 同左 |

(1口当たり情報)

| 前期 (自 平成20年7月1日 至 平成20年12月31日) | 当期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日) |
|---|---|
| 1口当たり純資産額 257,853円 1口当たり当期純利益 7,092円 | 1口当たり純資産額 254,492円 1口当たり当期純利益 3,731円 |
| 1口当たり当期純利益は、当期純利益を期間の日数による加重平均投資口数で除することにより算定しております。 潜在投資口調整後1口当たり当期純利益については、潜在投資口が存在しないため記載しておりません。 | 同左 |

(注) 1口当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| | 前期 (自 平成20年7月1日 至 平成20年12月31日) | 当期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日) |
|--------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 当期純利益 (千円) | 4,432,507 | 2,331,911 |
| 普通投資主に帰属しない金額 (千円) | — | — |
| 普通投資口に係る当期純利益 (千円) | 4,432,507 | 2,331,911 |
| 期中平均投資口数 (口) | 625,000 | 625,000 |

(重要な後発事象)

| 前期 (自 平成20年7月1日 至 平成20年12月31日) | 当期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日) |
|---|-------------------------------------|
| <p>重要な契約の解約について</p> <p>平成21年2月17日付にて、平成19年3月30日付で締結した(仮称)KM複合ビルプロジェクト商業施設棟に関する不動産売買契約の解約に合意し、同日付で合意解約書を締結しました。</p> <p><(仮称)KM複合ビルプロジェクト商業施設棟></p> <p>① 資産の種類：不動産</p> <p>② 資産の名称：(仮称)KM複合ビルプロジェクト商業施設棟</p> <p>③ 取得価格：9,250百万円(但し、取得諸経費及び消費税等を除きます。)</p> <p>④ 契約の相手方(売主)：三洋ホームズ株式会社、アートプランニング株式会社、エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社、神鋼不動産株式会社、平和不動産株式会社、名鉄不動産株式会社、三菱電機ライフサービス株式会社、株式会社長谷工コーポレーション、近畿菱重興産株式会社、株式会社ユニチカエステート(いずれも本投資法人与特別な利害関係にある者以外の第三者です。)</p> <p>⑤ 当初契約締結日：平成19年3月30日</p> <p>⑥ 機関決定の日付：平成21年2月17日</p> <p>⑦ 合意解約日：平成21年2月17日</p> <p>⑧ 解約理由：サブプライムローン問題に端を発した金融市場の信用収縮及び不動産市況の悪化の状況下、本物件における契約時の想定NOIと現状での想定NOIとの乖離が生じ、取得価格と鑑定機関による調査価格の乖離も大きくなることが判明しました。現況、回復までの期間について客観的かつ具体的な見通しが立てられない環境にあり、昨今の資金調達環境をも勘案し、違約金が発生することとはなるものの、取得を中止することが投資主の利益に資すると判断し、解約するものです。</p> <p>⑨ 損益に及ぼす影響：第15期(自平成21年1月1日至平成21年6月30日)において、特別損失を約2,227百万円計上する予定です。</p> <p>⑩ 支払い済みの違約金等：違約金等につきましては、自己資金で賄うこととしており、そのうち平成21年2月17日に、売主に違約金1,900百万円及び仲介会社に仲介手数料を支払いました。違約金の一部には、手付金を充当しています。なお、仲介会社名及び仲介手数料は、仲介先の意向により開示しておりません。仲介会社は、本投資法人与特別な利害関係にある者以外の第三者です。</p> | |

(7) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

該当事項はありません。

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

③ 不動産等明細表のうち総括表

| 資産の種類 | 前期末 残高 (千円) | 当期 増加額 (千円) | 当期 減少額 (千円) | 当期末 残高 (千円) | 減価償却累計額 | | 差引当期末 残高 (千円) | 摘要 |
|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------------|-------------------|---------------------|-------|
| | | | | | 又は償却 累計額 (千円) | 当期 償却額 (千円) | | |
| 流動資産 | — | — | — | — | — | — | — | |
| 有形固定資産 (不動産) | | | | | | | | |
| 建物 | 30,497,213 | 15,131,728 | — | 45,628,942 | 3,354,991 | 519,207 | 42,273,950 | 物件の取得 |
| 構築物 | 21,379 | 7,103 | — | 28,482 | 3,143 | 674 | 25,339 | |
| 機械及び装置 | 366,611 | 139,390 | — | 506,001 | 142,903 | 18,116 | 363,098 | |
| 工具、器具及び備品 | 18,492 | 8,317 | — | 26,809 | 9,328 | 1,639 | 17,481 | |
| 土地 | 63,879,374 | 16,622,303 | — | 80,501,678 | — | — | 80,501,678 | 物件の取得 |
| 建設仮勘定 | 514,234 | 43,177 | 511,110 | 46,301 | — | — | 46,301 | |
| 小計 | 95,297,305 | 31,952,020 | 511,110 | 126,738,216 | 3,510,367 | 539,638 | 123,227,849 | |
| (信託受益権) | | | | | | | | |
| 信託建物 | 77,986,384 | 375,168 | 6,343,091 | 72,018,462 | 14,114,110 | 1,201,267 | 57,904,351 | 物件の売却 |
| 信託構築物 | 87,888 | 172 | 1,346 | 86,714 | 24,316 | 3,138 | 62,398 | |
| 信託機械及び装置 | 1,398,104 | 1,928 | 98,210 | 1,301,822 | 707,751 | 45,085 | 594,070 | |
| 信託工具、器具及び 備品 | 86,167 | 3,657 | 3,088 | 86,735 | 38,702 | 6,304 | 48,033 | |
| 信託土地 | 115,375,371 | — | 6,145,542 | 109,229,828 | — | — | 109,229,828 | 物件の売却 |
| 信託建設仮勘定 | — | 2,060 | 2,060 | — | — | — | — | |
| 小計 | 194,933,915 | 382,986 | 12,593,339 | 182,723,563 | 14,884,881 | 1,255,795 | 167,838,682 | |
| 合計 | 290,231,221 | 32,335,007 | 13,104,449 | 309,461,780 | 18,395,248 | 1,795,434 | 291,066,531 | |
| 無形固定資産 | | | | | | | | |
| 借地権 | 1,542,818 | — | — | 1,542,818 | — | — | 1,542,818 | |
| その他 | 14,691 | 314 | 3,333 | 11,673 | 6,818 | 1,186 | 4,854 | |
| 合計 | 1,557,510 | 314 | 3,333 | 1,554,491 | 6,818 | 1,186 | 1,547,673 | |

(注1) 「当期増加額」は、物件の取得及び工事等によるものです。

(注2) 「当期減少額」のうち建設仮勘定及び信託建設仮勘定は、工事の完成による本勘定への振替によるもの及び(仮称)KM複合ビルプロジェクト商業施設棟の売買契約の解約によるものです。また、信託建物、信託構築物、信託機械及び装置、信託工具、器具及び備品、信託土地及びその他につきましては物件の売却によるものです。

- ④ その他特定資産の明細表
該当事項はありません。

⑤ 投資法人債明細表

| 銘柄 | 発行年月日 | 前期末残高 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 利率 | 償還期限 | 用途 | 担保 |
|----------------------|-------------|---------------|---------------|---------------|-------|-------------|--------------------------|-----|
| 第2回無担保投資法人債 (注1) | 平成16年2月12日 | 7,000,000 | — | 7,000,000 | 1.38% | 平成22年2月12日 | 物件取得 及び 借入金の 返済 | 無担保 |
| 第3回無担保投資法人債 (注1) | 平成16年2月12日 | 5,000,000 | — | 5,000,000 | 2.32% | 平成26年2月12日 | | |
| 第4回無担保投資法人債 (注2) | 平成16年11月4日 | 10,000,000 | — | 10,000,000 | 0.92% | 平成21年11月4日 | | |
| 第5回無担保投資法人債 (注2) | 平成16年11月4日 | 5,000,000 | — | 5,000,000 | 1.44% | 平成23年11月4日 | | |
| 第6回無担保投資法人債 (注2) | 平成16年11月4日 | 5,000,000 | — | 5,000,000 | 2.00% | 平成26年11月4日 | | |
| 第7回無担保投資法人債 (注3) | 平成18年12月14日 | 4,500,000 | — | 4,500,000 | 2.90% | 平成38年12月14日 | | |
| 第8回無担保投資法人債 (注3) | 平成19年7月23日 | 9,000,000 | — | 9,000,000 | 1.85% | 平成24年7月23日 | | |
| 第9回無担保投資法人債 (注3) | 平成19年7月23日 | 6,000,000 | — | 6,000,000 | 2.10% | 平成26年7月23日 | | |
| 第10回無担保投資法人債 (注3) | 平成20年5月30日 | 3,000,000 | — | 3,000,000 | 1.71% | 平成23年5月30日 | | |
| 合計 | | 54,500,000 | — | 54,500,000 | | | | |

(注1) 投資法人債間限定同順位特約付、少数私募及び適格機関投資家転売制限付です。

(注2) 投資法人債間限定同順位特約付及び適格機関投資家限定です。

(注3) 特定投資法人債間限定同順位特約付です。

(注4) 投資法人債の貸借対照表日後5年以内における償還予定額は以下の通りです。

| | 1年以内 (千円) | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) |
|-------|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 投資法人債 | 17,000,000 | 3,000,000 | 5,000,000 | 9,000,000 | 5,000,000 |

⑥ 借入金明細表

| 借入先 | 前期末残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (注2)(注3) | 返済期限 | 使途 | 摘要 |
|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------------|------------|------|---------------------|
| 短期借入金 | | | | | | | | |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 3,000,000 | — | 3,000,000 | — | 0.911% | 平成21年3月31日 | (注9) | 無担保・ 無保証・ 非劣後 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 1,000,000 | — | — | 1,000,000 | 0.966% | 平成21年7月3日 | | |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | — | 3,000,000 | — | 3,000,000 | 0.922% | 平成21年7月3日 | | |
| 株式会社りそな銀行 | 4,000,000 | — | — | 4,000,000 | 0.866% | 平成21年7月3日 | | |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 2,972,000 | — | — | 2,972,000 | 0.866% | 平成21年7月3日 | | |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 1,000,000 | — | — | 1,000,000 | 0.966% | 平成21年7月3日 | | |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 2,280,000 | — | 2,280,000 | — | 0.911% | 平成21年3月31日 | | |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | — | 2,280,000 | — | 2,280,000 | 0.922% | 平成21年7月3日 | | |
| 株式会社新生銀行 | 1,020,000 | — | 1,020,000 | — | 0.911% | 平成21年3月31日 | | |
| 株式会社三井住友銀行 | 1,000,000 | — | — | 1,000,000 | 0.966% | 平成21年7月3日 | | |
| 株式会社あおぞら銀行 | 900,000 | — | — | 900,000 | 0.966% | 平成21年7月3日 | | |
| 合計 | 17,172,000 | 5,280,000 | 6,300,000 | 16,152,000 | | | | |

| 借入先 | 前期末残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (注2)(注3) | 返済期限 | 使途 | 摘要 |
|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------------|------|------|---------------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | | | | | | | | |
| 株式会社日本政策投資銀行 | — | 75,000 | 25,000 | 50,000 | 1.740% | (注4) | (注9) | 無担保・ 無保証・ 非劣後 |
| 株式会社日本政策投資銀行 | — | 200,000 | — | 200,000 | 3.190% | (注5) | | |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | — | 200,000 | — | 200,000 | 2.449% | (注6) | | |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | — | 166,000 | — | 166,000 | 2.390% | (注7) | | |
| 株式会社三井住友銀行 | — | 100,000 | — | 100,000 | 2.440% | (注8) | | |
| 合計 | — | 741,000 | 25,000 | 716,000 | | | | |

| 借入先 | 前期末残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (注2)(注3) | 返済期限 | 使途 | 摘要 |
|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------------|-------------|------|---------------------|
| 長期借入金 (注1) | | | | | | | | |
| 全国共済農業協同組合連合会 | 5,000,000 | — | — | 5,000,000 | 1.453% | 平成24年11月27日 | | |
| 全国共済農業協同組合連合会 | 2,000,000 | — | — | 2,000,000 | 1.725% | 平成27年3月26日 | | |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 6,000,000 | — | — | 6,000,000 | 1.734% | 平成23年8月29日 | | |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | — | 1,000,000 | — | 1,000,000 | 2.156% | 平成24年6月27日 | | |
| 株式会社新生銀行 | 3,000,000 | — | — | 3,000,000 | 1.356% | 平成22年9月24日 | | |
| 株式会社福岡銀行 | 1,000,000 | — | — | 1,000,000 | 1.356% | 平成22年9月24日 | | |
| 株式会社福岡銀行 | 2,000,000 | — | — | 2,000,000 | 1.676% | 平成24年4月11日 | | |
| 株式会社中国銀行 | 1,000,000 | — | — | 1,000,000 | 1.356% | 平成22年9月24日 | | |
| 株式会社中国銀行 | 2,000,000 | — | — | 2,000,000 | 1.676% | 平成24年4月11日 | | |
| 株式会社八十二銀行 | 1,000,000 | — | — | 1,000,000 | 1.356% | 平成22年9月24日 | | |
| 株式会社八十二銀行 | 1,000,000 | — | — | 1,000,000 | 1.642% | 平成24年4月11日 | | |
| 大同生命保険株式会社 | 1,000,000 | — | — | 1,000,000 | 1.858% | 平成25年12月27日 | | |
| 大同生命保険株式会社 | 1,000,000 | — | — | 1,000,000 | 1.666% | 平成27年2月5日 | | |
| 太陽生命保険株式会社 | 1,000,000 | — | — | 1,000,000 | 1.858% | 平成25年12月27日 | | |
| 太陽生命保険株式会社 | 1,000,000 | — | — | 1,000,000 | 2.035% | 平成25年6月4日 | (注9) | 無担保・ 無保証・ 非劣後 |
| 住友生命保険相互会社 | 2,000,000 | — | — | 2,000,000 | 1.858% | 平成25年12月27日 | | |
| 住友生命保険相互会社 | 2,000,000 | — | — | 2,000,000 | 2.257% | 平成27年6月4日 | | |
| 株式会社損害保険ジャパン | 2,000,000 | — | — | 2,000,000 | 1.676% | 平成24年4月11日 | | |
| 株式会社損害保険ジャパン | — | 2,000,000 | — | 2,000,000 | 2.156% | 平成24年6月27日 | | |
| 株式会社伊予銀行 | 1,000,000 | — | — | 1,000,000 | 1.676% | 平成24年4月11日 | | |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 5,000,000 | — | — | 5,000,000 | 1.181% | 平成23年2月4日 | | |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | — | 5,800,000 | — | 5,800,000 | 2.449% | (注6) | | |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 5,000,000 | — | — | 5,000,000 | 1.380% | 平成23年3月26日 | | |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | — | 4,834,000 | — | 4,834,000 | 2.390% | (注7) | | |
| 株式会社あおぞら銀行 | 3,400,000 | — | — | 3,400,000 | 1.593% | 平成23年8月26日 | | |
| 株式会社日本政策投資銀行 | — | 970,000 | 25,000 | 945,000 | 1.740% | (注4) | | |
| 株式会社日本政策投資銀行 | — | 3,800,000 | — | 3,800,000 | 3.190% | (注5) | | |
| 株式会社三井住友銀行 | — | 2,900,000 | — | 2,900,000 | 2.440% | (注8) | | |
| 明治安田生命保険相互会社 | 4,783,000 | — | — | 4,783,000 | 2.050% | 平成23年6月21日 | | 担保付・ 無保証・ 非劣後 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 4,400,000 | — | — | 4,400,000 | 1.750% | 平成25年3月28日 | | |
| 合計 | 57,583,000 | 21,304,000 | 25,000 | 78,862,000 | | | | |

(注1) 長期借入金(1年内返済予定のものを除きます。)の貸借対照表日後5年以内における返済予定額は以下の通りです。

| | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 長期借入金 | 21,499,000 | 21,116,000 | 11,911,000 | 16,336,000 |

(注2) 平均利率は期中の加重平均を記載しており、小数第4位以下を四捨五入しています。

なお、上記借入先に支払われた融資手数料は含まれません。

(注3) 短期借入金は変動金利による借入れです。長期借入金は固定金利による借入れです。

- (注4) 平成21年6月27日を初回として、以降6ヵ月毎27日に各回25百万円を返済し、平成25年6月27日に820百万円を返済します。
- (注5) 平成21年12月27日を初回として、以降6ヵ月毎27日に各回100百万円を返済し、平成31年6月27日に2,100百万円を返済します。
- (注6) 平成21年12月25日を初回として、以降6ヵ月毎27日に各回100百万円を返済し、平成26年6月27日に5,100百万円を返済します。
- (注7) 平成21年12月27日を初回として、以降6ヵ月毎27日に各回83百万円を返済し、平成26年6月27日に4,253百万円を返済します。
- (注8) 平成21年12月25日を初回として、以降6ヵ月毎27日に各回50百万円を返済し、平成26年6月27日に2,550百万円を返済します。
- (注9) 資金使途は、不動産又は不動産信託受益権の購入資金（付帯費用を含みます。）及び借入金の返済資金等です。

2 【投資法人の現況】

【純資産額計算書】

(平成21年6月30日現在)

| | |
|----------------------------|-------------|
| I 資産総額 (千円) | 329,163,520 |
| II 負債総額 (千円) | 170,105,838 |
| III 純資産総額 (I - II) (千円) | 159,057,682 |
| IV 発行済数量 (口) | 625,000 |
| V 1口当たり純資産額 (III / IV) (円) | 254,492 |

(注) 資産総額、負債総額及び純資産総額は、帳簿価額を使用しています。

第6【販売及び買戻しの実績】

| 計算期間 | 発行日 | 発行口数（口） | 発行済口数（口） |
|--|-----------|---------|----------|
| 第10期計算期間 自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日 | 該当なし | | 530,000 |
| 第11期計算期間 自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日 | 平成19年2月6日 | 90,000 | 620,000 |
| | 平成19年3月7日 | 5,000 | 625,000 |
| 第12期計算期間 自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日 | 該当なし | | 625,000 |
| 第13期計算期間 自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日 | 該当なし | | 625,000 |
| 第14期計算期間 自 平成20年7月1日 至 平成20年12月31日 | 該当なし | | 625,000 |
| 第15期計算期間 自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日 | 該当なし | | 625,000 |

(注) 本投資法人による投資口の買戻しの実績はありません。

第7【参考情報】

第15期計算期間の開始日から、本有価証券報告書の提出日までの間に以下の書類を関東財務局長に提出しました。

平成21年3月26日 有価証券報告書
(第14期：自平成20年7月1日 至平成20年12月31日)

平成21年3月26日 訂正発行登録書

独立監査人の監査報告書

平成21年3月19日

日本プライムリアルティ投資法人

役員会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 田 昌 平 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 牧 野 明 弘 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられている日本プライムリアルティ投資法人の平成20年7月1日から平成20年12月31日までの第14期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本プライムリアルティ投資法人の平成20年12月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する第14期計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、投資法人は、平成21年2月17日付にて、平成19年3月30日付で締結した不動産売買契約の解約に合意し、同日付で合意解約書を締結した。

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本投資法人が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年9月17日

日本プライムリアルティ投資法人

役員会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 田 昌 平 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 牧 野 明 弘 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられている日本プライムリアルティ投資法人の平成21年1月1日から平成21年6月30日までの第15期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本プライムリアルティ投資法人の平成21年6月30日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する第15期計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本投資法人が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。